

法律人解説・先例集 (改訂版) 法解 法務省民事局

序用

公証人法關係

解説・先例集(改訂版)
解説編
法令

法務省民事局

は し が き (改訂版)

昭和四十六年に本書の旧版が発刊されてからすでに十四年が経過し、この間関係法令の改正や旧版発行後の通達回答も多数に上つているところから、改訂版の発行が関係者から強く要望されていた。

そこでこの要望に応えるため、旧版発行後に改正された関係法令についての解説を一部手直しするとともに、先例関係についても旧版発行後の通達回答を整理して補充することとして、このたびようやく改訂版発行の運びとなつた。

この改訂版発行に当たつては、複数の関係者が分担整理した経緯もあるため、表現が不統一になり、精粗よろしきを得ない部分もあるが、早期刊行を目指した趣旨に鑑み、後日の加筆補正を期すこととした。

本改訂版の発行に際しては、当時の日本公証人連合会特別委員会委員長佐藤哲雄氏、委員難波治氏及び同住吉君彦氏の各公証人には、並々ならぬ御協力をいただいた。ここに厚く謝意を表する次第である。

本書が、公証事務に携わる者の座右の書として活用されることとなれば幸いである。

昭和六十年十一月

法務省民事局

凡例

(法令名等)	
公証人法	法
公証人法施行規則	規則
公証人手数料規則	手数料
公証人定員規則	定員規
民事訴訟法	民訴法
民事訴訟法規則	民訴規
民事執行法	民執法
民事執行規則	民執規
刑事訴訟法	刑訴法
刑事訴訟法規則	刑訴規
企業担保法	企担法
大審院判決	大判
最高裁判所判決	最判

目次

解説編

第一章 公証人の任免	一
第一節 任命	一
一 消極的条件	一
二 積極的条件	二
第二節 所屬及び転属	三
第一 所屬	三
第二 転属	四
第三節 公証人役場	五
第四節 任命手続の実際	六
第五節 免職及び失職	七
第一 免職	七
第二 失職	八
第六節 身分、執務時間及び書記	九
第一 身分	九
第二 執務時間	一〇

第三書	記	一〇
第二章 公証人の職務権限		一一
第一節 権		一一
第二節 権利及び義務		一二
第一 手数料等の請求		一四
第二 嘱託受託義務		一六
第三 黙秘義務		一七
第四 職務専従義務		一九
第三節 職務執行に関する通則		二一
第一 職務執行の区域及び場所		二一
第二 事務処理の順序		二五
第三 身元保証金		二五
第四 署名及び印鑑		二九
第五 除斥		三二
第六 書類の保存、搬出その他		三五
第三章 公正証書の作成		四一
第一節 公正証書の効力		四一
第一 証 拠 力		四一
第二 執 行 力		四六
第二節 公正証書の内容		四九
第一 法 律 行 為		五〇
第二 私権に関する事実		五〇

第三節 公正証書作成の手續		七一
第一 証書を作成し得ない場合		七一
第二 嘱託人(又はその代理人等)の人違でないことの確認手續		八二
第三 代理権限の確認手續		八三
第四 許可又は同意の確認手續		八四
第五 各種証明資料の有効期間		八四
第六 通事及び立会人		八五
第七 公正証書の作成の要領		八五
第四章 遺言証書の作成		八七
第五章 公正証書による規約		九一
第六章 拒絶証書の作成手續		一一八
第一 拒絶証書の意義		一一八
第二 拒絶証書作成手續		一一九
第七章 認 証		一二〇
第一節 私署証書の認証		一二〇
第一 認証の対象となり得べき私署証書		一二〇
第二 認証の手續		一二一
第二節 定款の認証		一二三
第一 認証を必要とする定款		一二三
第二 定款の記載事項		一二五
第三 管 轄		一二一
第八章 執行証書		一三三

- 第一節 執行証書の要件.....一三二
- 第一 公証人がその権限内において正規の方式により作成した証書であること.....一三一
- 第二 一定額の金銭の支払又は代替物若くは有価証券の一定数量の給付を目的とする特定の請求が表示されていること.....一三四
- 第三 債務者が直ちに強制執行を受けても妨げない趣旨の意思表示をなし、このことが証書に記載してあること.....一四〇
- 第二節 執行証書と訴訟能力.....一四二
- 第三節 執行証書と代理.....一四四
- 第一 民法第一〇八条の適用の有無.....一四四
- 第二 民法第一一〇条の適用の有無.....一四七
- 第三 執行証書と白紙委任状.....一五〇
- 第四節 執行証書の記載内容と客観的事実の不一致.....一五四
- 第一 当事者に関する不一致.....一五四
- 第二 契約成立時期に関する不一致.....一五四
- 第三 目的物に関する不一致.....一五八
- 第四 権利の範囲に関する不一致.....一五八
- 第九章 執行文.....一六〇
- 第一節 意義.....一六〇
- 第二節 付与の手続.....一六一
- 第一 執行文付与の申請.....一六一
- 第二 付与機関.....一六二
- 第三 調査事項.....一六三

- 第四 付与.....一七九
- 第十章 債務名義等の送達.....一八二
- 第一節 強制執行開始要件としての送達の意義.....一八二
- 第二節 執行証書正・謄本等の送達.....一八三
- 第一 送達取扱機関としての公証人の送達事務の内容.....一八四
- 第二 執行官による送達並びに公示送達.....一八七
- 第三 送達をめぐる問題とその解決.....一八八
- 一 就業先への送達.....一八九
- 二 公証人による交付送達.....一九一
- 三 送達のなされない間になされた強制執行行為の効力.....一九二
- 第三節 送達関係書類の保存、送達関係手数料.....一九四

法令編

○公証人法……………一九五

○公証人法施行規則……………二一七

○公証人手数料規則……………二二七

○昭和三十三年法務省告示第三百三十八号（公証人法第八条の規定による法務事務官として公証人の職務を行わせる法務局若しくは地方法務局又はその支局）……………二四八

○公証人身元保証金令……………二五〇

○公証人審査会令……………二五一

○公証人法第十三条の二の審査会を定める政令……………二五三

○公証人定員規則……………二五四

○公証人手数料規則第十四条の横書の証書の様式を定める省令……………二六六

○民法施行法（抄）……………二六七

○確定日付手数料規則……………二六八

○確定日附簿及び日附印章調製規則……………二六九

○利息制限法……………二七四

○信託法（抄）……………三〇九

○国家賠償法（抄）……………二七六

○建物の区分所有等に関する法律……………二七七

○有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ関スル件……………三〇九

○信託表示簿及日附アル印章調製方……………三一一

○企業担保法……………三一六

○抵当証券法……………三一七

○商法（抄）……………三一八

○有限会社法（抄）……………三二五

○信用金庫法（抄）……………三二七

○手形法（抄）……………三二九

○小切手法（抄）……………三三四

○印紙税法（抄）……………三三七

○拒絶証書令……………三三八

○相続税法（抄）……………三七一

○国税徴収法（抄）……………三七一

○民事訴訟法（抄）……………三七八

○破産法（抄）……………三七九

○会社更生法（抄）……………三七九

○刑法（抄）……………三八二

○刑事訴訟法（抄）……………三八六

は し が き

われわれは、無形の思想内容を有形化するため、文書というものを作成する。ことにわれわれは、社会的経済的利害の伴う一定の法律効果を生ずる無形の法律事実については、後にそのような事実があつたとかなかつたとか、とかく争になりがちであることをよく知つてゐる。そこで後日の証拠として文書を作成するのが通常である。

文書は、取引の当事者たる私人間において作成されたものであつても、証拠とすることができるのはもちろんであるが、私人によつて作成された文書すなわち、私署証書は、後になつてその作成又は内容について争が生ずることが多く、その文書が真正に成立したことを別途証明する必要に迫られることがあり、それ自体として必ずしも確実な証拠といふわけにはいかない。そこで、文書の作成について、当事者の外に公の機関が関与し、文書の成立が公権的に保証されれば、一層、文書の証拠力を強め、取引内容を明確にし、紛争を防止する上に役立つこととなる。

このような目的をもつて、公の機関たる公証人が、公証人法その他法令の定めるところに従い、法律行為その他私権に関する事実について作成する文書を公正証書といい、公証人の任免、所属、監督職務権限等について定められた制度を公証制度という。広く公正証書という場合には、登記、戸籍、印鑑証明その他のように、公の機関が一定の事実又は法律関係について証明した文書をいうが、ここでは、もっぱら公証人によつて作成される文書を公正証書ということにする。なお、一定の公正証書は、債務名義となり、裁判所の手を経ないで、これによつて簡易に強制執行をすることができるとする。

わが国の公証制度は、明治十九年法律第二号公証人規則によつてフランスの制度にならつて確立したものであるが、後に明治四一年法律第五三号公証人法が制定されて、プロイセン流の制度に改められ、数次の改正を経て現在に

いたつてゐる。附屬法令として、公証人法施行規則（昭和二四年法務府令第九号）、公証人手数料規則（明治四二年勅令第一七四号）、公証人身元保証金令（昭和二四年政令第二三九号）、公証人審査会令（昭和二四年政令第一三八号）、公証人定員規則（昭和二四年法務府令第一〇号）、確定日附簿及び日附印章調製規則（昭和二四年法務府令第一一号）等があり、更に關係法令として、民法、商法、有限会社法、手形法、小切手法、拒絶証書令、民事訴訟法、刑事訴訟法、破産法その他多数のものがある。

この論稿は、何分にも筆者の能力不足のため、記述に誤なきを保し難く、解説もまた精粗よろしきを得ない。さらに参照すべき学説、判例等文献の渉獵を怠り、公証人役場の実際の取扱例の照会の労をおしんだため、果して各位の参考になり得るかどうか、すこぶる疑問である。しかし、ここにいさぎよく筆者の能力不足と懶惰を公開して一応責をふさぐこととする。各位の御教示、御指摘をまつて後日の補正追完を期したい。

×

×

×

「公証人法令集」の改訂版を發刊するにあたり、旧稿に手を入れるべく目を通したのであるが、相変らずの懶惰は、身辺の多忙を口実にはかどらず、遂に旧稿脱稿後の法令の改廢のみについて手を入れたに過ぎず、またまた未定稿となつたことをお詫びする（住吉）。

解 說 篇

第一章 公証人の任免

第一節 任 命

公証人は、法務大臣によつて任命される（法一一）。任命行為の性質については、公法上の契約と解する説もあるが、被任命者の同意を条件とする任命権者の行う一方的行為と解する。しかし、法務大臣は、いかなる者といえども一方的に任命することができるのではない。一定の欠格事由に該当しない者でしかも一定の任用資格を有するものうちから、適任と認める者を公証人に任命するのである。欠格事由を任用の消極的条件、任用資格を積極的条件と名づけて分説すれば、左のとおりである。

なお、法務大臣の任命行為によつて、被任命者は、公証人たる身分を取得するが、任命されたからといって直ちに公証人としての職務を執行し得るものではないことは後に述べるとおりである。

一、消極的条件（法一四）

以下にかかげる者は公証人に任命され得ない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、二年以下の禁錮に処せられた者で、その刑の執行を受け終つたか、又は、その執行を受けることのないことが確定した者は、この限りではない。ただし書後段の者とは、刑法により執行の免除の確定判決を得た者及びその者に対する刑の言渡の効力の消滅が確定した者をいう。たとえば、刑の執行猶予の言渡が取消されることなく猶予期間が経過した者（刑法二七）、刑の時効が完成した者（刑法三一以下）、外国において処罰せられた行為に対する刑の執行免除の判決が確定した者（同法五）、恩赦により刑の執行免除があつた者（恩赦法八）等がこれに該る。

2 破産又は家資分散（債務者が強制執行を受け弁済資力なきにいたつた状態をいう。商人破産主義の旧破産法の下で認められていたが、一般破産主義をとる現行破産法の施行とともに家資分散法（明二三、法六九）は廃止された（破三八四））。なお、経過規定については破産法三八六（三八八参照）の宣告を受け復権されない者。すなわち、破産等の宣告によつて公私の権利を享有する能力を失つた者で裁判上の手続等によりこれを回復せしめられない者

3 禁治産者及び準禁治産者

4 後に述べるように裁判官、検察官及び弁護士たる資格を有する者は、試験及び実務修習の過程を経ずに任用され得るが、これらの者については、特に、罷免の裁判を受けた裁判官（裁判官弾劾法二等、裁判官分限法一、二三参照）、懲戒の処分により免官、免職された検察官（検察庁法二三、二五、三二の二等、国家公務員法八二以下参照）又は懲戒処分により除名された弁護士（弁護士法五七四）で罷免、免官、免職又は除名後二年を経過していない者

以上にかかげた者以外の者でも、さらに、つぎの条件を具備することが任用の条件とされる。

二、積極的条件

1 一般的条件（法二二）

成年者たる日本国民で、法務大臣の定める一定の試験に合格した後六月以上公証実務の修習を了えた者であること。なお、この試験及び実務修習に関する規程は、法務大臣が定めることとなつてゐるが、実際には定められていない。従つて、この試験は、現在実施されていない。

2 特別資格

イ 法曹資格（法二三）

裁判官（簡易裁判所を除く（裁判所法四五参照））、検察官（副検事を除く（検察庁法一八Ⅱ～Ⅳ参照））又は弁護士たる資格を有する者は、1の試験、修習の課程を経ずに任命され得る。

ロ 選考任用資格（法二三ノ二）

当分の間、多年法律実務に従事しイにかかげる者に準ずる学識経験を有する者で、公証人審査会の選考を経ては、法務局、地方法務局又はこれらの支局の管轄区域内に公証人がいないか、いてもその職務を行うことができない場合に限つて——もちろんその区域内に補職することを前提として——任命され得る。

公証人に任命され得る条件は、右に述べたとおりであるが、公証人は、なお品性高潔にして社会の信用を得、国民から尊敬を払われるに値する者であるべきである。したがつて、任命権者は、定員（法一〇Ⅱ参照）に欠員があり、右に述べた条件を具備するという理由によつて、直ちに任命することは厳に慎しむべきであり、候補者の学識と品性が果して公証制度の威信を維持するに足るかどうかを慎重に選考した上で任命するか否かを決すべきことはいふまでもない。

第二節 所属及び転属

第一 所属

沿革からすれば、公証機関（公証人）は司法機関に附属するものとされてきた。わが国においても日本国憲法施行前は、公証人は、地方裁判所に所属するものとされたが、三権分立主義の強化を表明する憲法（同法四一、六五、七六参照）の趣旨に則り、その施行とともに、公証人は法務局又は地方法務局に所属することとなつた（法一〇一）。法務大臣は、公証人を任命する際に、当該公証人の所属すべき法務局又は地方法務局を指定する（法一一）。この

所属の指定は、任命と同時になされるのが通常であるが、任命と所属指定とは別個の行為であることに注意すべきである。両者の関係は、あたかも内閣、各省大臣等の任命権者によつて任命された公務員が、さらに特定の職に補せられる関係と酷似している。すなわち、所属指定は右の補職ないしは勤務の指定に相当する行為と解して妨げない。

所属指定によつて、公証人の執行区域が規整され（法一七）、また公証人の監督事務分掌者が定まる（法七四Ⅱ）。そのほか所属指定は、身元保証金納付（法一九丁）、職印の印影、氏名の自署の提出（法二二一）、書記の採用（二四一）、滅失証書原本の回復（法四一）、代理兼務及び受継（法六三〜七二）等につき、公証人とその所属する法務局、地方法務局長との関係を規整する。

第二節 転 属

転属とは、所属を変更することをいう。すなわち、甲法務局の所属であつた公証人を乙法務局の所属に変更することをいう。したがつて、甲法務局所属の公証人が同局管轄区域内のA市からB市に役場を移転するのは、ここにいう転属ではない（規則一Ⅲ参照）。

法務大臣は、公証人の転属を一方的に命ずることができるが、後に述べるとおり公証人は実質的意義における国家公務員と解すべきであり、裁判官におけるごとくその所属についての保障（裁判所法四八参照）がないのであるから、事件の繁閑、職務執行の成績等を考慮して転属させるのを相当と認められるときには、法務大臣は公証人の意思に反して転属を命ずることができるようであるが、転属を懲戒処分の一種とした法の趣旨に照らし（法八〇四）、その意思に反して転属を命じ得ないと解すべきであろう。

各法務局及び地方法務局に所属する公証人の員数は、法務局、地方法務局又はこれらの支局の管轄区域ごとに法務大臣が定めることとなつている（法一〇Ⅱ）。昭和二十四年六月一日法務府令第一〇号公証人定員規則がこれである。

第三節 公証人役場

公証人が現実にもその職務を行なうべき事務所を公証人役場という。

公証人は、法務大臣の指定した地に役場を設置しなければならない（法一八一）。この役場設置地の指定も任命、所属指定と同時になされるのが通常であるが、これまた各別の行為であることは、前節に述べたところと同様である。法務大臣の指定する地は、当該公証人の職務執行区域内のある地点（行政区劃をもつて表示される）を意味することももちろんであるが（明四二、七、二一、民刑六二三号、民刑局長回答）、公証人は、特別の場合を除いて、その役場において職務を執行すべく義務づけられるのであり（法一八Ⅱ）、また多数の書類をその場において保存するよう義務づけられるのであるから（法二五、規則二六、二七）、役場設置の指定は、公証人の職務権限の執行場所を限定するものであると解することができる。

公証人は、法務大臣の指定した地、すなわち市区町村内であれば何処にでも任意に役場を設けることができるのではなく、その役場を設けようとするときは、その位置、建物の構造及び周囲の状況を記載した書面を添附して、その所属する法務局又は地方法務局長の認可を受けなければならず（規則一Ⅰ）、更に役場を設置したときは、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない（同Ⅱ）。

役場とは、単に観念的な場所をいうのではなく、公証人の職務を満足に執行するに足る物的施設をいうことは、自明の理である。したがつて、通常の建物だからといってこれを役場として使用することを無条件に認可することは許されない。建物の構造からみて公証人役場としては狭隘、粗雑に失するときは、増改築、補修のあるまで認可を保留せざるを得ないこともあるであろう。また、建物の位置があまり辺鄙に失するのであれば一般の嘱託人等に不便をかけるが、そうかといつて交通至便の場所でも周囲に建物が密集していて類焼の危険が多分にある場合には、相当長期

にわたつて保存すべき重要書類の保管施設としては適當でない。認可上申のあつた具体的施設について、これら諸般の事情を総合勘案して慎重に認可の可否を決すべきである。

認可は、上申された具体的施設について与えられる。従つて役場認可後の事情の変更により、所属する法務局の管轄区域内の他の地点に役場を移転しようとするときは、改めて当初の役場認可の手續と同一の手續を履むべきことは説明するまでもない（規則一三）。

第四節 任命手續の實際

以上に述べたとおり、任命、所属及び役場設置地の指定は、それぞれ別個独立の行為であるが、手續の實際は同時になされるのが通常である。したがつて任命願進達の手続も以下に述べる手續によるよう通達されている。

公証人任命願の進達は、当該志願者が任命された暁、所属すべき法務局又は地方法務局の長からなされるのが通常であるが、進達書には、

イ 公証人任用願書

ロ 履歴書

ハ 戸籍謄本

ニ 健康診断書

ホ 役場所在地見取図及び家屋倉庫の平面図

ヘ 公証人会の意見書（公証人会のない場合は必要はない。）

の六種の書類の正副二通（履歴書は正副三通）を添附する外、当該志願者を公証人に任命するについての法務局長又

は地方法務局長の意見、設置しようとする役場の所在地、交通状況、家屋の構造、倉庫の設備及び役場内居住の可否等の詳細を附記しなければならない（昭二六、八、二五、法務府民甲一七一八）。

公証人任用願書は志願者の意思を、履歴書及び戸籍謄本は任用資格を、健康診断書は心身の状態が公証人としての職務執行に堪え得るかどうかを、役場所在地見取図及び家屋倉庫の平面図は前節に述べた要件を具備しているかどうかを検討確認するための資料とするものである（公証人会については後述参照）。この進達書及び添附書類を審査し、その他の事情を考慮した上、法務大臣において公証人として適任者であると認めるときは、任命その他の発令行為がなされる。

ただ、先任公証人の死亡、免職、失職又は転属の場合に、後任者として新たに公証人を任命する場合には、右の役場設置地の指定にかえて、先任公証人の後任を命ずるならわしになっている。ただし、後任の発令によつて役場設置地も当然に指定されるからである。

第五節 免職及び失職

第一 免 職

法務大臣は、

一 公証人が免職の希望を申し出たとき

二 公証人が身元保証金又はその補充額を所定の期間内に納付しないとき

三 公証人が年令七十才に達したとき

四 公証人が心身の衰弱により職務を行うことができなくなつたとき

には、その公証人を免職させることができる。もつとも、右の四に該当する場合は、公証人審査会の議決を経ること

が必要である（法一五）。

法務局長又は地方法務局長は、その所属する公証人に右の二ないし四にかかげる事由があると認めるときは、すみやかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない（規則三八）。なお、右の停年制的規定は、昭和二十四年法律第一四一号による改正の結果、新たに採用されたものである。なお、法律は、七十才に達したときは免職させることができる旨規定しているが、実際は、満七十才に達した公証人は、例外なく依願の形式で退職している。

免職事由が制限列举されており、他方免職が懲戒処分的一种としてかかげられているので（法八〇五）、懲戒処分によるほか、これら法定の事由以外の事由、たとえば、公証人としての適格性を欠くとか職務執行実績が不良である等を理由として分限による免職を一方的に命ずることはできない（国家公務員法七八参照）。

第二失 職

失職とは、一定の事由により当然に公証人たる身分を失うことをいう。一定の事由とは、さきに公証人任用の消極的資格要件としてかかげたものの一から三までに該当する事由をいう。

右の事由により公証人が失職した後、一の場合においてその刑が二年以下の禁錮でその執行を終り、又はその執行を受けることのないことが確定したとき、二の場合において破産の宣告を受けた者が復権したとき、三の場合においても禁治産又は準禁治産の宣告が取り消されたときは、再び公証人任用の消極的資格要件を具備するが、当然に復職するものではない。

公証人が失職した場合も、免職の事由がある場合と同様、その公証人の所属していた法務局又は地方法務局長は、法務大臣に対しその旨を報告する義務がある（規則三八）。

第六節 身分、執務時間及び書記

第一身 分

国家公務員法は、国家公務員を一般職に属する職員と特別職に属するそれとに分け、後者に属する職員として同法第二条第三項に規定されているもの以外のものが一般職に属する職員であるとしている。しかし、公証人は、特別職に属するものでもなく、そうかといつて同法に設けられている任免、給与、分限、懲戒等の規定の適用をうけることもなく、これらの事項については、公証人法の定めるところに従うのであるから、国家公務員法上の一般職に属するものといふことはできない。したがって、公証人は国家公務員法上の公務員すなわち形式的意義における国家公務員ではないと解せざるを得ない。

しかし、公証人は、公証人法の規定により法務大臣が任免し、同法及び民事執行法の規定にもとづきその職務として、強制執行における債務名義となるべき公正証書を作成し、これに執行文を付与することを主たるものとし、国の公務を掌るものであるから、実質的意義における国家公務員と解すべきである。

他の法令について、この点を考えてみると、

一 刑法上、文書偽造罪等における公務員の観念には、公証人が含まれることは異論がない。（したがつてまた、刑法上の公務所には、公証人役場が含まれる。）

二 民訴法第三三三条にいわゆる公務員のうちに公証人が含まれる。

三 刑訴法第三三三条において「戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面」は証拠とすることができる旨を規定しているが、ここにいふ公務員のうちに公証人が含まれることは明白である。

四 公証人法旧第六条の規定は、公証人の賠償責任に関するものであつたが、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」の賠償責任について定められた国家賠償法の制定の際に、公証人は国の公務員であるとして公証人法第六条の規定が削除された経緯もある。

よつて、公証人は実質的意義における国家公務員であると解してさしつかえない。

第二 執務時間

公証人の執務時間は、原則として法務省職員の勤務時間による(規則九第一項本文)。法務省職員の勤務時間は、一般職の職員の給与に関する法律第一四条(なお同法附則第五項、政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律四六号)参照)、人事院規則一五〇第二項、政府職員の勤務時間に関する総理府令(昭和二十四年府令一号)、官庁勤務時間並休暇ニ関スル件(大正二十一年閣令六号)の規定にもとづき、日曜日及び休日には勤務を要しないが、月曜日から金曜日までは午前八時三十分から午後五時まで、土曜日は午前八時三十分から午後零時三十分までと定められている(ただし、毎月第二土曜日は勤務を要しないこととされた)ので、公証人も原則として右の時間内は勤務し得る状態にあることを必要とする。もつとも、例えば公正証書による遺言証書の作成、拒絶証書の作成等、急を要する囑託のある場合には、日曜日、休日又は右の執務時間外でもこれに応じなければならない(規則九第二項)。また、時間外勤務に対して国家公務員に支給される超過勤務手当、休日給に類する増加手数を請求することは許されない。

第三 書記

公証人は、その所属法務局又は、地方法務局の長の認可を受けて、執務を補助させるため書記を置くことができる(法二四一)。公証人が書記の認可を申請するには、その申請に書記となるべき者の自筆の履歴書及び戸籍謄本を添附しなければならない(規則五)。

書記は、公証人の職務執行の補助者である。したがつて、公証人の私生活上の家事又は公証人役場において公証人の職務権限に関係のない業務例えば掃除、茶汲み等の雑役に従事する者については、その雇人につき所属局の長の認可を要しないことはいうまでもない。また書記の雇人は、公証人と書記を当事者とする私法上の雇傭契約である。したがつて、書記は形式上はもちろん実質上も国の公務員ではなく、その執務時間、給与等はもつぱら右の雇傭契約の内容によつて定まる。なお、書記の資格要件については特段の規定はないが、公証人の品位の保持、職務執行の適正な補助、後述する秘密保持の誓約等の諸点から少くとも法律的教養を備えた高等学校卒業程度以上の学歴を有する成年者であることが望ましい。

法務局長又は地方法務局長は、必要な場合においては、さきに与えた認可を何時でも取り消すことができる(法二四二)。例えば、執務の実績が不良で書記たるの適格を有せずと認めたとのときである。認可取消により当該書記は、爾後書記として公証人の職務の補助事務に従事することはできないが、これを解雇するか否かは、さきの雇傭契約の内容又は契約当事者の合意の如何による。すなわち、認可取消は、右の雇傭契約を当然に解約するものではない。

つぎに、公証人は書記を解雇し、又は書記が死亡したときは、遅滞なくその旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない(規則七)。なお、実質上書記としての執務に従事している認可手続未了の執務補助者を発見した場合は、直ちに当該公証人に対し認可手続を履践するよう指示する必要があるが、事情によつて監督権を発動して注意を促し、訓令し諭告する外(法七六参照)、職務上の義務に違反したことを事由に、当該公証人の懲戒を上申せざるを得ない場合もあるであろう(法七九参照)。

なお、書記及び事務員の労働条件は、労働基準法の定めるところによる(労働基準法八七、同法施行規則一参照)。

第二章 公証人の職務権限

第一節 権 限

公証人は、当事者その他の関係人の囑託により法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成し、私署証書並びに商法第一六七条及びその準用規定により定款に認証を与える権限を有する（法一）。

公証人の職務の主眼を法律行為に関する証書の作成に置き、公証人の作成した証書に法律上特に証拠力あるいは執行力を付与して私法上の権利の成立あるいはその満足を確保しようとするのが、公証制度創設の理由であった。公証人の職務として証書の作成を規定することは、各国法制の一致するところであり、いやしくも公証制度を採用する国でこの職務権限を認めないものはない。しかし、社会の進展に伴い経済生活も複雑頻繁となり、また法人の活動分野もますます拡大されるに従って、法律行為に関する証書の作成のみをもつて公証制度の目的を達するに十分なりとは、いい得ざるにいたつた。現行公証人法は、公証人の職務権限を法律行為に関する証書の作成のみに限らず、私法上の権利に関係ある事実に関する証書を作成し、また私署証書及び株式会社等の社団法人の基本的組織規範たる原初定款に認証を与える等の権限を有することとしたが、公証人の権限は、公証人法第一条に規定されるものに止まらない。他の法律において公証人の権限として規定されるものを列挙すれば、次のとおりである。

- 一 遺言証書の作成（民法九六九、九七〇―四、九七二、九八四等参照）
- 二 相続財産目録の調製（同法一〇一一）
- 三 公正証書に対する執行文の付与（民事執行法二二五、二六）
- 四 拒絶証書の作成（拒絶証書令一、手形法四四、六〇、七七、小切手法三九）

五 確定日附の付与（民法施行法五〇八）

六 有価証券の信託財産の表示（大正一一、勅令五一九）

七 破産財団所屬財産の封印評価の立会等（破産法一八六、一八八）

八 更生会社の財産評価の立会（会社更生法一七七）

九 抵当証券債務者が支払をしない旨の証明（抵当証券法二七二）

一〇 企業担保権の設定又は変更契約（企業担保法三）

公証人の作成した文書といえども、公証人法及び右にかかげた諸法律に定める要件を具備しないかぎり、公正の効力を有しない（法二）。ここに公正の効力とは、公正証書の有する証拠力、執行力等をいう。すなわち、公証人法及び他の法律の定める方式、要件を具備しない文書は、たとえそれが公証人によつて作成されたものであつても、広義の公正証書の具有すべき証拠力はもちろん、それぞれの関係法令によつて与えられる効力をも有しないのである。しかし、公証人法及び他の法律に定める方式、要件の軽重の如何を問わず、いかに些末な方式、要件といえどもその全部を完全に具備しない限り公正の効力を有しないと解すべきではあるまい。要件不備の公正証書については、その要件に関する各個の規定の趣旨から証書が公正の効力を有するか否かを判断すべきであろう。公証人が囑託人、その代理人等あるいは囑託された事項について特別の関係を有するときは職務執行から除外されるが（法二二）、この規定に違反して作成された証書、公証人は日本語を用いて証書を作成しなければならぬが（法二七）、外国語を用いて作成した証書、あるいは証書には公証人及び囑託人等の列席者が署名押印しなければならぬが（法三九四）、これらの署名押印を欠いた証書等は、これらの規定の趣旨に徴し、絶対に公正の効力を有しないものと解すべきである。しかし、例えば、証書中接続すべき字行に空白あるときは墨線をもつて接続しなければならぬが（法三七二）、これを

しなかつた証書、代理人により囑託されたときはその旨を証書に記載しなければならないが(法三六三)、この記載を脱漏した証書、証書の文字を削除するときは、その字数及び箇所を欄外等に記載して公証人及び囑託人、代理人がこれに押印することを要するが(法三八三)、この押印を遺漏した証書等については、事柄の性質上必ずしも証書の公正の効力を否定する必要はないと解すべきであろう。

なお、公正証書の作成、私署証書及び定款の認証、その他遺言証書、拒絶証書等の作成については、後述する。

第二節 権利及び義務

第一 手数料等の請求

公証人は、政令(公証人手数料規則)で定める手数料、日当及び旅費、送達郵送料等を請求することができるが、これ以外にはいかなる名義であつても、その取り扱つた事件に関して報酬を受けることはできない(法七)(註一)。

手数料とは、本来、国又は地方公共団体及びこれらの機関が他人のために行う公の役務に対し、その報償として徴収する料金をいう。公証人は、国家公務員法にいう国の公務員ではないが、その執行する職務の内容は国の公権力の行使に外ならないから、実質的意義における国の公務員と解すべきことは既に述べた。公証人を形式的にも国家公務員とし、これに対して国が給与を支払い、その取り扱う事件に応じて国庫収入となるべき手数料を国が徴収することとする 것도、制度として考えられるけれども、現行制度は、沿革上公証人に対し国が給与を支払うことをせず、公証人は、囑託人その他の利害関係人に対し私法上の権利としての手数料等の請求権を有するものとした(註二)。

公証人手数料規則(明四二勅令一七四)は、囑託事件の種類と内容に対応し公証人の供する役務の難易を勘案して手数料等の額を定めている。各個の規定の詳細は後に譲り、ここでは手数料徴収に関する一般的规定の説明に止める。

まず、公証人は、手数料、日当及び旅費、謄本送達郵送料等、手数料規則に定めるものの外、いかなる名義をもつてするもの取り扱つた事件について報酬を受け得ないことは、公証人の職務内容と身分に照らして当然であるといえよう。また、手数料等については、右の規則で定められた一定の額を減額して請求することも許されない(手数料規則三〇)。ただし、手数料等の所定額を減額することにより囑託事件の誘致を図るときは、公証人の品位を失墜し、ひいては公証制度に対する国民の信頼を裏切る結果となるからである。したがつて、減額請求の事実は、懲戒の事由となる(法七九)。ただ、手数料等の支払能力のない囑託人については、その旨の市町村長の証明書の提出がある場合に限る、一時その支払を免除することができる(同三四)。さらに、公証人はさきに述べた公正の効力を有しない文書の作成について手数料等を請求し得ない。したがつて、既に手数料等を徴収しているのであれば、それを返還する義務がある。もつとも、その文書の作成につき公証人に過失のなかつた場合は請求することができる(同三二)。つぎに、公証人は、囑託事件の完結後でなければ手数料等を請求し得ないが(同三三)、場合によつては手数料等概算額の予納を命ずることができる(同三五)。予納させたときは、公証人は、領収証を交付しなければならない(規則一七)。しかし、囑託人の方でも予納にかえてこれを供託することができる(同三五Ⅱ)。いずれにしろ、予納、供託のあつたときは、他の囑託を拒絶すべき正当な事由のない限り、公証人は囑託を拒むことはできないが、予納、供託のない限り、これを理由に囑託を拒むことができる(同三五Ⅲ)。

註一 したがつて、公正証書その他の用紙の代価(手数料規一四参照、明四二、七、三〇、民刑七〇四号民刑局長回答)、公証人

法施行規則第一四条第二項の書面の作成手数料(明四二、一〇、二七、民刑局長回答)、公証人法第四二条により公正証書

の正本、謄本を徴して原本に代え保管した後、その正本、謄本を交付する場合の手数料(明四三、六、八、民刑局長回答)

等を徴取し得ないことはもちろん、公証人法施行規則一三の二による通知費用(昭二八、二二、四、民事甲二三三二五号民事局長通達)、代理公証人の被代理公証人役場までの出張旅費(昭三七、八、八、民事甲二二五七号民事局長通達)等はいづ

れも公証人の負担となるべきもので、嘱託人から徴取することはできない。

公証人が公正証書の作成に際し、嘱託人から代理料又は代人料等と称して法定手数料以外の費用を徴し、公正証書作成につき白紙委任した嘱託人（多くは債務者）の代理人選任のあつた旋をすることが、公正証書執行の公正を害し、かつ公証人法第七条第二項に違反する結果をも生ずることとなる（昭二九、九、二八、民事秘一五一号、民事局長通達）。

註一 公証人の債権者は、公証人の嘱託人に対して有する手数料等の債権を差し押えることができる（民事執行法一五二参照）。また、公証人の手数料等の請求権に關し、民法は、短期消滅時効を規定している（同法一七二）。

第二 嘱託受託義務

公証人は正当の理由のない限り嘱託を拒むことはできない（法三三）。すなわち、嘱託を受託する義務がある。

公証人は、当事者その他の関係人の嘱託によつて、受動的に職務を執行するものであるが、正当な理由のない限りこの受動的職務執行を拒否することはできない。いかなる場合に嘱託を拒否し得る正当な理由があるかといひ得るかは問題であるが、前節に述べた公正の効力を有しない文書の作成を嘱託された場合は、一般にこれを拒絶し得る正当の理由があるといひ得る。たとえば、法令違背の事項、無効及び無能力により取り消し得る法律行為（法二六）に關する証書作成の嘱託、外国語による証書作成の嘱託（法二七）、嘱託人又はその代理人が人達がないことの証明手続を履踐しないである嘱託（法二八Ⅱ、三一）、正規の手数料の予納供託に應じない場合の嘱託（手数料規三五Ⅲ）、許可又は同意を要する行為について、これを与えた第三者の資格証明書を提出せずしてする嘱託（法三三、明四二、九、一四、民刑九九〇号、民刑局長回答）等は、いずれもこれを拒絶する正当の理由に該當する。

なお、拒絶し得る正当な理由のない限り嘱託に應ずべきであるが、そうだからといつて、事件の適正な処理能力の限度を越えて嘱託を受託すべき義務があるかどうかは、甚だ疑問である。殊に後に述べるように、証書の作成、認証に當つては、当事者その他の関係人に注意を促し、説明を求めて当事者の真意を探求し、法令違背の有無、行為の有

効無効等を慎重に判断した上で、当事者の陳述を法律的に構成し、所定の方式を具備した証書を作成し、認証する必要があるのであるから、そこには必然的に事件処理の能力に限度が劃される。正当の理由のないことに藉口してこの限度を越えて嘱託に應ずることは、いきおい事件処理の不適正を来たすことにもなる。このような事態にいたつた場合、法務局長又は地方法務局長は、所屬の公証人の間における事務の負担が著しく均衡を失し、公証人の事務の適正迅速な処理又は品位の保持を害する虞があると認めるときは、法務大臣の認可を受けて事務の負担を調整する必要がある（規則四〇ノ二）。

公証人は、嘱託を拒んだ場合に嘱託人の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。この場合には、遅滞なくその旨をその所屬する法務局又は地方法務局長に報告しなければならない（規則一二）。所屬の法務局、地方法務局長の長に報告する義務を課した理由の一つは、公証人において正当の理由ありとして嘱託を拒絶した取扱について、嘱託人又は利害関係人に不服がある場合には、所屬の法務局、地方法務局長の長に対し異議の申立をすることができるので（法七八）、異議申立のあつた場合に、所屬の法務局、地方法務局長の長において果して当該事件に關する公証人の事務取扱が適正であつたか否かを判断するための資料とするためである。

第三 黙秘義務

公証人は、法律に別段の定のある場合及び嘱託人の同意のある場合の外（明四四、一〇、一六、民二八一号、民事局長回答参照）、その取り扱つた事件を漏泄することはできない。すなわち、取扱事件の秘密を守る義務がある（法四）（なお、民法二八一―二、刑訴法一四九、非訟法一〇参照）。

公証人は、当事者その他の関係人の嘱託によつてその職務を執行するものであるから、常に親しく嘱託人に接触して事件の内容を聴取する。事件の中には、その性質上嘱託人等の恥辱にわたる事項もあるであろうし、また信用に關

する事項もあるであろう。あるいは、嘱託人等が特にその事件の他聞を希望しないこともある。もし、公証人にこの義務が課せられないとすれば、公証人を信頼することができず、安んじて公証機関を利用することができなくなるであろう。

法律に別段の定のある場合としては、刑事訴訟法第一四九条但書に該当する場合、同法第一九七条第二項により捜査機関が必要事項を照会する場合（昭一三、八、一三、刑事局長回答、昭二九、八、四、民事局長回答）、拒絶証書令第八条第二項により拒絶証書が滅失した場合に利害関係人に謄本を交付する場合、国税機関職員が特定の納税義務者（納税義務ありと認められる者を含む。）に係る相続税、贈与税の調査、徴収について必要があるとき、関係部分の公正証書の閲覧を求め、公証人に質問する場合（相続税法六〇Ⅱ）等があり、その例は余り多くないが、あえて法律に別段の規定がある場合としたのは、嘱託事件を漏泄する場合は、必ず法律の規定によるものとし、命令をもつて定めることができないとした点に意味がある。嘱託人の同意ある場合について別段問題はないが、一箇の事件について数人の嘱託人がある場合においては、その全員の同意を要することももちろんである（なお、民訴法二八一Ⅱ、刑訴法一四九但書参照）。

取り扱った事件とは、公証人の取り扱った公正証書等の内容はもちろん、嘱託人の職業、氏名、生年月日等の事実まで含む。

公証人がこの義務に違反して事件の秘密を漏泄したときは、刑法第一三四条の罪に問われる外、懲戒に付せられることになる（法七九）。さらに秘密を漏泄したため嘱託人その他の者に損害を加えたときは、第一次的賠償責任に任ずる結果となるであろう（国家賠償法一）。

なお、公証人の執務補助者たる書記に対しては、この黙秘義務は課せられていないが、公証人は、あらかじめ書記にその役場で取り扱う事務について、公証人が職務上漏らすことのできない事項を漏らさない旨を誓約させなければならぬことになっている（規則六）。書記がこの誓約に違反して黙秘事項を漏泄した場合は、公証人との間の私法上の雇傭契約その他の契約に種々の効果を生ずることがあるであろうが、公証人は、自己が漏泄したのではないことを理由に、前記の責任を免れることはできない。たとえ、書記の選任監督につき相当の注意を施した場合においてもなおかつ然りである（民法七一五―但書参照）。

第四 職務専従義務

公証人は、法務大臣の許可を得た場合の外、他の公務を兼ね、商業を営み又は商會社若しくは営利を目的とする社団法人の代表者若しくは使用人となることはできない（法五）。すなわち、専心公証事務に従事する義務を負う。

既に述べたごとく、公証人は、実質上国の公務員であると解すべきであるから、その執務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、職責の遂行に専従すべき義務を有することというまでもない（国家公務員法一〇一参照）。またその職務の性質上親しく嘱託人に接し当該公正証書の作成なり認証に当って嘱託人等が相当の考慮をしたかどうか、能力を有するかどうか等の諸点について注意を促し、説明を求める必要がある（規則一三参照）、さらに自ら筆をとった証書を作成しなければならないのであるから、他人をしてその職務を執行させることは許されない。然るに、公証人が他の公務を兼ね営利的事業に関与するときは、往々にして本務たる公証事務に熱意を欠き、嘱託人に不便を与え、職務執行の適正が疑われその結果遂に公証制度の信用を失墜し、国が特に公証機関を設けた目的を達することができなくなるに至るのは必至であるから、公証人にこの義務を課したのである。

公証人は、法務大臣の許可を得ない限り、

一 他の公務を兼務することができない。公務とは国又は地方公共団体の事務をいう。たとえ、国家公務員法その

他の法令に規定する官職を占めない場合であっても、公務と認められる限り、これを兼務し得ない。また、その公務は一時的であると永続的であると、報酬を受けると否と公証人役場において兼務事務に従事すると否とを問わず一切その兼務は禁止される。

二 商業を営むことはできない。商業とは商人の営業を意味する。したがって商法第五〇一条に掲げる絶対的商行を目的とする営業に限らず、同法第五〇二条に掲げる営業的商行を目的とする営業も含まれる（国家公務員法一〇三―参照）（註）。

三 商事会社若くは営利を目的とする社団法人の代表者若くは使用人となることができない。商事会社とは商行をなすを業とする目的をもつて設立された社団法人（商法五二、有限会社法一一）をいう。社団法人には、民法の規定による公益社団法人と商法の規定による営利社団法人すなわち商事会社の外に、その中間型体として特別法による営利を目的とする社団法人がある（民法三五参照）。例えば、農業協同組合、中小企業等協同組合等の各種協同組合がこれに該当する。これらの代表者、すなわち、合名会社の各社員、合資会社の各無限責任社員又は両者の業務執行社員、両者について代表社員を定めたときは、その代表社員（商法七六、一四七）、株式会社の代表取締役（同法二六一―）、外国会社の代表者（同法四七九―）、各会社の清算人その他特別法に定める営利社団法人の理事、特別代理人、清算人等若くはこれらの使用人すなわち支配人、番頭、手代、その他雇傭関係における従業員になることはできない。

ことに、公証人が平常公正証書作成の嘱託をうける関係にある法人については、公証人が代表権を有しない役員、顧問、相談役等に就任することも相当でないと考えられる（昭二九、六、一、民事甲一一四〇号、民事局長通達）。兼務兼業についての法務大臣の許可申請手続については、昭和二七年五月三〇日付民事秘第一五九号民事局長

通達を参照されたい。

註 商業の語は、また、事業を各種に分類する場合に、工業、鉱業、運送業、金融業その他の事業に対して、主として物品販売業、問屋業、仲介業、代理業等をいうことがある。国家公務員法一〇三―、独占禁止法二―、中小企業等協同組合法一、七―等に商業とあるのはこの意味である。

第三節 職務執行に関する通則

本節においては、公証人がその権限に属する総ての職務を執行するに当り適用される通則を述べるに止め、各個の権限に関する特則については、それぞれの箇所において、触れることとする。

第一 職務執行の区域及び場所

一 職務執行の区域

職務執行の区域とは、公証人が有効にその職務を執行することを得べき土地の範囲をいう。換言すれば、公証人がその役場を離れて職務を執行することのできる土地の範囲をいう。

公証人の職務執行の区域は、その所属する法務局又は地方法務局の管轄区域による（法一七）。したがって、公証人は、所属法務局、地方法務局の管轄区域外に出では、いかなる職務といえども執行することができない。しかし、職務執行の区域とは、職務を執行し得べき場所に関する区域に外ならないから、その職務執行の区域内において生じた事件又はその区域内に居住する者の嘱託する事件に関するのみ職務権限を有するという意味ではない（民事訴訟法の裁判所の土地管轄に関する規定を想起されたい。民訴一以下参照）。いやしくも職務を執行する場所が、所属法務局、地方法務局の管轄区域内である限りは、他の公証人の職務執行区域内において生じた事件であると、自己の区域外に居住する者の嘱託する事件であるとを問わず（明四二、七、二一、民刑六二三号、民刑局長

(回答)、有効にその職務を執行することができるのであつて、正当の理由のない限りその嘱託を拒み得ない。

二 職務執行の場所

職務執行の場所とは、公証人が現実に行うべき場所のことである。

公証人は、後述する二箇の例外の場合を除き、原則として自己の役場において職務を執行することを要する(法一八Ⅱ)から、公証人が現実はその職務を執行すべき場所はその役場である。したがつて自己の職務区域内といえどもみだりに役場外に出て職務を行うことは許されない。また、役場の性質上、一公証人が数個の役場を設けると、あるいは役場の出張所等の出先を設けることも許されない。旧公証人法当時においては、公証人は、役場内に居住することを義務づけられていた(旧法一八Ⅲ)ので、数人の公証人が一箇の役場を設けることも禁止されると解釈されたが、現行法の下では合同役場は許される(規則四八)。

公証人は、法務大臣の指定した地に役場を設けなければならないこと、役場を設けようとするときは、所定の資料を添付して所属の法務局、地方法務局の長の認可を受けなければならないことは既に述べた。

役場内職務執行の義務の特殊な場合として、公証人が他の公証人を代理するときは、その代理せられる公証人の役場において代理すべき職務を執行し(法六五、六三、六四)、また公証人が他の公証人が停職した場合にその職務を命ぜられたときは、その停職者の役場において兼務すべき職務を執行しなければならない(法七二Ⅱ)ことがある。しかし、公証人の死亡、免職、失職又は転属の場合において直ちに後任者の任命されないときは、同一管内の公証人に兼務を命ずることとなるが(法六七Ⅰ)、この場合には兼務者の役場において兼務すべき職務を執行して妨げないが、その旨を遅滞なく所属する法務局、地方法務局の長に届け出なければならない(規則三〇)。

公証人は、その役場に公証人何某役場と記載した表札を掲げ(規則二)、また役場の見易い場所に手数料、郵便

料、日当、旅費の標準額、執務時間及び急を要する場合には休日又は執行時間外でも嘱託に応ずる旨を掲示しなければならない(規則一〇)。なお、代理者又は停職者の兼務者は、その職務を行う役場の見易い場所に代理者何某又は兼務者何某である旨を掲示しなければならない。さらに後任者又は公証人の死亡、免職、失職又は転属の場合の兼務者は、その職務を行う役場の見易い場所に、公証人何某の後任者又は公証人何某の取り扱つた事務についての兼務者である旨を掲示しなければならない(規則三一)。

公証人はその役場において職務を執行するのを原則とするが、これにはつぎの二箇の例外がある。

1 事件の性質上役場内の職務執行が不可能な場合

いかなる事件がこれに該当するかは、もとより公証人が箇々の事件について自己の判断により決定する外はないが、役場外職務を客観的に是認させるに足る事件であることを要する。なお、法律行為以外の私権に関する事実について公正証書を作成する場合には、これに該当するものが多いであろう。例えば、公証人が山林の面積形状又は立木の数量種類等に関する事実について公正証書を作成するには、まずその山林に臨んで現実にその状況を目撃することを要し、また会社その他組合における議事を録取して証書を作成するには、その会場に臨み、自ら出席者の陳述を録取することを要し、また財産目録を調製するには財産の所在につきその物を実験してこれを調製する必要があるから、これらの事件についてはその性質上役場内の職務執行は不可能である(法三五参照)。しかし、遺言証書以外の法律行為に関する公正証書を作成する場合は、たとえ当事者その他の関係人が病氣その他の理由によつて役場に出頭することができない場合でも、公証人は、その病床等に臨んで証書を作成することは許されない。なんとすれば、このような場合は当事者等はその代理人を役場に出頭させて嘱託させることができるのであるからである(註)。ただ、法律行為とこれに牽連する事実について証書を作成する事件につ

いては、やはりこの例外に該当する場合があり得る（手数料規一七、二七、明四三、一一、二二、民刑一二六七号、民刑局長回答参照）。さらに、私署証書の認証（法五八以下）の場合に、当事者が病氣その他の事故のため役場に出頭し得ず、かつ代理人による認証を欲しないときは、——稀有な場合であろうが——役場外において認証し得ると解す。原本が第三者の占有にあり又は特別の事情があつて役場に原本を持参することができない場合の謄本認証（原本と相違ない旨の認証）もまたこの例外に該当する。

註 昭三八、一、一一民事甲二〇号民事局長通達は、嘱託人の出頭著しく困難であることが医師の診断書等により明確であり、かつ、嘱託人本人から法律行為の内容を直接聴取するのが相当と認められる案件では、公証人は嘱託人の要求により出張して職務をおこない得る、としている。

2 法令に別段の定めのある場合

イ 遺言証書を作成する場合

公証人が遺言証書を作成する権限を有することは既に述べた。この遺言証書は必ずしも役場において作成する必要はない（法五七）。したがつて、公証人が遺言証書の作成を嘱託されたときは、役場以外の如何なる場所においてもこれを作成することができる。遺言は遺言者の死後に効力を生ずる法律行為であるから（民法九八五）、老衰又は疾病者のように、死期のようにやく接近した者がこれを嘱託する場合が多く、また遺言自体代理を許されない行為であるから、公証人が遺言者の所在に赴いて遺言証書を作成し得るとしたほうが便利であるからである。

秘密証書による遺言の方式に関する記載について（民法九七〇―四、九七二―二参照）、公証人法第五七条の規定は、当然に適用されると解する。

ロ 拒絶証書を作成する場合

拒絶証書は、手形の引受又は支払の拒絶その他遡及権の行使又は保全の要件たる事実を公証するために作成されるものであるが、引受又は支払請求のあつた場所において作成することを要し、請求者の承諾ある場合の外他の場所において作成することができない。請求をすべき場所が判明しないときは官公署に問い合わせ、問い合わせてもなお判らないときに、はじめてその官公署又は役場で作成することができるのであるから（拒絶証書令七）、拒絶証書を役場で作成する場合はほうが却つて例外に属する。

以上イ、ロに説明した公証人が例外の規定によりその役場外に出て職務を行うべき場合においても、前項の職務執行の区域に関する規定の適用をうけることはいうまでもない。すなわち、公証人は事件の性質上役場で職務を執行し得ない場合又は法令に別段の規定のある場合においては、例外としてその役場外において職務を行うことができるが、必ず自己の管轄区域内たることを要するものである。

第二 事務処理の順序

公証人は、特別の事情のない限り嘱託の順序に従つて事務を取り扱わなければならない（規則一一）。公務を執行すべき公証人として当然のことである。いかなる場合に特別の事情があるか、これまた公証人の良識によつて判断されなければならないが、特に優先して処理すべき急迫な事由のある場合がこれに該当しよう。嘱託人との親疎、手数料収入の多寡等を理由とすべきでないことはいうまでもない。

第三 身元保証金

身元保証金とは、公証人が将来負担することあるべき損害賠償債務及び国と公証人との特別の関係から生ずべき費用若くは懲戒罰としての過料債務（法八〇二）の担保とするために国に納付金銭又は国債証券である。この金銭

又は国債証券は、納付によつてその所有権が国に移転するが、公証人の身分喪失を停止条件として返還されるものと解する(註)。

公証人の納付する身元保証金の担保する債権及びその順序は次のとおりである。

第一に身元保証金を還付する場合の公告費用(法二〇Ⅲ)、第二に懲戒処分により処せられた過料(法八四Ⅲ)、第三に公租及び他の債権である。

身元保証金は、敷金と同様に、受領者の納付者に対する債権額を控除した残額を返還すべきものであるから、公証人の身分に関連して生じた国の債権があれば、保証金から控除して返還すべきものであり、その他の第三者の債権については、公証人の有する保証金返還請求権に対する強制執行等の方法により取り立てることができる。

前述の公告費用及び過料債権について公証人法に明文があり、他の債権に優先して弁済を受け得るが、問題となるのは、公証人の職務上の故意過失に基づく損害賠償債権である。民法第三十一条第四号、第三二〇条によれば、公証人の職務上の過失によつて生じた賠償債権については、身元保証金の上に先取特権が存するかの観があり、個人たる被害者が、公証人に対し直接損害賠償債権を取得するとみられないでもない。しかし、国家賠償法の制定と同時に、公証人の職務上の過失による公証人の個人責任を規定した公証人法の旧第六条の規定が削除された経過にかんがみるときは、被害者の保護を厚くするために国又は公共団体が直接責任を負い、公務員の個人責任は、特に法令の規定がない限り、免除されるものと解されるので、民法の右規定は、少くとも公証人に関する限り、国家賠償法の制定と同時に、実質的には無意味のものとなつたものと考えられる。そうだとすれば、公証人の職務上の故意、過失によつて囑託人等の関係者に損害を与えた場合には、国がその賠償の責に任じ、公証人に故意又は重過失がある場合には、右の賠償額につき国は公証人に対して求償権を取得するから(同法一Ⅱ)、国は、身元保証金からこの求償権の弁済を受

け得るものと解する。

第三者の債権については、公証人の身元保証金の還付請求権に対し強制執行をなし得ることは、前述のとおりであるが、租税は一般の私債権に優先するから(国税徴収法二、三参照)、もし公証人がその身分を喪失した場合において租税の滞納があるときは、右の還付すべき身元保証金のなかから一般債権に優先して第三順位として租税を徴収することができる。その他の一般債権者(前述の国が求償権を有する場合の国も含む)は、さきの公告費用、過料及び租税を控除した残額について第四順位としてその弁済をうけるが、これらの債権者は平等の順位で配当をうけることとなる。

註 身元保証金の性質については学説区々にわたり(権利質説、消費寄託説、信託的所有権移転説等)定説はないが、納付者と受領者との継続的法律関係の終了を条件として、受領者の蒙つた損害額を控除した残額について発生する返還請求権を伴う所有権の移転である(敷金と同様)と解するのが多数である。

一 身元保証金の納付

公証人は任命の辞令書を受けた日から十五日以内にその所屬する法務局又は地方法務局に政令(公証人身元保証金令(昭和二四年政令一三九号))で定める額の身元保証金を全額納付しなければならない(法一九一、Ⅱ(註))。右の政令によれば、身元保証金は現金又は国債証券で納付すべく、またその額は、東京都の区のある区域及び大阪市に役場を設ける者は三万円、人口七万以上の市町村に役場を設ける者は二万円、その他の地に役場を設ける者は一万円と定められている。身元保証金は、主として過料又は公証人の損害賠償義務の履行を担保することを目的とするものであつて、取り扱ふべき事件の多寡が、公証人のこれらの義務を負担する度合に影響すること当然であるから、役場所在地の都市の繁栄の度合、人口数によつて差等を設けたのである。

この所定の身元保証金を全額納付しない期間は、公証人はその職務を執行することができない(法一九九)。したがって、全額納付しない期間中に作成された文書は公正の効力を有しないと解すべきであろう。また、辞令書交付後十五日以内に身元保証金を全額納付しないときは免職させることができる(法一五二)。

公証人が懲戒罰としての過料(法八〇二)に処せられた場合又は既に納付した身元保証金よりもその額の高額な地に役場を移転した場合及び人口の自然増あるいは町村合併の結果人口七万未満の市町村が七万以上となった場合には、その不足額を補充納付すべきである(法一九九)。公証人が過料に処せられ、これを完納しないときは、上述したとおり身元保証金をもつてこれに充当することができるから、身元保証金に不足を生ずることももちろんであり、また例えば東京都内の区のない地から区のある地へ、大阪府のうち大阪市以外の地から大阪市内へ、同一職務執行区域内の人口七万未満の市町村から人口七万以上の市町村へ役場を移転したときは保証金に不足を生ずるから、これらの場合には所属の法務局、地方法務局の長は(明四三、四、一五、民刑局長回答参照)、その補充を命じ、公証人はこの補充命令を受けたときから三十日以内にその不足額を補充しなければならぬ。所定の期間内に補充しないときは、法務大臣は公証人を免職させることできる(法一五二)。もつとも右の三十日の期間内は、当初の身元保証金納付の場合と違つて、公証人は、その職務を行うことができる(明四二、七、二二、民刑六二三号、民刑局長回答)。

註 懲戒処分又は本人の意思によつて転属を命ぜられた場合の身元保証金は、旧所属庁に既に納付したものを新所属庁へ保管替し、過不足あれば還付又は補充すればよいとも考えられるが、新たに新所属庁へ所定額を全額納付し、既納分については旧所属庁から還付を受けるべきであるとするのが先例である(大二、一一、二二、法務局長回答等)。公証人の任命は必ず所属庁を指定してなされるのであるから、転属は新たな任命があつたと解すべく、また被担保債権を有する者に対する便宜から考えても先例を維持すべきであろう。

二 身元保証金の還付

身元保証金の納付は、公証人たるの身分の取得に伴う特別の義務であるから、その身分の喪失と同時に還付されるべきものであるが、上述のごとく身元保証金は、公証人の各種の債務を担保するものであるから、身分喪失と同時にこれを還付するときは、その身元保証金に対し権利を有する者の権利行使の機会を失わせることになるので、身元保証金を還付すべき場合においては、その身元保証金(還付請求権)の上に権利を有する者に対し、六月を下らない期間内に申し出るよう所属法務局又は地方法務局の長が官報に公告し(註一)、さきに述べた順位に従つて各種債権の弁済に充当し(註二)、なお残額があるときは、右の期間経過後に本人に還付することになる(法二〇、規則三)。

註一 身元保証金の上に権利を有する者とは、当該公証人以外の租税徴収権者、一般私債権者をいう。また申し出るよう公告するとあるが、債権の申出があつたからといつて法務局、地方法務局において自ら進んで保証金(現金)を権利者に交付すべきものではなく、その権利者が租税滞納処分、強制執行等の適法の執行方法によりこれを差し押え配当を受けなければならぬ(明四二、七、三〇、民刑局長回答)。(官報公告の手続につき昭二六、九、八、民事甲一八六三号、民事局長通達参照)

註二 公告費用は法務局(項)庁費(目)中の雑役務費(目の細分)からこれを支出し、のちに同額を身元保証金から徴収して雑入(項)雑収(目)として計上すべきものと考える(明四四、二、一二、民刑局長回答参照)。(なお、法務省所(主)管歳入歳出予算科目説明書参照)

第四 署名及び印鑑

公証人は、その職印の印鑑(印影)に氏名を自署して所属法務局又は地方法務局に提出しなければならない。公証人は、この印鑑(印影)を提出しない間、職務を執行することができない(法二二)。したがって、この間に作成された文書もまた公正の効力を有しない文書といわざるを得ない。

公証人がその職務を執行するに当り、署名又は押印を必要とする場合は極めて多く、その署名及び押印は、実に公

正証書又は認証が公正の効力を有するための不可欠の要件であつて、たとえ当該公証人が自ら作成した証書であることが他の証拠によつて明らかである場合であつても、署名及び押印を欠く限りその証書は公正証書として公正の効力を有しないものである。公証人は他人をして代署又は代印させることができないのであるから、公証人の署名は必ず自署であることを要する。またその職印は必ず方六分（一八ミリメートル）公証人何某と自己の氏名を彫刻したものに一定されている（規則四）。したがつて監督分掌庁において、公証人が常にこの職責を履行し完全に署名又は押印をなしているかどうかを嚴重に監視するため、職務執行開始前にその提出を命じたものである。もし公証人が不適切な署名又は押印をなした場合には、監督権により注意、訓令、諭告を發してその是正を求め外、相当と認めれば懲戒処分を上申すべきである（法七六、七九、規三八）。

なお、改印については特別の規定はないが（司法書士法施行規則七Ⅱ、土地家屋調査士法施行規則六Ⅱ参照）、改印された印影に自署して所屬の法務局又は地方法務局に改めて提出すべきことはいうまでもない。

公証人の署名とは公証人の氏名の自署をいう。法律がある文書に作成者の署名を必要とするゆえんは、その文書の成立を確保し、偽造又は変造を予防する趣旨に外ならないから、特別の規定（例えば、刑訴規六一、戸籍規六二は他人の代署を許し、商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律、手形法八二、小切手法六七は記名を許す。）のない限り、署名は自署を意味する。公証人が職務上署名する場合ももちろん自署することを要する。

公証人が職務上署名するときは、その職名、所屬及び役場所在地を記載しなければならない（法二三）。すなわち署名の方式を定めたものであるが、この肩書記載は記名によるもさしつかえない。通常の場合の署名の方式は右のとおりであるが、その外特殊の場合として、

（代理の場合）

1 公証人が病気その他やむを得ない事由によつて職務を行ない得ないため、他の公証人にその職務の代理をさせる場合において（法六三、六四）、その代理者が職務上署名するときは、代理される公証人の職、氏名、所屬、役場所在地及び代理者であることを記載しなければならない（法六五Ⅱ）。

（兼務の場合）

2 公証人が死亡、免職、失職又は転属して直ちに後任者の任命のないとき及び公証人が懲戒処分による停職に処せられたときは、所屬の法務局、地方法務局の長は他の公証人に兼務を命じなければならないが、兼務を命ぜられた公証人（法六七、七二Ⅰ）が職務上署名するときは、通常の方式による署名の外兼務者であることを記載しなければならない（法七〇Ⅰ、七二Ⅰ）。

（後任の場合）

3 公証人が死亡、免職、失職又は転属したとき直ちに後任を命ぜられた公証人、一旦兼務者がおかれた後は後任を命ぜられた公証人、定員の改正によりその後任者を必要としないため書類の引継を命ぜられた公証人及び懲戒処分による停職期間満了後兼務者より書類を受けとつた公証人が（法六七、七一Ⅰ、七二Ⅰ）、その前任者又は兼務者の作成した証書によりその正本又は謄本を作成する場合において署名するときは、通常の方式による署名の外後任者であることを記載しなければならない（法七〇Ⅱ、七二Ⅱ）。

公証人が、公証人法その他の法律の規定により職務上署名押印すべき場合を列挙すれば次のとおりである。

1 公正証書を作成する場合（法三九Ⅲ、四〇）

2 公正証書又は認証定款の原本が滅失したため公証人がその正本又は謄本を滅失した原本に代えて保存する場合（法四二Ⅱ、六二の五Ⅱ）

- 3 公正証書の正本を作成する場合(法四八一)。この場合においては、その原本にその旨を記載して署名押印しなければならない。
- 4 公正証書又はその附属書類の謄本を作成する場合(法五二、五四)
- 5 嘱託人その他の関係人が自ら作成した証書又は附属書類の謄本を認証する場合(法五五一)
- 6 私署証書に認証を与える場合(法五九)
- 7 定款に認証を与える場合(法六二ノ三、五九)
- 8 遺言証書(民法九六九五、九七〇一四)及びその取消証書(同法一〇二二)を作成する場合
- 9 相続財産目録を調製する場合(同法一〇一一)
- 10 公正証書に執行文を付与する場合(民事執行法二六一、二)
- 11 拒絶証書を作成する場合(拒絶証書令二)
- 12 更生会社の財産評価に立ち合つた場合(会社更生法一七七)
- 13 抵当証券債務者の支払わない旨を証明する場合(抵当証券法二七)
- 14 金融機関経理応急措置法第八条の規定により資産目録に認証を与える場合(同法八)
- 15 会社経理応急措置法第八条の規定により会社財産明細書に認証を与える場合(同法八)

第五 除 斥

除斥とは、公証人の権限行使の公正を担保する上から公証人が事件の当事者又は事件の内容と法定の特殊関係(除斥原因)がある場合に、その事件については職務を執行することができないものとするをいう(法二二)。公正を旨とする司法職員に広く適用される制度である(民訴法三五、四四、刑訴法二〇、二六、執行官法三、不動産登記

法一三等参照)。

公証人の職務権限は、私人相互間の権利行為に介入してその成立及び効力を確定するものであり、公証人の介入行為は法律上効力を与えられるものであるから、公証人はその職務の執行に当つては極めて公平であるべく、いやしくも当事者の一方に偏するごとくことがあつてはならない。法定の特殊関係がある場合に、たとえ当該事件が公平無私に処理されたとしても当事者その他の者に偏跛の疑念を懐かせることは、公証制度の信用を維持する途ではない。したがつて、除斥の効果は、公証人や当事者が除斥原因があることを知ると否にかかわらず当然に生ずる(註一)。

除斥は、公証人が他の公証人の代理をする場合にも適用があり、被代理公証人に除斥原因があるときはもちろん、ないときでも代理公証人に除斥原因があれば代理職務の執行から除斥される(法六五)。

訴訟においては、除斥原因のある裁判官の関与した判決に対しては上訴ができ(民訴法三九五一、二、刑訴法三七七Ⅱ)、民事判決に対しては再審も認められる(民訴法四二〇一、二)ので、その判決は当然に無効とする必要はないが、除斥原因のある公証人の作成した文書は公正の効力を有しない文書(無効の公正証書)と解すべきことは既に述べた(註一)。

除斥原因を分説すると

- 1 公証人が嘱託人又はその代理人若くは嘱託事項について利害関係を有する者の配偶者、四親等内の親族若くは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

すなわち、公証人の配偶者、四親等内の親族若くは同居の親族である者又はあつた者が、事件の嘱託人、又はその代理人若くは嘱託事項の利害関係人である場合には、公証人はその事件を処理することはできない。

単に嘱託人とあるが、本号は公証人と親族関係がある場合の規定であるから自然人をいうこともちろんであ

る。利害関係人とは保証人等の如く嘱託事項について財産上又は身分上の権利義務の関係を生ずる者をいう。代理人には、法定及び任意の二種があり、ともに代理をなし得る地位にある者をいうことは説明するまでもない。

前任公証人の作成した公正証書の当事者と後任公証人との間又は債権譲受人との間に本号の特殊関係のある場合は、執行文付与等については、公証人法第六三条に準拠し、他の公証人に代理を嘱託するのが相当である。

2 公証人が嘱託人又はその代理人の法定代理人又は保佐人であるとき。
保佐人については民法第一条、第二二条を参照されたい。

3 公証人が嘱託事項について利害関係を有するとき。

たとえば、株式会社の株主たる公証人は、その会社の物品の売買、金銭貸借等の契約については、通常利害関係を有しないから、これ等の契約に関する公正証書を作成し得るが、その会社の株主総会の決議については利害関係を有するから、会場に臨んで事実に関する公正証書を作成することはできない。

4 公証人が嘱託事項について代理人若しくは補佐人であるとき又はあつたとき。

補佐人については民訴法第八八条を参照されたい。

なお、除斥とその趣旨を異にするが、公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び雇人は、遺言の証人又は立会人となることができないことに注意すべく（民法九七四）、また、これらの者が公正証書を作成する場合の立会人の資格を有しないことについては後に述べる（法三四三六、七）。

註一 嘱託人は自由に公証人を選択して自己の信頼する公証人に事件を嘱託することができるから、職務執行の不正を疑わしめるような事由があるからといって訴訟法にいわゆる忌避（民訴法三七、四四、刑訴法二二、二六）の制度を設ける必要はない。

公証人の書記については、除斥の規定の適用はないが、書記が嘱託人の代理人となることは厳に慎しむべきである。

註二 判決の無効については訴訟法上とかくの議論がある。公正証書（執行証書）は判決と同様債務名義となるが、既判力の有無とも関連して無効判決の理論を執行証書に援用する必要のないことは後に述べる。

第六 書類の保存、搬出その他

公証人は次にかかげる書類及び帳簿を保存する責任がある。

一 書類 類

- 1 公正証書の原本及びその附属書類（法二五、四一）
- 2 認証定款及びその附属書類（法六二の三Ⅲ、六二の四）
- 3 嘱託事件関係書類（規則二五Ⅱ）
- 4 金融機関経理応急措置法八条の規定による目録
- 5 会社経理応急措置法八条の規定による明細書

二 法令により調製した帳簿

- イ 証書原簿（法四五、四六）
- ロ 認証簿（法六一、六二、六二の三Ⅳ）
- ハ 信託表示簿（大正十一年勅令五一九、二）
- ニ 確定日附簿（民法五、六）
- ホ 計算簿（規則一八四）
- ヘ 拒絶証書謄本綴込帳（拒絶証書令八、規則一八一）
- ト 抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳（規則一八二）

チ 送達関係書類綴込帳（規則一八三）

以上の書類、帳簿は役場に附属する倉庫又は堅ろうな建物内に保存しなければならない（規則二六一）。これらの書類帳簿を役場外に持ち出すことは厳に禁止されるが、天災地変等のため滅失毀損する虞のあるとき、裁判所の命令（民訴三一四）又は嘱託（同法三一九、非訟法一二等参照）のあつたときに限り役場外に持ち出すことが許される（法二五一）。なお、書類が滅失し、又は滅失する虞があるとき、若くは事変を避けるため役場外に持ち出したときは、遅滞なくその旨を所屬法務局又は地方法務局長に報告しなければならない（規則二六〇）。

右の外、書類、帳簿の保存要領、保管方法及び廃棄等に関しては、公証人法施行規則がこれを規定しているが（法二五〇）、まず、使用用紙は、公証人役場と印刷した日本工業規格B列四番の丈夫な紙を用いなければならない（規則八）。法律行為に関する公正証書作成の手数料は、使用紙数に応じて徴収されることがあるから（手数料一四一）、これに使用する用紙は一行二〇字詰二四行を一枚とし、また横書の証書にあつては、B列四番の用紙を二つ折（半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル）にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成するようその様式が別に定められており（昭和四十六年法務省令一三三号）、半面一行二〇字詰一六行の両面を一枚とするよう予め印刷しておくのが便利である（手数料一四二）。

公正証書の原本（委任状、印鑑証明書、同意書等の附属書類があるときは、原本に連続し（法四一））又は認証定款（附属書類があるときは、公正証書の場合と同様（法六二の四一））は、表紙を付け証書の番号又は登簿番号（註）の順序に綴つておかなければならない。嘱託事件に係りして提出された書類で原本又は認証定款に連続すべきでないものは、表紙をつけ、件名、受付年月日、証書番号又は登簿番号を記載し、事件処理の順序に従つて綴つておかなければならない（規則二五）。

証書原簿及び認証簿は、所定の様式により調製されなければならない（法四五、六一、規則一九一）。この二つの帳簿には、公証人においてその枚数を表紙の裏に記載し、職氏名を記し、職印を押し、毎葉の綴目に職印で契印しなければならない。

証書原簿には、(イ)証書番号及び証書の種類、(ロ)嘱託人の氏名（嘱託人が法人であるときはその名称）(ハ)作成年月日を証書作成ごとにその処理の順序に従つて記入しなければならない。もつとも、嘱託人が多数あるときは当事者双方各一人だけの氏名及び他の員数（何某外〇名）を記入すればよい（規則二四一）。公証人が公証人法施行規則第一三条の二第一項に定める通知をしたときは、証書原簿の備考欄にその旨及び通知方法（封書、葉書の別等）、通知年月日を記載しておくなければならない（同条二）（昭二八、一一、九、民事甲一二三三三号、民事局長通達）。

認証簿には、(イ)登簿番号 (ロ)嘱託人の住所氏名（嘱託人が法人であるときはその名称及び事務所） (ハ)証書の種類及び署名押印者 (ニ)認証の方法 (ホ)立会人の住所氏名 (ヘ)認証年月日 を証書原簿と同様の要領で記載しなければならない（法六二、六二ノ三三、三三）。もつとも定款認証の場合に、嘱託人、署名押印者が多数あるときはその一人について右の記載をし、他はその員数の記載に止めて妨げないことも、証書原簿の場合と同様である（規則二四二）。定款の認証に限らず、広く認証付与の嘱託を受けた場合に、印鑑その他に関する証明書の提出によらないで人違でないことを証明させたときは、その旨及びその事由を、また定款認証の嘱託があつた場合には、会社の商号を認証簿の備考欄に記載しなければならない（規則二二、二四三）。

信託表示簿は大正一一年司法省令四五号の定めるところにより調製しなければならない。調製要領は、証書原簿又は認証簿と概ね同様である（同令二）。

確定日附簿は、昭和二四年法務府令一一号の定めるところにより調製しなければならない。その調製要領は、前同

様である。

計算簿は、所定の様式により調製しなければならない（規則一八四、一九一）（公証人手数料規則第三六条の規定により交付すべき計算簿の様式も同様）。計算簿の様式には、甲乙丙の三種があるが、(イ)甲様式のものには、公正証書の作成又はその嘱託と同時に嘱託された正本、謄本若くは附属書類の謄本の交付に関して嘱託人から受領した手数料、日当又は旅費の額等を、(ロ)乙様式には、その他に関して受領した手数料、郵便料等を記載しなければならないが、確定日附に関するこれらの事項は、(ハ)丙様式のものに記載してさしつかえない（規則二二一）。もつとも嘱託人多数のときの氏名記載要領は、証書原簿等の場合と同様である（規則二四一）。ただ、公証人手数料規則第三四条の規定により手数料等の支払を仮に免除した場合は、所定の手数料等に関する記載をする外、免除した旨を計算簿の備考欄に記載すべきである（規則二二二）。

書類、帳簿の保存期間は次のとおり定められている（規則二七一）。

- 1 証書原簿 五〇年
- 2 証書原本、認証定款、認証簿、信託表示簿 二〇年
- 3 確定日附簿、嘱託事件関係書類、計算簿、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳、送達関係書類綴込帳 一〇年

もつとも、証書原本については、嘱託人の同意があるときは、その保存期間を五年を下らない期間に短縮することができる。そして保存期間を短縮したときは、証書原簿の備考欄にその保存期間を記載し、嘱託人又はその代理人に押印させなければならない（規則二七本文但、Ⅲ）。

期間の起算方法は、証書原簿、認証簿、信託表示簿、確定日附簿及び計算簿については、当該帳簿に最終の記載をした翌年から、拒絶証書謄本綴込帳及び抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳については、当該帳簿に最終の綴り込みをした翌年から、その他の書類については当該年度の翌年から（いずれも書類作成の翌日から起算しないことに注意）起算する（規則二七Ⅱ）。しかし書類については保存期間満了後も特別の事由により保存の要があると認めるときは、その事由の消滅するまでは保存すべきである（規則二七Ⅳ）。なお、右の保存期間の満了した書類帳簿は、廃棄してさしつかえないが、廃棄しようとするときは、目録を作り所属法務局、地方法務局の長の認可を受けなければならない（規則二八）。

なお、廃棄処分は、公証人においてするのであるが、ただ、登記の申請書等と同じく、書類中貼付されている印紙の部分はこれを切り取つて焼却するのが適当であり、また、処分に当つては嘱託人等の秘密保持に遺漏のないよう適当な方法を選ぶべきである（昭二八、四、九、民事甲五八九号、民事局長回答）。

保存期間満了前に証書の原本が滅失したときは、公証人は既に交付した証書の正本、謄本を徴収し、所属法務局、地方法務局の長の認可を受けて滅失原本に代えて保存し（法四二一）、認証定款が滅失したときは、嘱託人に還付した定款（法六二の三Ⅱ）によつて謄本を作成し、又は既に交付した定款の謄本を徴収し、所属局の長の認可を受けて滅失定款に代えて保存しなければならない（法六二の五一）。この証書及び定款には、所属局の長の認可を受けて滅失証書又は定款に代えて保存する旨及び認可年月日を記載して公証人が署名捺印をしなければならない（法四二Ⅱ、六二の五Ⅱ）。

註 公正証書の番号、定款の登簿番号は、各公証人ごとに記載すべきものであることは、公証人法の規定に徴し明白であつて、これらの番号を同一役場で執務する全公証人を通じ一連番号とすることは、公証人法に違反するから、昭和二十八年一月一日以後は、証書原簿、認証簿の作成及び証書の番号、登簿番号の記載は各公証人毎にするよう改めさせられた（昭二七、一一、二

五、民事申九〇六号、民事局長回答、同二八、一〇、二六、民事甲二〇一九号、民事局長通達。ただし、各公証人ごとに連年継続の一連番号を付するときは、歴大な数字になる場合もあるので、昭和〇年第〇号と各年ごとに更新することはさしつかえない（昭二八、一二、二二、民事甲二四九一号、民事局長回答）。

第三章 公正証書の作成

公証人は、当事者その他の関係人の囑託により法律行為及び法律行為にあらざる私権に関する事実について公正証書を作成する権限を有する。本章においては、この証書の作成に関する一般的準則を説明する。

第一節 公正証書の効力

公正証書は、一般に訴訟法上の証拠力を有するが、特定の要件を具えるものは執行力をも併有する。

第一 証拠力

法律行為の効果は、財産上又は身分上の権利の得喪変更となつて現われるが、その効果が、当事者間に利害の対立を生ずる限りにおいて当事者の主張する法律効果が果して生じたのかどうか、すなわち、その効果のよつて生ずる法律事実が果して存在したのかどうかについてとかく争を生じ易い。紛争は最終的には裁判によつて解決されるが、裁判ではまず当事者の主張する事実の存否を確定することが必要不可欠であるから、裁判所に事実の存否について確信を得させる資料（証拠）を予め用意しておくことが、後日の紛争解決の手段として必要である。そのためには、法律行為又は法律行為そのものではないが、私権の得喪変更に影響を及ぼすべき事実について予め文書を作成しておくことが望ましい。もつとも、証拠は文書に限らず、人の供述等でもさしつかえないが、その人が当事者本人であつても、又本人以外の証人（契約書作成時の立会人等）であつても、表現力、記憶力その他の事情が加わつて、供述は必ずしも正確なものとは保し難いので、文書の証拠価値を優れりとするのが通常である（註一）。

民事訴訟法の下では、いかなる文書といえども証拠とすることができる（註二）。私署証書であらうと公正証書であらうと、紛争が生じてから当事者が自ら作成した文書であらうと、第三者が作成した文書であらうと、すべて証拠と

することができる(註三)。ただ証拠とした場合に裁判所がその記載内容を信用するかどうかは、後に述べる場合を除いていわゆる自由心証によつて決まるだけである(註四)。ところで文書を証拠とする場合は(註五)、その文書に記載されたある人の思想を証拠とするのであるから、その文書が果してその人の思想の表現と認められるかどうか(形式的証拠力)という段階と、その人の陳述としてどれだけ紛争事実の証明に役立つか(実質的証拠力)という段階の二つの段階を分けて考える必要がある。

一 形式的証拠力

文書が当事者の主張するとおりの特定人の意思、判断等の表現と認められることを文書の形式的証拠力というが、ある文書に形式的証拠力があるといひ得るためには、その文書が文書作成者の意思にもとづいて作成されたものであることが前提となる。これを文書の成立の真正という。したがつて逆に真正に成立した文書であれば、通常はその記載内容もその者の思想の表現であるといひ得る。文書の成立の真否について争があれば、証拠を挙げて証明すべきである。その認定も自由心証にまかせられるが、

イ 公正証書(公文書) 文書の方式及び趣旨から一見して広義の公正証書と認められるものであれば、真正に成立したものと推定されるから、これを争う相手方において反証(註六)を挙げなければならない(民法三二二一、三二四)。裁判所も疑があれば職権でその官公署(公証人役場もこれに含まれる)へ問い合はすことができる(同法三二二二)。

ロ 私署証書(私文書) その成立の真正を立証しなければならない(同法三二五)。ただ、その文書に署名又は押印があり、それが本人又は代理人のものであることが証明されれば文書全体の真正が推定されるから(同法三二六)、相手方においては、その記載内容が本人の意思にもとづいたものでない点について反証を挙げる

必要がある。

右の推定は、一種の法定証拠法則であり、これを覆えすには、その推定をくつがえす程度の心証を起させる反証を提示しなければならない。

以上のように私署証書は、これを証拠に供しようとする者(挙証者)において、その証書が真正に成立したことを証明しない限り何等の証拠力を有しないのに反し、公正証書は、当然真正に成立したものと推定されるから、挙証者はその成立について何等の証明をする必要はなく、かえつて、その証書が、たとえば、偽造又は変造されたものであることを主張する相手方においてその事実を証明する責任がある。この意味において公正証書は証書としての形式的証拠力を有する。

二 実質的証拠力

文書の記載内容が立証事項の証明に役立つ効果を文書の実質的証拠力という。これも一般に自由心証にまかせられるが、これについては成立の真正に関する推定の効果は及ばないし、また特にその旨の規定もない(註七)。ただ公正証書は、これによつて証明しようとする法律行為が直接その文書によつてなされているから(註八)、その成立の真正が認められる限り、直接にこれに記載された法律行為がなされたということだけは証明される。すなわち、公正証書は当事者が公証人に対し公証事項に関して陳述をし、公証人がこれを録取したものであるから、その成立の真正が認められれば、当事者が公正証書に記載された事項を陳述したという事実が証明される。しかし、このことと当事者の陳述内容自体が真実であるかどうかとは全く別個の問題である。例えば、公正証書に甲乙兩名が某日某所において消費貸借契約を締結することを公証人に対して陳述した旨の記載があれば、その公正証書の成立の真正が認められる限り、公証人の面前において甲乙兩名が右の陳述をした事実、換言すれば、公証人がその陳述を聞知したとの事実につ

いては、その証書は、実質的証拠力を有し、裁判所といえどもその事実を否定することはできないが、果して某日某所において記載されたおりの消費貸借契約が真実締結されたかどうかの事実についてまでも実質的証拠力を有するものではなく、この点については裁判所の自由心証によつてその真否を認定し得る。さらに公正証書に記載された法律行為の解釈についてはいふまでもなく、契約締結の際当事者が能力を有していたかどうか、意思の欠けつはなかつたかどうか等についての終局的認定は、裁判のなすべき事項である(註九)。

要するに、公正証書が公証人法及び他の法律の定める要件を具備しているものと認められるときは(法二参照)、相手方において反証を提供しない限り、形式的証拠力はもちろん、それに記載された本旨の陳述がなされたことについて実質的証拠力を有する。

なお、公正証書は当然確定日附があるから(民施五一)、その証書の日附について完全な証拠力を有する。すなわち、公正証書は日附の日に真正に成立したものと認められる効力を有する(同法四)。

註一 裁判官が五官の作用によつて取り調べることでできる有形物を証拠方法という。証拠方法には人を尋問してその供述を証拠とする人証と、これ以外の方法で取り調べる物証とがある。民訴法上、人証としては証人、鑑定人、当事者本人の三種があり、物証には文書、検証物がある。

註二 ある資料が証拠方法として用いられることのできる適格を証拠能力とよぶ。証拠能力のないものは、証拠として取り調べることができず、誤つて取り調べてもその結果を事実認定の資料に使うことはできない。民訴法の下においては、文書はいかなるものであるかと証拠能力を有するが、証人については能力に制限がある(同法三三六、三四一)。刑訴法が文書の証拠能力を制限する理由は、定型的に証明力があやしく誤判に導く虞があるか又は違法な証拠収集行為を制裁予防するためである(同法三一九～三二八参照)。

註三 訴提起後に、当事者自身が係争事実に関して作成した文書であつても、それがために、当然に、証拠能力をもたぬものではない。裁判所は自由の心証をもつて、かかる書類の形式的、実質的証拠力を判断してこれを事実認定の資料とすることができるのである。(最判、昭二四、二一、民集三卷二頁)。なお、訴提起後証人回避の目的で作成された私人の証明文書

は証拠能力を有しないとする判例もある(大判、昭六、一一、五、法学一卷二五頁)。

註四 自由心証主義 裁判所が証拠資料にもとづいて事実を認定するに際し、その範圍や信憑性の程度につき法律上何等の拘束を受けずに自由に判断し得る建前をいう(民訴一八五)。これに対し、一定の事実の認定は必ず一定の証拠によらなければならないとか、あるいは、一定の証拠がそろえば必ず一定の事実を認定しなければならないとするように、事実判断について準拠すべき証拠法則を定め、裁判官を拘束する建前を法定証拠主義という。現行民、刑事訴訟法は、法定証拠主義の欠陥の反省及び裁判官の素質の一般向上を背景として自由心証主義を採用している。

註五 文書の記載内容である思想、意味を証拠資料とするための証拠調の対象を書証とよんでいる。

註六 反証とは本証に対する言葉である。本証は当事者が自ら挙証責任を負う事実を証明するために提出する証拠であり、反証はその事実を否認する相手方の提出する証拠である。

註七 ただし、相手方が挙証者の立証を妨げる態度をとつた場合には、このことから裁判所は文書に関する挙証者の主張を事実と認めて妨げない(民訴三二六、三二七)。

註八 文書によつて証明しようとする法律上の行為が、直接その文書によつてされているものを処分証書という。法律行為に関する公正証書はまさしく処分証書であるが、その外、手形、遺言書、判決原本等がこれに当る。これ以外の証書で人の見聞、意見を記載した文書、例えば受取証、商業帳簿、日記帳、診断書等は報告証書といわれる。処分証書は、その成立の真正が証明されれば少くともその行為がなされたことが判明するから、報告証書に較べてその証明力はより直接的である。

註九 甲第四号証の二は……其冒頭に明記しある如く公証人が嘱託者の陳述に基き作成したるものなれば、嘱託者が公証人の面前に於て記載の如き事実を陳述したることに付ては公正の効力あるべしと雖も、其の陳述せる所が果して直正の事実なるや否やは、他の事情を参照して之を判断するも決して不法にあらず(大判、大元、一一、一四、民録一八輯九七四頁)。

公証人が法律行為に付き作成したる証書は当事者がこれに記載の如き陳述をなしたることに付ては反証なき限り、完全なる証拠力を有すれども、陳述の内容が真実なりや否やの問題は証書の証拠力とは関係する所なければ、原裁判所が甲と乙間に係争売買を為したること公証人作成の証書に記載あるに拘らず事実上売買の成立したることを否定したるは、公正証書の証拠力を無視したるものと謂う可からず(大判、大元、一〇、七、八、民録二七輯一三六九頁)。

A主張の如く甲第一号証はAと訴外BCとの間に昭和十五年五月二一日締結せられたる賃貸借契約を録取したる公正証書にして又同第三号証は右両者間に同年二月十七日締結せられたる賃貸借契約変更契約を記載したる私置証書なるを以て、

之等の証書の真正なることが確定したる後に於ては、其の内容たる意思表示の為されたることに付ては最早措信するや否やの問題を生ずることなく、更に進んで其の意思表示を解釈し依て実体法の規定に従い其の有効なりや否を判断せざるべからざるものとす。故に原審が之等の甲号各証を漫然措信せずと云へるは聊意を尽さざるの嫌なきに非ざるも、其の趣旨たるや証人D、Eの各証言を綜合すれば右甲号各証記載の貸貸借契約は訴外BCがAと通謀して為したる虚偽の意思表示にして又甲第一号証第八条に貸貸借の目的物件が右Bの所有なりしをAに於て買受け、Bに貸貸したるも賃料不払の為め貸貸借契約を解除し、一旦貸貸物件の引渡を受けたる上更めて右甲第一号証に依りBに貸貸するものなる旨及右甲号各証に之等の賃貸物件がAの所有なる旨報告的に記載しあるは虚偽にして措信せずとの意味に外ならず。而して原審がAの援用したる各証人の証言をも措信せずして論旨摘録の如く認定したるは同様の見地に出でたるものにして別段採証の法則に戻るところなく、従て本論旨は畢竟原審の専権に属する証拠の取捨及事実の認定を批難するものに外ならざるを以て上告の理由として採るに足らず(大判、昭一七、二、六、法学一一八五頁。なお、この判決については吉川大二郎氏の評釈がある。協会雑誌二四号五一頁)。

第二執行力

公正証書は、その方式及び趣旨から公証人が職務上作成したものと認め得る限り、真正に成立した公文書と推定され、証拠法上他の文書に較べ優位に立つのみならず、民事執行法二二条五号の要件を具備するものは、(執行力を有しない公正証書と区別するため、この要件を具備した公正証書を特に執行証書ということにする)一種の債務名義として、判決その他の債務名義と同様の執行力が認められている。

私人間の権利関係をめぐつて紛争が起きた場合には、相互に対等な立場にある以上、いずれも自己の主張が正当であるとして相手方を屈服させる権威をもたない。また紛争の解決を当事者の実力関係に委ねてこれを放置すれば、社会の秩序は一日として保たれない。かかる場合、私人は国家機関(裁判所)へ訴を提起し、公権的判断(裁判)によつて権利関係を確定し、紛争を観念的に解決してもらうわけである。この観念的判断によつて紛争が収拾されればそれでよいが、この判断が、義務者に特定の給付を命じているにもかかわらず、義務者が任意に履行しないときは、さ

らに国家の強制力によつてその実現を図ることが必要である。訴訟手続は、右の権利関係を観念的に確定する手続すなわち判決手続と、国家の執行権力にもとづいてこの観念的確定の要求に対応する事実状態を現実化する手続、すなわち強制執行手続に分たれる。

強制執行は、債権者の執行申立を前提として執行機関によつて実施されるが、債権者がこの申立をなすには、まずもつて債務名義と称せられる文書を取得しておかなければならない。たとえ債権者債務者間で、この債務名義なくして強制執行をすることを認容する旨の合意があつても、かような合意は無効であり、これにもとづいて強制執行を実施することは許されない。債務名義とは、一定の私法上の給付義務の存在することを証明し、その内容を強制執行によつて実現することを認めた公の文書である。給付判決の外、執行証書がこれに含まれることは、右に述べたが、法律の定めている債務名義を証書の形式から分類すれば次のとおりである。

一 判決

1 終局判決(民事執行法二二条一、二)(註一)

イ 確定給付判決

ロ 仮執行宣言附給付判決(註二)

2 執行判決(註三)

イ 外国判決に対する執行判決(同法二二条六)

ロ 仲裁判断に対する執行判決(同法二二条六)

二 判決以外の裁判

1 抗告をもつてのみ不服申立のできる裁判(民事執行法二二条三、なお、民訴法一〇〇、一〇二、一〇四民事執

行法七七等参照)

- 2 支払命令(民事執行法二二四、民訴法四四三)
- 3 その他(同法六一の二、三八四の二、商法三八六、三九五、四五四Ⅲ、震災都市借地借家二五等)

三 調書

- 1 和解調書(註四)
- 2 請求認諾調書(民訴二〇三)
- 3 調停調書(民事調停一六、家事審判一五、二二一、二五Ⅰ等)
- 4 破産手続における確定債権表(破産二四〇、二四二、二四九)

四 執行証書(民事執行法二二五)

註一 現実に利用される債務名義はともかく、民事執行法は終局判決を最も正常な債務名義として規定している。終局判決は、ある審級において訴又は上訴による申立の全部又は一部を判断し、その範囲において手続を完結する判決をいい、通常は全部判決(民訴一八二)がこれに当るが、その外一部判決(同法一八三)や追加判決(同法一九五)も終局判決である。しかし、中間判決(同法一八四)は債務名義とならない。また、終局判決の中でも、その内容が強制執行を必要としかつそれを許されるもの、すなわち給付義務を宣言した給付判決に限る。権利関係の存否についての確認判決は、執行という観念を容れる余地はなく、また形成判決は、その形成力によつて当然その判決に表示される法律状態の変更を生じるから執行の必要はない。ただし、この兩種の判決に附随する訴訟費用の裁判は債務名義となる。

註二 判決は元来その確定をまつて執行力を生ずるのを原則とするが、相手方の上訴により確定が引き延ばされる結果生ずる勝訴者の不利益を考慮して認められるのが、仮執行宣言の制度である。支払命令にも仮執行の宣言を附することがある(民訴四三八)。

註三 外国裁判所の確定判決(民訴法二〇〇)や仲裁人の仲裁判断(同法八〇)は、確定判決と同一の効力を承認されておるが、これにもとづく強制執行は、特に予め訴をもつてその効力を主張させ、一定の要件を審査の上、判決をもつて許すこと

としている(民事執行法二四、民事訴訟法八〇)。

註四 裁判所において成立した和解、すなわち訴訟係属中にその手続内でされる訴訟上の和解と簡易裁判所における和解手続(民訴三五六)でされる起訴前の和解、いわゆる即決和解とを調書に記載したときは(同法一四四Ⅰ、一四九参照)、この調書は確定判決と同一の効力を有するから(同法二〇三)、その内容が相手方に対する具体的給付義務を包含するときは、給付判決と同様に債務名義となる。

以上の各種債務名義を通覧すると、執行証書以外の債務名義はすべて裁判所の関与の下に作成されるものであることを知る。裁判所の関与によつて債務名義を取得するということになれば、多大の費用と日時を要するであろうことは容易に想像される。執行証書は全然裁判所の関与なしに当事者の陳述にもとづいて作成される債務名義であるから、それだけに簡易かつ迅速に取得することができるし、訴訟を経ないで直ちに執行できる点に他の債務名義に較べて格段の特色をもつ。このような利点から執行証書は、金銭消費貸借等に広く利用され、執行手続の実際において演じる役割はすこぶる重要なものがある。

このように、公正証書は証拠法上の証拠力と執行法上の執行力とを併有している。法律行為がなされるに際し公正証書が作成されるゆえんは、後日それに関する当事者の紛争が訴訟あるいは強制執行にまで進展したときに、公正証書に認められたこれら二つの効力を遺憾なく發揮させることにあるのであろうが、単に当該法律行為について公正証書が作成されているという事実の存在は、債務者に無益の訴訟を断念させ、任意の履行を勧奨する結果となるであろう。この意味において、公正証書は予防司法的機能を営むといわれる。

第二節 公正証書の内容

公証人は、法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成する権限を有する。したがつて、公正証書の内容が法律行為その他私権に関する事実に限定されることはいうまでもない。

第一 法律行為

一 法律行為の意義

法律行為とは、法によつて行為者が欲したとおりの法律効果を認められる行為をいう。公法上及び国際法上の行為についてもいうが、主として私法上の行為についていわれる。

われわれの社会生活関係のうちで法律の規律を受けるものを法律関係とよぶ。社会生活関係の全部が法律関係であるとはいえない。道徳関係、宗教関係等、法律以外の社会規範によつて規律される生活関係もあるわけであるが、現代の法治国においては、社会生活関係の大部分が法律関係であるといつても過言ではない。一定の生活関係が法律の規律を受けるということは、この生活関係から生ずる効果が単に道徳、宗教等の力によつて保障されるだけでなく、法律の力によつて保障されることである。したがつて法律関係においては、一定の生活関係が存在すると、これに対して法律的保障のある一定の効果が発生することとなるが、この効果を法律効果といい、この法律効果を生ずる生活関係を法律要件という。法律要件は、通常、数個の法律事実の結合からなるが、一箇の法律事実がそのまま法律要件となることがある。私法上の法律事實は、概ね次のとおりに分類される。

一 人の精神作用を要件とするもの（容態）

1 外部的容態（行為 \parallel 作為、不作為）

イ 適法行為

i 意思表示

ii 準法律行為（民法一九、六二、一〇九、一五三、四二二Ⅲ等）

ロ 違法行為（不法行為、債務不履行）

2 内部的容態

イ 觀念的容態（善意、悪意）（同法一六、三二、五四等）

ロ 意思的容態（欲する、欲しない）（同法四七四Ⅱ）

二 人の精神作用を要件としないもの（事件）

時の経過、人の生死、物の破壊、果実の分離等

右のうちで最も重要な法律事實は意思表示である。けだし、現代の法律で私的自治の原則（契約自由の原則）が認められるというのは、結局、意思表示によつて表意者が欲したとおりの効果が認められることにほかならない。したがつて法律効果を発生させる人の容態のうち意思表示が最も重要かつ一般的な法律事實であるといえる。意思表示は一定の法律効果を生ずる事項を欲しかつその旨を表示する行為をいうのであるから、法律行為とは意思表示を要素とする私法上の法律要件であるといひ換えることができる。

法律行為の効果は必ずしも直接に権利の変動を生じなくても間接に権利変動に関連するものであればよい。したがつて、同意、許可のごときも法律行為である（法三三、手数規一三一）。しかし意思表示を要素とするから、違法行為はもとより、準法律行為も法律行為ではない。

二 法律行為の効力

法律行為の成立とその効力の発生とは、区別して考えることを要する。法律行為の成立とは法律行為と認め得るものの成立することである。法律行為の成立要件は当事者、目的及び意思表示の三者であつて、この一つを欠くも法律行為は成立しない。これに反して、法律行為の効力の発生とは、法律行為の内容に応じた効果の生ずることである。そのためには法律行為が成立し、さらに成立した法律行為がその効力発生を具えていなければならない。法律

行為全体に通ずる効力発生要件は、

- 1 当事者が権利能力を有すること
- 2 その目的が可能であること
- 3 その目的が適法にして社会的に妥当なものであること
- 4 意思表示が当事者の内心の意思とそごしないこと

以上四箇の要件を具備する法律行為にしてはじめて所期の効力の発生をみることができる。これらの要件のいずれかを欠く法律行為は、あるいは無効な法律行為又は取り消し得る法律行為となる。

1 権利能力

すべての自然人は出生と同時に平等の権利能力を取得する（民法一の三）。また法人は、元来法律が自然人以外で権利主体たることを認めたものであるから、法人も当然に権利能力を有する。ただ外国人（外国法人）は、特定の権利の享有を制限されることがある（同法二、三六、商法四八五の二参照）。胎児は、原則として権利能力を享有しないが、不法行為、相続、遺贈に関しては、胎児は既に生れたものとみなされる（法民七二一、八八六、九六五）。これらの事実が生じた時に未だ胎児だった者の権利能力を否定すると、胎児にとつて著しく不公平な結果となるからである。胎児は生きて生まれた場合に、遡つて胎児であつた時から権利能力を有したものとみなされるのであつて、胎児である間の権利取得は、不確定のものであることになる。

2 目的の可能

法律行為の目的が事実上又は法律上実現し得ないものであれば、法律はその実現に協力することができない。したがつて、その法律行為は無効である。なお、法律行為の目的の効力発生を停止させている条件の成就が不可能なとき

は、結局法律行為の目的全体が不可能となる（民法一三三、一三一―後段、Ⅱ前段）。

不可能であるかどうかは、結局社会通念に照らして決する外はないが、一時的に不能であつても可能となる見込が多いものは、なお不能といふことはできない。

法律行為が無効とする不能は、行為の時に不能であることが確定していることを要する。行為の後になつて不能と判明したときは、契約の履行不能の問題を生ずることがあるが、法律行為そのものは無効とはならない（註）。

註 目的の不能は、債務の履行不能に関連する。例えば、特定の家屋の売買契約が締結された前日にその家屋が焼失していた場合には（原始的不能）、債権は成立しないから、この債権の成立を目的とする法律行為は無効である。ただし、契約を締結したことに過失のある者、前例で家屋の焼失を過失により知らなかつた売主は、損害賠償の責任を負ふと解する。また、売買その他の有償契約においては、原始的にその一部が不能であつても目的物の全部について契約が効力を生じ、担保責任の問題となることがある（民法五六五、五五九参照）。特定家屋の売買契約締結後履行期前にその家屋が焼失した場合に（後発的不能）、その不能が債務者の責に帰すべき事由にもとづくときは債務不履行となり、債権者は填補賠償を請求し（同法四一五後段）、又は直ちに契約を解除することができる（同法五四三）。

3 目的の適法（社会的妥当）

私権について規定した法令、すなわち私法は、当事者の意思によつて私法に規定されたのと異なる効果を生じさせることができるのが通常である。このように当事者の意思によつて異なる効果を生じさせることのできる法規、いいかえれば、当事者がこれと異なる意思を表示しないときにだけ適用される法規を任意法規という。これに反し、国家の組織、国家机关の構成、その職務権限などに関する法令、すなわち公法（公証人法もこの意味において公法に属する）は、一般的に当事者の意思によつて公法に規定されたのと異なる効果を生じさせることはできない。このような法規、すなわち、当事者が欲すると否にかかわらず適用される法規を強行法規という。

私法は、任意法規であることを原則とするが、私法のうちでも社会の身分的秩序例えば夫婦親子間の法律効果に関する規定、画一的に定める必要のある法律関係例えば物権の種類（民法一七五）、法人や会社の組織に関する規定、経済的弱者を保護することを目的とする規定、例えば、利息制限法、借地法、借家法などはいずれも強行法規である。当該規定を強行法規と解するか任意法規とするかは、具体的には、その規定の趣旨を判断して定めるほかはない。しかし右の例によつても理解されるとおり、両者の区別の標準を一応公序良俗に関する規定であるか否かに求めることができる（同法九〇、九一）。

強行法規すなわち一応公序良俗に関する法規は、個人の意思によつて左右することを許さないものであるから、法律行為の内容がこれに違反するときは、その法律行為は無効である。また強行法規の禁じていることを潜脱するため法律行為（脱法行為）、すなわち、直接には強行法規に違反しないが、当事者（ことに債権者）の意図は強行法規の禁止事項を回避する手段を弄してこれを免れ、究極のところ強行法規に違反して不当の利益を得ようとする法律行為も無効である。恩給の受領を委任する形式で結局恩給を担保とする契約がその適例として挙げられる。この契約は、債権者が債務者から恩給受領の委任を受け、代理人となつて恩給を受領し、これを貸金の元利に充当し、完済されるまでは委任契約を解除しないことを約束するのが通常の型であるが、この約款のいずれの点も強行法規に違反していない。しかし、結局恩給法の禁止規定（同法一一参照）を潜脱して恩給を担保にする目的を達することとなるので無効であり、このことは大判大六・一二・一二（民集二〇七九頁）、大判昭一六、八、二六（民集一一〇八）など、大審院判例がしばしば闡明してきているところである。（恩給担保の事案がしばしば判例に登場したことは、社会の経済的必要が恩給担保なる脱法契約を生んだことを示す。適切な法律的規制をもうけてこの経済的要求を満たす必要がある。そこで法律は、特殊の公的金融機関（現在では国民金融公庫）をして恩給担保の貸付業務をとりおこなわせることとした。）

強行法規とは、公序良俗に関する規定であるときに述べたが、法律行為の内容が個々の強行法規に違反しなくても、法律行為の内容を総合して全体的に觀察した場合に、その法律行為がその社会の一般的秩序又は道徳觀念に違反する場合がありますから、任意法規の適用される分野においても、なお法律行為の究極の目的が公序良俗に反するとき、その法律行為は無効である（民法九〇）。すなわち法律行為の目的が社会的観点から妥当であると認められることが、その行為を有効とする一つの要件となる。

いかなる法律行為が公序良俗に反するか、社会の秩序も道徳觀念もその具体的内容は不断に変化するから、公序良俗の具体的内容如何を説明することは困難である。判例に現われた主要なものを例示すれば次のとおりである。

イ 人倫に反するもの

母子同居せずとの契約、妻を離婚して婚姻するとの予約等のごとく、夫婦親子間の道義に反する法律行為は無効である（註一）。

ロ 正義の觀念に反するもの

犯罪その他不正行為を勧奨し又はこれに加担する契約等、社会正義に反する法律行為は無効である。

ハ 他人の無思慮、窮迫に乗じて不当の利益を得る法律行為は無効である。暴利行為にその例をみる（註二）。

ニ 個人の自由を極度に制限するもの

芸娼妓契約がその適例である（註三）。その外同業者間の競業禁止のための営業制限の契約（商法二五参照）や、傭主と使用人との間の解雇後一定の営業を営まないという契約もその度が過ぎれば無効である（註四）。

註一 婚姻の予約が原則として有効なることは本院従来の判例の示す所なり。然れども、本件に付原裁判所の確定する所に依れ

ば、被告人には配偶者ありて原告人も其事を知れるに拘はらず、将来該婚姻の解消したる場合に於て互に婚姻を為すべき旨を予約したるものとす。斯くの如き婚姻の予約は、我國民道徳の觀念に照し、善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為にして全然無効なるものと解するを相当とす(大判、大九、五、二八、民録二六輯七七三頁、同旨大判、昭四、一、二五、評論一八卷民二三四頁)。

被告上告人と甲とは母子の關係にあり……甲は上告人の為に離婚せられたりと雖も其被告上告人との間に存する母子の養育は断絶すべきものに非ざるを以て、既に親權に服せざる長年別居の子に対し、其骨肉の至情より生ずる母子同棲の行為を抑制せんと欲するが如きは、公の秩序に反する事項たることを免れず。故に其事項を目的としたる法律行為は全然無効たるべきこと固より論を待たず。今原判決に於て確定したる事實を觀れば、被告上告人が甲を同居せしめたるときは違約金として上告人に対し一日に付金一円宛を支払ふことを約諾したる和解契約に基き上告人は本訴を提起せしものなること明かなるを以て、其和解契約は即ち公の秩序に反したる無効のものとする(大判、明三三、三、二五、民録五輯三七頁)。

註一 上告人は金貸業者にして昭和七年一月二十七日被告上告人に対し金五百円を弁済期同年三月二十五日の約にて貸し右債權の担保として被告上告人の訴外甲生命保險株式会社証券第一〇七六二五号保險金額二千円二十ヶ年満期保險契約者及被保險者其に被告上告人なる生命保險契約上の權利に付債權の設定を受け、該生命保險証券の交付を受け、右權利質の設定契約と同時に被告上告人に於て右債務の弁済を為さざるときは上告人は被告上告人の委任状を以て訴外保險会社に対し保險契約を解除したる上解約返戻金を受取り或は上告人名義に変更の上保險契約を継続することを得べく、因て右返戻金又は保險契約による保險金受取金が前記貸付金に比し過不足を来すことあるも、被告上告人は上告人に対し不足金を支払はざると共に剰余金の支払をも請求せざる旨の特約を締結したり、而して被告上告人は農を業とし其性質單純補納にして金融に関する知識經驗之乏きを、保險会社より解約返戻金の範圍に於て金融を受くる等適當なる金策の途あるを知らずして金策に窮し、輕卒にも叙上特約を締結したるものなり。而して被告上告人は既に大正九年十一月三十日以降昭和六年十一月三十日迄に叙上保險契約の保險料金一千二百八十一円六十錢を払込み居るものにして、昭和七年三月頃被告上告人に於て右保險契約を解除したらんには金九百八十円余の解約返戻金を得べきものなるを、上告人は右の事實を了知の上、貸付金五百円中より手数料名義の下に金五十円及貸付当日たる昭和七年一月二十七日より弁済期たる昭和七年三月二十五日迄満二箇月に満たざる利息に付三箇月分の利息として金三十円紙代印紙代として金七円余を各天引し、被告上告人が上告人より現実に受取りたるは金四百十二円余に過ぎざりしものなりと謂うに在りて……他人の窮迫、輕卒若は無經驗を利用し著しく過當なる利益の獲得を目的とする法律行為

は善良の風俗に反する事項を目的とするものにして無効なりと謂わざるべからず(大判、昭九、五、一、民集一三卷八七五頁)。
本件の貸金は前記のように十五万円であるのに、担保の目的で売渡した物件の買戻金額は三十万円に費用を加えたものとなつて居り、即ち借受の三ヶ月後に貸金の倍額を提供しなければ買戻ができないことになるのであるから、もし、その物件の価格が三十万円もしくはそれ以上であるならば、貸主は貸付後僅か三ヶ月にして、借主から貸金の倍額又はそれ以上の財産的給付を為すことを約束させたことになり、これは著しく不當なものと云わなければならぬ。そしてもしこのような約束が借主の窮迫、輕卒又は無經驗から出たものであり、貸主がこれを利用して右のような著しく過當な利得を得ようとしたものであるならば、このような法律行為は被告上告人が主張しているように、善良の風俗に反することを目的とするものであつて、無効と云わなければならぬ(大阪高判、昭二四、一一、二五、高裁民集二卷三〇九頁)。

註三 原審認定の事實によれば、原告人甲は、昭和五年二月二三日頃被告上告人等先代丙から金四万円を期限を定めず借り受け、原告人乙は、右債務につき連帯保証をしたが、その弁済については、特に甲の娘丁が丙方に住み込んだ上、同人が、その妻名義で経営していた料理屋業に関して酌婦稼働をなし、よつて丁のうべき報酬金の半額をこれに充てることを約した。前記丁は当時いまだ一六歳にも達しない少女であつたが、同人はその後丙方で約旨に基き昭和二六年五月頃まで酌婦として稼働したに拘らず、丁の得た報酬金はすべて他の費用の弁済に充當せられ、原告人甲受領した金員についてその弁済には全然充てられるに至らなかつたといふのである。そして原審は、右事實に基き、丁の酌婦としての稼働契約及び消費貸借のうち前記弁済方法に関する特約の部分は、公序良俗に反し無効であるが、その無効は、消費貸借契約自体の成否消長に影響を及ぼすものではないと判断し、原告人兩名に対し前記借借金員及び遅滞による損害金の支払をなすべきことを命じたのであつて、以上のうち丁が酌婦として稼働する契約の部分が公序良俗に反し無効であるとする点については、当裁判所もまた見解を同一にするものである。しかしながら、前記事實關係を客観的に觀察すれば、原告人甲は、その娘丁に酌婦稼働をさせる対価として、被告上告人先代から消費貸借名義で前払金を受領したものであり、被告上告人先代も丁の酌婦としての稼働の結果を目当てとし、これあるがゆえにこそ前記金員を貸与したものであるといふことができるのである。しからば原告人甲の右金員受領と丁の酌婦としての稼働とは、密接に関連して互に不可分の關係にあるものと認められるから、本件において契約の一部たる稼働契約の無効は、ひいて契約全部の無効を来すものと解するを相当とする。大審院大正七年一月二日(民録二五輯一九五頁)及び大正一〇年九月二十九日(民録二七輯一七七四頁)の判例は、いずれも当裁判所の採用しないところである。従つて本件のいわゆる消費貸借及び原告人乙のなした連帯保証契約はともに無効であり、そして以上の契約におい

て不法の原因が受益者すなわち上告人等についてのみ存したものであることとはできないから、被上告人は民法七〇八条本文により、交付した金員の返還を求めることはできないものといわなければならない。原判決は法律の解釈を誤つたものであつて破棄を免れない。(最高判、昭和三〇、一〇、七、民集一一卷一六一六頁)。

註四 判例はおおむね、時期場所営業の種類に依るかの制限にとどまるのであれば有効であるとしている。

一定の営業を為さざるべき義務を負わしむる契約と雖、其の程度によりて必ずしも公序良俗に反するものに非ず。而して本件契約は原審の確定する所によれば、牛乳販売を営業とする被上告会社が大正十年十一月十七日上告人を牛乳配達人として雇入れたる際、上告人をして解雇後に於ても会社の営業区域たる静岡市及其の隣接町村に於て会社の存立時期の満了する昭和二十三年十二月十五日迄牛乳販売を営まざることを約束せしめたるものにして、斯る期間区域を以てする競争禁止の特約は上告人の営業の自由を過当に制限せるものとは認め難く、此程度の制限は之を約定するも未だ以て公序良俗に反せざるものと解するを正当とす(大判、昭七、一〇、二九、民集一一卷一九四七頁)。

組合契約において組合員総員の決議を経て違反者を除名し、一切の交際を拒絶する旨の条項は公序良俗に反し無効なり(大二、七、一八、民二六五〇号、民事局長通達)。

4 意思と表示の一致

法律行為及び意思表示の内容は客観的に定まるものである。すなわち、一定の効果を欲する意思を推測するに足る表示があればこれに従つて効力を発生すべきものである。しかし、この理論を通すと、表意者の内心の意思が表示によつて推測されるところとそごする場合に、表意者にとつて苛酷な結果となることがある。そごする場合を二つに分けることができる。その一は表意者自身そごするものであることを知つている場合であり、その二はこれを知らない場合である。前者はいわゆる心裡留保及び虚偽表示であり、後者は錯誤である。以下これを分説する。

イ 心裡留保(民法九三)

心裡留保とは、表示が内心の意思と異なる意味に解されることを表意者自身が知つているにもかかわらず、あえてこれを告げないでする意思表示である。かかる意思表示はその法律行為の結果になんらの影響を及ぼさない。すなわち

有効である。しかし、相手方のある意思表示において、心裡留保がなされた場合に、相手方が表意者の真意でないことを知つていたか、又一一般人の注意をもつてすれば知ることができたと認められる場合には無効である。もつとも、株式の申込のように団体的行為においては、常に有効とする必要がある(商法一七五V参照)。

ロ 虚偽表示(民法九四)

虚偽表示とは、相手方と通じてなす真意でない意思表示である。かかる意思表示は当事者間においてはなんらの効力を生じない。すなわち絶対的に無効である。ただ、当事者及びその包括承継人以外の者(第三者)が、当該意思表示について利害関係を生じた際に、虚偽表示であることを知らなかつたときは、当事者は、その第三者に対してその意思表示が無効であると主張することはできない。もつとも、この善意の第三者に対する関係においては有効とするとは、身分上の行為についてはその本質上不当である。したがつて身分上の行為については虚偽表示はすべての関係において無効とすべきである(民法七四二一、八〇二一参照)。

ハ 錯誤(民法九五)

錯誤とは、表示の内容と内心の意思とが一致しないことを表意者自身が知らなかつたことをいう。かかる意思表示が、法律行為の要素すなわち意思表示の内容の重要な部分についてなされたときは、その意思表示は無効である。内容の重要な部分とは、その錯誤がなかつたならば表意者はその意思表示をしなかつたであらうし、一般人もしないであらうと考えられる程度の重要なものであることをいう。

要素の錯誤となるかどうかは、各場合について具体的に決定すべきことであるが、判例に現われた主要な例を示せば次のとおりである。

1 目的物の同一性に関する錯誤は、通常要素の錯誤となる(註一)

- ii 人についての錯誤は、当事者の人違と当事者の身分、資産等についての錯誤との間に取扱の差がある。すなわち、人違の場合は、それが一般に当事者の個性に重点を置く(当事者の信頼関係に基礎を置く)法律行為においては(婚姻、縁組はもちろん(民法七四二一、八〇二一)贈与、雇傭、貸借等)要素の錯誤となるが、そうでない法律行為においては要素の錯誤とならない。当事者の身分、資産等についての錯誤は、当該法律行為の種類との関係において決定されるべきである(註一)
- iii 目的物の形状、特性等に関する錯誤は、そのことが取引上重要であるときは要素の錯誤となる(註三)
- iv 目的物の価格、数量等についての錯誤は、通常要素の錯誤とならないが、ただ、当該法律行為の性質上特に重要なものと認められる場合においては要素の錯誤となる(註四)

註一 売買の目的物である甲地所在の山林を乙地所在の山林と誤信するのは要素の錯誤である(広島地判、大五、六、九、新聞一一八五号二七頁)。売買の目的物である甲試掘権を乙試掘権と誤信するのは要素の錯誤である(東京地判、昭二、五、一四、評論一六卷一〇五九頁)。

註二 会社が営業能力を有することを内容とした保証契約においては、会社の設立無効を知らなかったことは要素の錯誤である(名古屋控判、大二三、五、六、評論二三卷民法七三三頁)。銀行間の付替については、その資産状態の良否に関する錯誤は要素の錯誤となる(大判、昭五、一〇、三〇新聞三三〇三三頁八頁)。

売買において買主の資力、信用、代金調達の方法等は、特別の事情のない限り要素とはならない(東京控判、昭和一一、七、二二、新聞四一八四号一一頁)。

債権者に弁済の真意があるものと誤信して、債権者が抵当権を抹消するのは要素の錯誤ではない(大判、明四一、一一、二五、民録一四輯一一三三頁)。婚姻予約において配偶者の父の前科の有無は要素ではない(東京控判、昭四、三三、二二、評論一八卷民法一一三七頁)。妻の両腕の各膝蓋部の上方に傷痕があつても婚姻予約の要素とは認められない(東京地判、昭一四、八、一一、新聞四四七三三頁五頁)。

註三 分譲地の売買においては区画整理の実施、道路、下水路の設置、新駅の開設、分譲者の資力等について誤信があれば要素

の錯誤があるといひ得る(東京地判、昭一七、六、一三、新聞四七七八七号三頁)。売買の目的物である馬の年齢および受胎能力を意思表示の主要部分とした場合には、その錯誤は要素の錯誤となる(大判、大六、二、二四、民録一三輯二八四頁)。売買の目的たる土地が袋地か否かは売買契約の要素となる(名古屋控判、大二三、六、一三、新聞二二八二一八頁)。

抵当権の負担のある山林を負担のない山林と誤信して買い受けるのは要素の錯誤ではない(大阪地判、明四一、月日不詳、新聞五二五号一七頁)。不特定物の売買である以上、目的物である田地に関する錯誤は売買の無効の原因とはならない(大判、昭二、三、一五、新聞二六八八号九頁)。

註四 売買代金と相場価格の間に予想外の値違いのあることに気附かなかつた場合は、その株式取引は要素の錯誤である(大判、昭一八、六、三、新聞四八五〇号九頁)。

三 法律行為の分類

1 法律行為の要素である意思表示の態様による分類

イ 単独行為(一方行為) 一人一箇の意思表示によつて成立する法律行為である。取消(民法一一〇、四二、九、一二三、九六等) 追認(同法一二二、一二三、一一六、一一九等) 解除(同法五四一以下) 相殺(同法五〇五以下) 債務の免除(同法五一九)、遺言(同法九六〇以下)等がこれに該る。

ロ 契約(双方行為) 相対立する二箇以上の意思表示の合致によつて成立する法律行為である。契約は債権の発生を目的とするものである。民法第三編第二章の契約はかかる狭義のものであるが、その外広義の契約には身分上の合意や、物権的な合意(物権契約)も含まれる。契約は通常一方の申込(意思表示)と、これに対する他方の承諾(意思表示)によつて成立する。

ハ 合同行為 同一の方向を指向する二箇以上の意思表示の合致によつて成立する法律行為である。社団法人、会社の設立行為が通例である。単独の意思表示では成立せず、数箇の意思表示を必要とする点では契約と同一

であるが、契約では、数箇の意思表示（申込、承諾）が対立し、各表意者にとつて異なる経済的意義を有するに反し、合同行為ではすべての意思表示は同一方向に向けられ、同一の経済的意義を有する点が異つてゐる。

2 意思表示の形式による分類

イ 要式行為 意思表示に一定の形式例えば書面の作成を要するものをいう。当事者を特に慎重にさせるため、又は法律行為の存在を特に明確にしておくため若くは権利の範囲を明瞭にしておくため等の理由にもとづいて要式行為とされる。遺言（民法七八一）、婚姻（同法七三九）、定款作成（同法三七、商法六一、六三、一六六等参照）、企業担保権の設定・変更契約（企担保法三）等がこれに該するが取引の迅速安全を図るためには、法律行為の外形の信頼を保護する必要があるので、要式行為はますます重要なものとなる（手形、小切手等を想起せよ）。

ロ 不要式行為 意思表示になんらの形式を必要としない法律行為をいう。契約自由の原則は法律行為の形式の自由もその内容の一つとしてゐるので、一般行為は不要式である。

3 主たる行為、従たる行為

その効力発生のために他の法律行為又は法律関係の存在を必要とする行為を従たる行為といい、その前提となる行為を主たる行為という。例えば、質権設定契約、抵当権設定契約、保証契約の如きは、債権又は貸借契約の存在を前提とするので、前提となる債権又は貸借契約を主たる行為といい、担保権設定契約、保証契約を従たる行為という（手数規六、一三の三参照）。

4 発生する効果の種類による分類

イ 債権行為 債権を発生させる法律行為、すなわち履行があつてはじめて当初の目的を達することを特色とする

る法律行為をいう。

ロ 物権行為 物権の変動を生ずる法律行為をいい、履行という問題を残さない点においてイと異なる。

ハ 準物権行為 債権譲渡、債務免除のごとく、物権行為以外のもの直接法律効果を生じ、後に履行という問題を残さない行為である。ロとハを併せて処分行為といふことがある。

5 給付行為が原因と不可分であるかどうかによる分類

財産上の給付（出捐）行為例えば手形又は金銭の交付、ある物の所有権の移転等のなされるのは、代金債務の支払のため、借金の弁済のため、又は贈与債務の履行のためというように、必ずなんらかの原因のためである。したがつて、原因が法律上存在しないときは、出捐行為も効力を生じないことが当然と考えられるが、そうすると、相手方は出捐行為の目的物を取得せず、さらにこの者から転得した者も取得し得ないことになつて取引の安全を害する。そこで

イ 無因行為 法律上原因と絶縁させ、原因が欠けても効力を生ずるとされる法律行為をいう。手形行為はこの典型で、売買代金の支払のために手形を交付したときは、売買が無効とされ又は取消され代金債務の存在しないときでも、相手方は手形を有効に取得し、ただ不当利益の返還債務を負うに過ぎない。当事者の特約によつても手形行為を有因とすることはできない（手形法一、二、一一一、七五二）。無因行為は特に法律で無因と定められた場合に限つて認められる。

ロ 有因行為 給付行為と原因とが密接不可分とされる法律行為をいう。したがつて、原因が不存在であれば法律行為の効力は発生しない。

第二 私権に関する事実

公証人は法律行為以外の私権に関する事実について公正証書を作成する権限を有する。したがって公権に関する事実よりもより私権に関係のない事実についても公正証書を作成することはできない。たとえ私権に関する事実以外の事実について外形上公正証書らしい文書が作成されても、その文書は公正の効力を有せず公正証書として証拠力（推定力）は否定され、わずかに一般の私署証書による報告文書と同等の証拠価値が認められるに過ぎない。

一 私 権

私権は公権に対する言葉であることはいうまでもない、法律は、私法と公法に大別されるが、その各々の保護する社会的利益をそれぞれ私権、公権という。したがって、私権とは、個人の財産と身分に関する法律行為において認められる権利であることができる。個人主義的法律観においては、私権殊に財産権は神聖不可侵の権利と考えられがちであったが、最近においては、法律が認めるのは、そのことが結局において社会の向上発展のために必要だからだと考えられ、従って私権の内容も行使も公共の福祉によつて制約され、これに違反することは権利の濫用とされるようになった（民法一）。

私権を分類すると次のとおりである。

1 私権の内容である社会生活上の利益の差異による分類

イ 人格権 権利の主体たる人と分離することのできない権利である。すなわち、身体、自由、名誉等を目的とする私権である。民法はこの三取を侵害したときには不法行為が成立すると定めたので（民法七一〇）、学者はこれを人格権の例示であるとし、その外に、生命、貞操、信用、氏名などの上にも人格権が成立するという。

ロ 身分権（親族権と相続権） 親子夫婦というような身分法上の特定の地位にもとづいて与えられる権利である。ただそれは、その地位にもとづく包括的な権利ではなく、親権等の包括的名称のあるものにおいても、個

々の権利の総称に過ぎない。したがってその中には、種々の性質の権利が含まれており、また純粹に身分的なものの外、扶養請求権（民法八七七以下参照）、財産管理権（同法八二四、八三〇、八三五〜八三七等参照）のように財産的なものもある。ことに身分権は義務的な色彩が濃厚で、その不当の行使は権利濫用とされやすく、また一身専属的であつて譲渡はもとより他人の代理行使や相続をも許さないのを原則とする等の点で次の財産権とは著しく異っている。

ハ 財産権 財貨の与える社会生活上の利益を内容とする権利である。有体的な財貨を支配することを内容とする物権と、他人の財産的行為を要求することを内容とする債権とに二大別されるが、その外、智能的創造物を排他的に支配することを内容とする無体財産権もこれに含まれる。

ニ 社員権 社団法人を構成する社員が社員たる地位にもとづき法人に対して有する包括的権利である。株式会社に於ける株主権がその適例である。社員権に包含される諸種の権利は共益権と自益権に大別される。

i 共益権 法人自体の目的を達成するために社員に与えられ、法人の運営に参与することを内容とする権利である。これには、議決権、少数社員（株主）権、各権監督権、業務執行権などがある。

ii 自益権 社員自身の目的を達成するために社員に与えられ、社員が法人から経済的利益を受けることを内容とする権利である。これには、営利法人における利益配当請求権、残余財産分配請求権、非営利法人における社団施設の利用権等が含まれる。

従来社員権は、人格権、財産権の何れにも属しない団体的法律関係にもとづく全く特殊な権利として認められてきたが、近時共益権は社員が社員たる資格において有する権利ではなく、機関たる資格において有する権限に過ぎないから、自益権と性質を異にし、この両者を一箇の包括的権利として社員権と呼ぶことを否定する説もある。

2 私権の作用による分類

イ 支配権 権利の客体を直接に支配することを作用とする私権である。財産権のうち物権や無体財産権がその適例である。身分権のうちにも例えば一定の氏を称する権利、相続権、親権者の子を監護教育する権利、居所指定権等支配権が多い。人格権も人格的利益を直接に支配する権利である。支配権を侵害する者があるときは、これに対して、損害賠償請求権、妨害排除請求権（物権的請求権）を生ずるのが常である。すなわち、このような場合は、支配権は次の請求権に転化せざるを得ない。殊に人格権の存在は、他人が不当にこれを侵害した場合に於いて現実的に意識されるのであるから、その侵害を排除する請求権としての作用がとくに顕著である。

ロ 請求権 他人の行為（作為又は不作為）を要求することを作用とする私権である。支配権と異り、権利の目的たる利益を享受するために他人の行為を必要とすることを特色とする。債権がその主要なものだが、物権的請求権もこれに属する。また請求権は財産権に限らず身分権のうちにも、たとえば、認知請求権（民法七八七）、夫婦相互の同居請求権（同法七五二）等の請求権がある。

ハ 形成権 権利者の一方的な意思表示で一定の法律関係を発生させる私権である。取消権、追認権、解除権、認知権等がその例である。形成される権利関係は、財産権的なものあり（解除権、財産的契約の取消権等）、身分権的なものもある（認知権、離婚請求権、婚姻取消権等）から、形成権は財産権でも身分権でもない。形成権を行使するには、普通の意味表示で足りるのが通常であるが（取消権、解除権、追認権等）、裁判所の判決で意思表示をする要件のあることを確認されて初めて効力を生ずる場合もある（詐害行為取消権（民法四二四）離婚請求権、認知請求権、婚姻取消権等）。

二 法律行為以外の事実

およそ事実を広義に解するとき、宇宙間に発生するすべての現象を包含し、人の日常の行為はもとより、いわゆる天変地異、森羅万象にいたる自然界の出来事はことごとく事実といふことができる。しかし、ここでいう事実とは、法律行為、すなわち意思表示を要素とする法律要件以外のもので、しかも私権の得喪變更に直接間接に影響を及ぼす事実に限定される。したがって、さきに分類した法律事実のうち意思表示を除くすべてが、ここにいふ事実に該当する。

一 人の精神作用を要件とする事実

1 外部的容態（行為）

イ 適法行為中の準法律行為 これがまずここにいふ事実に該当する。準法律行為とは、それから生ずる法律効果が、意思表示（法律行為）のように行為者が欲したことを理由として生ずるのではなく、それとは無関係に法律によつて生ずるものである点において意思表示（法律行為）と区別される。準法律行為は、さらに一定の意識内容の表現であることを本質とするもの、すなわち表現行為と、行為そのものとして法律効果を認められるもの、すなわち非表現行為とに大別される。

い 表現行為 には意思通知、觀念通知がある。

a 意思通知 自己の意思を他人に通知する行為である。無能力者の相手方のなす催告（民法一九）、債務の履行を請求する催告（同法一五三、四二二Ⅲ、五四一等）、弁済受領の拒絶（同法四九三、四九四参照）等がこれに該る。特に催告は時効を中断し（同法一五三）、債務者を遅滞に陥れ（同法四二二Ⅲ）、解除権を発生させる（同法五四一）等私権の得喪に重要な影響を及ぼす。

b 観念通知 ある事実を通知する私法上の行為である。社員総会又は株主総会の招集通知（民法六二）、商法（三三三）、承諾延着の通知（民法五二二）などがその例である。

ii 非表現行為 の例としては、先占、遺失物拾得、事務管理などがある。

a 先占 現に所有権のない物（無主物）を、自分の所有とする意思で他人に先んじて占有することをいう。動産の先占者はその効果として原始的にその所有権を取得する（民法二三九）。狩猟、漁撈等がその例である。無主の不動産は国庫に帰属する（同条Ⅱ）から、先占の対象にはならない。

b 遺失物拾得 占有者の意思によらないでその所持を離れた物についての拾得行為をいう。民法は、拾得公告後六ヶ月内にその所有権を取得するとし、その細目を特別法（遺失物法）に譲っている。

c 事務管理 義務のないのに他人のためにその事務を処理する行為をいう（民法六九七以下）。たとえば、隣人の留守中に暴風雨で破損した屋根を修繕してやる場合のごときである。他人のために勝手にした行為ではあるが、本人の利益になることならば、社会生活上は是認すべきであるので、民法はそれが本人の意思に反しない限り本人と事務管理者との間に委任に類似した債権関係が生じるものとす。

ii 違法行為 不法行為と債務不履行等がこれに該る。

i 不法行為 故意又は過失により他人の権利を侵害する行為をいう。契約と共に最も重要な債権発生原因である。不法行為の要件は a 主観的要件 加害者に故意又は過失があることと b 客観的要件 権利侵害の事実があることの二つである。後者の要件について民法は権利侵害の語を用いているが（民法七〇九）、近時の理論は、これを違法性の表徴とみて、違法に他人の利益を侵害した場合には、加害行為の違法性と被侵害利益の態様とを対比して、不法行為の成立を認める傾向にある。

ii 債務不履行 債務者が債務の本旨に従った履行をしないことをいう。すなわち法律の規定、契約の趣旨、取引慣行、信義誠実の原則等に照らして適当な履行をしないことをいう。債務不履行の場合には、債権者は債務の強制履行を求めうるとともに（民法四一四）、債務者に対し損害賠償を請求し（同法四一五）、また契約を解除することができる（同法五四一～五四三）。

2 内部的容態

i 観念的容態 善意、悪意すなわちある事情を知らなかつたこと、知っていたことをいう。道徳的に善良であるかどうかの区別ではない。善意、悪意によつて法律上の効果の違う場合は、私法上にその例が多い。さきにかかげたものの外、例えば民法第一九二条、第一九四条、第七〇三条、第七〇七条等がある。

ii 意思的容態 ある行為を欲するか、欲しないかということである。民法第四七四条第二項等がその例である。

ii 人の精神作用を要件としない事実（事件）

人の精神作用にもとづかない事実でしかも法律上意味のある事実、すなわちここでいう私権の得喪に影響を及ぼす事実となるものは極めて多い。例えば、人の出生・死亡、物の添附、埋蔵物の発見等のごときは人の精神作用にもとづくものではないが、私権の得喪に影響を及ぼす。出生により人は当然権利能力を取得し、また人格権、身分権を取得する。人の死亡により相続権が発生し、財産権が移転する。物の添附、すなわち二箇以上の物が結合して一箇の物となり（附合、混和）、または他人の物を加工して新たな物を生じた（加工）場合には、所有権の得喪を生じる（民法二四二～二四八）。また埋蔵物は、特別法（遺失物法）の定める所に従い公告した後一定期間内に所有者不明のときは発見者とその所有権を取得する（民法二四二）。さらに果実の分離は、その態様の如何によつて果実の所有権の

帰属を異にする(同法八九、一八九一、五七五等)。また物の分離、崩壊等についても同様である(同法二〇七、三〇四、三七二等)。なお、その外、ある事実そのものだけでは私権の得喪を招来することはないが、他の事実と連結して始めて法律上の効果を生ずるような事実もある。例えば時の経過は他の行為(事実)と連結して私権を消滅させ(消滅時効)又は取得させる(取得時効)。

公証人が公正証書を作成する権限を有する法律行為以外の私権に関する事実は、おおよそ以上に述べた事実のごときものをいうのであるが、これらの事実のうちには、たとえば、各種の催告や通知が内容証明郵便、配達証明郵便によつてなされるように、通常、公正証書以外の公証方法が利用されているものもある。公証人以外の国家機関においてその職務権限にもとづいて事実証明をなし得る場合は、あえて公証人を煩わす必要はないが、そうでない場合は、私権に関する事実の証明を必要とするときは、おおむね公証人を利用する外はない。

上記のとおり、法律行為以外の私権に関する事実はその種類極めて多く、その態様も千差万別であり、これを枚挙することはおよそ不可能に近いが、さきにかかげた分類の二、「人の精神作用を要件としない事実」、いわゆる事件についての例が比較的多いであろうことは容易に想像される。しかし、分類の一、「人の精神作用を要件とする事実」、なかんづく違法行為に関する事実についてもしばしば実例をみる。その外、準法律行為中の非表現行為についてもその例は絶無ではあるまい。

民刑局長回答は、法律行為以外の私権に関する事実として次のような事実を例示している(明四三、八、一〇、民刑一三二一九号)。

- 一 一人の出生、現存、死亡等
- 二 身体、財産に加えた損害の形状、程度等

- 三 動産、不動産の品質、種類、大小、形状、数量、現存状態等
- 四 会社、組合の総会の議事
- 五 支払停止の状況等
- 六 動産、不動産の占有の状況等
- 七 財産目録の調整

第三節 公正証書作成の手續

公証人は、当事者その他の関係人の囑託により、法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成する権限を有し、正当の理由がなければ、その囑託を拒否することはできないが、囑託事件の内容が、法令に違反した事項を含むとき、無効の法律行為であるとき、又は無能力を理由に取り消され得る法律行為であるときは、その囑託を拒絶すべきである(法一六)。したがつて、証書作成の囑託があつたときは、公証人は、まず、囑託事件の内容が右にかかげた事項又は法律行為に該当しないかどうかを慎重に判断しなければならず、該当しないとの確信を得たときにはじめて囑託に応じ、同法第二十八条以下に定める手續を経て証書を作成すべきである。また、公証人は日本語を用いない証書を作成することができない。

第一 証書を作成し得ない場合

一 法令違背事項

法令に違反した事項とは、さきに述べた強行法規に違反した事項をいい、任意法規と異なる事項までも排斥する趣旨ではない。もつとも、強行法規は、いわゆる取締法規と區別する必要がある。法律が一定の行為を禁止する場合に、これに違反する行為者に対し制裁を課することによつて行為そのものを禁あつするに止め、行為の私法上の効果

までを否定しないものと、違反行為の私法上の効果までを否定するものがある。後者のみがここにいう強行法規に属するが、取締法規中の前者に違反する事項についても、公正証書を作成し得ないものと考える(註一)。

強行法規に違反する法律行為は、当然無効であるから次に述べる無効の法律行為と同義語となるが、法二六条が規定した理由を、法令違反事項と無効の法律行為の表現の相異にあると考えれば、事項とは法律行為のみならず、広く法律行為以外の私権に関する事実までを含む趣旨と解し得る。

囑託事項が強行法規に違反するかどうかの判断は、囑託をうけた公証人の判断によつて決せられるのであるが、そもそもいかなる規定が強行法規であるかが既に問題であることさきに述べたとおりであり、強行法規を網羅することは不可能であるが、主要なものについて大略の標準を示せば次のとおりである(註二)。

1 親権、相続順位、夫婦制度等の身分関係に関する法規は一般に強行法規である。したがつて、相続順位(民法八八七以下)を変更する契約、重婚契約(同法七三二)、扶養請求権を処分する行為(同法八八一)等は無効である。

2 物権や極度の流通性を有する有価証券(手形、小切手等)の種類、内容、効力等に関する規程のごとく、直接第三者の利害に関する規定も強行法規である(民法一七五参照)。したがつて、法律の規定しない、例えば上士権といった特殊の物権を設定する契約、工場に属する土地及び建物の所有者と備附機械器具の所有者とが異なる場合における工場抵当法第三条の抵当権設定契約等は無効である。

3 利息制限法、流質契約禁止(民法三四九)のごとく、法律が特に一定の者(経済的弱者)を保護せんとする趣旨にもとづいて定めた規定も一般に強行法規である。借地法及び借家法は、借地人、借家人を保護する半面のみを強行法規とする旨明言している(借地法一一、借家法六)。

註一 吉川大郎、統制法令の違背と公正証書の執行力(協会雜誌三一頁三三頁)参照

註二 違法行為の具体例については、昭和二八年三月二五号民事甲四八五号「公正証書の内容の違法と認められるもの等の事

例」中特に第一、一、(2)、(4)、(5)、(8)等を参照されたい。

二 無効の法律行為

いかなる法律行為が無効であるかは、既に述べたが、無効の法律行為とは、なんらかの理由によつて当事者の意思した効果を生じない法律行為をいう。すなわち、一応法律行為は成立したが、その効果の生じない法律行為である。

したがつて、当事者間には、その法律行為にもとづく権利義務は生じないから、まだ履行前であるならば履行する義務を免れ、履行した後であるならば履行した物を不当利益(民法七〇三以下)として取り戻すことができる理である。無効は、次に述べる取消と異り、何人の主張がなくても、当然に効力を生ぜず、また追認(同法一一九、手規一

三一参照)や時の経過によつても有効とはならない。

無効の原因には、法律行為一般に共通なものと、特殊の法律行為に限定されるものがある。

前者には、

1 意思能力の欠缺 法律行為(及び不法行為)が法律上の効果を生ずるには、必ずその行為者がその行為の結果を認識するに足る精神的能力、すなわち意思能力を有する場合でなければならない。私的自治の原則は、各人は各人の意思にもとづいてのみ権利を取得し、義務を負うことを前提とするから、行為者が意思能力を有しない場合には、その結果をその者の意思にもとづくことを理由にその者に帰属させることはできないからである。意思能力を有しない者の法律行為の効果については規定を欠くが、無効の法律行為であるとされる(註)。

なお、意思能力を有しない者は、不法行為の責任を責めないことについては規定がある(民法七二二、七

三)。

いかなる者を意思能力を欠いた者とみるかは、個別的に判定すべきであるが、おおよそ十歳未満の幼児、白痴、泥酔中の者等は意思能力を欠く者と考えてさしつかえない。意思能力のない者が、次に述べる無能力者であるならば、法定代理人が代つてこれを行なうこととなる。したがつて、たとえ幼児の名義でなされた法律行為でも正当な代理人によつてなされるときは、有効であるこというまでもない。

2 目的の不能、社会的妥当性の欠除(既述)

3 虚偽表示(既述)

4 要素の錯誤(既述)

以上が法律行為一般に通ずる無効原因であるが、特殊の法律行為に限定される無効原因もある。例えば、婚姻、縁組における人違(民法七四二一、八〇二一)、遺言における方式の欠けつ(同法九六七)等がこれである。

また、無効はすべての人に対する関係において所期の効力を生じないのが原則である。すなわち絶対的無効であるのが原則であるが、主として取引の安全を図るために、無効の効果を特定人に対してのみ主張し得なかつたり(同法九四Ⅱ)、特定人に限つてこれを主張し得ない(同法九五Ⅱ)場合がある。すなわち、いわゆる相対的無効の場合である。この場合には、無効の法律行為といえども、その特定人以外の者に対する関係においては有効の法律行為と同様の効果を有する行為であるから、これについて公正証書を作成する実益はないわけではないが、公証人法は、無効の法律行為について絶対的無効と相対的無効とを区別していないので、無効の法律行為と認められる以上そのいずれについても公正証書を作成することができない。もつとも、相対的無効は、取引の関係当事者が多数である場合には取引の安全保護が優位に立ち有効な行為となる点に注意すべきである(商法一九一、四一五等参照)。

註 無能力者である与否とを問わず、事実上意思能力なしに為された行為は当然無効である(大決、明三八、五、一一、民録二 輯七三頁)。

満八歳余に過ぎない者は、不動産に関する法律行為を為す意思能力がないのを通常とするから、親権者たる父が満八歳余の子に建物を贈与し、その子の法定代理人として所有権保存登記を為したという場合、特別の事情がない限りその子に意思能力なく従つてその贈与は無効とすべきである(大判、昭九、一二、二四)。

三 無能力により取り消し得る法律行為

私法上法律行為を単独で有効になしうる能力を行為能力又は単に能力という。自然人と法人は、すべて権利能力をもつが、必ずしも行為能力をもつとは限らない。自然人のうち、意思能力のない者は全く行為能力もなく、その行為の無効であることは、さきに述べた。民法は、未成年者、禁治産者、準禁治産者の三者を定型的に無能力者とし、その保護のために、無能力者が単独でした法律行為は取り消し得るものとした(民法四、九、一二Ⅲ)。すなわち、無能力者の制度は、判断能力の不十分な者が不利益な行為により損失を受けないように保護することを目的とするものであるが、その為には、無能力者の方で個々の法律行為をするに際して能力の不十分であつたことを個々の証明させずに、無能力者を未成年者、禁治産者、準禁治産者の三者に定型化し、その行為を取り消し得るものとするともに、相手方にも注意をさせ取引の安全を害しないように配慮したのである。また、法人は、その目的を中心として存立するものであるから、その目的と無関係の行為は、法人の行為と認めることができない。すなわち、法人は、その目的の範囲内の行為について行為能力を有する。この意味において、民法第四三条は、法人の権利能力の範囲を示すとともに、その行為能力の範囲に関する規定でもあると解すべきである。もつとも、ここでいう目的の範囲内の行為というのは、決して法律又は定款若くは寄附行為に目的として記載された個々の行為に限定する意味ではなく、この目的を達成するために、必要と認められるすべての行為を包含する。また、目的の範囲内の行為であるかどうかは、

行為の種類によつて決すべきであつて、その行為の結果が法人の利益に帰したかどうかによつて決すべきではない。なお、法人の行為は、すべて自然人(代表機関)の現実の行為によらなければならない。この自然人の現実の行為が法人の目的の範囲内のものであれば法人の行為と認められるのである。すなわち、機関は法人を代表して法人の法律行為をするのであるが、その代表関係は代理の規定に準拠する。

取消とは、意思表示又は法律行為の効力を表意者その他特定人が消滅させることをいう。取消し得る法律行為も、取り消されるまでは有効であるから、それまでは、すべての人はその法律行為を有効として取り扱わなければならない。また取消権が放棄されたり(追認)、時効によつて消滅すれば、取り消し得る行為は、完全に有効なものとして確定する。しかし、取り消されると、その法律行為は初めに遡つて無効であつたこととなり、当事者間に一応生じた権利義務は、初めから生じなかつたこととなる。

無能力者には、保護機関としてその行為を代理し、又は補充するために親権者、後見人、保佐人が附せられる。

1 未成年者が法律行為をするには、原則として法定代理人(第一次に親権者、第二次に後見人)の同意を必要とし、同意を得ずにした法律行為は取り消すことができる(民法四、二二〇)。ただし、次にかかせる行為については、未成年者単独ですることができる。

イ 単に権利を得、義務を免れる行為(民法四一但)

ロ 処分を許された財産の処分行為(同法五)

ハ 一種又は数種の営業を許された場合にその営業に関する行為(同法六、商法五、非訟法一六六、一六八等参照)

したがつて、未成年者から以上の行為についての公正証書の作成の嘱託があつた場合においては、公証人は、何ん

らの負担を伴わない権利の取得であるかどうか、義務を免除されるものであるかどうか、また、ロ、ハの行為については法定代理人の許可があるかどうか(法定代理人の許可書を提出させる(法三三))、許可された財産の処分行為であるかどうか、許可された営業に関する行為であるかどうかを慎重に審査してこれに必ずべきかどうかを決すべきである。

なお、営業の許可書には、その営業の種類を特定して記載してあることを要する。如何なる営業を営むも差しつかえないといつた許可書は、未成年者保護の趣旨に反するから不可である。また、未成年者が商業を営む場合には、登記をしなければならないから、その謄本の添附があれば、許可書を提出させる必要はない。

ニ 労働契約の締結、賃金の請求(労基法五八一、五九)ただし、未成年者が船員となるには本則どおり法定代理人の同意を必要とする(船員法八四)。

ホ 身分行為 縁組、認知、遺言等の身分行為は、逆に単独にすることのできるのが原則である(同法七八〇、七九七、九六二等参照)。なお、未成年者も婚姻すれば成年人者とみなされる(同法七五三)ので、婚姻後は、未成年者も親権若しくは後見の拘束から離脱し完全な行為能力者として取り扱われる。

2 禁治産者 すなわち、心神喪失の常況にあるため一定の者の請求により家庭裁判所から禁治産の宣告を受けた者(民法七、家審法九甲一、同規則二二～二八参照)には、保護機関として後見人を付ける(民法八、八三八二)。禁治産者は、無能力者のうち、行為能力の制限は最も強く、後見人によつて代理されるのみで、未成年者の場合のように親権者又は後見人の事前の同意によつて能力を補充する方法は認められない。後見人の同意を得ないでした行為はもちろん、その同意を得てした行為もすべて取り消し得るものとされる(同法九)。なお、禁治産者が心神喪失中に行為をしたこと、すなわち、行為の当時、意思能力を有しないことが証明されたときは、

その行為は無効である。もつとも身分行為は、意思能力のある限り禁治産者単独でなし得るのを原則とする（民法七三八、戸籍法三二Ⅱ、民法七九九、七八〇、九六二等参照）。

3 準禁治産者 すなわち、心神耗弱、聾、啞、盲、浪費癖のため一定の者の請求によつて家庭裁判所から準禁治産者の宣告を受けた者（民法一一、一三）には、保護機関として保佐人を付ける。準禁治産者は、無能力者中で最も行為能力の制限は弱く、重要な財産上の行為についてだけ保佐人の同意を必要とし、同意なくしてなされたそれらの行為は、取り消し得るものとされる（同法一二）。

公証人は、右に述べた無能力者の法律行為で取り消し得るものについては、公正証書を作成することができない。しかし、嘱託人が行為能力者であるかどうかは、しかく簡単に認定し得るものではない。嘱託人が未成年者であるかどうかは、後に述べる嘱託人が人違いでないかどうかを認定するために提出させる印鑑証明書その他の資料によつて比較的容易にこれを発見することができるが、禁治産者及び準禁治産者については、通常公証人の面前における嘱託事項の陳述を聴取することによつてこれを推測する以外に途はない。嘱託人の行為能力に疑問を懐くときは、公証人は、関係人に事情を説明させるなり、注意を促すなりして無能力を理由に取り消される可能性のある法律行為について証書を作成しないように配慮すべきである（規則一三一）。

なお、嘱託人の意思表示が無能力により取り消されるものではない以上、嘱託人でないその相手方の能力如何については公証人法二六条の適用のないことはいうまでもない（註一）。さらに、民法第二〇条は、無能力者が相手方に自分は能力者であると誤信させるため詐術を用いた場合には、その無能力者は保護に値しないので、かかる行為は取り消すことができないと規定している。したがつて、無能力者が偽造文書、例えば、偽造の印鑑証明書、戸籍謄本、法定代理人の同意書等を用いたり、関係人に偽証させる等の不正手段を弄し、あるいはこれらの

不正手段を直接採らなくても、普通人を欺くに足る方法によつて相手方の誤信を誘起し、又は誤信を強めた場合に（註二）、相手方が能力者と誤信して無能力者と法律行為をしたときは、無能力者の方でこの行為を取り消すことはできない。もつとも、相手方の方で詐欺による意思表示として自己の行為を取り消し（民法九六）、また場合によつては、不法行為を理由として損害賠償を請求する（同法七〇九以下）ことは自由である。民法第二〇条は、実体法上の効果に関する規定であるが、法律行為の相手方が誤信しており、双方の嘱託人に異論がない場合においても、公証人が能力について疑問を懐く限り関係人に注意をし、説明させなければならぬこともちろんである。

註一 明四二、九、二八、民刑九七〇号、民刑局長回答

註二 民法第二〇条の無能力者が能力者たることを信ぜしむる為め詐術を用いたるときは、積極的に詐欺手段を用ゆることを謂ふものにして、金銭貸借の場合に自己が無能力者に非ざることを債権者に通知し又は無能力者たる事実を告げざる如きは同条に所謂詐術と称すべきものに非ざることは当院判例の示す所なり（大正五年十二月六日）。本件にて原院の確定せる所に依れば、甲は、年、月、日公証人〇〇〇役場に消費貸借契約を締結する際乙の面前において〇〇公証人の尋問に対し保証人たる可き丙及び弁護士なることを明言したる丁と共に自己の能力者たることを答え、同公証人を欺きたるより同人は該契約の公正証書を作成することを承諾し、随て乙も甲の能力に欠くる所なきものと誤信し該契約を締結するに至りたるものにして、甲は単に自己の能力者たることを述べ若くは他人の誤信を知りながら自己の無能力者たることを黙秘したるに過ぎず。上告人が丙外一名をして〇〇公証人に対し故らに甲の能力者たることを答えしめ、同公証人及び乙の誤信を惹起せしむる手段に用いたるにも非ざれば、如上の事実未だ以て積極的に詐欺手段を用いたるものと謂ふことを得ず。然るに原院が之を以て甲が詐術を用いて自己の能力者たることを信ぜしめたものとし、甲は本件消費貸借契約を取消すことを得ずと為したるは、同法条を不当に適用したる不法あるものにして、破毀すべきものとす（大判、大六、九、二六、民録二三輯一四九七頁）。

公証人法第二六条は、公証人に対し、強行法規に違反する事項、無効な法律行為及び無能力により取り消され得る法律行為については、公正証書を作成してはならないと規定しており、その内容の詳細については以上に述べたとおりであるが、この公証人法第二六条の規定自体を如何に解釈するかが最後に残された問題である。同条によれば、「公証人ハ法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及無能力ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス」とされているが、例えば無効の法律行為について公正証書を作成した場合に、その法律行為が無効であるかどうかは、終局的には裁判によつて確定する外はなく、証書作成の段階においては、実質的に無効の法律行為についても有効と解して作成することもあり、又逆に有効な法律行為についても無効と解して証書作成を拒否することが考えられる。したがつて、同条は、公証人が自己の判断に従つて無効等と認めた法律行為等については、(裁判による終局的判断は別として)、その囑託に応ずべきでないとする訓示規定であると解する外はない。同条に違反して公正証書を作成したと認められる場合でも、そのみの理由によつて(裁判によらないで)、その証書が直に無効であるということはいできない(註一)(註二)。

これに関連して問題となるのは、公証人法第二条の規定である。同条には、「公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セス」と定められている。本条が、証書に関する効力規定であることは明白であるが、第二六条を前述のように解する場合には、第二条のいう「要件」というのは、公正証書の内容に関するものではなくて、公証人法、民事執行法等に定める証書の形式的要件を指すものと考えられる。例えば、公証人法において要求する囑託の存在、職務執行区域内における公証人の証書作成行為、公証人の署名押印等及び民事執行法において要求する一定の金銭の支払等を目的とする特定の請求の表示、執行受諾文言の記載等である。これらの要件を具備しないときは、証書自体が、公正の効力(証明力、執行力)を有せず無効のものとなる。

以上述べたように、公証人法第二六条は、公証人に対する訓示規定ではあるが、これは無効となる如き法律行為について公正証書が作成されることを避ける趣旨であることに変わりはなく、万一これに違反して証書を作成することがあれば、公証人法第七六条による監督権の発動として、これに注意を促し、又は訓令し、更に第七九条により職務上の義務違反として懲戒処分を行うことも可能となる。

註一 各種の手續を定める規定のうち、専ら行政庁(又は裁判所)に対する命令の性質をもち、それに違反してもその行為の効力に影響がないとされる規定を訓示規定という。さきの効力規定に対立する概念である。

註二 公証人法第二六条の解釈については、特に執行証書の有効・無効、したがつて、これに執行文を付与し得るか否かの点で問題となる。詳細は、執行証書の箇所述べるが、判例は、「債務名義が公正証書なる場合に於て、其証書が民事訴訟法第五五九条第五号(現行民事執行法二二条五号)に規定せる要件を欠き債務名義たる効力なきに拘らず、公証人が執行文を付与したるときは、債務者は執行を許さざる旨の裁判を求むるが為めに、公正証書自体が形式上債務名義として効力なきことを理由とし、以て執行文付与に対する異議を申立つることを得べきも、請求に関する異議の訴を提起することを得ず。而して此の場合に於ては、債務名義たる公正証書が形式上無効なる旨を主張するものなることを得ず。……其証書(公正証書)自体には、債務名義たるに必要な形式を欠くる所なきも、其成立の前提要件に欠缺ありたる時、殊に公正証書が偽造の委任状に依り作成せられたるとき、若しくは公正証書の内容に欠缺あるとき、殊に公正証書に掲げたる契約が錯誤仮装其他の事由にて無効なるときは、債務者は公正証書が実体上無効なることを主張し、以て請求に関する異議の訴を提起することを得べきも、執行文付与に対する異議の申立を為すことを得ず。而して此の場合に在りては、債務名義たる公正証書の実体上有効なることを前提とすと云ふを得ざることを言を俟たず」(大連判、大一一〇、三、三〇、民録二七輯六六七頁)とし、「公正証書は、縦令其の内部に如何なる欠点が潜在するにもせよ、其の外形に於て適式にして且其の内部における欠点を其の外形に就きて観取するに足るべきもの無き以上、安全なる執行名義に外ならず」(大判、昭八、一〇、二〇、民集一二卷二五六一頁)とし、また、「公証人の作成に係る公正証書の債務名義に付実体法上無効の原因存する場合に於ても、之に因り其の執行力が適法に排除せられざる限り、尚債務名義たるの効力を具有するものと解すべくして、公証人法第二六条の規定は、此の解釈を妨ぐるに足らざるものとす。蓋同条は、公証人に対し実際に役立たざる公正証書を作成すべからざることを訓示したるに過ぎざるを以てなり」(大決、昭八、九、一八、民集一二卷二四三七頁)としている。

四 日本語を用いない証書(法二七)

公証人は、自ら外国語を理解する与否にかかわらず、日本語を用いない証書を作成することができないから、外国語による証書の作成を嘱託された場合は、拒絶すべきである。(裁判所法七四、民訴法一三四、二四八、刑法一七五、一七七等参照)。しかし、この規定は、日本の文字をもって証書を記載しなければならないとの趣旨であるから、国語化した外国語、外国の地名人名等の固有名詞等を、外国語の発音にしたがつて日本の文字をもって表示することは妨げない。また、嘱託人が外国人である場合は、嘱託人が外国語で署名することは許される(明治三二年法律第五〇号、外国人ノ署名捺印ニ関スル法律一)。

証書は、日本語を用いて作成すべきであるから、嘱託人又はその代理人が日本語を解しないときは、公証人は、通訳を立ち会わせ、それによつて関係人の陳述を録取すべきことは後に述べるとおりである。ただ、外国語をもつて記載した私署証書の認証については、公証人法第六〇条により、第二六条に抵触する証書については認証を与え得ないから、公証人がその私署証書の内容及び効力を理解することのできないときは、その嘱託を拒絶すべきである(大正七、六、一五、民二二〇号、法務局長回答)。

第二 嘱託人(又はその代理人等)の人違でないことの確認手続

公正証書は、当事者その他の関係人の嘱託によつて作成されるものであるが、公正証書が公正の効力を付与されるゆえんは、証書に記載された法律行為が嘱託人の意思に基くものであり、あるいは、嘱託人の私権に関する事実であることを公証人が確認したからに外ならない。したがつて、公証人が公正証書を作成するにあつては、まず、嘱託人(その代理人によつて嘱託する場合は、その代理人自身についても)が、まさしく、証書に記載しようとする法律行為又は私権に関する事実についての当事者又は利害関係人本人であることを知悉していることが必要である。すな

わち、公証人が証書を作成するには、まず、嘱託人の氏名を知り、かつ、この者と面識のあることが前提の要件となる(法二八一、三二)。しかし、嘱託人の氏名を知り、かつこれと面識のある場合以外は証書を作成し得ないとするのは狭きに失するので、氏名を知らないか又は面識のない嘱託人については、印鑑証明書又はこれに準ずべき確実な方法、例えば、氏名を知り面識のある信用するに足る証人の証言、写真の貼つてある身分証明書等を提出させて、嘱託人が人違いでないことを証明させなければならない(法二八二、三一、なお、昭和二四、五、三〇、民甲二二八二号、民事局長通達参照)。

この嘱託人等の人違でないことの確認手続を経ないで作成された文書は公正の効力を有しない。また、急迫な場合に人違でないことの証明手続を後に追完させることとして証書を作成したところ、嘱託人が法定の期間内においてその証明手続を追完しないときも同様である。

なお、嘱託人、その承継人、利害関係人の証書原本の閲覧請求(法四四一、II)、証書又はその附属書類の謄本の交付請求(法五一)、嘱託人又はその承継人の証書正本の交付請求(法四七一、II)の各場合においても、請求者本人の人違でないことの証明として右に述べたと同様の方法が要求される。

第三 代理権限の確認手続

代理人によつて嘱託される場合——嘱託事件の大部分は、当事者の双方又はその一方が代理人である場合であつて、当事者双方が本人である場合は極くまれであるのが現状である。——には、代理人に代理権限を証明させなければならない。通常は委任状を提出して代理権限を証明するのであるが、この委任状が、認証を受けていない私署証書であるときは、原則として、委任状に押印された委任者の印鑑又は署名に関する証明書を提出させ、委任状の成立の真正を証明させなければならない(法三二一、II)。ただし、当該公証人の保存する書類によつて委任状の成立の真

正を証明できる場合は、その必要はない(同条Ⅱ但)。もつとも、この場合に公証人の保存する書類は、後述する通達の趣旨により過去六ヶ月以内のものによらなければならない。なお、証書原本の閲覧、正本の作成交付、謄本の作成交付については、公証人法第四四条第二項、第四七条第二項、第三項、第五一条第二項等を参照されたい。

なお、ここで白紙委任状について附言する必要があるであろう。白紙委任状とは、委任状の一部分(委任事項や受任者)を白紙にしておき、後刻一定の人にそこを補充させようとするものである。白紙委任状の一般取引にもたらす弊害については既に論じ尽されたところであるが、いまだに公正証書の作成に当つて、かかる委任状の提出される事例の極めて多いことは、遺憾のきわみである。公正証書、ことにそれが債務名義としての効力を有する場合には、必ずしもいいすぎでない程、その証書作成過程における代理権限の有無が争われ、必ずしも公証人の職務執行の適正を肯定する結果となつていないことは十分反省せらるべきである。

第四 許可又は同意の確認手続

法定代理人の許可又は同意等第三者の許可又は同意を要すべき法律行為について証書を作成するに当つては、その許可又は同意のあつたことを証明するため、その旨の証明書を提出させなければならない(法三三Ⅰ)。なお、この証明書については、委任状における同様の確認手続が要求せられる(同条Ⅱ)。

第五 各種証明資料の有効期間

嘱託人の人違でないこと又は代理権限を有すること、第三者の許可又は同意のあつたこと等を証明するための証書又はその証書自体の成立の真正を証明するための資料、すなわち、印鑑証明書、登記又は戸籍の謄抄本その他は、作成後なるべく間のないものを提出させるに越したことはない。なんとすれば、作成後相当日時の経過したものを提出させると、その間に管理権の喪失、代理権の消滅、許可又は同意の撤回等の事実の発生が予想されるからである。こ

とに、委任状及びこれに添附すべき印鑑証明書についてはその必要が痛感される。これらの各種証明資料の有効期間については、法令に別段の規定はないが(不動産登記法施行細則四四の二参照)、前掲昭二四、五、三〇民事局長通達は、その期間を六ヶ月と定めている(註)。

註 かつて東京控訴院管内の公証人に対する監督手続を定めた訓令(昭一六、七、二二、日記七六五号訓令、東京控訴院管内公証人監督手続)があつたが、その二三条は次のように規定していた。

「証書の作成又は認証の為に要する印鑑証明書は其の日附より三月以内のものを提出せしむべし戸籍又は登記の謄本、抄本又は証明書に付亦同じ」

第六 通事及び立会人(法二九、三〇、三四等参照)

第七 公正証書作成の要領(法三五)

一 聴取した陳述の録取と実験方法の記載

公証人が証書を作成するには、証書の本旨(法三六本文参照)として嘱託人又はその代理人その他の者が公証人の面前においてした陳述(それが意思表示である場合が通常であろうけれども、その外私権に関する陳述(事実)である場合もあろう)を録取し、併せてその実験方法、すなわち、公証人の面前における陳述を聴取したことを記載しなければならぬ。もつとも録取すべき陳述は、嘱託人等の陳述そのままである必要はなく、公正証書の効力の立場からみて意味のある陳述、それが意思表示であれば、意思表示として充分にして必要なる範囲の陳述の記載に止めてさしつかえないことはいうまでもない。なお、陳述すべき事項をあらかじめ文書にしたためて、これを公証人に提出し陳述に代えることは妨げない(法四〇参照)。

二 目撃した状況その他自ら実験した事実と実験方法の記載

法律行為についても、例えば要物契約における目的物の現実の占有移転の状況等公証人自ら目撃、実験することが

ないではないが、特に、法律行為以外の私権に関する事実については、例えば、人の出生、現存、死亡の事実、売買前における物の数量、形状等、被害の部位・程度等については、公証人自らこれを目撃し、その状況を録取して証書が作成されると、録取された事実について公正の効力を生ずるので、その必要を生ずる場合が多い(註一)。実験の方法とは、自らの視覚においてその状況をとらえたこと、あるいは、自らこれを計算し、測定したこと等をいう(註二)。

註一 明四三、八、一〇、民刑局長回答参照。

註二 明四二、九、六、民刑局長回答参照。

三 公証人の作成する証書の方式

証書の本旨、すなわち公証人法第三五条に定められた事項の外、第三六条各号に規定された事項を記載しなければならない。

なお、使用文字、証書用紙の空白箇所、文字の加除、訂正等については、同法第三七条、第三八条に規定がある。

四 証書の完成

公証人は、作成した証書を面前の列席者に読み聞かせ、場合によつては閲覧させ、嘱託人又はその代理人の承認を得てその旨を記載し、公証人及び列席者各自証書に署名、押印しなければならない(法三九)。この公証人及び列席者の署名押印によつてはじめて証書(原本)は完成する。したがつて、この署名押印のない限り、その正本、謄抄本の交付はもとより執行力ある正本の交付は許されない。

五 添附書面及び附属書類の処置

添附書面とは、公正証書の内容の一部をなす私署証書又は他の公正証書をいい、附属書類とは、附属書面以外のもので、主として証書作成の手續が適正に行われたことを証明する各種の書類である。これらの書類の取扱要領については、公証人法第四〇条、第四一条を参照されたい。

第四章 遺言証書の作成

法定の方式により遺言を記載した書面を遺言証書という(遺言は要式かつ単独の法律行為であることは、既に述べた。したがつて、通常法律行為の当事者といわれる場合に当然予想される対立二当事者の観念を容れる余地のないこと、あらためて説明するまでもない)。公証人法は、公証人が遺言証書を作成する場合の特別規定として、その第五七条において同法第一八条第二項の規定を適用する旨を定めている。

遺言証書の方式の詳細は、民法の定めるところである。民法によれば、遺言者の真意を確保するため遺言証書については厳格な方式を要求し、それによらない遺言を無効とする(民法九六〇、九六七～九八四)。しかし、僅かなかして無効とするのは、かえつて不当な結果となるので、判例は法律の規定をやや緩やかに解する傾向にあるといえよう。民法の定める遺言の方式には、

一 普通方式として

イ 遺言者がその全文、日附、氏名を自書して押印した自筆証書遺言。

ロ 二人以上の証人の立会の下に、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口述筆記させ、各人が署名押印した公正証書遺言。

ハ 遺言者が遺言書に署名押印封印し、その封紙に、公証人、遺言者、及び二人以上の証人が署名押印した秘密遺言証書の三種があり、その他

二 特別方式として、

重病、船舶遭難等により死亡の危急に迫つた者等が証人の立会の下に作るものがある。

公証人の作成する遺言証書は、もちろん右の二の口の証書をいうが、その方式及び作成手続の概要を述べれば、次のとおりである（民法九六九）。

- 一 証人二人以上の立会があること。証人は遺言証書作成手続の完了するまで引き続き立ち会うことを要する。特に公証人の配偶者、四親等の親族、書記及び雇人は証人適格を有しないことに注意すべきである（同法九七四4）。
- 二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。この要件を必要とした理由は、遺言者をして他人から何等の制肘を受けることなく、全くの自由意思に基いて遺言の趣旨を発表するのに最適の方法と認められたからに外ならない。したがって、若し遺言者の意思発表方法に口授に準ずる自由な方法があれば、これによつても差しつかえない。例えば、遺言者が疾病その他の事由によつて発声が困難である場合に、予め遺言の趣旨を私署証書としてしたため、これを公証人の面前に提出して遺言の趣旨は提出の書面記載の通りであると陳述した場合の如きがこれである（註一）。

三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読みかせること。ここに筆記してとあるが、公証人自ら口述を筆記することを要しない。書記をして機械的に筆記させることは妨げない（註二）。

四 遺言者及び証人が筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名押印すること。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を附記して、署名に代えることができる。この遺言者の署名不能の場合に、その押印の要否については議論が岐れている（註三）。

五 公証人がその証書は以上にかかげる方式に従つて作つたものである旨を附記して、これに署名押印すること。

註一 (1)遺言者の作成せる書面に基き筆記を作成し置き、遺言者に面接の上、遺言の趣旨はさきに交付せる書面の通り相異ない、との陳述を聴き、これを原本として公正証書を作成するも口述の要件を備うるものとす（大判、昭和九、七、一〇、民

集二三卷二三四一頁）。遺言者が覚書を使用することはもとより、遺贈の財産の詳細などについては、覚書を示し、口述を省略することは妨げない（大判、大正八、七、八、民録一二八七頁）。後者の判決は、学説もこれを支持するが、前者の判決は、あらかじめ公証人をして書面を作成させて置く場合、二に対しては、反対説が非常に多い。

(2) 公証人の問に対し、遺言者が僅かに首肯し又は頭を左右に振りたる挙動に依る問答を遺言の本旨として掲記するも遺言者の口述を筆記したるものと為すを得ず（大判、大七、三、九、刑録一九七頁）。

(3) 公証人に聴き取り難き応答を近親者より公証人に説明し依りて録取したる遺言は、遺言の趣旨を公証人に口述したることにならず。また、公証人が証書の内容を大声にて読み聞けたりとするも未だもつて遺言者の遺言の趣旨の口述の要件を補充せらるべき筋合にあらず（大判、昭二二、九、二八、新聞四三三三五号一頁）。

註二 本文同旨（大判、大一一、七、一四、民録三九四頁）。公証人が聴取した遺言者の口述を別室で筆記するも妨げない（大判、昭六、六、一〇、新聞三三〇二号一頁）。なお、読み聞けは公証人の指図のもとに第三者に読ませてもしつかえない。（東京控判、昭一五、四、八、新聞四五八七号八頁）。

註三 下級審判決は分れている。不要とするもの（大阪地判、大六、三、六、新聞二二八三三二六頁）、要するとするもの（大阪控判、大六、五、二四、新聞二二八五号二三頁）。学説の多数は不要とする。

秘密遺言証書の方式については、民法第九七〇条がこれを規定している。また、言語を発することができない者が秘密証書によつて遺言する場合については、同法第九七二条に規定がある。秘密遺言証書の場合には、公証人はその記載した事項（民法九七〇1、4）を読みかかせ又は閲覧させる必要はない（大判、昭一五、一一、二〇、民集一九卷二二八三頁）。すなわち、公証人法第三九条第一項の適用のないことを注意すべきである。

参考までに遺言のできる法律行為をかかげる。

- 1 財団法人設立のための寄附行為（民法四一条二項）
- 2 嫡出子でない子の認知（同法七八一条二項）
- 3 相続人の廃除及び廃除の取消（同法八九三、九九四条二項）

- 4 特別受益者の相続分に関する意思表示（同法九〇三条三項）
- 5 遺贈（同法九六四条）
- 6 信託の設定（信託法二条）
- 7 後見人の指定（民法八三九条）
- 8 後見監督人の指定（同法八四八条）
- 9 相続分の指定及びその指定の委任（同法九〇二条）
- 10 遺産分割の方法の指定及びその指定の委任（同法九〇八条）
- 11 遺産分割の禁止（同法九〇八条）
- 12 共同相続人間の担保責任の指定（同法九一四条）
- 13 遺言執行者の指定及びその指定の委任（同法一〇〇六条一項）
- 14 遺贈減殺の制限（同法一〇三四条但書）
- 15 遺言の取消（同法一〇二二条）

第五章 公正証書による規約

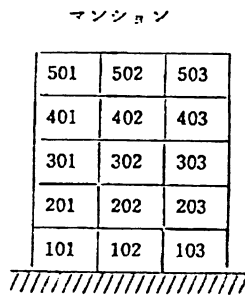
一 公正証書による規約の設定

区分所有法の改正によつて、公正証書による規約の設定という制度が設けられ、分譲用の区分所有建物を建築した者（分譲業者）が単独で分譲前にあらかじめ公正証書によつて規約を設定することができることとされた（区分所有法三二条、六七条二項）。

すなわち、最初に建物の専有部分の全部を所有する者は、単独で公正証書によつて、①規約共用部分を定める規約、②建物の所在する土地以外の土地を建物の敷地と定める規約、③専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができる旨を定める規約及び④専有部分に対応する敷地利用権の割合を専有部分の床面積の割合と異なつた割合とする規約の四つの規約を設定できることとなつた（区分所有法三二条）。右の規約の概要は次のとおりである。

1 規約共用部分を定める規約（区分所有法四条一項）

建物の部分である集会室とか管理人室あるいは附属の建物である集会所等のように区分所有者が全員で共有し、全員の共用に供するものを共用部分とする規約である。

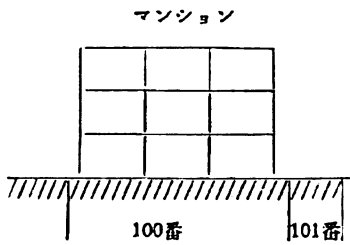


一〇三号室を管理人室として共用部分とする。

2 規約敷地を定める規約（区分所有法五条一項）

― 建物が所在する土地以外の土地を建物の敷地と定める規約である。

建物の敷地とは、建物の所在する土地及び区分所有法五条一項の規定により建物の敷地とされた土地をいう、とされている。同法五条一項の規定により建物の敷地とされた土地とは、建物の所在する土地以外の土地であつて、その建物あるいは建物が所在する土地と一体的に管理又は使用する土地で、例えば、庭、通路、駐車場あるいは附属の物置の敷地として用いられる土地がこれに当たる。このような土地は、規約で「〇〇〇の土地を建物の敷地とする」と定めれば、その土地が建物の敷地として取り扱われることになる。



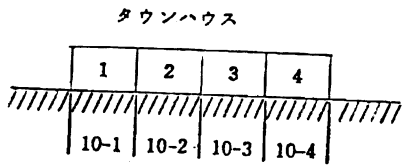
一〇一番の土地をマンションの敷地とする。

3 分離処分可能規約（区分所有法二条一項ただし書、三項）

― 専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができる旨を定める規約である。

区分所有法は、専有部分と敷地利用権の一体性の原則を採用し、敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができる（二二条一項本文）としているが、例外として、規約によつて、この原則を排除することを認めている。

タウンハウスや棟割長屋型の区分所有建物の建売りの場合、建売業者が敷地を各専有部分ごとに区画して各専有部分に対応する敷地を区分所有者が単独所有するという形式で販売するという場合にこの規約が活用されよう。

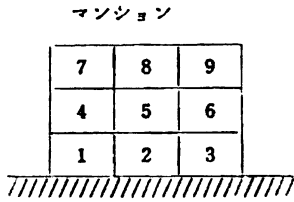


一号室ないし四号室の各区分所有者がそれぞれ対応する一〇番の一ないし一〇番四の土地を単独で所有する形式で分譲する場合である。

4 専有部分に対応する敷地利用権の割合を専有部分の床面積の割合と異なつた割合とする規約（区分所有法二二条二項ただし書、三項）

区分所有者が数個の専有部分を所有する場合における各専有部分に対応する敷地利用権は、原則として、区分所有法一四条一項から三項までに定める割合（内壁計算による専有部分の床面積割合）によることとされ、規約でこの割合と異なつた割合を定めることができることとされている（区分所有法二二条二項ただし書、三項）。

- ① 厳密に床面積の割合によると複雑な数字になるから、端数処理をした割合とする。
- ② 価額割とする。
- ③ 専有部分ごとに差を設けず、平等な割合とする。



一〇九号室の各専有部分に対応する敷地利用権の割合を九分の一の共有持分とする。

ところで、規約は、本来、複数の区分所有者相互間の法律関係を規律するものであるから、区分所有関係が成立した後でなければこれを設定することができないのであるが、分譲業者が複数の専有部分のあるマンションを新築して、これから分譲しようとする場合、その一棟の建物に属する複数の専有部分のすべてを所有しており、区分所有者が一人しかいない状態であるから、規約を設定することができないこととなる。

そうすると、その時点では、建物が所在する土地以外の土地を建物の敷地とすることができないから、敷地の範囲が決まらないし、敷地利用権の割合を床面積と異なつた割合とすることもできないし、タウンハウスとか棟割長屋型の小型区分所有建物の建売りの場合には、建売り業者が専有部分と敷地利用権の一体性を排除して販売することもできないという不都合が生じる。

そこで、この問題を解決するため、今回の区分所有法の改正に当たつて、分譲業者が一人で一棟の建物に属する専有部分の全部を所有している場合、その分譲業者が、単独で公正証書による規約を設定することを認めたものである。

次に、規約共用部分を定める規約についても、例えば、集会所や管理人室を共用部分にする場合、分譲前にその旨を確定した上で分譲するのが取引を円滑に行う上で必要なことである。また、この規約共用部分の制度はこれまであまり利用されず、集会所や管理人室については、普通の民法上の共有の登記がされる例が多かつたので、その建物の登記が、建物の敷地の登記と同様に、膨大複雑なものとなつて一覽性を欠く状態を呈していた。

そこで、この問題を解決するために、今回の区分所有法の改正により、規約共用部分を定める規約を分譲業者が単独で定めることができることとしたのである。これにより、規約共用部分たる旨の登記は、この規約を証する書面（公正証書の正本又は謄本）を添付して、分譲業者が単独で申請をすることができることになるから、規約共用部分たる旨の登記が非常に簡明になり、この制度が利用しやすくなつたのである。

ところで、いったん複数の区分所有者が生じた後に、特定の者が専有部分の全部を取得することになつた場合は、「最初に建物の専有部分の全部を所有する者」には当たらないので、区分所有法三二条の規定による公正証書によつて規約を設定することはできない。

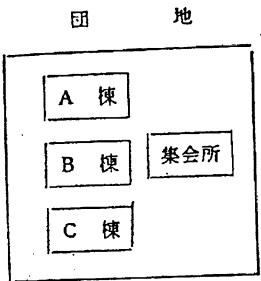
なお、右の公正証書による規約を設定できるのは、「専有部分の全部を所有する者」であるから、分譲業者が、分譲マンションの建築途上には規約を設定することはできないが、分譲業者が、将来、全専有部分の所有権を原始取得することを前提として、あらかじめ、公正証書を作成しておくことは差し支えないと考える。この場合、右の公正証書が規約として効力を有することになるのは、建物が完成した時である。

このように、これらの四つの事項については、分譲業者が単独で規約を設定することができることになつたが、公正証書によることとしたのは、この規約の設定は、所有者（分譲業者）が単独の意思によつて定めるものであるから、その内容が客観的かつ明確に認識できるものにする必要があるからである。

二 公正証書による団地規約の設定

一 団地内の数棟の建物の全部を所有する者は、公正証書により団地共用部分を定める団地規約を設定することができることになつた（区分所有法六七条二項）。

すなわち、団地内にある集会所や管理人事務所を団地規約によつて団地内の数棟の建物の所有者の全員の共用に供することができるものとされたのである。そして、区分所有法三二条と同じ趣旨により、一団地内の数棟建物の全部を所有する者は、公正証書により単独で団地共用部分を定める規約を設定することができるものとされたのである。



集会所を団地共用部分とする。

三 管理・使用等に関する規約についての公正証書

区分所有法は、建物又はその敷地の管理あるいは使用に関する区分所有者相互間の事項を定めた「規約」を設定して区分所有者相互間の法律関係を規律することができるとしている。

このうち、同法三二条及び六七条二項の規定による規約は公正証書により設定することができることとされているが、それ以外の同法の規定による規約は、区分所有者の集会の決議により設定することとされている（三二条）。区分所有法上、規約を定めることができる旨を規定している事項は多々あるが、同法三二条及び六七条二項以外の同法によ

る規約として一例を掲げれば次のようなものがある。

- ① 共用部分の共有関係を定める規約（二二条二項）
 - ② 共用部分の持分割合を定める規約（二四條四項）
 - ③ 共用部分の負担又は利益収取の割合を定める規約（一九条）
 - ④ 集会の招集権又は招集請求権を有する区分所有者の定数を定める規約（三四条三項、五項）
 - ⑤ 招集通知に関する規約（三五条一項、四項）
 - ⑥ 議決権割合を定める規約（三八条）
 - ⑦ 集会の議決要件を定める規約（三九条一項）
 - ⑧ 小規模滅失の場合の処理方法を定める規約（六一條四項）等
 - ⑨ 区分所有法に定めるもの以外の建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する規約（三〇条一項）
 - ⑩ 区分所有法三二条及び六七条二項に掲げる規約を複数の区分所有者が生じた後に定める場合
- これらの規約は集会の決議により設定されるものであつて、区分所有法上、公正証書によることを予定しているものではないが、その内容を確実なものとし後日の紛争の発生のため公正証書しておくということは、公正証書の予防司法的機能の上から有用であると考えられる。

この場合の公正証書作成の囑託人は区分所有者であるが、公正証書作成の囑託について、規約又は集会の決議により管理者等に委任しているというような場合は、その管理者等が囑託人となる。

なお、区分所有者の一部の者の囑託による場合（例えば、区分所有者三〇人中二〇人の者の囑託）が問題であるが、この囑託を拒否することもないと考える。もつとも、後日、この規約公正証書の内容について区分所有者間に紛

争が生じた場合、囑託人にならなかつた区分所有者に対してこの証書の証拠能力が問題とならう。

四 公正証書の文例

1 規約設定公正証書の文例

区分所有法三二条及び六七条二項の規定による規約設定公正証書の文例は次のとおりである（昭和五八、一〇、二一民一第六〇八五号民事局長通達）。

（一）三二条の規定による規約

規約設定公正証書

本公証人は建物の区分所有等に関する法律第三十二条の規約の設定者株式会社〇〇建設の囑託によりこの証書を作成する。

記

第一条 囑託人は建築中の左記建物の完成後最切に当該建物の専有部分の全部（百貳拾貳個）を所有する。

所在 甲市乙町三丁目壹番地

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付九階建

床面積 一階 壹貳参六、七四平方メートル

二階 壹貳九六・五九平方メートル

三階 壹四四七・参五平方メートル

四階 壹四四七・参五平方メートル

五階 壹四四七・参五平方メートル

- 六階 壹四四七・参五平方メートル
- 七階 壹四四七・参五平方メートル
- 八階 壹四四七・参五平方メートル
- 九階 九参五・五〇平方メートル
- 地下一階 壹四九式・七四平方メートル
- 一棟の建物の番号 霞が関マンション一号館
- 完成予定年月日 昭和何年何月何日

第二条 嘱託人は左記一及び二の各土地の所有権並びに左記三の土地の賃借権を有する。

記

- 一 甲市乙町三丁目壹番 宅地 貳〇六七・七五平方メートル
 - 二 甲市乙町三丁目参番 宅地 参参〇・〇五平方メートル
 - 三 甲市乙町三丁目四番 雑種地 五五式平方メートル
- 第三条 前条記一の土地（法定敷地）のほか、記二及び三の土地を第一条の建物に係る建物の敷地（規約敷地）と定める。
- 第四条 左記各建物区分所有者全員の共用に供すべき共用部分（規約共用部分）と定める。

記

- 一 第一条の建物の中一階管理人室 別添図面（一）（省略）斜線の部分
- 二 第一条の建物中九階集會室 別添図面（一）（省略）斜線の部分

三 甲市乙町三丁目参番地 集會所 木造スレート葺二階建 床面積一階壹〇五・〇四平方メートル、二階五〇〇・〇〇平方メートル 家屋番号参番壹の建物

第五条 第一条の建物の各専有部分に係る第二条記一、二及び三の各土地についての敷地利用権の割合は各百分の壹と定める。

又は

第五条 第一条の建物の各専有部分に係る第二条記一、二及び三の各土地についての敷地利用権の割合は別表に定めるところによるものとする。

第六条 第二条記一及び二の各土地の所有権の各参分の貳並びに同条記三の土地の賃借権の参分の貳は第一条の建物の各専有部分と分離して処分することができるものとする。

(別表) 第5条の2関係

住戸番号	敷地利用権の割合	
	第二条の土地(分母とする)	第三条の土地(分子とする)
101	68	1
102	84	1
103	84	1
104	84	1
105	84	1
106	84	1
107	93	1
108	93	1
109	84	1
110	84	1
管理人室	0	0
(中略)		
902	90	1
903	90	1
904	90	1
905	90	1
906	90	1
907	93	1
908	93	1
集會室	0	0
合計	参万参分の壹	六の拾参分の貳

住戸番号は別添住戸番号配置図(省略)によるものとする。

(1) 本文例の別表中の内訳欄の数字については、この文例に限って算用数字で記載しても差し支えないとされた。

これは、公証人法三七条によれば、「数量、年月日及番号ヲ記載スルニハ壹式参拾ノ字ヲ用ウヘシ」とされているが、本文例の場合には、敷地利用権の割合の桁数が非常に多くなるのが常であり、これを壹式参拾の文字に

より記載するとかえつて明確性を欠く場合も生ずる等の理由から、この場合に限つて算用数字で差し支えないとされたものである。

(2) 本文例は一つの規約設定公正証書において、規約敷地を定める規約、規約共用部分を定める規約、専有部分に対応する敷地利用権の割合を専有部分の床面積の割合と異なつた割合とする規約及び分離処分可能規約の四つの規約を設定するものであるが、このうちの一部について規約を設定する場合には、次に掲げる(二)の文例が参考とならう。

(3) 本文例第五条の別案及び第六条は、第二条の土地の上に建物を数次に分けて建設し、一部の建設が完了する都度、その完成部分を分譲するという場合の文例である。

したがつて、第五条別案の別表中の敷地利用権の合計が参万分の壹万及び参百六拾分の百式拾となつているのは、その余の敷地利用権が後日建設される予定の建物のために留保することとしているためである。

また、右と同様の趣旨により、第六条において、後日建設される予定の建物のために、敷地となつてゐる土地の所有権及び賃借権の三分の二を留保することとしたものである。

(二) 分離処分可能規約のみの規約

規約設定公正証書

本公証人は建物の区分所有等に関する法律第三十二条の規約の設定者甲野一郎の囑託によりこの証書を作成する。

第一条 囑託人は左記建物の専有部分の全部(式個)を所有する。

記

所在 甲市乙町参五番地

構造 木造スレート葺二階建

床面積 一階 壹式六・五六平方メートル

二階 七六・八〇平方メートル

新築年月日 昭和何年何月何日

第二条 囑託人は左記土地の所有権を有する。

記

甲市乙町参五番 宅地 式〇五・五平方メートル

第三条 第一条の建物の各専有部分と前条の土地の所有権とは分離して処分することができるものとする。

(二) 六七条二項の規定による規約

団地規約設定公正証書

本公証人は建物の区分所有等に関する法律第六十七条第二項の規約の設定者株式会社〇〇建設の囑託によりこの証書を作成する。

第一条 囑託人は一団地内に左記一、四及び五の各建物を所有し、建築中の左記二及び三の各建物の完成後当該各建物を所有する。

記

一 甲市乙町一丁目参番地宅

鉄筋コンクリート造陸屋根六階建

床面積 一階 参四八・八九平方メートル

- 二階 四四七・五〇平方メートル
- 三階 四四七・五〇平方メートル
- 四階 四四七・五〇平方メートル
- 五階 四四・七五〇平方メートル
- 六階 四四・七五〇平方メートル

建物の番号 ひばりが丘一号館

新築年月日 昭和何年何月何日

二、同所同番地

鉄筋コンクリート造陸屋根六階建

- 床面積 一階 四八〇・五四平方メートル
- 二階 四八〇・五四平方メートル
- 三階 四八〇・五四平方メートル
- 四階 四八〇・五四平方メートル
- 五階 四八〇・五四平方メートル
- 六階 四八〇・五四平方メートル

建物の番号 ひばりが丘二号館

完成予定年月日 昭和何年何月何日

三、同所同番地

鉄筋コンクリート造陸屋根六階建

- 床面積 一階 四八〇・五四平方メートル
- 二階 四八〇・五四平方メートル
- 三階 四八〇・五四平方メートル
- 四階 四八〇・五四平方メートル
- 五階 四八〇・五四平方メートル
- 六階 四八〇・五四平方メートル

建物の番号 ひばりが丘三号館

完成予定年月日 昭和何年何月何日

四、甲市乙町一丁目参番地貳

集会所 鉄骨造スレート葺二階建 床面積一階参〇五・六〇平方メートル二階八四・参参平方メートル 家屋番号参番参番貳

五、甲市乙町一丁目参番地参

店舗・居宅 木造瓦葺二階建 床面積一階壹四〇・五〇平方メートル二階八〇・参七平方メートル 家屋番号参番参の壹

第二条 左記建物及び専有部分を団地建物所有者全員の共用に供すべき共用部分（団地共用部分）と定める。

記

一 第一条一の建物の一階部分管理人室 別添図面（一）（省略）斜線の部分

二 第一条記四の建物

以上の公正証書の作成に当たつて必要な事実認定の方法として例えば、次のような方法が考えられる。

(1) 建物の所有権の確認

次のような所有権を証する書面により確認する。

- ① 建築基準法六条の規定による確認及び同法七条の規定による検査のあつたことを証する書面
- ② 建築請負人の証明書
- ③ その他所有権を証する書面
- (2) 建物の所在地番、構造、床面積、専有部分の個数の確認

前記(1)の書面又は設計図等により確認する。なお、右の疎明資料のみでは十分な確認が得られない場合には、現地に赴いて実地確認を要する場合もあろう。

(3) 敷地利用権の確認

登記簿謄本等により確認する。

- (4) その他、建物の敷地の範囲、規約共用部分の範囲、専有部分に対応する敷地利用権の割合等について、囑託人に疎明資料を提出させ、必要があれば現地確認をする等の方法により確認することになろう。
- 2 管理・使用等に関する規約の文例

区分所有法三二条及び六七条二項の規定による規約以外の同法の規定による規約については、区分所有者(団地規約の場合においては団地建物所有者)の集会の決議により設定された規約を公正証書にするものである。この場合の公正証書の冒頭の文例として、例えば、次のような文例が考えられる。

〇〇マンション管理規約公正証書

本公証人は昭和五十九年一月十日〇〇〇〇の囑託により昭和五十九年一月九日〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇〇マンション集会所において開催された区分所有者集会の決議により設定された〇〇マンション管理規約に関する陳述の趣旨を録取しこの証書を作成する。

(以下、決議により設定された規約の内容を記載する)

第三 公証人手数料規則の一部改正

区分所有法の改正により、公正証書による規約の設定の制度が設けられた。これにより右の規約の設定についての公正証書の作成が新たに公証人の権限とされたのである。

そこで、右の規約の設定、変更、廃止についての公正証書作成等について公証人の受けるべき手数料の額を定めるため、公証人手数料規則(以下「手数料規則」という。)の一部改正が行われた。

一 規約設定公正証書作成の手数料

1 概要

区分所有法三二条の規定による規約(規約の内容については前記第二の一参照)の設定についての証書作成の手数料は、規約の事項数にかかわらず、次に掲げるように建物の専有部分の個数に応じ順次加算して手数料を算定するとされた(手数料規則一三条ノ四第一項)。

専有部分の個数		手数料
一〇個迄の部分	一〇個迄の部分	
一〇個を超過し五〇個までの部分	一〇個までごとに一万円	
五〇個を超過し一〇〇個までの部分	一〇個までごとに八千円	
一〇〇個を超過する部分	一〇個までごとに五千円	

○ 右の規定による手数料算出の一例

専有部分の個数	手数料
1～10個	2万円
11～20	3万円
21～30	4万円
31～40	5万円
41～50	6万円
51～60	6万8,000円
61～70	7万6,000円
71～80	8万4,000円
80～90	9万2,000円
91～100	10万円
200	12万5,000円
300	15万円

なお、前記の「規約の事項数にかかわらず」とは、①規約共用部分を定める規約、②規約敷地を定める規約、③分離処分可能規約、④専有部分に対応する敷地利用権の割合を専有部分の床面積の割合と異なった割合とする規約の四つの規約の数にかかわらず、という趣旨である。すなわち、規約設定公正証書において、右の四つの規約事項をすべ

て定める場合であろうと、分離処分可能規約一つのみを定める場合であろうと、その規約事項の数にかかわらず、専有部分の個数のみに着目し、建物の専有部分の個数に応じて手数料を算定することとしたものである。

現行手数料規則上、手数料の体系は次の三つに分類することができる（枚数加算を除く）。

- 1 目的価額主義（法律行為）
 - 2 定額主義（企業担保権設定契約、定款認証等）
 - 3 所要時間主義（法律行為以外の事実についての証書作成等）
- 手数料規則一三条ノ四第一項の新設規定は、同規則二条の目的価額主義の延長線上にあるものと位置づけることができよう。すなわち、同規則二条は、法律行為についての証書作成の手料は法律行為の目的の価額により算定することとし、目的の価額が増加するにつれて手数料も増加することとしている。新設の同規則一三条ノ四第一項も、建物の専有部分の個数に応じて手数料を算定することとし、専有部分の個数が増加するにつれて手数料が増加することとしており、同規則二条と同一の思想に基づくものと言える。

2 改正の必要性

区分所有法三二条の規定による規約設定公正証書の作成について手数料規則に新たに規定を設けたのは、このような規定を設けないと、手数料があまりに高額なものとなるからである。

すなわち、新設規定を設けないと、この証書作成の手料は手数料規則二条により算定することになる。この場合において、法律行為の目的の価額とは専有部分の価額であるという考え方があがるが、この見解によれば、各専有部分の価額を合算した価額が目的の価額となる。とすれば、この場合の手料の額は相当高額なものとなる（例えば、専有部分の個数五〇個、分譲価額三千万円のマンションの場合、手数料三十一万円）。

また、規約の設定の目的の価額は算定不能であるとする見解もある。この見解によれば、この場合の手数料は手数料規則一二条及び二条により九千円になるが、規約は各区分所有者間の法律関係を規律するもので、その効果は各専有部分ごとに及ぶものであるから、この場合の手数料は、各専有部分ごとに九千円となる。したがって、この見解によつても、手数料は相当高額なものなる（例えば、専有部分の個数五〇個のマンションの場合、手数料四五万円）。いずれにしても、現行の手数料規則においては手数料があまりに高額になりすぎるので、改正が行われたものである。

なお、一通の公正証書によつて、複数（例えば、三棟）の区分所有建物に関する右の規約を設定することが考えられるが、この場合は、三件の規約の設定と見るべきであるから、各建物ごとに手数料を算定することとなる。

二 団地規約設定公正証書作成の手数料

区分所有法六七条二項の規定による規約、すなわち、団地共用部分を定める規約（規約については前記第二の二参照）の設定についての証書作成の手数料は、専有部分の個数によらず、次に掲げるように建物の棟数に応じて算定することとされた（手数料規則一二条ノ四第二項）。この場合の棟数には附属建物の棟数は含まない。

建物の棟数	手数料
五棟までの部分	二万円
五棟を超過する部分	五棟までごとに一万円

○ 右の規定による手数料算出の一例

建物の棟数	手数料
1～5棟	2万円
6～10	3
11～15	4
16～20	5

この場合の手数料を手数料規則一二条ノ四第一項のように専有部分の個数によらずに建物の棟数に応じ手数料を算定することとしたのは、同項のように、この場合の手数料を専有部分の個数によることとすると、手数料が非常に高額なものとなるからである。

なお、手数料規則一二条ノ四第二項の規定により建物の棟数に応じ手数料を算定することとなるのは、区分所有法六七条二項の規定による団地共用部分を定める団地規約の設定についての証書作成のみであるから、同法六七条二項以外の団地規約についての証書作成の場合においては、手数料規則一二条ノ四第二項は適用されず、同条三項の規定により専有部分の個数に応じ手数料を算定することとなる。

三 管理・使用等に関する規約についての公正証書作成の手数料

1 概要

区分所有法三二条及び六七条二項の規定による規約以外の同法の規定による規約（管理・使用等に関する規約、規

約の内容については前記第二の三参照) について証書を作成する場合の手数料は、手数料規則一三条ノ四第一項と同様に専有部分の個数に応じ算定することとされた(手数料規則一三条ノ四第三項)。

すなわち、この場合の証書作成の手数料は、同規則一三条ノ四第一項と同様に規約の事項数にかかわらず、建物の専有部分の個数に応じ、順次加算して手数料を算定することとなる(手数料の額については前記一に掲げる算出例参照)。

ところで、区分所有法三二条及び六七条二項の規定による規約以外の規約についても手数料規則を設けることとしたのは、区分所有法の改正により、管理組合法人の制度が新設されるとともに、規約及び集会の役割が増大し、これに伴い、区分所有者相互間、あるいは管理者(理事)等と区分所有者間の権利義務関係を規律するための規約がより重要なものとなつた。また、管理組合、管理組合法人は民法法人、他の中間法人のように監督官庁を持たないから、行政上の監督がなされない。

そこで、紛争の発生を未然に防止するため、右の規約について公正証書を作成するということは有用なことである。このような趣旨から右の公正証書作成について手数料規則を設けることとし、この証書作成の手数料については手数料規則一三ノ四第一項と同様に算定するものとして、同条三項が新設されたものである。

2 団地規約の場合の手数料算定方法

区分所有法六七条二項の規定による規約以外の団地の規約について証書を作成する場合における手数料は、団地内の建物の全部又は一部が非区分所有建物(一戸建の建物)であるときは、その非区分所有建物の個数を専有部分の個数と読み替えて、手数料規則一三条ノ四第三項の規定により手数料を算定することとされた(手数料規則一三条ノ四第四項)。

すなわち、

(一) 団地内の建物の全部が非区分所有建物であるときは、その建物の個数

(二) 団地内の建物の一部が非区分所有建物であるとき、すなわち、団地内に区分所有建物と一戸建の建物が混在するときは、一戸建の建物の個数を専有部分の個数を加算した個数

をそれぞれ、専有部分の個数と読み替えて手数料規則一三条ノ四第三項の規定により、同条一項と同様に専有部分の個数に応じて算定する。

四 規約の変更についての公正証書作成の手数料

区分所有法の規定による規約の変更についての証書作成の手数料は、原則としてその設定の手数料と同額とされた。ただし、当該規約が同一の公証人役場において証書に作成されたものである場合には設定の手数料の一〇分の五とし、その額が二万円に満たないときは二万円とされた(手数料規則一三条ノ四第五項)。

規約の変更についての証書作成の場合であっても、公証人が証書作成に当たつてする法律判断、事実認定の手續は、設定の変更についての証書作成の場合であっても、公証人が証書作成に当たつてする法律判断、事実認定の手續は、設定の場合と大差がないほか、規約の設定と変更は、実質的に明確に区別がつかない場合もある。例えば、規約設定の際には公正証書を作成せずにおいて、規約の変更をした段階ではじめて公正証書を作成するという場合があり得る。このような場合の証書作成は、規約の設定についての証書作成の場合と実質的に差はないであろう。また、当初、Aの規約事項を定め、その後、更にBの規約事項を定めたという場合において、このBの規約を定めることが、規約の設定になるか、あるいは変更になるか、という問題がある。すなわち、規約事項ごとに別々に規約を設定するという方法による場合には、新たな規約の設定ということになる。これに対し、規約は区分所有建物につきか作成しないこと

とする場合においては、原始規約Aを定めた後に更にBの規約の定めをすることはA規約の追加変更ということになる。

このように、同様の事項を定めるのに、一方は設定であり、他方は変更となる。このようなことから、規約の変更についての証書作成の手数料は、原則として、設定についての証書作成の手数料と同額とされたものであろう。

次に、同一の公証人役場において証書に作成された規約の変更についての証書作成の手数料は、その設定についての証書作成の手数料の一〇分の五の額とされたのは、この場合には、規約の設定の証書作成の際に、既に規約について法律判断、事実認定等の審査をしており、また、そこで、ある程度の公証人の労働力が評価されているから、この場合には、手数料を安くしてよいであろうということから、このような規定が設けられたのであろう。

五 規約の廃止についての公正証書作成の手数料

区分所有法の規定による規約の廃止についての証書作成の手数料は、すべて二万円とされた(手数料規則一三ノ四第六項)

なお、規約中の一部の事項の廃止は、規約の変更である。

六 規約の補充又は更正についての公正証書作成の手数料

区分所有法の規定による規約について証書を作成後、その内容の一部が欠落しているとか、内容に誤りがあるというような場合において、その補充又は更正についての証書作成については今回の手数料規則の改正に当たり規定を設けなかつた。これは、このような場合には、手数料規則二六条の規定により最類似の規定として同規則一三条四号を適用して手数料を算定することとしたためである。その結果、同一の公証人役場において証書に作成された規約の補充又は更正について証書を作成する場合の手数料は、設定についての証書作成の手数料の一〇分の五の額となる。

七 集会議事録等の認証の手数料

私署証書の認証の手数料として、手数料規則二一条に二項及び三項が新設された。

すなわち、株主総会その他の集会の議事録の認証の手数料は二万円とされ(手数料規則二一条二項)、区分所有法四五条一項の規定による区分所有者の合意書(同法六六条の準用による団地建物所有者の合意書を含む)の認証の手数料は二万円とされた(手数料規則二一条三項)。

手数料規則二一条二項の「其ノ他ノ集會」とは、例えば、取締役会、社員総会、区分所有者(団地建物所有者)の集會等がこれに該当する。したがって、区分所有者の集會の議事録の認証の手数料は二万円となる。なお、同項において「株主総会其ノ他ノ集會」としたのは、いわゆる団地法の分野における集會としては株主総会が代表的なものであるから、株主総会を例示として掲げたものである。

ところで、集會の議事録及び区分所有者の合意書を認証する場合において、現行手数料規則上、規定がなかつたわけではない。これらの書面は私署証書にはならないから、これらの書面の認証の手数料は現行の手数料規則二一条の規定が適用されることとなる。

ところが、前記三の1で述べたとおり、区分所有者の集會あるいは規約の役割、重要性が増大したことに伴い、区分所有者相互間、あるいは、管理者(理事)等と区分所有者間の紛争の発生を未然に防止するため、議事録等に認証を受けることは有用である。そのため、この場合の認証について手数料規則の手当てが必要となつた。そこでこれらの集會議事録等の認証の手数料規則が設けられたものである。

第四 計算簿等

公証人は、嘱託人から手数料、郵便料、日当又は旅費を受領したときは、計算簿にこれらの事項を記載しなければ

ならず（公証人法施行規則二三条一項）、また、公証人が、これらの手数料等の支払を請求するには計算書を交付することを要する（手数料規則三六条）とされている。

ところで、公証人手数料規則の一部改正に伴い、新たに建物の専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきものが生じたので、その場合には、右の計算簿及び計算書の目的の価額欄に括弧書きで専有部分の個数又は建物の棟数を記載することとされた。

このようにすることとされたのは、この場合の専用部分の個数又は建物の棟数は、右の計算簿等の目的の価額に代わるものであるからである。

第五 公証事務一覽月（年）表

公証人手数料規則の一部改正に伴い、公証事務一覽月（年）表の様式を改正し、同表中に、「規約証書」及び「議事録等の認証」の欄が設けられた。

また、建物の専有部分の個数又は建物の棟数により手数料を算定すべきものについては、手数料規則一三条ノ四第一項又は第二項の専有部分の個数又は建物の棟数の区分ごとの内訳を同表の備考欄（又は別紙）に記載することとされた。

区分所有法三二条の規定による規約設定公正証書については前記第二において述べたところであるが、この公正証書による規約が設定されていない場合には、次のような問題が生ずる。

一 敷地は法定敷地のみであり、後に、庭、通路、駐車場等の敷地を規約敷地にしようとすれば、区分所有者の集会の決議によつて規約を設定しなければならない。

二 専有部分に対応する敷地利用権の割合は、専有部分の床面積の割合となり、非常に複雑な数字になる。床面積を更正した場合には、敷地利用権の割合の更正が手続上、極めて困難となる。

三 共用部分とすべき専有部分にも敷地利用権が床面積の割合によつて割り当てられる。そのため、敷地利用権を割り当てる必要のない集会所や管理人室等の共用部分とすべき専有部分に敷地利用権が割り当てられる。

四 二軒長屋、三軒長屋等の小規模区分所有建物のように専有部分とその専有部分に係る敷地利用権を一体化する必要のないものでも、専有部分と敷地利用権が一体化してしまう。

五 団地型の場合において、一筆の土地に、建物を数次に分けて建設し、一部の建設が完了する都度、その完成部分を分譲するという場合、一筆の土地の所有権の一部を将来建設予定の他の棟のために留保することができない。

このように、種々の不都合が生じ、これを分譲後に複数の区分所有者が生じた時点で規約を定める等して対処するとすれば、手続が複雑なものとなる。分譲業者が単独で設定できる規約設定公正証書の利用が望まれるところである。

第六章 拒絶証書の作成手続

第一 拒絶証書の意義

拒絶証書は、手形・小切手の遡求権の行使又は保全に必要な行為をなしたこと及びその結果を証明するための要式の公正証書である。ここに遡求権とは手形・小切手の支払がなされないか又はなされない虞が生じたときに、手形・小切手の所持人がその流通過程における自己の前者に対して本来の支払に代る代償的支払の請求権をいう。すなわち、一 為替手形の所持人は、満期に支払が拒絶されたとき又は満期前でも引受が拒絶されたとき若しくは支払人の信用が破産等により失墜したときに、自己の前者すなわち振出人、裏書人、保証人、参加引受人中の何人に対しても——自己の直接の前者に限らず、離れた前者に対しても——償還すなわち手形金額を基準とする法定の遡求金額の請求をすることができる。もつとも、そのためには、法定期間内に支払又は引受のための呈示をなし、それにかかわらず拒絶されたことを拒絶証書によつて証明しなければならない（拒絶証書作成の免除あるときは不要）。遡求義務者が請求を受け、又は自ら進んで償還を果し、手形を受け戻したときは、さらにその前者に対して再償還を請求することができる。このようにして結局は振出人のところまで遡ることとなる（手形法四三〜五四参照）。

二 約束手形も一と同様であるが、遡求原因に引受拒絶がなく、また振出人は、本来の支払金支払義務者であるが、遡求義務者ではない（同法七七）。

三 小切手も同様。ただし、支払拒絶のみが遡求原因であり、また拒絶証書の代用方法がある（小切手法三九〜四七参照）。

手形（小切手）は、強度の流通性を有し、多数人の間を転讓するから、その間の法律関係はいきおい複雑とな

る。そこで、特に手形の引受、支払の拒絶その他遡求権の行使又は保全の要件たる事実の立証については、簡易確実性が要求される。そのために考案されたのが拒絶証書である（手形法二四一、四四一、五六〇、六六〇、六六二、六八二、七七一、小切手法三九一、五五、商法六〇九等、なお、手形法四六、五四四、小切手法三九一・二、四二、四七参照）。

第二 拒絶証書の作成手続

拒絶証書の作成に関する細目は、拒絶証書令がこれを定めている。それによれば、公証人（又は執行官）が手形・小切手又はその附箋の裏面の記載事項に接続して法定事項を記載して作成することとなっている。公証人が拒絶証書を作成すべき場合においては、他の証書を作成する場合と同じく公証人の職務執行に関する公証人法の規定に従うべきであることもろんであるが、拒絶証書の性質から同法第二八条から第三二条までの規定の適用は排除される。したがって、公証人が拒絶証書を作成する場合には、嘱託人又はその代理人の氏名を知らず面識のない場合でも、人違でないことの証明をさせる必要はなく、代理人の代理権限を証明させる必要もない。さらに、嘱託人又はその代理人が日本語を解せずその他言語を発することができず文字を解しないときでも通事を立ち会わず必要はない。

第七章 認 証

ここに認証とは文書の成立、記載が正当な手続でなされたことを公の機関が証明することをいう。

一般文書の認証機関としては訴訟上の書類に対する裁判所書記官、戸籍書類に対する市町村長、一般の私署証書に対する公証人等がある。なお、原本の認証は、その作成の真正なることを公証するためになされ、謄本、抄本の認証（認証謄抄本）は、その内容が原本と相違ないことを公証するためになされる。民事訴訟法においては、裁判所に提出すべき書類に認証が要求されることがあり（民訴法八〇Ⅱ、三三二丁）、また株式会社の設立に際しては、定款につき公証人の認証を受けることが必要であり（商法一六七）、中小企業協同組合の定款は、行政庁の認証を受けなければならぬとされる（中協法二七の二、五一Ⅱ参照）。

公証人の職務権限とされる認証には、右に述べた私署証書及び定款に関する二つがある。

第一節 私署証書の認証

第一 認証の対象となり得べき私署証書

一 私署証書とは、通常私法上の法律行為を記載した私文書をいうが、公証人が認証を与えることのできる私署証書とは、より広義に、少くとも私文書に法律効果に直接間接に影響のある事実が記載されていれば、それが法律行為であろうと単なる法律事実であろうとすべて認証の対象となり得ると解すべきであろう。したがって、株主総会の議事録のごときも認証をうけることができる。しかし、法律効果に全然影響のない単なる自然現象や史実を記載した文書はここにいう私署証書には含まれない。もつとも、既に述べた白紙委任状が認証の対象となり得るかどうかは問題である。白紙委任状には主要な法律事実についての記載がないのであるから文書の外形からはその内容がい

かなるものであるか容易に捕捉することができないが、文書の性質上補充されるべき事項は予定されており、一般取引においてもひんぱんに利用されているから認証の対象から除外すべき理由はなからう。もつとも、白紙委任状の性質から、また公証人法第五八条第三項の規定の趣旨からも、認証文に、委任状のある部分の記載を欠き空白である旨を表示する必要がある（昭五、二、五、民一四〇号民事局長回答一項参照）。

二 私署証書はその内容が適法なものでなければならぬ。法令に違反した事項、無効の法律行為及び無能力を原因に取り消すことのできる法律行為を記載した私署証書に認証を与えることはできない（法六〇、二二）（註）。私署証書の一部に無効又は取り消し得べき法律行為の記載があるときは、認証は証書全体について与えるものであるから、その部分を当事者（嘱託人）において訂正しない限り認証を与えることはできないと解すべきであろう。換言すれば、私署証書の一部（有効部分のみ）について認証を与えることは——たとえそのことを認証文に記載しても——許されない。

認証には私署証書の原本だけでなくその謄本についてもこれを与えることが許されている（法五八Ⅱ）。謄本を認証するとは、その文書が原本に符合する旨を公証人に確認して貰うという趣旨であるから、謄本認証の場合には、たとえ原本に公証人法二六条に違反する記載があつても、そのことを理由にこれを拒絶することはできないと解すべきであろう。

註 法令違反、無効、取り消し得べき法律行為がなされたという事実そのものについて証拠力のある文書を必要とする場合、例えば公序良俗に反する法律行為がなされたとか、未成年者が親権者の同意を要すべき行為をこれなくしてなしたという事実そのものについて証拠力ある文書を用意しておく必要がある場合は、事実実験証書を作成する他に途はなからう。

第二 認証の手續

公証人が私署証書に認証を与えるには、当事者（囑託人）（註一）が公証人の面前においてその証書に署名若しくは押印したとき（目撃認証）又は証書の署名若しくは押印が当事者のそれに相違ないことを自認（自認認証）したときに、その旨を記載ししなければならない。また私署証書の謄本に認証を与える場合は、証書原本と対照して符合するときに、その旨を記載しなければならない。なお、私署証書に文字の挿入、削除、改ざん、欄外の記載その他の訂正があるとき又は破損若しくは外見上著しくその成立の真正について疑があるときはその状況を認証文に記載しなければならない（法五八）（註二）。さらに、公証人において認証を求めるために提出された私署証書を審査した結果認証するのを相当と認めた場合は、その証書に登簿番号、認証年月日、認証した場所（通常は当該公証人役場）を記載し、公証人（立会人が立ち合つた場合は、立会人も）がこれに署名押印し（註三）、その証書と認証簿（法六一、六二、規則一九参照）とに契印しなければならない（法五九）。

認証文は私署証書の末尾に余白のあるときはこれに記載して妨げないが、余白のないときは役場用紙を連続してこれに記載し（明四二、一〇、一三、民刑一〇四六号、民刑局長回答）、公証人（立会人があるときは立会人も）がその綴目に契印すべきである（法六〇、三九V）。

その他、認証文の用語、書体（法三七）、囑託人の確認方法（同二八）、通訳・立会人の立会・選定・資格（同二九、三〇、三四）代理人による囑託の場合の特則（同三一、三二）（註四）、私署証書中第三者の許可・同意を要すべき法律行為の記載がある場合にその許可・同意のあつた旨の証明（同三三）（註五）、証書の文字の加除訂正（同三八）、契印（同三九V）等はすべて公正証書作成の場合に準ずる（同六〇）。

公証人は、日本語を用いて認証文を作成しなければならないが、外国語で記載された私署証書に認証を与えることができる。もつとも、公証人法二六条に違背する記載のあるものは認証すべきでないから、公証人が外国語で記載さ

れた私署証書の内容が右同条に違背するかどうかについて確信のないときは、これを拒絶すべきである（大正七、六、一五、民二二〇号、法務局長回答）。

註一 当事者（囑託人）とは通例認証をうけんとする証書の署名押印者をいい、その証書の交付をうけた名宛人を含まない（明四二、七、二二、民刑六二三号、民刑局長回答）。もつとも、証書の謄本の認証をうける場合は、その証書原本の所持人は何人もここに当事者となり得る。

註二 証書中空白部分があるときは、（白紙委任状のごとく、空白にしておくことに意味のある場合を除き）認証後挿入される危険を防ぐため当事者をして墨線によつて接続させるべきであろう（法三七II参照）。

註三 当事者又は代理人が認証文に署名押印するの必要のないことに注意すべきである。したがつて、当事者又はその代理人が認証を求める当該本人に相異がないかどうかを確かめる方法として提出させる印鑑証明書だけでは足らず、届出の印類を携帯させて適当な方法により双方の印影を対照してみる必要がある（明四二、一〇、三一、民刑一〇四号、民刑局長回答）。

註四 代理人による私署証書の認証囑託は許されるか、目撃認証は事柄の性質上許されないが、自認認証、謄本認証は許されるとするのが先例である（明四二、七、二二、民刑六三三三号、民刑局長回答、同旨、同一〇、三一、民刑七〇四号、民刑局長回答）。

ただし、他人に代署させてその署名を他人が承認しても、これに認証を与えることはできない（前出昭五、民一四〇号、民事局長回答参照）。

註五 明四二、七、三〇、民刑七〇四号、民刑局長回答

第二節 定款の認証

第一 認証を必要とする定款

定款とは、社団法人（公益法人、会社、各種の協同組合等）の組織活動の根本原則（民三八、商六二、七二、三四二、有五等参照）又はこれを記載した書面をいう（民三七、商六三、一六六、有六等参照）。財団法人における寄附行為に相当する。定款は、社団法人の設立を担当する者（設立者・発起人）がこれを定めて書面に記載するが、これ

には法人の目的・名称・事務所など法定の組織に関する基本事項を記載することを要し、そのうちの一つの記載を欠いても定款は無効であるとするのが通説である（絶対的又は必要的記載事項……民三七、商六三・一四八・一六六、有六等）。

なお、社団のその他の原則も任意に定款に定めることができるが、それを変更する場合は、定款変更の手続（民三八、商七二・一四七・三四三等参照）を要する。さらに株式会社等においては、法定の重要事項は、定款に記載されたときにのみ効力を生ずる（相対的記載事項……商一六八、有七等参照）。

社団法人の定款はすべて公証人の認証をうけることを必要とするわけではない。公益法人や各種の協同組合は、主務官庁の行政監督をうけるものであるし、また会社のなかでも合名会社や合資会社のような人的会社は社員の数も少く、定款の作成に全社員が関与し、その社員間相互の信頼信用を基礎とし、さらに対外関係においても物的会社（註一）ほどに利害が錯綜することもないので、これらの社団法人の定款については、公証人の認証を必要としない（註二）。現行法上公証人の認証を必要とする社団法人の定款は、株式・有限・相互の三種の会社と、特殊法人たる信用金庫のそれに限られる（商一六七、有五Ⅱ、保険業法四二、信用金庫法二三Ⅲ）。さらにこれらの認証を要する定款も、発起人が書面で作成する設立当初の定款、すなわち原始定款をいい、会社等設立後株主総会又は社員総会の決議によつて変更された定款いわゆる変更定款については、認証を必要としないというのが通説である。ただ会社等設立前に、認証をうけた定款の一部を変更し、又は認証をうけた定款における発起人が脱退し若しくはあらたに発起人が加入した場合には、あらためてその趣旨を明かにした定款を作成し、これについて認証を求めなければならない（註三）。

註一 人的、物的会社の区別は、学説上認められている観念で、人的会社とは、社員の個性が強く会社に反映し、個人的結合の性格を有する種類の会社をいう。通常社員の数が少く、組合性が濃厚である。たとえば、合名会社においては、すべての社員が会社債務について直接連帯無限の責任を負担し、その持分の移転は自由でなく、かつ、原則として会社の業務執行及び

代表権限を有し、企業の所有と経営とが一致しているので、合名会社は人的会社の代表的なものとされ、合資会社もこれに含まれるとされている。これに反して物的会社とは、社員の個性が重んぜられず、完全な資本的結合として社員はただ金銭的關係においてのみ会社に関係をもつ種類の会社をいう。株式会社はその典型で、通常、社員たる株主の数が多く、株主は各自の株式の引受価額を限度として会社に対してのみ出資義務を負担するに過ぎず、株式の移転は原則として自由であり、会社の業務の執行、代表のための特別の機関をもち、株主は株主総会を通じて限られた事項についてのみ会社の意思決定に関与するに過ぎず、企業の所有と経営の分離がなされている。有限会社は両者の中間形態を探るが、どちらかといえば物的会社に含まれる。

註二 現行法上公証人の認証を必要としない定款について、特殊の必要があつて認証を与える場合には、公証人法五八条によるべく、同法六二条の三によるべきではない。したがつて、この場合の手数料は手数料規則二二条の二によるべきでないことはいうまでもないが、同規則二二条の適用にあたつては、囑託の態様によつて準拠法条を異にすることに注意すべきである。詳細は後述参照。

註三 昭一五、三、二九、民甲三五〇号、民事局長回答

第二 定款の記載事項

公証人は認証にあつて定款の内容を充分に審査しなければならない。定款の署名（記名）押印が本人のそれに相異なることを確認しただけでこれに認証を与えることは許されず、内容を審査した結果必要的記載事項が脱漏していたり、あるいは記載事項が違法であることを発見したときは、それを補正訂正させない限り認証することはできない（法六二の三、五九、二六）。

以下主として株式会社の定款の必要的記載事項の各個について説明する（商一六六）。

一 目的 会社がいかなる営業（商五二参照）をするのか、その範囲を知りうる程度に具体的に記載されていることが必要である。単に商工業といった漠然たる記載は無効である。また目的が違法又は公序良俗に反する場合は、定款の全体が無効となる。

二 商号 法律に特別の規定のない限り、いかなる商号を選定しようとしつかえないのであるが、ただ他人が既に登記した商号は、同一の市(区)町村内において同一の営業のためにこれを登記することはできない(商一六)、一九、商登二七参照)。したがって類似商号の疑があるときは、管轄登記所に事前に連絡する等の配慮が必要である(註一)。なお、商号に外国語を使用することはさしつかえない(註二)。

三 会社が発行する株式の総数 いわゆる授權株式の記載である。現行商法は、以前のように株式会社設立に定款所定資本総額にあたる株式の引受(資本確定の原則)を要求せず、定款所定の会社が発行する株式総数の範囲内で、設立後必要に応じて取締役会が分割発行することを認め、設立及び増資を容易にし、資金調達の便を図つた(商一八〇の二参照)。なお、会社設立にあつては、株式総数の四分の一以上の株式が発行される(商一六六三)。

四 額面株式を発行するときは一株の金額 額面株式とは次の無額面株式に対するもので、いわゆる券面額のある株式をいうが、その株式の金額は均一であることを要し(株金均一の原則)、かつ設立に際して発行する場合は、五万円を下ることを得ない(商二〇二一、一六六二)。

なお、無額面株式との差異は定款及び株券に券面額が記載され(商二二五4)、額面未滿の発行が許されないこと(同二〇二二)、常に券面額が資本構成の基準となること(同二八四の二)等である。

五 会社の設立に際して発行する株式の総数並びに額面、無額面の別及び数 設立に際して発行する株式の数が三にかかげた数の四分の一以下の記載は違法である。(註三)また、「当会社の株主は一〇株を単位としてその端数の所有を認めない」とか「あるいは」当社の株券は一〇株券、五〇株券、一〇〇株券、五〇〇株券の四種とする」等と定め一株券を除外するのは、株式譲渡の制限となるので、このような記載は違法である(同二〇四、昭二六、一〇、三、民甲一九四〇号、民事局長回答)。

無額面株式は比例株又は部分株ともいわれる。その株券面には、その株券の表象する株式数のみが記載される。

無額面株式は、株金全額払込主義の下で券面額が市場価額に対し意義を失っていることから認められたものであるが、会社の設立に際して発行する無額面株式の発行価額は、五万円を下ることを得ない(商法一六八ノ三)(註四)。

七 本店の所在地(註五) 所在地の表示は、たとえば、東京都〇〇区、福岡市等のごとく、市(区)町村の行政区画の記載で足り、〇〇町〇〇丁目〇〇番地までの記載を要しないとするのが古くからの先例である(明三四、八、一五、民刑八六三号、民刑局長回答)。

八 会社が公告をなす方法 会社が公告をなすべき場合は極めて多い(商二二四の三、二二三三、二八〇の四、二二八〇の五、二八〇の一七、二八三三、二九三の二、二九三の三、二九三の四、二九三の四、三三二八、三七七、四〇七、四一六三)。その目的は、利害関係者(株主、社債権者等)が多数あるいは不特定であるときに、これに対して申出の機会を与えるためのもの、その他一定の事項を社会に公示するためのものである。公告は、官報又は時事に関する事項を記載する日刊新聞紙に掲げてしなければならない。したがって、公告すべき日刊紙を特定して記載しなければならない。「公告は本店所在地において発行する一種又は数種の新聞紙によつてする。」等の記載は、取締役が臨機随意に新聞紙を変更し得ることとなり、公告の趣旨を没却することになるから(大決大六、二、一〇民録二三輯二五九頁)、公告の方法に関する記載を欠くものといわざるを得ない。

九 発起人の住所氏名 その記載方法については制限がないから、定款の記載自体から特定の者が発起人であることを確認することができれば足りるとするものが判例である(大判、昭八、九、一一、民集二二卷三三三三頁)(註六)。

註一 商号の同一類似の問題は登記官吏が審査すべきことがらで公証人が審査すべき事項でなく、また事実上審査不可能でもあらう。したがって同一もしくは類似商号のゆえをもつて登記申請が却下され、商号を変更し、あらためて定款の認証をうける

必要が生じても、さきにした定款認証の手数料を返戻する必要はない(手数料規則三三参照)。

註一 外国語を商号に使用することはさしつかえないが、登記に関しては外国会社の例により片仮名をもつて表示すべきものとする(昭二二、六、七、民甲三〇六号、民事局長回答)。

註三 昭三〇法二八号によつて削除された商法一六六―15は、一新株引受権の有無又は制限に関する事項若し特定の第三者に之を与ふることを定めたときはこれに関する事項」というのを必要的記載事項の一ツとしていた。しかるに、この記載については解釈上多くの疑義を生じたのみならずこの記載に不備があるときは定款自体が無効となり、これによつて生ずる混乱と不当な結果を除去するためこの規定が削除され、この点に関しては商法二八〇の二に別に規定が設けられた。

註四 昭五六、法七四号による改正前の商法では、無額面株式の発行価額には法定の最低額の規定はなく任意にこれを定めることができたほか、その定めた最低発行価額は定款の必要的記載事項とされていた(改正前商法一六六、I、7)。

註五 昭三七、法八一号による改正前の商法では本店のほか支店の所在地もまた、定款の必要的記載事項とされていた。昭三三、二二三民事甲三五号民事局長回答が「株主総会(もしくは取締役会)の決議により必要(もしくは適宜)の地に支店を設置することができ」との記載は、定款変更の手續を要せずして定款記載の機関の決議により適宜支店を設置することができるとの趣旨に誤解されるおそれがあるから認証しないのが相当である」としたのは、支店所在地が必要的記載事項とされていたことによるが、この先例は、支店所在地が必要的記載事項でなくなった現在においても、その存在意義を失つていない。現行商法で、支店の設置は取締役会の権限事項となつている(商法二六〇、II、4)。もし定款に「必要に応じ支店を適宜の地に設置することができ」旨定めることを許すとすれば、取締役会の議決を経ないで代表取締役がいつでも任意の地に支店を設置することができるかのような誤解を生ぜしめることとなるので、その意味において右の民事局長回答は依然有効なものとして取り扱われるべきである。

註六 発起人の住所の記載がないというだけで定款が無効であるということではできないとする判例もある(大判、昭八、五、九、新聞三五六一号七頁)。

定款認証の方法は、囑託人に定款二通を提出させ、公証人の面前において定款二通についてその署名(又は記名)押印(註一)を自認させ、その旨を記載し、記載した定款二通のうち一通は公証人が保管し、他の一通を囑託人に還付するのである(法六二の三)。公証人をして定款二通を認証させる理由は、認証するにあつて定款の要件その他の

について審査するから、無効な定款が防止され(法六二の三IV、二六)、また、会社に備え付けた定款(商二六三、有二八、信用金庫法三六等参照)が紛失しても公証人役場保管のものによつてこれの閲覧又は謄本請求ができるから紛争や不正行為が防止され、発起人の責任も確定されることにある。

定款は、発起人あるいは社員が署名(記名)押印しても、公証人の認証をうけない限り定款としての法律上の効力は発生しない。しかし、定款は、私署証書であつて公証人の認証をうけることによつて定款自体が公正証書となるのではない(註二)。定款の上に作成者が署名(記名)押印した事実を公証する認証文が公正証書であるに過ぎない。もつとも認証された定款は法令に違反せず、有効であることが公証されることになるのであるから、認証の効果は公正証書と大差はないことになる。

認証を受くべき定款は二通に限られる(昭一四、一一、八、民事甲一三四一、民事局長回答)。会社等設立に当つては、通常、公証人役場で保管する分、会社の本、支店に備え付ける分、登記所に提出する分等計三通以上を必要とするが、二通以外については、認証定款の謄本を受けてこれを利用すれば足りる。公証人は認証を与うべき定款に登簿番号、認証年月日、認証場所(当該公証人役場)を記載し、公証人(及び立会人があれば立会人も)これに署名押印し、かつ、その定款と認証簿とに契印をしなければならぬ。なお、認証文は定款に余白があるときは、これに記載し、もし余白がないときは、役場用紙を連続してこれに記載して、公証人が定款と役場用紙との綴りに契印を押すべきである。登簿番号とは、公証人が認証を与えるにあたり、従来の認証簿に順次登録した番号のことである(註三)。

定款認証のために出頭した囑託人又は代理人については公証人法第三九条第三項の準用がないから、定款以外にさらに署名捺印を必要としない(もちろんこれらの者を立会人と解すべきでもない)。ところで、前節私署証書におけ

る目撃認証にも比すべき定款の目撃認証、すなわち、発起人等が全員公証人役場に出頭し、公証人の前面において定款の各通に署名（記名）押印したことを公証人が目撃した上で定款を認証することができるかどうか。反対説もあるが積極的に解すべきであろう。反対説の理由とするところは、まず、公証人法第六二条ノ三に同法第五八条のごとく「当事者其ノ面前ニ於テ証書ニ署名若ハ押印シタルトキ」の文言がないこと、認証を受けるときには、定款は既に発起人等の署名（記名）押印を了し、定款としての実質形式を具備したものでなければならないこと、代理人による認証手続を許している等であるが、定款の認証を求めるときは、通例署名（記名）押印が完了しているから、この多数事例に着眼して目撃認証の規定を掲げなかつたに過ぎず、稀有のことではあろうが、もしそのような方式による認証を求められたときに、右の消極説の理由とするところは、いずれもこれを拒絶する実質的理由としては甚だ論拠薄弱といわなければならない。

定款認証については公証人法第三六条を準用する規定がないから、準用各条の方式さえ履践すれば、同条各号に該当する事項の記載は必要としない（法六二ノ三V、六〇）。したがって囑託人についての面識の有無のごときは、記載を要しない。

註一 定款は署名によつて成立し、押印は法律上の要件ではない（商一六六一）。しかし、わが国においては慣例上署名し、押印することが多く、通常、定款にも署名押印されている。したがって公証人法六二条ノ三も署名（記名）のみならず押印をも自認させることとした。なお署名に代えて記名押印で足りることについては、明三三、法一七号「商法中署名スキ場合ニ関スル法律」参照。

註二 定款自体を公正証書で作成することはもとより許される。旧手数料規則二二条の二は、認証手数料を一五円とし、「但シ当該定款ヲ公正証書ヲ以テ作成スル場合ノ手数料ノ額カ十五円ニ滿タサルトキハ其ノ手数料ノ額ニ依ル」と規定していたが、現行規則はこのただし書を削除した。しかし、公正証書による定款を禁止した趣旨ではない。ちなみに、定款を公正証書によつて作成する場合は、その手続は一般の公正証書と同様であり、手数料は資本又は出資の総額を標準として手数料規

則二条により算定されることになる。したがって、資本（出資）総額が百分額である会社等の定款については、公正証書で作成したほうが手数料は低廉となる場合が多いこととなる。（同規則一四条の紙数割増料を別にして考えれば）。なお定款を公正証書で作成した場合にはあらかじめ認証を受ける必要はない。

認証を与うべき定款の各用紙の綴目には公証人の契印を必要とするか。定款は発起人あるいは社員の署名（記名）押印及び契約のある一つの文書であるからその必要はないとも考えられるが公証人法六二条ノ三第四項により定款認証に準用される同法三九条五項により契印を要すると解したい。

註三 囑託人から二通の定款が提出されるが事件としては一件であるから、登録番号は定款二通共同一番号でさしつかえない。

第三管 轄

定款認証の事務は、会社等の本店の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の所属公証人が取扱う（法六二ノ二）。公正証書でもつて定款を作成する場合も、もとよりこの管轄規定に従うべきである。もしこの規定に違背して他の法務局、地方法務局に所属する公証人の認証を受けた定款の効力はどうか。もちろんこのような定款は設立登記の申請に際し却下されるであろうから、改めて適式の認証を受けることとなるであろう（註一）。反対説もないではないが（註二）、無効と解すべきであろう。

註一 株式会社は定款を本店所在地を管轄する地方法務局の所属公証人が認証せず、誤つて他管内所属の公証人が認証した定款を添付して会社設立登記の申請がありましたので受理すべきか否か、……。

……、登記申請の受理前であれば、管轄内の公証人の認証を受けた上更めて申請させるべきものと考え（昭二八、七、二五、旭川地方法務局長あて民事局長回答）。

註二 官地質頭、会社定款の認証について（協会雑誌二六号三四頁参照）。

第八章 執行証書

第一節 執行証書の要件

民事執行法第二二条第五号は、執行証書の要件として次の三箇のものを規定している。

- 一 公証人がその権限内で正規の方式により作成した証書であること
- 二 その証書自体に一定の金額の支払又は他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求が表示されていること
- 三 その証書自体に債務不履行その他の事実のあるときは、直ちに強制執行に服する旨の債務者の意思表示が記載してあること

以上三箇の要件を具備する公正証書であつてはじめて執行証書として債務名義となるが、そのいずれの一つを欠いても債務名義とはならない。すなわち、右の要件を欠くものは執行力を有する債務名義としての効力はなく、執行力に関する限り、最初から当然無効の証書と解すべきものである。このように、証書成立の当初からその効力を否定されることは、判決その他の債務名義については考えられないことである。

以下上記三箇の要件を分説する。

第一 公証人がその権限内において正規の方式により作成した証書であること

公証人の権限、公正証書の方式の詳細については、既に述べたが、簡単に再言すると、公証人の権限内のものであるためには、当事者その他関係人の囑託によつたこと(註一)、職務執行区域内において公証人が取り扱つた事件であること、公証人に除斥事由のないこと等が必要であり、正規の方式によつたものといひ得るためには、証書作成の手

続に関する規定(法二八〇三四)に従い、法定の形式を具備し(法三六〇四三)(註二)、日本語を用いて作成された証書であること(法二七)等が必要である。

なお、執行証書は公証人自身が作成した証書であることを必要とするとはいふまでもない。公証人が私署証書の真正に成立したことや、その内容の真実であることを認証しても、公証人の認証のみある私署証書では執行証書となり得ない。しかし、私署証書や他の公正証書の記載を引用し、これを内容として公正証書を作成した場合には、その公正証書が他の二箇の要件を具備する限り、執行証書というを妨げない(註三)。

註一 囑託は当事者双方からなされることが必要であり、当事者一方の囑託によつて作成した公正証書は、その内容の如何にかかわらず債務名義たる効力を有しない(明四三三、一一、二二、民刑第一二六七号、民刑局長回答)。

註二 公証人法第三六条第三号によれば、公証人はその作成する証書に「代理人により囑託せられたときはその旨並びに代理人の住所、職業、氏名及び年齢」を記載しなければならないとされているが、「本件記録に添附せられた広島法務局所属公証人〇〇〇〇作成第××号債務確認並びに支払に関する契約公正証書の執行力ある正本によれば、右公正証書の冒頭に『本職は当事者の陳述を聴き左に之を録取する』と記載され、他に代理人の囑託により作成せられた旨の文言は何等存しないのであるが、その末尾には、当事者双方の代理人の氏名、住所、職業及び年齢が記載せられ、且つ右代理人等が公証人役場に出頭して公証人と共に署名捺印していることが認められるのであるから、右公正証書の全文を通読するときは、その冒頭に『当事者の陳述』とあるのは『当事者の各代理人の陳述』を指称するものであることがうかがえるし、また、右公正証書が右各代理人の囑託により作成せられたことは、たとえ『代理人により囑託せられたる旨』の文言の記載がなくても、十分に明らかとなつてゐる。従つてかかる場合の如き文言の記載がなく、右公正証書が公証人法第三六条第三号所定の要件を具備しないといつても直ちにこれを無効のものであるといふことはできない。」とした下級審決定がある(広高決、昭二八、一一二、二二、高裁民集六卷九三六頁)。

註三 私署証書を援用して公正証書を作成する場合においても、その証書により給付を約する趣旨なる以上は、これに強制執行に関する記載をなすことを得る(大二、六、二七、民九一号、法務局長回答)。公正証書に他の公正証書を援用したる場合に於ても、その証書により一定の金額の支払を約したるものなるときは、これに強制執行を受くべき旨の記載をなすことを

得る(大六、七、一四、民一四四九号、法務局長回答)。なお、ゼロックス・コピーを添付した公正証書に債務名義の効力があるときれた事例がある(大阪高決、昭五九、七、九)。

第二 一定額の金銭の支払又は代替物若しくは有価証券の一定数

量の給付を目的とする特定の請求が表示されていること

執行の基礎となる請求権は、金銭、代替物有価証券(註一)の給付請求に限定される。したがって、特定の有体財産の引渡とか、建物明渡請求のような特定物の給付を目的とする請求についての執行証書は存立し得ない(註二)。この点において和解調書や調停調書と大いに趣を異にする。このように、請求の範囲を制限した理由は、この種の権利は債権者としては通常最も迅速な執行を必要とするし、また、たまたま執行が不当であつて相手方に損害を被らせた場合でも、金銭によつてこれをつくることができ、相手方に別段回復し難い損害を生じさせることがないからである(民訴四三〇参照)。

さらに、請求権は、その原因が具体的に表示され、他の請求と識別できる程度に特定して表示されることが必要である。通常の訴訟においては、訴訟物確定のために、訴状に如何なる事実が権利の発生原因たる法律要件であるかを請求原因として記載させる(民訴二二四参照)。債務名義たる給付判決の主文には、「被告は原告に対し、金〇〇円を支払え」と表示されるに過ぎないが、その請求原因たるその事実中に右の請求の発生原因が表示され、請求の同一性(特定)は判決の記載全体から明瞭である。およそ、債務名義に表示される給付義務は、それが何時、如何なる者の間に、如何なる法律要件事実によつて発生したものであるかが明示されていることが必要である。単に「何月何日現在において金〇〇円の債務があることを承認し……」「従来支払を要すべき金〇〇円の債務があることを承認し……」という記載のみでは、その請求の発生原因が特定しないのであるから、これにもとづいて執行を開始するのは不可能

ではないかと考える。執行文は、後に述べるとおり、債務名義の執行力の現存を公証する文言であるが、債務名義に表示された請求が特定しない限り、それが現存しているか否か皆目不明であるから、これに執行文を付与することもできないのではないかと考える。ことに、執行証書に対する請求異議の訴(民事執行法三五)は、他の債務名義に比較して圧倒的に多いといわれている。その原因の一半は、あるいは、裁判所の関与によつて作成される他の債務名義と異り、執行証書に既判力が与えられないことに原因するであろうが、ここにおいて請求の原因が不明確であるため、元本債権の残額、損害金発生の有無、消滅時効の起算点等が不明確となることも原因の一つとなるのではないか。

まず、給付すべき金額、数量が一定していることが必要である。その趣旨は、執行証書は裁判所の関与なしに執行力が付与されるものであるから、執行機関がこれを一見しさえすれば、直ちに債権者の請求範囲を的確に了知することができ、執行の迅速と確実を期させるためである。したがつて、ここに一定というのは、その公正証書に金額又は数量が明記されているか、又は利率と期限が定まっている場合のように証書自体からこれを算出することができることを意味する。請求が期限附、条件附であつても、また反対給付にかかつていても選択的であつても一定性を欠くことにはならない(いずれも執行文付与の際に検討すれば足りる)(註三)。

いずれにせよ、請求権が特定し一定であることに意を用いない証書が作成されるならば、後日執行に際し必ずや紛議を生ずるであろうことは容易に想像される。このことは、後に述べる代理人による囑託の場合の受任権限の不明確さの問題とともに充分留意すべき事柄である。

以上の諸点に関連する二、三の問題を次にかかげる。

一、当座貸越契約にもとづく債務 当座貸越契約、根抵当権設定金銭消費貸借契約等の名でよばれる一連の与信契約について公正証書が作成されることは、実際によく見かけることであるが、この種の公正証書は債務名義となり得

るか、の問題である。これら与信契約の証書には、なるほど、ある金額は明記されているが、これは一定期間内に与信者（債権者）が被与信者（債務者）に対して許容する与信限度額の表示であつて、現実に発生した消費貸借契約上の確定金額、ことに弁済期におけるそれを表示するものではない。したがつて、かかる証書についてはその債務名義たる効力を否定すべきである（註四）。

ところが、最近にいたつて、右のような公正証書に新たに「期間終了後債務者が債務を履行しないときは、当然限度額を融通額とみなして完済する。ただし、実際の融通額が限度額より少いときは、その超過部分を返還する。」という趣旨の一項を加える約款が考案された。この条項だけを見れば、債務不履行を停止条件とする一定金額（限度額）の給付義務を約したものととして、この部分に限つては、執行証書たり得るのではないかとの疑問を生ずるが、この種の与信契約の全趣旨からすれば、現実には一定しないもの（融通額）を一定したものとみなすだけのことで、契約の実体にはいささかのかわりはない。すなわち、このような記載は、単に執行文付与を受けるために用いた形式的表現に過ぎず、限度額を債権額とする債権が確定的に生じているとは認められないから、執行証書たり得ない。したがつて有効な債務名義を得るためには、現実の融通額を表示した執行証書を別途作成する外はない（註五）。

二、将来発生する債権 将来成立する債権について作成された公正証書は執行証書となり得るか、の問題である。執行証書の基本である請求権が、期限附であらうと条件附であらうと、また反対給付にかかつていようと、請求権が一定の金額、数量を表示する限りさしつかえないことは既に述べたが、さらにわが国における通説判例は、執行証書の基本たる請求権は公正証書作成当時現存していることを必要とするものとし、かつ停止条件附債権又は始期附債権は、条件成否未定の間又は期限未到来のものでも、債権は現存していると解すべきであるから、かかる債権

について作成された公正証書は債務名義たり得るが、これらを除いた純然たる将来債権について作成されたものは債務名義となり得ないとしている（註六、註七）。

土地建物の賃貸借契約公正証書において、当該賃貸借が実体法上の規定（借地法四・五・六、借家法二）によつて更新された場合には、更新後の賃料は、公正証書に表示された賃貸借契約上の債権ではなく、したがつて、この公正証書は、爾後の延滞賃料債権の執行証書となり得ないと解する（註八）。

註一 金銭や米のように取引上その物の個性を問題とせず同種の他の物で代えることのできる物を代替物という。これに対して土地、建物のようにその個性に着眼して同種の他の物をもつて代えることのできない物を不代替物という。特定物・不特定物の区別と類似するが、当事者の意思によらず、物の客観的な性質による区別である点において、これと異なる。

註二 執行力の範囲の拡張については、公証人制度の改善に関連して論議されてきたが、立法的改正はなされていない。なお、官地「公正証書の執行力範囲の拡張について」法律時報六卷一二頁、最高裁、民訴法六編および競売法に関する改正意見集（昭和二年六月）民事裁判資料三九号七一頁以下参照

公証人が公正証書に強制執行の基本となるべき執行文の付与を為すは……一定の金銭の支払又は他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求の場合に限定せらるるを以て代替的請求即取引上数量を以て量定し得べき有価証券の一定の数量の給付請求権に付けては執行文を付与し得べきも特定の有価証券の給付請求権に付けては公証人は執行文を付与すべき権限なきものとす（大阪地判、大五、四、一八、評論五卷民訴一一六頁）。

註三 その証書に金額（又は数額）を明記しあるか或は証書自体よりその数額を算出し得るにあらざれば右証書を以て強制執行の基本と為すを得ず（大判、昭五、七、一七、評論一九卷民訴三三八頁、新聞三二五一号一三頁）。

公正証書が債務名義たる効力を有する為には……一定の金額の支払債務或は一定の数量の代替物又は有価証券の給付の債務に付て作成されたものであることを要するのであるから其の債務は具体的なものであり且その数額も明確に表示されることを要する。即ち其の数額が証書に明記されているか又は少くとも証書の記載自体より一定の数額を算出し得るものでなければならず且期限附若しくは条件附又は反対給付に係つてはと否とを問はず其の支払又は給付の債務が具体的に証書の記載上確定しているものでなければならぬ（名古屋高決、昭二八、六、一八、高裁民集六卷三四三頁）。

今本件執行の基本たる公正証書に付之を見るに其の強制執行を為し得べきものとしては一定(数量)の玄米を引渡すべき債権並若し之を引渡すこと能はざるときは其の玄米を時価に換算したる金額を支払う可き旨の債権に関する記載あるのみにして之は金額の証書に明記しある場合又は証書の記載自体に依りて之を知り得可き場合に當らず先づ証書の記載以外に於て弁済當時に於ける玄米の時価如何を判定するに非ざれば其の金額を算定し得ざるものに係るが故に……右公正証書の記載の債権中玄米引渡の部分に債務名義と為り得ること明なるも其の余の金銭債権に関する部分は之を以て強制執行の基本と為すに不適当なることを知るに足る(大判、昭五、七、一七、評論一九卷民訴三六八頁)。

註四 明治四二年五月二日大審院決定(民録一五輯四八六頁)が債務名義たる効力を否定して以来実務上は一貫してこの立場を採っている。なお、明治四二、一〇、二二、民刑八七二号、民刑局長回答も同様

註五 昭二八、一一、一一、民事甲二二四号、民事局長通達参照、三ヶ月、民事執行法七九頁

註六 未だ発生せざる売買代金返還の債務に付き予め強制執行を受くることを承諾したる者を記載したる公正証書は強制執行の債務名義たる要件を欠除するものにして……(大判、大五、三、二二、評論五卷民訴一九一頁)。菊井維大、民事訴訟法三七頁、松岡義正、強制執行法要論上五三〇頁参照

なお、吉川大二郎、執行証書(民事訴訟法講座四卷一〇二頁)は、例えば、取消権、解除権、買戻権などの行使によつて生ずる債権や連帯債務者、保証人物上保証人が将来取得すべき求償金債権の如き将来債権は、執行認諾の際に必ずしも現存する必要はなく、当該債権が将来発生した場合は旧民訴五一八条二項(現行民事執行法二七)によつて処理できるから、これについて作成された公正証書も執行証書たり得るとせられる。

註七 受託保証人は弁済その他の出損によつて免責を受けた場合には債務者に対し求償権を行使しうるが(民法四五九)、この求償権につき公正証書で定めた場合、求償権の金額が一定額に定まっているものといふことができるかという点で問題がある。

従来学説は、債務保証という基本的法律関係は公正証書作成時に存在しているとし、金額の一定性については、債務者が強制執行を受ける可能性のある最大限度額が定つていればよいとして、この求償事項を有効と解してきた。公証実務もこれを肯定してきた。

しかし、昭和三六年一〇月一〇日民事甲二五六〇号法務省民事局長回答、東京地決昭和四四年三月一七日(東京公証人会報昭和四三年二月号二三頁)、大阪高決昭和四七年一〇月二日(判時六九二号五〇頁)、岐阜地決昭和五七年五月一七日

(判時一〇五四号一三二頁)、大阪高決昭和五八年六月八日(金融法務一〇五七号四六頁)は、いずれも、この条項について債務名義の効力を否定している。

否定説の根拠は、金額の一定性とは、公正証書の記載自体から容易に確定しうべき程度に記載されていることを要し、この記載自体からこれを確定しえない場合は、たとえ他の資料によつてこれを確定しえたとしても、その公正証書は有効な執行証書とはなりえないとの理由による。

この種の条項が最近急速に増加してきた信用保証やローン提携販売において必要となつてきている社会的需要との関係で更に検討すべき問題であらう。

免責行為のあつた日以後の法定利息、不可避的費用その他の損害賠償法等広汎にわたるから(同条Ⅱ、四四二Ⅱ)、この求償債権に債務者の執行認諾条項を附するには、求償権の及ぶ範囲を一定する必要がある。例えば、求償権の及ぶ範囲が債権額と同額かあるいはその何割までというように債権額の範囲内に止まるのか又は利息、損害金まで含まれるのかその範囲を金額的に一定しておくことが必要である(昭三三、九、二八、民事甲一九八三号、民事局長回答参照)。

註八 もつとも土地「若くは建物の賃貸借契約の公正証書に賃貸借の期間賃料及其支払期日保証契約並に強制執行認諾其他の要件明記し尚左の第一又は第二の契約条項を記載したり

第一、貸主借主及保証人は賃貸借期間満了後借地法第六条(又は借家法第一条)に依り同一の条件を以て賃貸借が更新せられたる場合は其更新後の賃貸借に付ても強制執行認諾及保証契約其他の本契約の条項は凡て之れに従う可きことを約したり

第二、貸主借主及保証人は賃貸借期間満了したるときは何等意思表示を要せず当然に期間賃料強制執行認諾、保証契約其他凡て本契約の条項と同一条件を以て賃貸借の更新を為すことを約したり

右第一第二の場合貸主が更新後の賃貸借に因りて生じたる賃料に付き借主及保証人に対し強制執行の爲め執行文の付与を請求したるときは執行文を付与することを得るや。但し第一の場合は賃貸借が借地法又は借家法に依り同一の条件を以て更新せられたる事を貸主をして証明書を以て証明せしむることを要するや。

右に付き甲説は更新後の賃料に付ても執行文を付与することを得但し第一の場合は賃貸借が同条件を以て更新せられたる事実を貸主をして証明書を以て証明せしむることを要すると云うに在り

乙説は更新後の賃料に付ては執行文を付与することを得ずと云うに在り」との照会に対し、「客月六日附稟伺首題の件は甲説の取扱を相当と思考す」と回答した例がある(昭和六、一一、四、民二七一号、民事局長回答)。

第三 債務者が直ちに強制執行に服する意思表示をなし、このことが証書に記載してあること

いわゆる執行受諾文言(約款)の記載があることが必要である。

まず、ここに「直ちに」とは、訴や支払命令等の申立をなすまでもなく、すなわち、あらかじめ実体上の権利関係の審判手続を経る必要はなくという意味である。したがって、債務不履行等の事実の発生により執行し得る状態になればすぐさまという時間的直後を意味するものではないから、債権者に対し執行開始要件の具備直後に執行に着手することを義務づけるのではなく、また、その直後執行に着手しなかつたからといって執行証書の執行力が消滅するものでもない。

つぎに、この執行受諾の意思表示は、一般の意思表示すなわち私法上の法律行為ではなく、訴訟法上の法律行為——訴訟行為——と解すべきであるとするのが通説判例である。執行受諾の意思表示が私法上の法律効果を生ずるものでないことは疑のないところであるが、この執行受諾の意思表示は、強制執行による権利保護の要件を形成する、換言すれば、この意思表示が執行力発生の基本となるから訴訟行為と解すべきであるとするのである。

元来、国家に対し強制執行を求める権利、すなわち、強制執行請求権は、私法上の請求権と区別しなければならぬ。強制執行によつて満足せられるのは、私法上の(給付)請求権であるが、私法上の請求権は、私法上の法律行為(契約)又は私法法規そのものによつて発生する。しかし、私法上の請求権の存在自体は、なんら国家に対し公法上の法律効果を生じさせるものではない。国家がその強制力を発動して私法上の請求権の実現を図るべく義務づけられるゆえんは、債権者が、国家に対する執行請求権を有するからにはかならない。そして、この執行請求権は債務名義の成立によつて発生するのである。この意味において執行受諾の意思表示こそは、執行証書を債務名義の一種とする

根源であり、国家に対し私法上の請求権を実現すべく請求し得る権利を形成するものと解することができる。そもそも訴訟行為理論は、私法ことに民法上の法律行為との対比から発展したとかいわれるが、それは、訴訟手続の画一定と迅速、経済の理念から訴訟手続を組成する個々の訴訟行為について私法上の法律行為についてとは異つた解釈原理を導入せんとする要請にもとづくものである。およそ手続とは特定の目標(判決手続においては終局判決)に向けられた人の行為の連鎖であり、発展的累積であり、手続の一環をなす個々の行為(判決手続においては、訴の提起、弁論、証拠の提出等)は共通の目標へ指向された連続的行為の一時点におけるものとして評価され、また相互の関連において意味があるのである。一つの行為の次に、次の行為が積み重ねられ、順次このようにして手続は形成されていく。したがって、そこには取り消し得べき行為という観念を入れる余地はない。なんとすれば、たまたま当初の段階における一つの行為が取り消し得るものとすれば、それを基礎に積み重ねてこられた爾後の行為の全部が瓦解してしまうからである。したがって民法上は無能力者の法律行為は、取り消し得るものとされるが、訴訟無能力者の行為は、法定代理人又は能力を取得した本人がこれを追認しない限り当然に無効とされる(民訴五四)。また、訴訟行為は訴訟手続上で裁判所に対してなされるのが通常であるから、私法上の法律行為理論におけるよりはさらに、徹底した表示主義を解釈原理とする。したがって、たとえば再審の事由(民訴四二〇―一五参照)に該当する場合のほかは、錯誤、虚偽表示、詐欺強迫等のかしにより影響をうけないものとされる。

右に述べたとおり、執行受諾の意思表示を訴訟行為と解する結果、この意思表示が執行証書に単に記載されているだけでは足らず、あくまでも有効になされたことを必要とし、この意思表示に訴訟能力、代理権等の一般訴訟行為に必要とされる要件の欠缺があれば、執行証書としての効力はなく、執行力を生ずる余地がないことになる。そして、訴訟能力や訴訟無能力者の法定代理などについては、原則として、民法その他の法令に従うのであるから(民訴四

五)、例えば、公正証書が偽造の委任状にもとづいて作成された場合や、準禁治産者に対する保佐人の同意なしに作成された場合には、公正証書の内容をなす法律行為の効力とは無関係に、執行受諾が無効であるという一事によつて執行力がないことになる(註)。

註 なお、執行受諾の意思表示を訴訟行為と解するにしても、この意思表示は、裁判所におけるそれと異り、ことさらに終局の目的に向けられた行為の連続の一環としての意思表示とみる必要は少なく、また当事者はいわば取引当事者として相對立するわけであるから、双方代理禁止に関する民法の規定(民法一〇八)や取引保護のための表見代理に関する規定(同法一一〇)等をこれに適用ないし準用してもよいのではないかとの説もある(川島教授判民、昭和十一年、一三八事件評釈、吉川大二郎、日公二六号六八頁以下参照)。

第二節 執行証書と訴訟能力

訴訟能力とは、訴訟当事者として自ら訴訟を進行する上に必要な能力をいう。すなわち、訴訟上単独で有効に訴訟行為をし又はされることのできるために、具備することを要する訴訟法上の能力である。民事訴訟法第四五条は、訴訟能力に関しては、別段の定めのない限り民法等の法令によることとしている。これは訴訟能力の基準を原則として行為能力に準拠させる趣旨である。したがつて、まず行為能力者は、すべて訴訟能力者であるといふことができる。法人その他の団体が訴訟能力を有するかどうかは、民法上法人に行為能力が認められるかどうかの理論と軌を一にする。ただ法人等の代表者又は管理人は、無能力者の法定代理人に準じて取り扱われるから(民訴五八参照)、どのように解しても實際上の差異はない。

つぎに、行為無能力者は完全な訴訟能力を有しない。すなわち、未成年者及び禁治産者は原則として訴訟無能力者である。未成年者は、予め法定代理人の同意を得れば、自ら法律行為をすることができることは既に述べたが、訴訟行為は、その及ぼす効力が重大であるところから必ず法定代理人が代つてしなければならない。未成年者が処分を許

された財産に関する訴訟行為をするについても同様である。したがつて、公正証書に記載された法律行為が法定代理人の同意を得たものであつても、あるいは処分を許された財産の処分行為に関するものであつても、執行受諾は訴訟行為であるから、未成年者が債務者となつて公証人に対し(註一)、右の法律行為の結果生ずる債務について執行受諾の意思表示をしても、たとえこの点に關し特別の同意若しくは許可があつても無効であるといわざるを得ない。

ただし未成年者が独立して法律行為をすることができる場合、すなわち、營業をすること(民法六一)又は会社の無限責任社員となること(商法六)について法定代理人の許可を得た場合は、その關係の訴訟行為に關しては訴訟能力を有する(民訴四九)(註二)。

準禁治産者は制限訴訟能力者である。訴訟行為は単独でできるが、これをするについて原則として保佐人の同意が必要である(民法一一四)。したがつて、準禁治産者は未成年者と異り、保佐人の同意があれば執行受諾の意思表示も単独で有効にすることができる。

ここで、訴訟能力と民法第二〇条との關係を述べておく必要があるであらう。民法第二〇条については述べてきたが、同条が訴訟行為たる執行受諾の意思表示について適用若しくは準用があるかどうか。無能力者が単独で執行受諾をした場合は、この意思表示は無効であり、たとえ本条の事由があるため私法上の法律行為が取り消し得なくなるこゝがあつても、訴訟行為たる執行受諾は依然として無効であると解すべきである(註三)。

註一 執行受諾を訴訟行為と解するにしても、一般の場合と異り、「公証人に対する債務者の公法上の行為」という程の意味に解すれば足りる。したがつて、訴訟無能力者が債権者となる場合は問題にならないと解すべきであらう。

註二 労働基準法第五九条に「未成年者は、独立して賃金を請求することができる。」とあるので、労働契約に基づく賃金請求については未成年者は単独で有効な訴訟行為をすることができるを解するが、この場合は、通常その未成年者が債権者になるであらうから次註に述べるところから特に問題とする必要はないであらう。

註三 執行認諾の意思表示が一の訴訟法上の行為たることは前述の如く、此種行為は、其の性質上有効なるか無効なるか二者其の一を出でず。其の間取消し得べき行為なる概念を容るるの余地なく、従つて無能力者の行為が取消し得べきことを前提として規定せられたる私法上の原則たる民法第二〇条の如きは之に付当然には其の適用なきものと解すべく、又右執行認諾の意思表示は、其の公正証書記載の私法上の法律行為とは別個のものに属するを以て、仮に右私法上の行為が取消し得ざるものとするも、之が為右執行認諾の意思表示が有効となるものにあらず。尤も民法上無能力者と称せられる者と雖、一定の条件の下に能力者たる場合あり（例えば民法第六條（改正前第一五條）斯る場合は其の成年者又は独立人と同一の能力を有する範囲に於て訴訟行為をも独立して為し得るものなるに、無能力者が本来行為能力なき行為を為すに当り、自己が能力者たることを信ぜしむる為め詐術を用いたる場合に於ては、民法第二〇条の規定は只其の行為を取消し得ざることを得ざらしむるに止まり、該無能力者をして能力者たらしむるものに非ざるが故に此の場合を夫の民法第六條（改正前第一五條）の場合と同一に論ずることを得ざるものとす（東京地判、昭和一四・一二・二二、法律新報五六五号一六頁）。

第三節 執行証書と代理

執行証書を債務名義とする執行事件が、全執行事件の大部分を占めることは既に述べた。したがつて、請求異議とか執行文付与に対する異議とかの執行関係訴訟も、執行証書を債務名義とする場合がその他の場合に比較して圧倒的に多いであろうことは容易に想像される。ところで執行証書を対象とする執行関係訴訟——ことに請求異議の訴——の異議（不服）の原因の大部分は代理に関係すると推測される。正確な資料がないのでハッキリしたことはいえないが、執行証書の嘱託の大部分が代理人によつてなされており、また代理権限の証明書類に杜撰なものが多く見受けられ、委任状における委任契約当事者の人違でないことの証明資料たる印鑑証明書に関する規定が不備であるのが現状であるから、右の推測はおそらく間違のないところであろう。

第一 民法第一〇八条の適用の有無

民法第一〇八条は、債務の履行の場合を除き一般に同一の法律行為について代理人が本人の相手方となり（自己契約）、又は同一人が同一の法律行為について当事者双方の代理人となる（双方代理）ことを禁止した。自己契約及び双方代理を禁止したのは、論理的に不能であるからではなく、本人の利益が不当に害せられる虞があるからである。したがつて、本人が予め許諾を与えた場合にはこのような代理も有効である（註一）。また後にこれを追認することもできると解する（註二）。

本条は、任意代理と法定代理の両者に適用があることも論であるが、法定代理については特別の規定があることに注意すべく（民法八二六、八六〇等参照）、また法人の理事が法人と取引する場合についても別の規定がある（同法五七、商法二六五参照）。

「債務の履行」については、自己契約も双方代理も妨げないとするのは、債務の履行は既に確定した法律関係を決済するだけで、これによつて当事者間に新しく利害関係が生ずるものではなく、したがつて、本人の利益を不当に害する心配がないからである。この趣旨から、「債務の履行」とは「当事者に新しく利益の交換を生ずることのない行為」と広く解釈して妨げないことになる。例えば、株式の名義書換のために買主が売主を代理すること、登記の申請について当事者の一方が相手方の代理人となり又は一人で双方の当事者の代理人となること等は、これに該当する（註三）。

さて、本条と執行証書作成の関係は、如何に解すべきか。ことに、執行受諾の意思表示を訴訟行為と解する場合にこの行為について本条の適用があると解すべきかどうか。

執行証書の作成に関連して判例上民法第一〇八条の適用が問題となつた案件は相当多数に上つているが、判例の態度を要約すれば、次のとおりである。即ち、執行証書の作成について、当事者の一方が相手方のために代理人を選任すること（双方代理）自体は、必ずしも違法とはいへない。したがつて、右の選任を予め委任しておくことも差し

つかえない。しかし、執行証書の作成に當つて双方代理が是認されるのは、民法第一〇八条但書にいう債務の履行に準ずると認められる場合か、または、行為の内容が当事者双方によつて予め確定されていて、代理はただその約束の形式的な処理に過ぎないと認められる場合、すなわち、これによつて当事者間に新たな利害関係が生ぜず、したがつて、本人の利益が不当に害せられる慮がない場合に限るとするものである(註四)。

執行受諾の意思表示自体に対し、民法右同条の適用ないし準用があるかどうかについては、訴訟行為一般についてこの規定の趣旨の類推が従来から肯定されている関係上、執行受諾の法的性格に論及するまでもなく、執行証書の作成について同条の法理が妥当するとの前提の下に、主として当事者の承認、追認の可否が問題となつたからである。ところが、最近最高裁判所判決において、この点が直接の問題となつた。すなわち、「……いわゆる執行約款を附することを認諾する行為は訴訟行為であつて、当然にはこれに対して、民法一〇八条の適用あるものではないが、同条の法意はこの場合にも適用がないものとはいえない。しかし、本件においては執行約款を含めて契約条項は既に当事者間において取り極められてあり公正証書作成の代理人は単に右公正証書を作成するためのみの代理人であつて新に契約条項を決定するものではないのであるから、かかる代理関係については、被上告人の委任に基づき、上告人のために代理人を選任し右代理人との間に本件のごとき執行約款附公正証書を作成しても右は何ら民法一〇八条の法意に反するものでない……」(最高判、昭二六、六、一、民集五卷三二六七頁)と判示した(註五)。

註一 民法第八八条は本人の利益保護を目的とせる任意規定に過ぎざるが故に、継令一人が当事者双方を代理して法律行為をしたるときと雖も、双方の本人が同条の保護を受けることを欲せず、予め其の者に相手方の代理人と爲ることを許容し、代理権を授与したるが如き場合に於ては、該法律行為は直接に本人に対して其の効力を及ぼすものとす(大判、大一一、一、二六、民集二卷六三四頁)。

註二 判例は当初本条に違背するときは、本人間に何等の効力を生ずることなく追認を許さずとしたが後に改めた。

後見人と被後見人間に於て或権利の譲渡を爲すに当り、後見人が一而被後見人を代表して之を爲したる場合にありては、右の譲渡は、無権代理の行為たるに止まり決して絶対無効を以て目すべきものに非ず。従て被後見人が完全なる能力者として追認するときは右の譲渡は始より有効となるものとす(大判、大七、五、二三三、民集二四輯一〇二七頁)。同旨、大判、大九、九、一八、民集二六輯一三三四頁等)

註三 株式の名義書換につき、大判、明三八、九、三〇、民集一一輯一二六一頁、登記申請につき、大判、昭一九、二、四、民集三卷四二頁

註四 原審の確定したる事実によれば、上告人は被上告人兩名に対し夫々手形債務を負担し居たる関係上、上告人は被上告人に対し白紙委任状及印鑑証明書を交付し、若し上告人が満期日に手形金額の支払を爲さざるときは、被上告人に於て任意に上告人の代理人を選任し、該白紙委任状及印鑑証明書を依り被上告人の選択に従い、前示手形債務の弁済に關し準消費貸借又は債務弁済契約を右代理人と締結し且上告人並被上告人間に協定せられたる最高限度の範囲内に於て損害金の率を定め、右契約上の金銭債務の履行に付直に強制執行を受くるも異議なき旨を記載したる公正証書を作成し得べきことを約諾し、該約諾に基づき被上告人兩名は夫々訴外〇〇〇〇を上告人の代理人に選任して本件公正証書を作成したりと云うに在り。而して右確定に依る事実関係の下に於ては債務者たる被上告人の選任に係る者なりと雖其の代理権の範囲は上告人が既に被上告人に対して負担せる債務の弁済に關し上告人が当然其の責に任ずべき限度に於て単に履行の方法を定むるものに過ぎず。換言すれば代理人自身の裁量の下に毫も上告人の責任を加重又は軽減することを得るものに非ず。上告人の爲さざるべからざることを爲すべしとするの外に出でざるが故に、上告人に於て斯る代理人の選任を相手方たる被上告人に一任したりとするも敢て民法第八八条の規定の趣旨に背反するものと云い難く、前掲約旨を無効とする理由なきものとす(大判、昭七、六、三〇、新聞三四七〇号一七頁、評論二卷民法八七頁)。同旨、大阪地判、昭二二、五、七、新聞四二四二号九頁、大判、昭一六、三、一四、民集二〇卷四〇〇頁、大判、昭一七、四、一三、民集二二卷三六二頁。なお、最判昭三三、二、二二、二四、民集二卷三三三三頁(弁護士法第五五条第一号に違反する行為に基いて作成された公正証書は無効であるとしたもの)参照。

註五 同旨、最判、昭四五、三、二四、判時五九二号六一頁(連帯保証債務に關する公正証書の作成につき債権者が連帯保証人の白紙委任状に基づきその代理人を選任してなされた場合に公正証書が有効とされた事例)

民法第一一〇条は、何等かの範囲で代理権限を有する者がその範囲を超えて権限外の行為をした場合に、第三者の側にその権限ありと信すべき正当の理由のあるときは、本人はその権限外の行為についても責任を負わなければならない、と規定した。いわゆる権限踰越による表見代理の規定である。

判例は当初執行証書の作成についてこの規定の適用を肯定していたが(註一)、その後執行受諾の意思表示が訴訟行為たる性格をもつ事を理由に本条の適用ないし準用を否定し今日に至っている(註二)。もつとも、執行受諾についてのみその適用ないし準用を排斥するのであるから、これを除く、公正証書の内容をなす私法上の法律行為についてはもとより本条の適用があるのである。したがって執行証書の債務名義たる効力は否定されるが、その内容をなす私法上(実体法上)の法律行為は、本条の適用の結果有効となる場合があり得る。この場合は、債権者は、当該公正証書では執行できないが、後日別途に債務名義を得た上で、本条の適用によつて有効となつた私法上の法律効果——代理人の権限踰越行為に対する本人(債務者)の責任——を追求することは可能である。

註一 訴外A合名会社代表社員Aは大正一一年一〇月訴外Bを通じて上告人に対しA会社が予て訴外C銀行より金借をなし、その担保としてA会社所有の映画フィルム五万尺をC銀行に借与していたが、A会社は右フィルムを売却してC銀行に対する債務を弁済したいから一時右債務の弁済期までこれに代る担保として上告人より上告人引受の爲替手形をC銀行に差し入れさせて貰いたい旨依頼があつたので、上告人は同年同月六日金額三、五〇〇円受取人A満期日同年二月一〇日なる自己宛爲替手形を振り出し、同日これを引受け、かつAをして上告人の代理人としてC銀行との間に前記約旨の契約を締結し、公証人をして公正証書を作成させるため白紙委任状を作成しこれに上告人の印鑑証明書を添付してBを通じてAに交付した。然るにAは前記約旨の契約の締結並びに公正証書の作成をなさず、右手形の割引のため上告人に裏書譲渡をなし、さらに大正一一年一〇月一〇日公証人某の面前において前記委任状及び印鑑証明書を使用し、上告人の代理人として被上告人との間に該手形金を貸金に改める旨の準消費貸借契約をなし、公正証書を作成させ、同公正証書に該契約上の債務を弁済せざるときは直ちに強制執行を受くべき旨記載させた。よつて被上告人は同公正証書の執行力ある正本に基き大正一二年五月二十八日

上告人に対し執達吏に委任して有体財産の差押をなさしめた。という事案に対して上告人は白紙委任状と印鑑証明書を所持していたという事実がAに代理権ありと信すべき正当の理由ありとは認め難いとして上告した——すなわち、執行受諾を訴訟行為と解すべきであるから、この約款について民法一一〇条を適用ないし準用することは違法であるとの主張をもつて抗争したわけではない——が、

白紙委任状を交付する者は代理人をして自己に代りて之に委任事項を記入して完全なる委任状と爲した代理権を証明せしむるの趣意に出でたるものなれば其の代理人を信頼するに非ざれば容易に之を交付せざるを通常とす。故に白紙委任状の交付を受けたる代理人が之を示し之に委任事項を記載して相手方と法律行為を爲したる場合に於ては、縦令其の記載事項が本人より委任せられたる権限を超越せる場合に於ても、其の相手方は、其の委任状所持人を本人の信頼せる代理人と認め、之に記入せられたる委任事項に付ては該代理人が本人より適法に権限を授与せられたるものと判断するは事由の当然なるを以て、其の相手方は、民法第一百条に所謂第三者が其の権限ありと信すべき正当の理由を有するものと解するを相当とす。本件……の場合に於ては、被上告人は、同人に権限ありと信すべき正当の理由を有したるものと云ひ得べきを以て、原院が右消費貸借の締結及び公正証書の作成はAが上告人より授与せられたる代理権を超越して爲したるものなるも、被上告人は同人に代理権ありと信すべき正当の理由を有したるものなりと判示したるは不法に非ず(大判 大一一四、一一二、二二、民集四卷七四三頁)。

註二 公正証書記載の直ちに強制執行を受くべき旨の合意に関する部分たるや強制執行に依る権利保護の要件を形成するを以て、訴訟上の法律行為たる性質を帯有せること明白なるが故に、此の種行為には其の性質上私法の原則として表見代理に付認められたる民法第一百条の規定の如きは之が適用なきものと解するを相当とすべく、従て或は本件公正証書に表示せられたる契約の私法上の効果としては右法条の適用を受くる結果上告人に於て消費貸借上の債務を負担するものと解し得べけんも、之が爲め直ちに右公正証書自体の債務名義たる効力を肯認すべき理由と爲し得べからざるや多言を俟たず(大判、昭一一、一〇、三、民集一五卷二〇三五頁。同旨大判、昭一一、一〇、一九、判決全集四輯二二号三九頁、大判、昭一九、九、二九、民集三卷五六九頁、最判昭三三、六、六、民集二卷一一七七頁、最判昭三三、五、二三、民集二卷一一〇五頁、最判理由二、一〇、三一、判時五七六号五三頁)。

執行証書の作成、ことにそれが判決と同様の執行力を与えられる根源である執行受諾の意思表示と代理との関係に

ついで判例上特に問題となつた諸点は以上に述べたとおりであるが、執行受諾を訴訟行為と解する場合に、訴訟無能力者又は無権代理人によつてなされた執行受諾と追認（民法五四、民法一一三条以下参照）との関係の外に、なお代理権授与の表示と表見代理（民法一〇九）、代理権の消滅と表見代理（民法一一二）の関係等種々困難な問題を生ずる。前者については既に若干触れておいたが、ここでは、訴訟行為の追認について少し触れる。一般に訴訟行為の追認は、その訴訟行為が確定的に無効として排斥されない間にされなくてはならず、また追認は（裁判所又は）相手方に対し明示又は黙示の意思表示でできることができるとされているが、訴訟能力又は代理権欠缺者の執行受諾を本人又は法定代理人が追認するには、追認できる期限に制限はないと解すべく、また追認は公証人に対し、公正証書によつてされなければならない要式行為とされている（法三二三、三三二、手規一三一）。後者については民法第一〇八条、一一〇条について述べたと同様の理由によつてその適用ないし準用はないと解すべきである。なお詳細は後に執行証書と執行関係訴訟の箇所において述べる。

第三 執行証書と白紙委任状

執行証書と代理の関係の概要は、さきに述べたとおりであり、白紙委任状については、既に触れるところがあつたが、白紙委任状を利用しての囑託、その結果生ずる当事者の紛議がいまだに跡を絶たない実情にある。よつて煩をいとわず特に項を設けて、執行証書と白紙委任状の問題を再述する。白紙委任状とは委任状に少くとも委任者が署名捺印し、委任状の一部を記載しないで白紙にしておき、一定の人に必要の際にそこを補充させようとするものであつたが、それは、主として次の場合に利用されている。

一、委任事項の白紙

ある人に公正証書の作成を委任するに当り、委任事項を書かすにおき、必要に応じて記入すべきことをその人に

任委する場合

二、受任者の白紙

委任する相手方を白紙にするもので一般に行なわれている主要な場合が三つある。

- (イ) 株主総会に出席しない株主が議決権を行使すべき代理人を白紙にして会社に送る場合（議決権の代理行使）
- (ロ) 記名株式の譲渡の際に添附される名義書換の白紙委任状（白紙委任状附株式譲渡）
- (ハ) 契約の当事者の一方が、後日その契約について紛議を生じた場合の解決のために自分を代理すべき者を白紙にしておき、その決定を相手方に任せるもの。

がこれである。

右のうち、(イ)については、委任状を提出すること及び代理権の授与は、総会ごとになすことを条件として商法は議決権の代理行使を許容している（同法第二三九条Ⅲ、Ⅳ参照）。わが国においては、会社が株主に対して総会招集の通知と共に議決権代理行使の白紙委任を送付し、その代理権の授与を勧誘する慣行がある。また(ロ)は従来から商慣習法として認められてきたが、判例は白紙委任状の任意交付とそれが偽造、変造でないことを要件としたため、取引の安全が害されていたが、昭四一、法八三号改正商法はこの制度を改善した上明文化した（同法二〇五、二〇六、二二九参照）。以上二つの場合はその弊害を防止すべき立法上の考慮もある程度払われているが（商法二〇五Ⅱ、証券取引法一九四、昭和二三年証券取扱い三三号等参照）、問題となるのは上記一及び二の(ハ)の場合である。

一の場合、すなわち、委任事項を白紙にする場合は、白紙にする事項の態様、白紙の程度は千差万別であろう。例えば、受任者の署名（記名）押印のみあつて、委任事項の全部を白紙にするもの、金銭消費貸借等の契約の種類及びこれに関する公正証書作成の件等とのみ記載されたに止まるもの、金額の表示のみを欠き他の金銭消費貸借契約等の

約款全部の記載してあるもの、あるいは、契約全般について遺漏はないが、強制執行認諾の意思表示についての委任が明記されていないもの等(註一)各種の場合を想定することができる。

さきに述べた代理権限を超越した公正証書、例えば五〇万円の金銭貸借契約の締結とこれに関する公正証書の作成を委任したにかかわらず、一〇〇万円についての金銭消費貸借公正証書が作成される場合や、純然たる無権代理に基づく公正証書、例えば登記申請のために作成された委任状によつて公正証書が作成される場合(委任状の流用)等、公正証書に関する各種の問題は、すべてこの種の白紙委任状に起因するといつて過言ではない(註二)。予防司法または簡易執行の制度といわれる公正証書がその作成過程の当初から問題を包蔵する白紙委任状に基づくものであるならば、制度本来の目的と背馳すること甚だしい結果を生ずるであろうことは容易に推測される。公正証書作成に当り提出される委任状は、そこに記載されている事項をそのまま公正証書に書き移せば、公証人法にいわゆる公正証書の本旨として必要かつ充分であるといひ得る程度に詳細に記載されていなければならない。なお公証人が委任状について疑念を懐くときは、さらに本人(受任者)その他の関係人に注意を促し釈明を求めめる必要があることはいうまでもない(規則一三一)。

二(の)の場合、家屋の賃貸借契約においてその例を多く見るのであるが、家主は執行証書を作成しただけでは、これに基づいて明渡の強制執行をすることができないので、裁判上の和解(民訴二〇三、三五六参照)や調停(民事調停法一六、二四等参照)を利用し、これによつて輕易に明渡の強制執行をしようとする。そのためには、賃貸契約締結の際に白紙委任状を徴収しておく、家賃の滞納(滞納家賃のみについては執行証書によつても強制執行することは可能であるが)その他の事由の生じたときは、自己の意のままになる者を賃借人の代理人として補充し、かつ、適宜に解決すべき事項を記載して代理人の権限とし、これに基づいて裁判上の和解ないし調停をしてその条項不遵守の事

実があれば、これに基づいて強制執行をしようとするところがある。この場合、代理人はあくまでも、賃借人の代理人であつて、家主のそれではないから、民法第一〇八条前段にいわゆる自己契約とはならない。しかし賃借人を代理する者が家主の順使に甘んずる者であるから、実質的には自己契約に近似するものであり、その趣旨に準拠してこれを無効とする理論も採用し得ないではない(例えば大判昭七、六、六、民集一一卷一一一五頁)。しかし通説判例(例えば大判、大一一、一一、二六、民集六三四頁等)は民法前同条に違反する自己契約も本人が予めこれを承諾しているときは有効であると解している。受任者を白紙におつたとはいへ、ともかく本人が何人かに委任した事実はあるのであるから、この場合も形式的にみれば有効であるといわざるを得ないであろう。したがつて、さらに一步を進めて、白紙委任状により何人を選ぶかも不明な状態において、あえてこれを委任するに至つた実質的理由を検討する必要がある。恐らくは、この場合における白紙委任状は、本人の無思慮窮迫に乗じて濫用されたものであると認めうる場合もあるであろう。問題はまさしく民法第九〇条に関連することとなる。白紙委任状については、このように将来に問題を残す場合が多く考えられるので、予防司法制度として権利関係の確実安定を期する公正証書の作成に当つては、代理人から囑託を受ける場合には、必ず委任事項のすべてについて記載のある委任状を提出させるように勵行すべきである(民事局長通達、昭二八、一一、三〇、民甲二二三三五号、同二九、一〇、五、民秘一五三三号、同昭二九、一一、二八、民秘一七七号)(註三)。

註一 もつとも、前掲判、昭二六、六、一は、「債務者が公正証書の作成を承諾して債権者にその作成に必要な白紙委任状を交付した場合、他に特別の事情のない限り、……いわゆる執行約款を公正証書に附することを承諾したものとみられるのが通常的事例である」としている。

註二 資料、公正証書に対する請求異議事件等判決摘要一頁から五頁まで参照。

註三 公証人法施行規則第二三条の二が昭和二八年法務省令第八〇号により新たに規定された趣旨も這般の事情に基づくもので

あつたことは、既に述べた。

第四節 執行証書の記載内容と客観的事実の不一致

執行証書は、裁判所の関与なしに簡易に作成され、迅速に執行力が与えられる。しかしこの利点は、反面事実関係に符合しない公正証書が作成される危険を伴う。公証人が公正証書を作成するに当つては、当事者（嘱託人）又はその代理人の本人であるかどうかを調査すべきであることはもちろん、法令違反、法律行為の無効、行為能力、処分能力の有無、さらに、当事者がその法律行為をするについて相当の考慮を払つたかどうかなどの諸点を調査し、疑がある場合は関係人に注意を促し、かつ、これらの者に必要な説明をさせることができるが、（法二六、規一三二）、公正証書に記載されるべき権利又は法律関係の基本たる事実関係は、通常当事者又はその代理人の陳述にまつほかはない（法三五参照）。しかも、当事者の陳述内容は、判決におけるように、公権力を背景とした実体調査権の裏付がなく、また公証人も裁判所と違い、その法律上の地位のいかんにかかわらず官庁的色彩が稀薄である現状にも起因して、ややもすると、取引上の便宜から事実符合しないものとなる場合がある。このように、公正証書の記載が事実符合しない場合における証書の効力はどうか、無効か、有効かが問題となる。前節に述べた、表見代理、無権代理も、広くは事実符合しない公正証書の事例であろうが、ここでは、当事者に関する不一致、契約成立時期に関する不一致、目的物に関する不一致、権利の範囲に関する不一致の四に分けて述べることとする。

第一 当事者に関する不一致

法律行為の眞の当事者と執行証書に記載された当事者が一致しない場合は、その証書は常に無効であるとするのが判例である（したがつて、その執行証書は執行力を有しない。）（註一）。

第二 契約成立時期に関する不一致

この点が判例上問題となるのは、もつぱら消費貸借契約の目的物が授受される前において、既にその授受があつたものとして作成された執行証書の効力についてである。契約は、これを構成すべき法律事実が具備したときに成立するとされている。諾成契約（註二）にあつては、効力を生ずる意思表示としての承諾の効力の発生時期が契約成立の時期であるが、消費貸借のごとき要物契約（註三）にあつては、物の引渡その他の物的要件が既に具備しているならば承諾の効力の発生時期が契約成立の時期であるが、合意の成立当時未だ物的要件が具備していなければそれが完成したときにはじめて契約は成立したとみななければならない。いずれにしろ、この物的要件は必ずしも要物契約の合意の際に具備する必要はないのであつて、取引の実際においても、まず、公正証書を作成することによつて消費貸借の合意をなし、場合によつては抵当権設定その他の債権担保の手段（登記）を了した後において、はじめてこの物的要件が充足される（例えば金銭の授受）ことがむしろ常態であり、しかもこの場合に証書には、その作成当時に既に金銭の授受があつたものとして記載されているのが通常である。判例は、古くは、このような執行証書の効力を否定していたが（註四）後に態度を改め、「消費貸借契約を為すに当りては、必ずしも之が証書を作成すると同時に、其の目的物を授受することを要するものに非ず。貸主が消費貸借契約の証書を作成せしむる以前に於て目的物を借主に交付する場合の不安を慮り、予め公正証書を作成せしめ且抵当権設定の登記をも經由したる上に於て目的物たる金銭を交付するは通常の取引に於て行なわゆる事例にして其の間に数日を経過するときは、その金銭の授受ありたる時に於て始めて消費貸借は成立すべしと雖（従つて利息は其の授受ありたる日より支払うべきものとす）、其の以前に作成したる消費貸借の公正証書を以て無効のものとするを得ず。唯其の証書の効力が右の授受ありたる時に発生するに過ぎざれば該公正証書の執行力は金銭の授受が証書作成の日に後れたるの故を以て之を否定することを得ざるものとす。」（大判、昭八、三、六、集一二卷三二五頁）と判示して取引界の実情に即応する解決を与えて以来、ようやく肯定的態度

を確定するにいたつた(註五)。

第三 目的物に関する不一致

判例に現われるのは、事實は準消費貸借(註六)であるにかかわらず、消費貸借として証書を作成する場合がその主要なものである。この場合は前項の場合と違つて大審院は古くからこの種の執行証書の有効性を論証することによつて、取引社会の実際的要求に応えた(註七)。

第四 権利の範囲に関する不一致

消費貸借契約について作成せられた執行証書の記載金額の一部が事實と符合しない場合に問題となる。この場合は、符合する部分についてのみ執行証書の効力を認めるすなわち、執行力を有するものが判例である(註八)。

以上の判例の態度を通じて窺取されることは、事實に符合しない執行証書の効力、すなわち、執行力をなるべく肯定することによつて取引の実状に応じようとする傾向にあるということである。

公証人は事實に符合する公正証書を作成するよう万全の注意と努力を傾倒すべきであり、この注意と努力とがあつてはじめて、公正証書は公正の効力を有するとされるのであるが、些細な事實の不突合を採り上げて直ちにその効力を全面的に否定し、取引の實際を顧みないのは、かえつて、現行の公証制度の機能を阻害するのにもちろん、ひいては、不誠実な債務者の執行延引、執行免脱の術策に陥る結果ともなる。この意味から学説も判例の態度を支持する。

註一 公正証書記載の貸借は甲と乙との間に成立したるものに非ずして、その実丙より乙に貸与したるものにして甲は単に債権者名義を仮装したるに過ぎざるときは、右公正証書は債務名義として其効力なきものとす。故に丙が甲より右債権を譲受けたりとし乙に対して為したる強制執行は不法なりとす。(東控判、大五、一〇、一九、新聞一一八八号二七頁、同旨東地判、大三、六、三〇、評論三卷民訴一二三頁)

註二 当事者の意思表示の合致(合意)だけで効力を生ずるのを契約をいう。民法も契約自由の原則から次註に掲げる三種の契

約を除く他の十種の典型契約をすべて諾成契約としている。

註三 民法は本文記載の消費貸借の他、使用貸借、寄託の三種を要物契約とする。要物性を必要とする合理的理由は乏しく、学説判例はこれを緩和させる傾向にある。

註四 公正証書の記載事項は判決と同じく執行文に依り強制執行を為し得べき効力を有するを以て其証書に記載する所は必ず現実の事実なるを要し、苟くも記載事項にして実際の事物に吻合せざるならば、其公正証書を以て強制執行の基本たる債務名義と為すべからず。例えば本件の如き公正証書を以て金銭の貸借を為したる場合に於て其公正証書に金銭の授受ありたる旨の記載あるに、實際は公正証書作成の際金銭を授受せずして其以前又は後日之れが授受を為したる事實証明せられたるに於ては、即ち其公正証書は執行力を有すべきものにあらず。必ず証書の明文に示す如く証書の成立と同時に現金の授受ありて始めて強制執行の基本たるを得べし。(大判、明三七、七、五、民録一〇輯一〇三二頁、同旨大判、明四〇、五、二七、民録一三輯五八五頁、大判、明四三、一〇、一四、民録一六輯六八四頁)

註五 直接には契約成立時期に関する不一致の問題を採り上げた判決ではないが、被告は訴外甲との間に味噌類の取引があり、昭和一、四、二四において被告から甲に対する売掛金債権は五〇〇円を超えていたが、取引はなお引き続き行われることになつたので将来取引を終了し、決算を遂げた場合において売掛代金五〇〇円に達したときは、「公正証書に基く消費貸借は完全に成立せしむる趣旨の下に」という条件で公正証書を作成した。その証書には右同日被告を貸主、訴外甲借主、原告を保証人とした五〇〇円の消費貸借が成立した旨記載されてあつた。被告はこの公正証書に基いて執行しようとしたが、大審院は執行の實體の基本となる請求は、この公正証書に記載していないとして、その執行を否定したが、その前提として、「民事訴訟法第五九条第三号(現行民事執行法第二二条五号)に依れば或種の請求に付き其の作成せられたる公正証書は、右の請求に対する執行名義(債権者と同義)なるを得るも、此場合公正証書には当該請求が具体的に表示せらるることを要し、又之を以て足れりとするが故に、請求の発生原因として記載せられある事実なるものが多少實際のそれと吻合せざるところあるも苟も右の記載により問題たる請求が具体的に(換言すれば他と區別して)認識し得らるるに妨げ無き以上、当該公正証書は尚当該請求に対する有効なる執行名義たるを失わず。蓋し此種の公正証書は単なる事実上の認識を記述するを以て其の職能とせず、或具体的の請求を表示するを以て其の本質と為すものなればなり。夫れ此種公正証書に於ける記載の内容が一毫だに事實と吻合せざるものあるや動もすれば則ち之を援て以て執行を云為せむとするが如きは、等く公正証書と云ふと雖其の本来の効用とするところに於て相同からざるものあるに従い、之に対する取扱の上にも亦其の間自から差異無き

を得ざるを弁せざるの致すところに外ならず。」と判示したことがある(大判、昭五、一一、二四、民集九卷一一九七頁)。
大判、昭八、三、六、民集一二卷三三二五頁は、「金銭の授受ありたる時に於て始めて消費貸借は成立す」。したがって「利息は其の授受ありたる日より支払うべきものとする」というが、我妻教授は、さらに一步を進めて社会観念上、契約と同時に金銭の授受があつたものと認めて、契約の時から利息を生ずることを肯定することも可能ではあるまいか、実際社会においては、そのように取り扱っているのであるから、端的にこれを正面からは認めるのが正当であるとされる(判民二六事件評釈参照)。

註六 金銭の他の代替物を給付する義務を負う者が、その相手に対してその物を消費貸借の目的とすることを約する契約をいう(民五八八)。売買代金を資金に改める場合等である。消費貸借は、目的物の引渡によつて効力を生ずる要物契約であるが、準消費貸借の場合には当事者の合意のみで消費貸借は成立することになる。

註七 執行力を否定する判決も絶無ではない(大判、明三八、六、二六、民録一一輯一〇一七頁、もつともこの事案は金銭の一部が後日に交付された事実も含んでいる。東地判、大二、三、一一、評論二卷民訴一一三頁)。また、これを肯定する判例も、例えば、大判、明四〇、四、一、民録一三輯三八六頁のごとく(動産の売却代金を目的とする消費貸借を現金の授受があつたものと記載した案件)何ら理由を述べていないものもあり、理由を述べてはあつてもその理論ないし説明は必ずしも同一ではない。すなわち、(イ)註五掲記の大判、昭五、一一、二四のように、証書の内容上、特定の請求であることが分明であれば、それだけで十分であるとするも、(ロ)頼母子講の掛戻金債務を目的とする貸借を現金の授受があつたと記載したる案件について、「他の原因に基き給付すべき金銭を以て消費貸借の目的と為すに依り消費貸借の成立したる場合に於ては、現実に金銭の授受なしと雖も、当事者は金銭を授受した事と同一なりとの観念より、其貸借関係を言頭はずし、一方は金銭を貸渡したりと云ひ相手方は之を受取りたりと云ふは普通の事例なる故に、此の如くにして成立したる消費貸借を証する為め作成せられたる私署証書又は公正証書に用ひたる貸渡及び受取の文字を以て直ちに現金金銭を授受したるの意義に於て用ひたるものと解するは実験法則に反するものと謂はざる可からず。」(大判、大二、一一、二〇、評論二卷六六一頁)といひ、証書記載の文言を実験法則により解釈すべしとし、さらに、(ハ)共同事業から脱退するに際し一百万円の交付を受けることとなつたが、これを現金で受け取らずに、一百万円の消費貸借の形をとつた事案について、「準消費貸借は借主が金銭其の他の物を給付する義務を負ふ場合に其の物を以て消費貸借の目的と為すことを約するに因りて成立するものにして、現物を授受したる場合と経済的効果を異にせざるのみならず、金銭の給付を目的とする準消費貸借関係に付ての契約証書を作成するに當

り、現金の授受ありたるにあらざるに拘わらず之ありしが如く記載するは日常の取引上順次実際に行わる事例にして、社会通念の認容する所なりと謂うべきが故に、斯る契約に關して作成せられたる公正証書に現金の授受ありたるが如き記載の存することありとするも、必ずしも之を以て事実と吻合せざるを記載なりと速断すべきにあらず。」(大判、昭八、三、一四、民集一二卷四七四頁)として、世上一般に行われ、なお経済的にみて事実と同一視し得るときは、(イ)の場合の如く請求権の同一性について論及するまでもなく、端的に公正証書の記載は事実と吻合するといふのであつて、(ロ)の理論をさらに発展させた説明と考えられる。

註八 大判、大四、七、一五、民録二一・一二二五、大判、大一一四、五、四民集四卷二四六、東高判、昭二七、七、二二下民集三卷七号九九七などいづれも、金銭消費貸借契約公正証書に、ある額の金銭を交付したと記載されているも、実際にはその一部額のみが交付されているにとどまる場合は、当該公正証書は、その実際に交付された額につき債務名義としての効力を有する旨判示している。

第九章 執行文

第一節 意 義

強制執行を具体的に定義するためには、原則として執行文の付された債務名義の正本が提出されることを要する（民事執行法二五）。

執行文とは、債務名義の執行力が現存していること、及び執行力の内容、すなわち、執行当事者の氏名あるいは目的物等を国家の公証官吏が債務名義の正本の末尾に附記する公証文言をいう。換言すれば、債務名義が成立後依然有効で執行に適することや、執行当事者が何人であるか等を公証し、あるいは、もし承継人のため又はこれに対する執行が許容される場合はその者の氏名（同法二三、二七Ⅱ）、さらにいわゆる条件の履行によつて即時執行の可能性が生じたこと（同法二七一）及び例えば、限定承認（民法九二二）をした相続人に対して執行しなければならぬような場合には執行の対象目的物を相続財産に限定しなければならぬこと等を補充し、公証するための公証文言である。

強制執行を実施するに際し、債務名義の正本だけでは不十分で、何故これに執行文を附記させることを必要とするのか、の理由を一般的に考察すると、それは結局裁判機関と執行機関が分離されていることに帰着する。すなわち、執行機関が、強制執行に着手し得るためには、その基本たる債務名義が果たして執行力を持つていかどうか、例えば、判決の確定、執行証書の適否、条件の成就、承継人の有無等を始めに調査しなければならないが、この調査を執行機関に委ねることは不適當である。なんとすれば、執行機関は右の調査に必要な記録その他の資料を持たないために、仮りにこれを調査しなければならないとすると、そのためにあらたなる手数と日時とを要し、本来の使命である

執行の迅速確実を期し得られないことになる。

そこで民事執行法は、執行機関にかような権限を与えずに、執行証書についてはその証書を保存する公証人に、また、その他の債務名義については訴訟記録を保存する裁判所の書記官に（同法二六一）予め右の点について調査させ、もし執行力が存在するときは、そのことを公証文言たる執行文の形で表現させ、執行機関はこの執行文に基づき安心して執行に着手できるようにしたのである。さらに、執行機関が執行を実施するには、債務名義の内容を正確に把握しておくことが必要であるが、債務名義の原本は公証人役場又は裁判所に保存すべきもので、執行のためにいちいちこれを外部に持ち出すことは危険であるから、原本に代えて法律上原本と同一の効力を有する正本を利用することとし、この正本に執行文を附記することとしたのである。

以上のとおり、強制執行をするには、原則として執行文を必要とするが、例外的に他の理由からこれを必要としないとされているものがある。すなわち、仮執行宣言附支払命令や仮差押命令、仮処分命令は、命令の正本自体で執行力の存在が明らかであり、簡易、迅速な執行を目的として認められたものであるから、当事者に承継のある場合のほか、執行文の付与という手続を要しない（同法二五但書、一七四Ⅰ、一八〇Ⅳ）。物の給付を命ずる家事審判（家事審判法一五）、費用の取立決定（民事費用法一五一）等のように執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとされているものも、承継等があるときを除き、執行文付与を要しないで執行することができる。

第二節 付与の手続

執行文の付与とは、公証人又は裁判所書記官が債権者又はその承継人の申請により、執行し得べき債務名義の正本に執行文を附記し（民事執行法二六、同規則一七）、この執行力ある正本を申請者に交付する手続をいう。

第一 執行文付与の申請

執行文付与の申請は書面をもつてなされなければならない(民事執行規則一六〇)。公証人に対して申請するには手数料の納付を要する(手数料規二三、三七参照)。なお、執行文付与の申請をするについて特別の証明を要する場合は、債権者側でその事実を証明するため、証明書を提出することを要する。すなわち、債務名義の内容が保証を立てること以外の他の条件に係る場合は、証明書はなるべく官庁の作成した公文書か認証ある証書又は私署証書等をもつてその条件を履行したことを証明しなければならない(民事執行法二七一)。また、当事者に承継があつた場合には、その承継の事実が公証人役場に明白でない限り、その承継の事実を証明書(相続を証するための戸籍謄本、債権譲渡を証するための債権譲渡証書等)をもつて証明しなければならない(同法二七二)。なお、この執行文付与手続においては、右の証明書に代えて人証等により要証事実を証明することは許されないから、もし債権者において書面による証明ができないときは、民事執行法三三条に規定する執行文付与の訴を提起し、その訴訟手続内で、証人尋問の申請等による所要事項の立証をする方法を探らざるを得ない。

第二付与機関

付与機関とは、自己の権限と責任において、執行文を付与すべき場合であるか否かを調査した上、付与し又はこれを拒絶する機関であるが、一般的付与機関は、公証人又は裁判所書記官である(民事執行法二六一)(註一)。

公証人又は裁判所書記官を付与機関とした理由は、執行力ある正本付与の職務は裁判事項ではなく公証事項であり、かつ、その調査も証書又は記録に基づいて容易にできるものであるからである。

執行文は債権者又はその承継人から付与申請があるときに、これを付与することはいうまでもないが、その申請は、右に述べた権限ある付与機関に対してなされなければならない。したがつて執行証書についていえば、債務名義となる当該執行証書の原本を「保存する公証人」(同法二六一後段)(原本を作成した公証人に限らないから、代理又

は兼務の公証人、受継、後任公証人であることがある。)に対して申請すべきである(註三)。

註一 鉄道抵当権実行の場合の債務名義である抵当証書、信託証書については、監督鉄道官庁の官吏が付与機関となる(鉄道抵当法四一参照)。

註二 民事執行法施行前においては、付与機関が執行文を付与するに当たり特に予め裁判所の裁判又は裁判長の命令を必要とする場合があつた。すなわち、裁判所書記官が条件事実到来により、又は債権者の承継人に対し、執行文を付与する場合(旧民訴法五二〇)、或いは後述する再度執行文又は同時数通の執行文を付与する場合(同時五三三)は裁判長の命令を求めることを要し、公証人が再度執行文又は数通の執行文を付与するときは、同法五六二条二項後段その准用並びに同法五二三条一項の准用により裁判所の裁判を求めなければならないとされていた。そしてこれらの場合であつても、執行文付与についての処分をするものは公証人又は裁判所書記官であつて、付与許否の裁判又は命令をなす裁判所または裁判長ではないと解されていた。

而して民訴法第六篇強制執行の規定が削除されて民事執行法の施行されるに当たり、右の旧民訴法五二〇条、五二三条一項、五六二条一項後段に各対応する規定は民訴法に取り入れられなかつたので、その必要性の審査についても公証人が行うことになつた。

註三 判決については、第一審受訴裁判所の書記官が付与機関であるが、訴訟が上級審に係属中であれば、上級裁判所の書記官が判決中確定した部分又は仮執行宣言の附せられた部分について執行文を付与することになる(民訴法二六一前段民訴法三九二、三九六)。その他の裁判、例えば、抗告をもつて不服を申し立てられる裁判や、仮執行宣言附支払命令、仮差押、仮処分命令で承継執行文の付与を要するものについても、判決の場合に準じその訴訟記録を保管する裁判所の書記官である。請求の認諾、訴訟上の和解及び調停調書も同様である。起訴前の和解調書については、その手続を行った簡易裁判所の書記官が付与する。

第三調査事項

執行文付与の申請があると、付与機関たる公証人は、執行文を付与すべき場合かどうかを調査してその許否を決定しなければならない。調査事項を列挙すれば、次のとおりである。

- (1) 債務名義が有効に存在すること
- (2) 債務名義が執行に適する内容を有していること
- (3) 債務名義の執行力が現存すること

(4) 債務名義に表示された給付義務の条件が成就していること

(5) 執行文が債務名義に表示された当事者以外の者のために又はこれに対して付与されるべきときは、その当事者以外の者が執行当事者適格を有すること

(6) 執行文を同時に二通以上付与し、又は前に付与した執行文を返還させないで再度執行文を付与するときは、その必要性が存在すること

執行文は、債務名義の執行文の現存することを公証するのであるが、実体上の請求権の存否を公証するものではないから、この点は判決手続（請求異議の訴）に譲り、執行文付与の際には調査しない。また、執行実施に当り執行機関自ら調査すべき事項（後述）もちろん調査を要しない。したがって、付与機関が執行文付与に際して調査すべき事項は、冒頭に羅列したとおりであるが、以下これを分説すると、次のとおりである。

一 債務名義たる文書が有効に存在すること

執行文は債務名義をして強制執行に用いることを得させるために必要とされるものであり、またそれだけの効用しかないものであるから、まず前提として法律の意義における債務名義たる文書が有効に存在することを要する。執行書を債務名義とする場合であればそれが公正証書の方式を具備しているかどうかを調査する必要がある。

公証人の作成した執行証書に当該公証人が執行文を付与するのであるからといってこの調査を疎漏にすることは慎まなければならない。極端な例であるが、執行証書原本が当事者又はその代理人若しくは公証人本人の署名押印を欠

くにかかわらず、執行力ある正本の交付されている事例もないではない。ことに、後任、代理、兼務公証人の場合は、先任又は本人公証人の作成した執行証書が公正証書として法定の方式を具備しているかどうかを厳に精査する必要がある。また、執行文付与の際に、原本の不備を補正する途がないか又は補正することが許されない場合は、付与の申請を拒絶すべきである（註一）。

二 債務名義が執行に適する内容を有するものであること

執行証書についていえば、その内容が執行し得るものであるかどうか、換言すれば、一定の金銭の支払又は他の代替物若しくは有価証券の一定数量の給付を目的とする内容であるかどうかを調査しなければならない。ただ執行文付与の手続において、執行証書に表示された一定の給付義務の発生原因たる契約等に公序良俗違反、強行法規違反等の理由により無効な原因が存し（かかる証書を作成すべきでないことは既に再三述べたが、もし、このことを看過して作成した場合）、したがって給付義務が存在しないことを発見しても、かかる事由は実体上の調査に属し、付与機関の調査すべき範囲外のことである。

三 債務名義の執行力が現在すること

債務名義の成立後にその執行力が、例えば請求異議訴訟の判決により消滅したような事実がないかどうかを調査しなければならない。執行証書に関する請求異議訴訟の判決の結果は、当該執行証書の原本を調査しただけでは分明的でないことはいうまでもなく、また公証人は当該訴訟に関与しないのであるから判決を知り得べくもない。この点の調査を要求することは無理を強いることとなるが、執行力消滅の判断が付与機関の実体法上の判断にまたなければならぬのであるならばとにかく、形式的な調査で足りるのであるからこれを除外する理由もない（註二）。

四 債務名義に表示された給付義務の条件が成就していること

民事執行法二七条一項は「請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合」においては、債権者が証明によつてその事実の到来したこと、あるいは条件の成就していることを証明するときに限り、執行文を付与すべきものとしてゐる。すなわち、その事実あるいは条件というのは保証を立てる場合（民訴一九六一参照）以外で、執行文付与の際、債権者が証明すべきものである。したがつて、ここにいう事実あるいは条件とは、債務名義に表示された債務者が即時に給付をすることとなる特殊事情をいい、民法でいう条件（民法二二七参照）のみならず、期限その他即時の給付を妨げている執行の開始を妨げているすべての事情を排除する事実をいう。ただ、かかる広義の事実あるいは条件のうちでも、債権者が一般の原則にしたがい挙証責任を負わないもの、及び執行機関が執行着手に際し調査すれば足る条件履行の判断の比較的容易なもの（執行開始の要件）は含まれないことに注意すべきである。

執行文付与の際に債権者の証明すべき事実あるいは条件の個々について説明すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 給付義務が債権者の先給付（予先給付）にかかる場合の先給付義務の履行事実

債権者において先にある給付をして後、はじめて債務者に対し給付の請求ができる場合は、債権者において、先ず自己の給付義務を履行した旨を証明させる必要がある。これと似て非なるものに引換給付（同時履行）（註三）がある。引換給付においては、本来、債権者は自己のなすべき引換給付の履行又は提供をしなければ債務者に請求できないから、引換給付の履行又は提供は、まさしく債権者が挙証責任を負う事実であるが、通説は従来、もしこれを執行文付与の際に証明しなければならないとすると債権者に先給付を強制する結果となり、かえつて債務名義の趣旨に反するという理由で、これをここにいう条件に入れず、執行開始の際に証明すべき要件としていたが、民事執行法は、この通説を採用した（同法三一）。

(2) 給付義務が債権者の予告にかかる場合は、債権者が予告した事実

例えば、債務者は、債権者から一定の日数の猶予期間をおき支払方の催告を受けたときは、その指定日に金銭を支払う旨の約款あるときは、この所定の予告をした事実を債権者が証明（内容証明郵便等により）しなければならない。

(3) 給付義務が停止条件にかかる場合は、条件成就の事実

例えば、乙が丙に対して負担する債務を甲が代つて支払つたときは、乙は甲に対し右と同額及び支払日から完済にいたるまで年何分の利息を支払う旨の契約であつたとすれば、債権者（甲）が債務者（乙）にこれを請求するには、甲が丙に支払つた事実を証明（丙の領収書等により）することを要する。

なお、ここで特に注意すべきは失権約款（又は破毀約款あるいは懈怠約款）についてである。例えば月賦償還又は年賦償還債務において、「債務者が月賦金の支払を一回でも怠つたときは、期限の利益を失い全額を一時に支払わなければならない。」等の、一回又は引き続き何回の履行を怠れば残額全部の履行期が到来して即時支払わなければならないとする約款ある場合に、割賦金の支払遅滞の事は、ここにいう債権者の証明すべき条件であるかどうか。このような失権約款は、執行証書においてよくその例を見るが、この点については学説判例区々に岐れ、支払遅滞の事実を旧民法第五一八条第二項（現行民執行法二七一）の条件なりとし、あるいは然らずとして対立している。しかし、割賦金支払の期限は、債務者の利益のために定められた支払猶予の期限であつて、債権者の挙証すべき事項ではなく、むしろ、債務者が期限内に支払つたことを証明すべき強制執行を免れ得べき事項（民執行法三九一八）に属するか、結局ここにいう条件には当たらないと解する（註四）。また、同様の趣旨から、給付が解除条件にかかる場合の条件成就の事実も、ここにいう条件ではない。したがつて、条件が成就したときは、債務者は、請求異議の訴（同法三五）によつて、これを主張立証すべきである。

さらに、いわゆる代償請求の場合、例えば「債務者は債権者に対し玄米〇俵（代替物の一定数量であることに注

意)を引き渡す。もし執行不能の場合は金〇〇円を支払う。」というとき、主位的請求の執行不能を条件とする副位的請求の場合は、従来執行不能の事実が執行官(執行機関)にとつて容易に認識し得るのであるから、これまた執行開始の条件とされ、執行文は両請求に対し同時に(一通をもつて)これを付与すると解されていたが、民執法はこの考え方を採用した(同法三一Ⅱ)。

(4) 給付義務が不確定期限の到来にかかる場合は、期限到来の事実

債務者は債権者に対し甲が死亡した時は金何円を支払う、という約款のごとく、給付義務が不確定期限の到来にかかる場合は、期限到来の事実(甲の死亡の事実)を債権者において証明(死亡診断書、又は戸籍謄本等)すべきである。これに反し、給付義務が確定期限の到来にかかる場合は、その審査は暦日の算出、認識によつて容易に判断できるのであるから、この場合は執行開始の要件とされている(民執法三〇―参照)。

事実の到来あるいは条件履行の有無を調査するのは、債務名義が執行証書である場合は、公証人が管轄裁判所の裁判なくして自己の判断によりその有無を判定し、執行文付与の可否を決定するのである。

五 執行文が債務名義に表示された当事者以外の者のために又はこれに対して付与されるべきときは、その当事者以外の者が執行当事者適格を有すること

執行文は、債務名義に表示された者のために(債権者)又は債務名義に表示された者に対して(債務者)付与されるのが原則である(民執法二六Ⅱ)。しかし、債務名義の執行力が主観的に(当事者について)拡張されて、債務名義に表示された当事者以外の者に及ぶ場合又は債務名義に表示された当事者に承継の認められる場合は、例外として、執行文は債務名義に表示された当事者以外の者のために又はこれに対して付与されることがある。この場合に付与すべき執行文を、通常、承継執行文という。

また、執行手続においては、特定の請求の実現のためには、誰が債権者となり得、また誰が債務者となり得るかの問題を解決しておく必要がある。これが、執行当事者適格の問題である。一般的に言えば、債権者たり得る者は債務名義の執行力が自己のため存する者であり、債務者たり得る者はその執行力が自己に対して存する者である。すなわち、債務名義の執行力は、その当事者に及ぶのが原則である。しかし、これに対しては例外があり、その範囲が拡張される場合がある。民執法二三条―2(註五)が、判決が当事者以外の者に対し効力を有するときは(民訴法二〇―Ⅰ、Ⅱ参照)、その者のために又はこれに対して執行することができるといつているのは、この執行力の及ぶ主観的範囲すなわち執行当事者適格を持ち得る者の範囲を拡張したものであり、民執法二七条―2項、二三条―1項3号、同二―1項が、債務名義に表示した債権者の承継人のために、また、債務者の一般の承継人に対しても執行文を付与できるといつているのは、これらの者が執行当事者適格を有し得ることを前提としてのことである。

当事者は執行当事者適格を有する者でなければならないが、執行当事者が誰であるかは、執行文によつて定まるのであるから、執行文を付与するには、果たしてその者が執行当事者適格を有する者であるかどうかを、よく調査してからにしなければならない。これがすなわち承継執行文付与の問題である。もしこれを誤つて、例えば、承継人でない者を承継人であるとして、この者に執行文を付与したときは、執行文付与に対する訴(民執法三四)の理由となる。

(1) 執行当事者の承継

(イ) 執行文付与前の承継

債務名義の成立後、執行文付与までの間に死亡その他の原因によつて債務名義表示の当事者に承継があつた場合には、承継人の氏名を執行文に表示してこれを執行当事者にしない限り、その者のために又はその者に対して

執行することはできない(民執規一七II、民執法二七II、二九参照)。なんとすれば、執行文付与前には、まだ執行当事者は確定しておらず執行文付与の時にはじめて確定せらるべきものであり、執行文付与の際に執行文に表示された者がはじめて執行当事者となり得るのであるからである(註六)。

(iv) 執行文付与後の承継

原則として新適格者のために又はその者に対してあらためて執行文の付与を求め、従来の執行当事者を変更した上でないと新適格者について執行に着手又は続行できない。しかし、民執法は執行開始後債務者の地位に一般承継のあつた場合に限つて、右の原則に対し例外を認めている(註七)。

(a) 執行開始後、債務者が死亡した場合には、相続財産に対して執行を続行することができるのみならず、既に差し押えている財産に限らず、他の相続財産に属する財産に対しても新たに執行することもできる(民執法四一I)。

このことは相続人において相続を承認する以前でも同様である。ただ、承継人の固有財産に対して執行しようとする場合には、原則に戻り承継人に対する執行文の付与を得なければならない。なお、債務者の関与を必要とする個々の行為、例えば、債務者に対し通知又は送達をしたり(民執法四六、同規則一〇三一、三七参照)、あるいは債務者を審尋したり(民事執行法一六一参照)、又はその出頭を求めたり(民執法一四二II、八五II参照)する場合においては、相続人若しくはこれに代わるべき遺言執行者、相続財産管理人(註八)等に対してする必要があるわけである。相続人がいるかどうか不明なとき、又は相続人の所在が不明なときにおいては、債権者の申立によつて、執行裁判所は相続財産のため特別代理人を選任してこれに関与させることになる(民執法四一II)。

- (2) 承継の具体的範囲
- 当事者の承継人には、債権者の承継人と債務者のそれと、さらにその何れについても一般(包括)承継と特定(特別)承継とがある。
- (A) 債権者の承継
- (i) 一般承継
- (a) 相続
- (b) 会社その他の団体が合併によつて消滅した場合については、特別の規定はないが、(a)に準じて消滅会社が合併当時既に有していた財産に対しては、新たに執行文の付与をうけなくても執行を続行し得ると解する。
- (c) 信託財産に対する執行開始後債務者である受託者の変更があつたときも、新受託者に対して執行を続行することができる(信託法五三)。

(2) 承継の具体的範囲

当事者の承継人には、債権者の承継人と債務者のそれと、さらにその何れについても一般(包括)承継と特定(特別)承継とがある。

(A) 債権者の承継

(i) 一般承継

(a) 相続

相続が開始すると、相続人は被相続人の一身に専属するもののほか、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法八九六)。したがつて、債務名義に表示された請求権は、前の債権者たる被相続人から相続人へ移転し、これに基づいて当該請求権についての債権者たるの地位が被相続人から相続人へ移転する。ただ、判決を債務名義とする場合において相続による承継を認めるには、時期的な制約を考えなければならぬ(註九)。

債権者の相続人が数人あるときは、まずこれらの者が共同して相続し、次いで相続財産の分割がなされることになる。既に相続財産の分割された後であるならば、個々の財産の帰属者が決定しているのであるから別に問題はないが、分割前においては、承継した債権が可分債権であるか不可分債権(註一〇)であるかによ

つて、区別して考えることを要する。もしそれが可分債権であるならば、特に分割をまつまでもなく各相続分に応じて当然分割されて相続人に帰属すると考えられるから(註二)、各相続人は自己の相続した債権についてそれぞれ執行文の付与を受けることができる。しかし、不可分債権が相続されたときは、その債権はすべての相続人の共有に帰するから(民八九八)、執行文の付与申請はすべての相続人から共同してなされなければならない。もし保存行為として一人の相続人から申請するときは、執行文に総債権者のために執行する旨を明らかにして付与すべきであろう。

(b) 債権者たる会社の合併

会社が合併したときは、合併後存続する会社又は合併によつて消滅した会社の権利義務を包括的に承継するのであるから、存続会社又は新設会社は承継の場合の規定にしたがつて執行力ある正本の付与をうけて執行することができる。

(c) 特定承継

(a) 債権譲渡

債権の譲受人は、譲渡人の特定承継人である。承継執行文の付与を申請するに際しては、譲受の事実を証するための証書及び債務者に対する對抗要件(民四六七)としての譲渡人から債務者に対する通知又は債務者の承諾を証するための書面を提出しなければならない。

(b) 転付命令又は譲渡命令(註二)

債務名義によつて確定した債権を転付命令によつて移付を受けた場合は、その債務名義の効力は当然その承継人たる被転付債権者に及ぶから、(a)の場合と同様に承継執行文の付与を受けて執行すべきである。

(c) 弁済により代位する場合(民法四九九、五〇〇参照)

代位者は実体上債権者の権利を承継するものではないが、やはり特定承継人といふことができる(昭四、五、九、民一五四、民事局長回答)。

(d) 求償権を有する場合(民法四四二、四五九参照)

差押を受けた連帯債務者の一人が全部の債務を弁済し、債権者から受取つた執行正本(民執規二二九参照)に基づいて他の債務者に対して求償権を行使する場合は、他の債務者の負担部分を証明してさらに自己のための承継執行文の付与を受ければよい。この承継執行文には債務者の負担部分を明記する必要があることというまでもない(明三三、六、二七、民刑一〇一六号、民刑局長回答)。

(B) 債務者の承継

債務名義に表示された債務者について承継があつた場合には、債権者は債務者の一般又は特定の承継人に対して承継執行文の付与を受けて執行することができる。

(1) 一般承継

(a) 相続

相続による債務者の承継については、債権者の場合に比し、さらに解決困難な問題が多い。それは、民法が共同相続を原則としたため(民法八八七以下参照)、相続人が多数であることが通常であり、また、これらの相続人が自己のために相続の開始があつたことを知ったときから三月以内に単純若しくは限定の承認又は放棄(註二三)をすることができるため(同法九一五)、その間債権者としては相続財産に対して執行し得ることは問題ないとしても、執行文付与を如何にするかは考慮を要するからである。

(i) 相続人が数人ある場合

被相続人の債権者は可分債務の場合は、分割行為をまたず相続により当然相続分に応じ各相続人の負担すべきものであるから、その部分についてそれぞれ承継執行文を得て執行することができる(註一四)。不可分債務の場合は、相続財産の分割に至るまで総相続人に対し強制執行をすることができる旨の執行力ある正本に基づいて相続人に対し執行することができ、また、もし相続財産の分割があれば、各共同相続人に対し、その相続分に応じて負担している部分について執行することができる。

(ii) 債務者が執行開始前に死亡した場合

相続人が相続を放棄し得る三月の期間内に債権者が承継執行文の付与を申請してきた場合は、相続の証明のほか、全相続人の単純承認のあつた事実あるいは限定承認があつた事実あるいは相続人の一部に相続放棄があつた事実等を証明してきたとき、また三月の期間経過後であれば、相続の証明のほか、右期間内に相続放棄や限定承認の申述がなかつた旨の家庭裁判所等の証明書を提出させて、審査の上付与すべきである。なお、執行開始前に債務者が死亡し、相続人のあることが明らかでない場合も、執行することができる。この場合の執行債務者は相続財産自体である(民法九五―参照、したがって、債務者として「亡何某相続財産」と表示されることにならう)。

(iii) 債務者が執行開始後に死亡した場合

この場合は相続財産に対して執行を続行することが許されるから(民執法四一―)、債権者は債務者の承継人に対して特に承継執行文の付与を求めめる必要はない。したがって、債権者は債務者の死亡当時既に差し押えている財産に対し執行を続行し得るのみでなく、他の相続財産に対しても新たに執行できると

解すべきであらう。

(b) 債務者たる会社が合併した場合

合併によつて消滅した会社の債権者は存続又は新設会社に対する承継執行文の付与を受けて、その財産に對して執行を開始し又はこれを続行することができる。

(c) 特定承継(註一五)

執行証書を債務名義とする場合の債務者の特定承継は、債務引受の場合以外はないであろう(註一六)。債務引受のうち重疊的債務引受にあつては旧債務者がなお債務を有しているのであるから承継執行文を付与することができないが、免責的引受人に対しては承継執行文を付与できる。

六 執行文を同時に二通以上付与し、又は前に付与した執行文を返還させないで再度執行文を付与するときは、その必要性が存在すること

元來執行正本はわが国の裁判権の及ぶところならどこでも効力を有するので(旧民訴法は五二―五条に特にそのことを明記していた)、通常の場合一通あれば事足りるし、数通の執行文を付与すると、債務者に対し重複執行の危険を及ぼすから、一通以上交付しないようにする必要がある。しかし、例えば同一の債務名義が数人の債務者に対して個別の給付を命じている場合や、債権者が執行正本を紛失滅失した場合、あるいは、一箇の地又は一箇の執行方法で強制執行をしても到底全な弁済を得られず同一の債務名義に基づいて各地に散在する同一債務者の各種の財産に対して同時に執行する必要がある等の場合には債権者としては再度又は数通の執行力ある正本の付与を求めめる必要が生ずるわけである。そこで、法律はこのような場合には債権者に既に付与された正本を返還せずとも、さらに同一の債務名義の執行力ある正本を再度受けることができるし(執行文の再度付与)、また必要があるときは予め数通付与(執

行文の同時教通付与)の申請をすることができることとしているが(民執法二八一)、前述のとおり、執行正本を濫発することは種々の弊害を伴う危険があるので、その必要性については、特に審査することとし、申請をするには必ずその事由を書面で疎明しなければならぬこととしている(民執規一六一三)。

本節第二の註二に記したが、旧民法下にあつては、公証人が再度執行文又は教通の執行文付与の際には予め裁判所の裁判を得なければならぬこととなつていた(旧民法五六二II)。許可の裁判を必要としたのは重複執行の危険を防止のため慎重を期する要がある、とされたからであり、裁判所は場合によつては債務者を審尋し(旧民法五二二II)、許可の裁判をおこなふこととなつていた。民事執行法下においては、公証人が、執行文の再度付与、教通付与の必要性について審査することになるので、付与をするに当たつては、その必要性を特に慎重に審査すべきである。

註一 債務名義が判決である場合は、その判決が確定し、また仮執行の宣言が附されていることを調査しなければならない。更に確定判決の場合には、判決が再審の訴によつて取消されていないことを調査し、仮執行宣言附判決の場合には、上訴審において取消されていないこと、上訴審において和解、訴の取下等によつて失効していないこと等を調査しなければならない。執行証書についても同様のことが考えられないではない。例えば、証書に記載された契約のちに合意解除され、解除証書が当該公証人によつて作成されている場合(手数料二二二)、証書記載の法律行為のちに取り消され、取消証書が作成されている場合、あるいは、証書記載の債務が別途債務不存在確認判決において存在しない旨確定している場合等において、公証人がこれらの事実を了知していたとき、本号の要件を具備せずとして執行文付与を拒絶すべきかどうか。執行証書は他の債務名義、殊に判決の場合と異り既判力を有せず、また債務名義形成の手續を異にするから判決について前述したところと同様に論ずることはできない。すなわち、執行証書の場合、かかる事実があるとしても、そのことは執行証書記載の実体上の請求権を確定的に失効させるものとは解し難いのみならず、証書作成の手續上も、これらの関係事実を知ることが至難であるから、公証人に対し執行文付与の申請があれば、なお、これを付与せざるを得ず、万一請求権が消滅しているような場合には、債務者は請求異議の訴(民執法三五)により救済を求める他にないと解する。

註二 立法論としては、請求異議訴訟により執行証書の執行力の消滅が確定した場合に、そのことを証書を保存する公証人に通知することによつて、本号の調査を容易ならしめる方法を講ずることも考えられる。

註三 引換給付とは、双務契約の当事者の一方である債権者の請求に対して債務者から同時履行の抗弁が提出されると(留置権の主張についても同様)、債権者の履行と引き換えに債務者が給付することをいう。債権者の反対給付の履行の提供又は債務者が受領遅滞にあることの証明は、本文記載のとおり執行の際における執行機関の調査にすることになるが、それを争うには執行方法に関する異議(民執法二)によるべきである。

註四 「和解調書の和解条項中、金銭分割弁済を中途取りたる為債務者期限の利益を失ひ債権者に於て残額全部に付き一時に請求し得べき旨の定めあるとき又は債務者期限の利益を失うときは何等催告を受けずして直に残額全部に付強制執行を受けるも異議なき旨の文句あるときは、民訴五一八条二項(現行民執法二七一)の証明を要せずして執行文を付与することを得るものとす。」(昭七、九、二二、民甲八一四号、民事局長回答)

註五 民執法二三条一項一号ないし三号は判決の執行力の主観的範囲を規定している。本条は、民訴二〇一条の判決の既判力及び主観的範囲に関する規定を予想しているのであつて、結局、既判力の主観的範囲と執行力のそれとが一致することになる。したがつて、民執法二三条一項二号は執行証書に関する限り問題となりえずしたがつて同条二項はこれを除外して規定している。

註六 もつとも、承継があつても前主のための又はこれに対する債務名義の執行力は当然には消滅しないから、これに対し執行文を付与しても別に違法ではない。したがつて、債務者において前主が実体上債権を有しないと主張する場合は、請求異議の訴(民執法三五)によるべきであり、執行文付与に対する異議申立(同法三三)によるべきでない。

註七 「強制執行開始後と雖も債権者の承継ありたる場合には承継人は民訴法五九条一項(現行民執法二七II、同規則二二)の規定により執行文の付与を受くるに非ざれば強制執行を続行することを得ず。」(明三三、民刑一〇四号、民刑局長回答)なお、強制執行開始後に債権者が死亡したときには、民執法二〇条により準用される民訴法二〇八条の規定により相続人が承継執行文の付与を受けて手續を続行する旨の申出(民執規二二)をしていくまで手續を中断すべきものと解される。

註八 遺言執行者とは、遺言の内容を実現させるために一定の行為、例えば遺贈、相続人の廃除、認知等を要する場合に、それを行う職務、権限を有する者(民一〇〇六〜一〇二〇)をいう。遺言者は遺言でこれを指定し又はその指定を第三者に委託し得るが、指定のないときは家庭裁判所が利害関係人の請求によつて選任する。遺言執行者は相続人の代理人とみなされ、

遺言の執行に必要な一切の行為をすることができる。相続財産管理人とは、相続人の存在が不明の場合（民九五二）等に設けられる財産管理人である。不在者の財産管理人に関する規定（同法二七〇二九）が準用されるほか、相続財産の状況報告義務、相続財産の管理、計算の義務等が課せられる（同法八九五、九一八、九三六、九四三、九五〇等参照）。

註九 債務名義が判決であるときは、相続が判決の既判力の標準時である事実審の口頭弁論終結後にあつた場合であることを要し、口頭弁論終結前に相続があつた場合は相続により承継を認めることは許されない（大判、昭九、三、六、民集一三卷、四五六項）。

註一〇 同一の債権関係に二人以上の債権者又は債務者が関与する場合に、その給付が債権者間又は債務者間に、分割されるかどうかは、原則として給付が可分であるかどうかによつて定まる（民四二七）。例えば、数人共同して物を購入すれば代金債務は原則として平等に分割される。ただし、給付が不可分である場合及び連帯の特約がある場合はもちろん、合有債権関係を生ずる場合もこの例外となるとされている。

註一一 遺産相続人数人ある場合において、其の相続財産中に金銭債権存するときは、其の債権は法律上当然に分割せられ、各遺産相続人が平等の割合に応じて権利を有すること、民法第四二七条の法意に徴し洵に明白なり（大判、大九、一二、二二、民録二六輯二〇六二頁）。可分債務につき、同旨（大判、昭五、一一、四、民集九卷一一三三頁）。

註一二 転付命令とは、債務者が第三債務者に対して有する差押債権を支払に代えて券面額で差押債権者に移転させる執行裁判所の決定をいい（民執法一五九、一六〇）、譲渡命令とは、債務者が第三債務者に対して有する差押債権の取立が困難である事由存するときに執行債権者に対しその債権を執行裁判所の定むる価額で支払に代えて差押債権者に移転させる執行裁判所の決定をいう（民執法一六一参照）。

註一三 相続は被相続人の死亡によつて一応当然に開始するが、遺産が債務超過のときなどに、相続を強制することは相続人ととつて不利益になるので、相続を承認するか（民九一五）、又は放棄するか（同法九三八〇九四〇）を相続人の意思表示にかからせることとした。相続の承認には、相続人がなんらの留保をせず被相続人の債務について無限責任を負う単純承認と、被相続人の債務について相続によつて得た財産を限度とする有限責任を負うにとどまる限定承認との二種がある。

註一四 「遺産相続人数人ある場合に於ては、共同相続人は相続分に依つて被相続人の権利義務を承継するものにして、其の相続分は別段の指定なきときは平等なれば、被相続人の金銭債務其の他可分債務に付ては各自負担し、平等の割合に於て債務を負担するものにして、連帯責任を負い又は不可分債務を負うものに非ざること、民法第一〇〇三條第四二七条の規定に

依り明白なり。本件電話加入権差押事件及び不動産強制競売事件の債務名義各執行力ある判決正本には、『前記の正本は被控訴人甲遺産相続人乙丙丁に対し強制執行の爲め裁判長の命令に依り控訴人戊銀行法律上代理人之を付与す』と記載あるを以て、右執行力ある正本は、被控訴人甲の遺産相続人三人に対して各分割債務の強制執行の爲め付与せられたるものと言ふべく、従つて遺産相続人の一人たる原告人に対しては右債務名義に記載したる甲の債務金額三分の一の弁済の爲にするに非ざれば強制執行を爲すことを得ざるものとす。（大判、昭五、一一、四、民集九卷一一三三頁）

註一五 旧民訴法五一九条一項は、債務者については一般承継のあつた場合にのみ承継執行文の付与ができる旨規定していた。しかし特定承継の場合を除くべき実質的理由はないから、特定承継人に対しても承継執行文を付与しようとするのが判例通説であつた。民執法二七条二項はこの点を立法的に解決した。

註一六 債務の引受とは、乙の甲に対する債務を同一性を失わずに丙に移転することをいう。債務引受はこの三者間の契約でなし得ることはいうまでもないが、乙の意思に反しない限り甲丙間の契約でもなし得るとされる（民四七四Ⅱ、五一四参照）。債務引受のうち免責的債務引受は、従来の債務者を免責させ、引受人だけが債務者となる場合をいうが、重疊的債務引受は、従来の債務を免脱させずに、引受人がこれと同一内容の債務を負担することをいう。したがつて、後者は債務の移転ではなく真の意味における債務引受とはいえず、前者のみが真の意味における債務引受であるが、通常両者を併せて債務引受といつてゐる。

註一七 執行証書以外の債務名義、例えば、判決に表示された債務が係争物をその後他人に譲渡した場合においては、その係争物について物権的請求権を有する債権者は譲受人に対し、また、債務者又はその承継人が係争物の占有を他人に譲渡し、自己が間接占有者となつた場合においては、その係争物について物権的請求権を有する債権者は占有の移転を受けた直接占有者に対し、いずれも、債務者の特定承継人として承継執行文の付与を受けてこれに対し執行を開始し又は続行することができる。

第四 付 与

公証人は右の第三において詳述した必要事項を調査して執行文を付与する。付与申請を拒否したときは申請書にその旨を記載し、かつ債権者（申請者）にその旨を通知するのを可とする。

執行文の付与は、執行証書の正本の末尾に債権者が債務者に対し当該執行証書により強制執行をすることができ

旨付与することによつておこなうが（民執法二六Ⅱ）、そのほか、請求権の一部について付与するときは強制執行ができる範囲を、承継が公証人に明白であり承継人のために、または承継人に対し付与するときはその旨を、再度付与又は数通付与のときはその旨を、それぞれ併せ付記しなければならない（民執規一七一ⅡⅢ）。

執行文には付与の年月日を記載し公証人が記名押印（註一）しなければならないが（民執規一七Ⅳ）、その場合ももちろん、その職名、所属及び役場所在地を記載し、執行文が別用紙にわたるときは契印しなければならない（法二三、三九Ⅴ）。

執行文を付与したときは公証人は証書原本にその旨及び付与の年月日（註二）竝に執行文の通数を記載するほか、執行証書にあらわれた請求権の一部について付与したときは強制執行のできる、範囲を、承継人のためにまたは承継人に対し付与したときはその旨及びその者の氏名又は名称を記載しなければならない（民執規一八一）。なお再度執行文又は数通の執行文を付与したときは公証人は、債務者に対しその旨、その事由及び執行文の通数を通知することとなつては（民執規一九一）、その通知は適宜の方法によつてよく（民執規三一）、通常、葉書によつて通知している。

執行文の付与は、執行証書の正本の末尾に必要な付記をなすことによつておこなわれるので、正本の作成、交付等について記述すべきこととなるが、これについては、公証人法四七条、四八条、五〇条、五六条、二三条及び公証人法施行規則一六条等を参照されたい。

右の法四七条二項は、法二八条、三一条、三二条を準用しているので、正本の交付申立人（又はその代理人）の同一性確認は右各条にしたがい厳格な手続によらねばならない。ところで執行文付与申立に際し、付与申立人（又はその代理人）の同一性確認につき右と同様厳格な手続によるを要するか。公証人法、同法施行規則はこの点につき規定

していない。正本交付申請と同時に執行文付与申立がなされることを予定し、正本交付申立に同一性確認につき規定しておけば足りるとの考えから、付与申立に関しては特に規定を設けなかつたものと理解すべきである。したがつて、既に交付をうけた正本を持参して執行文付与の申立がなされるときは、その申立人（又は代理人）の同一性の確認についても、法二八条、三一条、三二条にしたがい厳格にこれをおこなうべきである。司法省先例は古くからの観点に立ち、書面郵送による執行文付与申請には必ずべきでない、として（註三）。

執行文付与竝に正本交付については手数料を徴収するが（手数料規則二三、二四）、執行文付与の旨又は正本交付の旨を別用紙を用いて原本の末尾に記載しても、その別用紙は手数料規則二四条の枚数に入らず（註四）、また、債務者に対する再度執行文、数通執行文付与の旨の通知費用は公証人が負担すべきものである。

註一 民事執行規則の施行により執行文には公証人の記名でたりることとなつた。しかし、旧民法は署名を原則としていたし（旧民法五一七、五六〇、五五九三）、公証人法は、公証人の記名でたりる場合を認めていないので（法三九Ⅲ、四八、五一Ⅲなど）、民執規施行後も、公証人は執行文に署名するのを慣例としている。

註二 執行文付与の旨の証書原本への記載は、旧民法では執行文を付与する前に付与の時刻まで記載すべきこととされていた（旧民法五二四、五六〇、五九九三）。民事執行規則はこれを改め、付与後に原本記載をなしうることとした。

註三 明四三二、五、四民事一三七号民事局長回答「執行文ノ付与及執行文ノ謄本ノ交付ニ付テハ公証人法中特別ノ明文ナキモ、其付与交付ノ請求ヲ為ス者カ果シテ本人ナルヤ否ハ公証人ニ於テ適当ニ之ヲ調査セサルヘカラサルヲ以テ場合ニ係ル如キ書面上ノ請求（申立書面郵送による請求）アレハトテ公証人ハ其囑託ニ応スルコトヲ得サルモノトスル」

註四 昭五七、六、九民（三七六八号民事局第一課長通知）。

第十章 債務名義等の送達

第一節 強制執行開始要件としての送達の意義

執行力の付された債務名義に基いて、執行機関（執行裁判所及び動産執行についての執行官）が強制執行を開始するには種々の要件の存在を必要とする。この要件を執行開始の要件といい、各種の執行に共通するが、その要件のひとつとして、債務名義の正本又は謄本等が、強制執行開始前又は執行開始と同時に（註一）に、債務者に送達されなければならないことが存する（民執法二九）。（註二）

送達を執行開始の要件としたのは、債務者をしてあらかじめ、いかなる債務名義に基づいて強制執行をうけるのであるかを理解させ、債務者がその防禦の方法を講ずる時間的余裕を保障しようとするがためである。したがって送達に関しては、送達すべき書類が確実に債務者に到達する可能性の最も大きい送達手段を採用し、また後日の紛争を予防するため、どのような書類が、いつ、どこで、誰に送達されたか、を明確に記録に残しておくように配慮されなければならない。このことから、送達は、右の配慮のうえに立つて制定された法令の定める方式に従っておこなわれることを要し、これに違背するときは、その送達は無効であり、執行開始の要件を充たしえないこととなる。

執行開始の要件として債務名義の正・謄本のほか、執行文そのものの正・謄本をも送達することは、通常は必要でないが、執行文が債権者の証明を要する条件事実の到来により付与された場合（民執法二七一）及び、承継者のために又は承継者に対し付与された場合（同法二七二）には、執行文並びに債権者提出にかかる証明文書の謄本もまた、債務者に対し執行開始前又は執行開始と同時に送達されなければならない（民執法二九後段）。右の二つの場合は執行文並びに証明文書の記載内容がそれぞれ、債務名義の内容を補充するものとなつていて、それらの謄本の送達

を、執行開始要件に組み入れた次第である（註三）。

註一 民執法一九条が送達の時期について「又は執行開始と同時に」と定めているのは、送達と執行開始との間の時間的余裕を悪用して、債務者が動産を隠匿し債権者の利益を侵害する場合のあることを予想し、そのような場合には、強制執行のため動産差押に赴く執行官をして、その赴いた際に送達させることを予定してのことである。

註二 仮差押、仮処分命令の執行は、迅速におこなわないとその目的を達することが出来がたいので、債務者に命令を送達する前に執行できることになつてゐる（民訴法七四九三、七五〇）。

註三 民執法二七条に規定する証明文書を提出できない債権者が、執行文付与を求める訴（民執法三三）をおこし、人証により証明して執行文の付与をうけるにいたつたときは、その判決の送達がなされている以上は、民執法一九条後段、同法二七条一項による謄本の送達は不必要である。

第二節 執行証書正・謄本等の送達

執行文の付与された執行証書による強制執行の開始要件としての執行証書正・謄本等の送達に関しては、その送達取扱機関につき旧民法にも、また旧公証人法、同法施行規則等のいづれにも明文の規定がなく、もっぱら司法省先例により、執行官がその送達取扱機関とされていた。また同じく司法省先例により、送達は執行証書の謄本の送達をもつて足りるとされていた。

したがって、旧民法下においては、公証人は強制執行の申立をしようとする債権者の申請に応じ、執行力のある執行証書の謄本（及び時として執行文並びに証明文書の謄本）を債権者に交付すればその段階で、公証人の強制執行に関する事務は一切終了していた。

ところが昭和五五年一〇月一日民法の施行に伴いその関係法令が整備され、公証人法には第五七条ノ二の規定が新設され、同条により執行証書正・謄本等の送達は郵便又は最高裁判所規則（民執規）の定むる方法によりおこなひ、郵便による送達は、申立により公証人がおこなうこととなつた。すなわち、強制執行開始の要件としての執行証

書牒本等の送達は郵便による送達を原則とし、その郵便による送達については、公証人が送達取扱機関としてなすべき一切の事務をとりおこなうことと相成つた(註)。

公証人に課せられたこの新しい送達事務に関しては、日本公証人連合会編「公証実務」昭和五十七年度補訂版がその「第四部」において詳述している。そこで、ここでは、右「公証実務」の解説との重複を避けるよう配意しつつ公証人の送達事務の内容を実務に即し順次项目的に概説し、併せて送達事務をめぐる問題点に言及することにする。

註 民執行法の施行に伴い、配当要求は、執行力ある債務名義の正本によつてなされなければならないこととなつた(民執行法五一)。この場合、債務名義正・牒本の債務者への送達は、配当加入の要件でないから、公証人は、配当要求をなそうとする債権者に、執行文を付した執行証書の正本を交付すれば足りる。

第一 送達取扱機関としての公証人の送達事務の内容

債権者の申立により公証人は、執行証書牒本等を郵便により債務者に送達する(法五七ノ二Ⅱ)。申立は書面によつておこなわれ、また、申立人が債権者(又はその代理人)本人であることの確認を、公正証書作成嘱託人についての確認と同様、厳格な手続によつておこなうべきである。このことは法令の定めるところではない。しかし、前者については、第一節で述べたように後日の紛争防止のため明確に記録に残すよう配慮すべき面からして当然の帰結であり、後者については、送達申立は通常、執行証書牒本の交付申請と同時にこなわれ、牒本交付に際しては、申立人の確認につき公正証書作成嘱託人の確認に関する厳格な手続規定が準用されているのであるから(法五一Ⅱ)、その精神にてらし牒本交付が先行し、送達申立が後日になつた場合でも、申立人の確認は公証人法の定める厳格な手続規定を準用してなされなければならない。なお執行証書牒本の作成・交付については公証人法五一条、五二条、五五条、五六条、二三条、手数料規則二四条等を参照されたい。

郵便による送達については、民訴法一六二条二項(送達実施機関は郵便集配人)、一六四条一項(交付送達の原則)、一六五条(法定代理人に対する送達)、一六六条(共同代理人に対する送達)、一六八条(在監者に対する送達)、一六九条(送達場所、出会送達)、一七一条(補充送達、差置送達)、一七二条・一七三条(書留郵便に付する送達)の各規定が準用される(公証人法五七ノ二Ⅲ)が、民訴法一七〇条(送達受取人の送達を受くべき場所及び送達受取人の指定)の準用がないことに注意を要する。

郵便による送達は特別送達の方法によつておこなわれる(郵便法六六、郵便規則一九、二〇)。公証人は、送達すべき書類を入れた封筒の表面には「特別送達」と記し、裏面には「郵便送達報告書」様式用紙を貼付し、複写式様式用紙の「書留郵便物原符」と「書留郵便物受領証」に所要の記載をなし、書留郵便としてこれらを添えて郵便局に提出し「書留郵便物受領証」に引受局日附印の押捺をえて同受領証の返還を受ける。

特別送達の実施機関である郵便集配人は、送達を完了したときは、前記封筒の裏面に貼付された「郵便送達報告書」用紙に所要事項を記入しこれを差出人である公証人に書留便で送付する。送付をうけた公証人は「郵便送達報告書」の記載内容を点検し記載もれ(送達日付の記載もれ、補充送達の場合の受領者の氏名の記載もれなどが多い)や、送達場所が特別送達の宛先場所と異なるときなどはその理由等を担当の郵便集配人に問い正し、(但し、宛先が一時挙家不在のため交付送達も補充送達、差置送達もできず「不在配達通知」が差し置かれて集配局に留置され、その一〇日間の留置期間内に集配局窓口において出会送達がなされたため、送達場所が「集配局窓口」となっている場合は問いだす必要はあるまい)、その他補充送達のなされている場合その受領者の氏名等から、補充送達を受くべき能力、地位のない者に補充送達がなされている疑いのもてるときは、担当集配人のほか場合によつてはその受領者本人その他に問いだしかめるなどして、有効な送達がなされているか否かを確認する。有効な送達がなされて

いと確認したときは、公証人はその旨債権者（送達申立人）に連絡し、送達証明交付申請を書面でなさしめて、謄本等送達証明書を発行・交付する。債権者は、執行文の付された執行証書正本に該送達証明書を添えて執行機関に強制執行の申立てをおこなうこととなる。

郵便集配人が送達に着手したが送達不能となつたときは、特別送達郵便物はそのまま、差出人の公証人に返還されるが、その際公証人は郵便規則の定むるところにより還付料（現行は三五〇円）を支払つて郵便物の返還をうける。送達不能となつたとき次に公証人のとるべき処置は、通常以下のとおりである。

1、送達不能の事由が転居先不明であるときは、債権者（送達申立人）をして受送達者の新任・居所を調査させ、それが判明したときはその旨の報告書（いわゆる自己証明書）並びに住民票等の客観的証明文書を提出させ、新任・居所に宛てて再度特別送達を実施し、新任・居所がついに判明しないときは、その経過を不送達事由として明記した謄本等不送達証明書を発行して債権者に交付し、債権者をして後述する公示送達申立の手續に移行させる。

2、集配局における十日間の留置期間をすぎたため送達不能となつたときは、債権者（送達申立人）をして、受送達者が土曜日の午後或いは日曜祭日の日中等送達便の配達取扱時間帯内には在宅しているのか、夜から早朝にかけての時間帯にしか在宅していないのか、を調査させ、前者のときは、その送達便配達取扱時間帯内に送達できるよう配慮して速達便に付して再度特別送達を実施し、後者のときは前同様不送達証明書を発行交付し債権者をして後述の執行官送達申立手續に移行させる。もつとも受送達者側に挙家不在の場合が殆んどであり、かつ、集配局に留置されている特別送達郵便物の受領に赴く誠意もないということが疎明されるならば、速達便による再度の特別送達あるいは執行官による送達の方法によることなく、直ちに次に述べる書留郵便に付する送達を実施して差しつかえない。

受送達者がその住・居所に居住していることは明らかであるが、不在勝ちであることが多いため、前記2に述べた次なる手段である公証人の速達便による特別送達あるいは執行官による送達を試みても、依然として不送達となつた場合は、公証人による書留郵便に付する送達（民法一七二）がおこなわれることとなる（右の執行官による送達不能のときも書留郵便に付する送達は執行官でなく公証人においてなすことについては後記第二を参照のこと）。書留郵便に付する送達をおこなう際は、取扱郵便局に対しては前記した「書留郵便物受領証」を使用提出せず、郵便局の発行する一般の「書留郵便物受領証」の交付をうけることとなつている。この書留郵便物に付する送達は、書留郵便に付して発送したときに送達の効力が発生する（民法一七三）ので、公証人は直ちに申立により債権者に「謄本等送達証明書」を発行して差しつかえない。

書留郵便に付する送達は、受送達者がその発送時にその住・居所に居住していることを有効要件としている。したがつて、この送達をおこなつてのち、発送時には受送達者は既に転居先不明となつていたということが判明すれば、さかのぼつてこの送達は無効になる、ということに注意しなければならない。

第二 執行官による送達並びに公示送達

強制執行開始要件としての執行証書謄本等の送達は例外的に執行官による送達、もしくは公示送達のいずれかによつてなされることがある（法五七ノ二・一、民執規二〇・一）。

執行官による送達は、その送達をなす「必要があるとき」に限り、債権者が直接、執行官に対し送達の申立をすることによつておこなわれる（民執規二〇・II）。「必要がある」かどうかの認定権は執行官に存し、執行官が「その必要がない」と認定して送達申立を却下すれば、債権者は執行裁判所に執行異議の申立（民執法一一―後段）をなすか、又は送達の原則に戻つて公証人に対し郵便による送達（場合によつては書留郵便に付する送達）の申立をおこな

うのほかない。

「必要があるとき」の典型事例として民執規二〇条二項は、送達と同時に強制執行を実施する場合、すなわち同時送達の必要ある場合を掲げ、郵便による送達をしては強制執行開始までに債務者が動産を隠匿するおそれのある場合にそなえている。その他「必要があるとき」としては、受送達者が郵便集配人の集配事務従事時間帯内には住居所に不在勝ちで郵便による送達が不可能に近いことが疎明される場合がその適例として考えられる。

ところで、執行証書の正・謄本等送達の取扱機関が司法省先例により執行官とされていた旧民訴法下にあつては、公正証書謄本の送達に関し司法省先例は、「執行官は執行官による送達が不能の場合においては執行官自らが書留郵便に付する送達をすることができるとして」（昭四、一〇、二四民事第八七三一号民事局長回答）。しかし現行法制は、執行証書謄本等の送達は公証人がこれをおこなうことを原則とした。したがつて、前記の諸事情により例外的に執行官による送達を試みるも受送達者の不在が相次ぎ送達が実現せず、書留郵便に付する送達の方法をとるのほかならぬ場合となつたときは、その送達は執行官ではなく、原則に戻つて公証人がおこなうべきであるとするのが筋である。しかし民執規二〇条四項は執行官による送達につき民訴一七二条を準用する旨定め、執行官自らが書留郵便に付する送達ができることを明文化した。

債務者（受送達者）の住居所等、送達をなすべき場所が不明のときは、書留郵便に付する送達もその要件を欠いて実施不可能であるので債権者は裁判所の許可をうけ、執行官に申立てて公示送達をなしてもらうこととなる（民執規二〇Ⅲ）。公示送達はあくまでも擬制送達にすぎず、受送達者に現実に到達する可能性は皆無であるといつてよい。執行官による公示送達の方法、送達の効力発生時期等については民執規第二〇条第四項、民訴法第一七九条、同法第一八〇条を参照されたい。

第三 送達をめぐる問題とその解決

一、就業先への送達

受送達者の住居所へ宛てて特別送達を試みても、受送達者が早朝から夜遅くまでその「就業先」に所在して、結局不送達となる場合が多い。

就業先は、民訴法一六九条の旧規定が「送達場所」として定める「営業所」「事務所」のいずれにも該当しない。したがつて、就業先への特別送達は不適法であるとするのが一般的見解であるが、これを適法とする有力な反対説も存していた。そこで訴訟書類の送達につき就業先への送達を不適法としてこれをおこなわない裁判所が多いなかで、就業先への送達をおこなう裁判所も存し、執行証書謄本等の郵便による送達をおこなうこととなつた公証人の間でも、就業先送達を実施する者と、不適法としてこれを排斥する者が存するなど、法解釈の面でも、実務の面でも混乱が続いていた。加えて、就業先送達ともなれば訴訟書類の受送達者であることを他人に知られる機会が多くなることから、就業先送達については受送達者の名譽並にプライバシーに関する問題も論議の的となつていた。

しかし、就業先送達が認められるならば、特別送達が不送達となる場合が減少することは明らかであり、就業先送達の現実の必要性は大である。

結局昭和五七年一〇月一日施行の同年法律第八一号民訴法一部改正法により民訴法第一六九条第二項として「前項ニ定ムル場所が知レザルトキ又ハ其ノ場所ニ於テ送達ヲ為スニ付支障アルトキハ送達ハ送達ヲ受クベキ者ガ雇用、委任其ノ他ノ法律上ノ行為ニ基キ就業スル他人ノ住所、居所、営業所又ハ事務所ニ於テ之ヲ為スコトヲ得送達ヲ受クベキ者ガ其ノ就業スル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ旨ノ申述ヲ為シタルトキ亦同ジ」の規定が新設され、就業先への送達が明文化され右の問題は解決をみた。

就業先への送達は、それが受送達者の名譽並びにプライバシーにかかわることがあるので、これを認めた前出の規定文言からも明らかであるように、安易におこなわれてはならず、就業先送達をなさねばならない事由の存在を証明する資料が揃えられてはじめてこれをなすべきである。就業先送達についての具体的留意事項に関しては、昭五七、九、一三民(一)第五、六六一号民事局長通達「民事訴訟法の一部改正に伴う公証事務の取扱いについて」の第一項を参照されたい。なお就業先へ送達する特別送達郵便物の封筒の表面には「特別送達(就業場所)」と記載し、裏面には就業場所送達用の「郵便送達報告書」様式用紙を貼付することとなっている(郵便規則二二〇、二)。

前記の民訴法一部改正法は右のほか民訴法一七一条二項に新設の規定をおき、就業場所における送達についても補充送達ができることとした。但し就業場所における送達につき補充送達のなされた場合は、公証人はすみやかに受送達者に対し、その旨を通知しなければならない(法五七ノ二Ⅲ並びに新設の民訴法一七一Ⅳ)。この通知は、公証人氏名、送達書類の名称、送達の日時及び場所、書類受領者の氏名を明らかにして郵便葉書によりおこなうものとされている(前掲昭五七、九、一三民事局長通達第二項参照)。

なお、この機会に前記民訴法一部改正法により、民訴法一七一条一項に新設された同項後段の規定に言及しておく。受送達者の住・居所に宛てられた特別送達郵便物が、受送達者、その家族等不在のため集配局に留置された場合、該郵便物を留置集配局の窓口において送達するのは出会送達であり、民訴法一六四条の交付送達原則にしたがい、窓口における受領者は受送達者本人たるべきこととされていた(民訴法一六九Ⅱ前段―現行同条Ⅲ前段参照)。この原則に反し集配局窓口において受送達者本人ではなく、その家族、雇人が受領したときは、送達の効力はどうか。昭和二二、三、八大判はこれを有効としたが、疑問とする者がなかった。民訴法一七一条一項(補充送達の規定)に新設された後段部分は、「郵便ノ業務ニ従事スル者郵便局ニ於テ書類ヲ交付スベキトキ亦同ジ」と規定

し、郵便局の窓口においても補充送達ができることを明らかにした。但し集配局の窓口における補充送達の規定は、就業先送達の場合には適用がない。

以上民訴法一部改正により、民訴法中の送達に関する規定の一部が改められたことに対応して郵便規則二二〇条も改正され、前記のように、就業先への特別送達の場合は封筒の表面に「特別送達(就業場所)」と記載することとされたほか、封筒の裏面に貼付する「郵便送達報告書」用紙の様式が、住・居所宛ての特別送達用と、就業場所への特別送達用と別箇に定められ、また、前者の様式には、郵便局の窓口における補充送達の場合の記載欄が新設された。

二、公証人による交付送達

公証役場に出頭した債務者本人に公証人が執行証書謄本等を直接交付することによって、強制執行開始要件としての送達がなされたものとするはできないものか。公証人による送達に関しては書記官による出頭者に対する直接送達を認めた民訴法一六三条に対応する規定がなく、また同条を準用する旨定めた規定もないところからこの問題が生じている。

出頭した債務者本人については、公証人がその氏名を知る面識者でなくても、印鑑証明書の提出・実印の持参その他に準ずる確実な方法により、公証人がその人違いでないことを確認しているのでその出頭した債務者本人に直接交付すること以上に確実な送達方法はないか、明文の定めがないとしても、公証人による債務者本人に対する交付送達は許されて然るべきであり、適法な送達であるとして、債権者が公証人による交付送達を求めるときは之に応じ、公証役場に出頭した債務者本人に謄本等を交付してその受領証を徴し、公証役場において公証人が直接交付することによって送達を完了した旨の謄本等送達証明書を債権者に発付する取扱いをおこなう公証人が存する。

これに対し、公証人による交付送達は違法であり、無効の送達であるとする消極説もまた公証人界に強く存する。

消極説を代表する論拠はおおむね次のとおりである。

公証人法が本人確認の方法として利用している現行の印鑑登録証明制度は、他人名義で印鑑登録をなし、その他人名義の印鑑証明書の交付を受けることが万が一にもありえないような完全無欠のものではなく、印鑑登録・証明制度を悪用して他人名義の印鑑証明書を正規の手続にしたがつて入手することも不可能ではなく、また印鑑証明書、実印が盗用される可能性も多く、印鑑証明書並びに実印の持参者が一〇〇パーセント本人であるとは限らないのが実情である。債務者本人又は債務者の代理人であると称する者が公証人法の定める印鑑証明書等本人の同一性確認資料を持参出頭して作成された公正証書の謄本が、後日、該証書上の債務者本人の住・居所に宛てて特別送達されることによつてはじめて該公正証書の作成を該証書上の債務者本人が囑託したものであつかうかがはつきりすることとなる。法は、印鑑証明書の不法入手又は印鑑証明書並びに実印盗用の場合を予想し、それをチェックする最後の手段として謄本等の送達は郵便による送達を原則とし、公証人による交付送達を認めなかつたのだと理解すべきであり、明文の規定がない以上公証人による交付送達は違法である、というものである。

かくして公証人の謄本等送達事務は交付送達の可否をめぐつて実務上混乱を生じている。就業先送達の可否をめぐり解釈上も取扱上も生じていた混乱が、民訴法一部改正法の制定施行により解決をみたように、公証人による交付送達の明文化を求める声が公証人界に強い。明文化の方法は、公証人法五七条ノ二第一項が、執行証書の謄本等の「送達ハ郵便又ハ最高裁判所規則ノ定ムル方法ニ依ル」と規定しているのであるから、公証人法の改正によるまでもなく、右の最高裁判所規則である民執規二〇条一項に、「民訴法一六三条を準用するほか」の一句を付加することによつて十分にまかなえることであらう。

三、無効の送達に基づき開始された強制執行行為の効力

補充送達がなされた場合、受領能力のない者に対し特別送達書類の交付がなされていたことが後日に判明したとき、あるいは、書留郵便に付して発送した時には受送達者は既に転居先不明となつていたことが後日に判明したときなど、送達の有効要件を欠いた送達のなされていることが後日に判明する場合がある。いずれも、該送達は無効であり、送達はなされていなかったこととなる。しかしこれらの場合には、公証人は既に謄本等送達証明書を発行し、債権者の申立により強制執行が開始されていることが多いであらう。

そこで、送達のない間になされた強制執行行為の効力はどうか、の問題が生ずる。

旧大審院の幾多の判決、決定はいずれも絶対無効であるとしている（明四四、三、一七六判、大一一、九、二七六判、大一一〇、七、五七六判、昭八、一〇、二〇六判など）。通説はこれら一連の判例に反対であり、送達を強制執行開始要件としたのは債務者保護のためであり、第三者の利害に関するところがなく、かつは執行行為の安定性の必要から、送達なくしてなされた執行行為は絶対無効というべきでなく、債務者において取消を求めない限り有効であり、而して取消がなされるまでに送達が行なわれるならば瑕疵は治ゆされ、取消をなさないこととなるのが正当である、としている（兼子一「強制執行法増補版」一一二二頁、岡垣学「強制執行法概論」一〇〇頁以下など）。

ところで、絶対無効説を打ち出した右一連の大審院判例の殆んどは、強制執行行為として転付命令が発せられた事案に関するものであつた。そして、民執法施行前の旧民訴法には転付命令に対する不服申立方法についての規定がなく、転付命令の送達後はもはやその取消を求める法的手段はないとするのがむしろ通説であつた時代の判例であつた。転付命令を取消するには、送達なくしてなされた執行行為は無効であるとするのはかなし、との判断が働いたがための絶対無効説ではなかつたかとも察せられる。

民執法は転付命令に対し執行抗告ができることを明らかにした（民執法一五九IV）。この現行法の下で最高裁判所

が通説に反し、旧大審院時代の絶対無効説の判例の立場を果たして継承するかどうか興味の存するところである。

第三節 送達関係書類の保存、送達関係手数料

第一節で述べたように、送達に関しては明確に記録に残しておくよう配慮されなければならない。したがって、申立人に提出させる送達申立書あるいは受送達者の転居に関する証明資料等その他送達報告書等送達関係の諸書類はすべて、送達書類綴込帳を備えおき、これに保存しなければならない（規則一八、二七）。綴込帳はバインダー方式のもので差しつかえなく、書類整理の都合からいうと、送達申立受理順に、索引表を付したバインダー方式のものに絞じこみ、かつ、証書原簿の備考欄に送達申立受理年月日を記載しておくことが便利のようである。

送達関係手数料については手数料規則二三条ノ二、二八条ノ二、三六条等を参照されたい。なお実費額の郵便料を徴収する際、同時に不送達となつて還付されるときは還付料（現行三五〇円）を前預かりし送達ができたときは、送達証明書発付に際し、これを還付すればよい。また就業先送達をなし就業先において他の者が受領したため、その旨を受送達者本人に通知する郵便葉書代も当然手数料規則二八条ノ二の「実費額郵便料」に含まれるから之を徴収して差し支えないが、就業先において受送達者本人が自ら受領することもあるので、この郵便葉書代は前預かりとし、本人通知の必要のなかつた場合は、前同様送達証明書発行に際し還付すればよからう。

公証人法

(明治四十一年四月十四日法律第五十三号)

改正
昭和二〇—法律三五、昭和二四—法律一三、昭和二三、昭和二四—法律一四、昭和六一、法律一、二五、法律一九五、法律二二三、昭和二四—法律一四一、昭和二七—法律二六八、昭和三七—法律一六一、昭和五四—法律五、昭和五八—法律七八

公証人法目次

- 第一章 総 則
- 第二章 任免及所属
- 第三章 職務執行ニ関スル通則
- 第四章 証書ノ作成
- 第五章 認 証
- 第六章 代理兼務及受継
- 第七章 監督及懲戒
- 附 則

第一章 総 則

第一条【公証人の権限】 公証人ハ当事者其ノ他ノ關係人ノ囑託ニ因リ法律行為其ノ他私權ニ関スル事実ニ付公正証書ヲ作成シ、私署証書ニ認証ヲ与ヘ並商法第百六十七条及其ノ準用規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルノ権限ヲ有ス

第二条【文書の公正力の要件】 公証人ノ作成シタル文書ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セス

第三条【囑託引受義務】 公証人ハ正当ノ理由アルニ非サレハ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス

第四条【事件の漏泄禁止】 公証人ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ス但シ囑託人ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五条【兼職禁止】 公証人ハ他ノ公務ヲ兼ネ、商業ヲ営ミ又ハ商事会社若ハ營利ヲ目的トスル社団法人ノ代表者若ハ使用人ト為ルコトヲ得ス但シ法務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六条 削除

第七条【手数料・日当及旅費】 公証人ハ囑託人ヨリ手数料、郵便料、日当及旅費ヲ受ク

② 公証人ハ前項ニ記載シタルモノヲ除クノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ取扱ヒタル事件ニ関シテ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

③ 手数料、郵便料、日当及旅費ニ関スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条【法務事務官による公証事務の代行】 法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域内ニ公証人ナキ場合又ハ公証人其ノ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ法務大臣ハ当該法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ニ勤務スル法務事務官ヲシテ管轄区域内ニ於テ公証人ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第九条【公証人の職務に関する規程の準用】 本法及他ノ法令中公証人ノ職務ニ関スル規定ハ公証人ノ職務ヲ行フ法務事務官ニ之ヲ準用ス但シ第七条ニ依ル手数料、日当及旅費ハ国庫ノ収入トス

第二章 任免及所属

第十条【公証人の所属、定員】 公証人ハ法務局又ハ地方法務局ノ所属トス

② 各法務局又ハ地方法務局ニ所属スル公証人ノ員数ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域毎ニ法務大臣之ヲ定ム

第十一条【公証人の任命】 公証人ハ法務大臣之ヲ任シ及其ノ属スヘキ法務局又ハ地方法務局ヲ指定ス

第十二条【公証人となる資格】 左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルルコトヲ得ス

一 日本国民ニシテ成年者タルコト

二 一定ノ試験ニ合格シタル後六月以上公証人見習トシテ実地修習ヲ為シタルコト

② 試験及実地修習ニ関スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム

第十三条【無試験資格者】 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク）、検察官（副検事ヲ除ク）又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及実地修習ヲ經スシテ公証人ニ任セラルルコトヲ得

第十三条ノ二【選考任用】 法務大臣ハ当分ノ間多年法務ニ携ハリ前条ノ者ニ準スル学識経験ヲ有スル者ニシテ政令ヲ以テ定ムル審査会ノ選考ヲ經タル者ヲ試験及実地修習ヲ經スシテ公証人ニ任スルコトヲ得但シ第八条ニ規定スル場合ニ限ル

第十四条【公証人欠格者】 左ニ掲クル者ハ公証人ニ任セラルルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者但シ二年以下ノ禁錮ニ処セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 二 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者
- 三 禁治産者及準禁治産者

四 罷免ノ裁判ヲ受ケタル者、懲戒ノ処分ニ因リ免官若ハ免職セラレタル者又ハ弁護士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ罷免、免官、免職又ハ除名後二年ヲ経過セサル者

第十五条【公証人の罷免】 法務大臣ハ左ノ場合ニ於テ公証人ヲ免スルコトヲ得

- 一 公証人免職ヲ願出テタルトキ
 - 二 公証人期間内ニ身元保証金又ハ其ノ補充額ヲ納メサルトキ
 - 三 公証人年齢七十歳ニ達シタルトキ
 - 四 公証人身体又ハ精神ノ衰弱ニ因リ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキ
- ② 前項第四号ノ場合ニ於テハ第十三条ノ二ノ政令ヲ以テ定ムル審査会ノ議決ヲ経ヘシ
- 第十六条【当然失職】** 公証人第十四条第一号乃至第三号ニ該当スルニ至リタルトキハ当然其ノ職ヲ失フ

第三章 職務執行ニ関スル通則

第十七条【職務執行区域】 公証人ノ職務執行ノ区域ハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ管轄区域ニ依ル

第十八条【公証人役場】 公証人ハ法務大臣ノ指定シタル地ニ其ノ役場ヲ設クヘシ

② 公証人ハ役場ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス但シ事件ノ性質カ之ヲ許ササル場合又ハ法令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九条【身元保証金の納付】 公証人ハ任命ノ辞令書ヲ受ケタル日ヨリ十五日以内ニ其ノ所属スル法務局又ハ地方法

務局ニ身元保証金ヲ納ムヘシ

- ② 身元保証金ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
- ③ 身元保証金ノ額ニ不足ヲ生シ補充ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ命令ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ不足額ヲ補充スヘシ

④ 公証人身元保証金ヲ納メサル間ハ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第二十条【身元保証金の還付】 身元保証金ヲ還付スヘキ場合ニ於テハ其ノ身元保証金ノ上ニ権利ヲ有スル者ニ対シテ月ヲ下ラサル期間内ニ申出ツヘキ旨ヲ公告スヘシ

- ② 身元保証金ハ前項ノ期間ヲ経過スルニ非サレハ之ヲ還付セス
 - ③ 身元保証金ハ他ノ公課及債権ニ先チテ之ヲ第一項ノ公告費用ニ充ツ
- 第二十一条【印鑑、署名の差出】** 公証人ハ其ノ職印ノ印鑑ニ氏名ヲ自署シ之ヲ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ニ差出スヘシ

② 公証人前項ノ印鑑ヲ差出ササル間ハ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第二十二条【職務を行えない場合】 公証人ハ左ノ場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

- 一 囑託人、其ノ代理人又ハ囑託セラレタル事項ニ付利害ノ関係ヲ有スル者ノ配偶者、四親等内ノ親族又ハ同居ノ親族タルトキ親族関係カ止ミタル後亦同シ
- 二 囑託人又ハ其ノ代理人ノ法定代理人又ハ保佐人タルトキ
- 三 囑託セラレタル事項ニ付利害ノ関係ヲ有スルトキ
- 四 囑託セラレタル事項ニ付代理人若ハ輔佐人タルトキ又ハ代理人若ハ輔佐人タリシトキ

第二十三条【署名の際の記載事項】 公証人職務上署名スルトキハ其ノ職名、所屬及役場所在地ヲ記載スヘシ
第二十四条【書記】 公証人ハ其ノ所屬スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケテ書記ヲ置キ執務ノ補助ヲ為サシムルコトヲ得

② 前項ノ認可ハ必要ナル場合ニ於テハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得
第二十五条【書類の持出禁止】 公証人ノ作成シタル証書ノ原本及其ノ附屬書類、第六十二条ノ第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款及其ノ附屬書類並法令ニ依リ公証人ノ調製シタル帳簿ハ事変ヲ避クル為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ役場外ニ持出スコトヲ得ス但シ裁判所ノ命令又ハ囑託アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス
② 前項ノ書類ノ保存及廃毀ニ関スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム

第四章 証書ノ作成

第二十六条【証書を作成できない事項】 公証人ハ法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及無能力ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス

第二十七条【用語】 公証人ハ日本語ヲ用ウル証書ニ非サレハ之ヲ作成スルコトヲ得ス

第二十八条【囑託人の確認】 公証人証書ヲ作成スルニハ囑託人ノ氏名ヲ知り且之ヲ面識アルコトヲ要ス

② 公証人囑託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ヲ面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書ノ提出其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ証明セシムルコトヲ要ス

③ 急迫ナル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルトキハ前項ノ手続ハ証書ヲ作成シタル後三日内ニ証書ノ作成ニ関スル規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ得

④ 前項ノ手続ヲ為シタルトキハ証書ハ急迫ナル場合ニ非サルカ為其ノ効力ヲ妨ケラルルコトナシ

第二十九条【通事ノ立会】 囑託人日本語ヲ解セサル場合又ハ聾者若ハ啞者其ノ他言語ヲ発スルコト能ハサル者ニシテ文字ヲ解セサル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルニハ通事ヲ立会ハシムルコトヲ要ス

第三十条【立会人の立会】 囑託人盲者ナル場合又ハ文字ヲ解セサル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルニハ立会人ヲ立会ハシムルコトヲ要ス

② 前項ノ規定ハ囑託人立会人ヲ立会ハシムルコトヲ請求シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一条【代理人による囑託】 代理人ニ依リ囑託セラレタル場合ニ於テハ前三条ノ規定ハ其ノ代理人ニ之ヲ適用ス
第三十二条【代理権限の証明】 代理人ニ依リ囑託セラレタル場合ニ依テ公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其ノ権限ヲ証明セシムルコトヲ要ス

② 前項ノ証書カ認証ヲ受ケサル私署証書ナルトキハ其ノ証書ノ外官公署ノ作成シタル印鑑又ハ署名ニ関スル証明書ヲ提出セシメ証書ノ真正ナルコトヲ証明セシムルコトヲ要ス但シ当該公証人ノ保存スル書類ニ依リ証書ノ真正ナルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

③ 証書ノ作成ニ関スル規定ニ依リ代理又ハ其ノ方式ノ欠缺ヲ追完シタルトキハ証書ハ其ノ欠缺アリタルカ為効力ヲ妨ケラルルコトナシ

第三十三条【許可・同意を要する法律行為の公証】 第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行為ニ付公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其ノ許可又ハ同意ヲ証明セシムルコトヲ要ス
② 前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十四条【通事・立会人の選定及び資格】 通事及立会人ハ囑託人又ハ其ノ代理人之ヲ選定スルコトヲ要ス

- ② 立会人ハ通事ヲ兼ヌルコトヲ得
- ③ 左ニ掲クル者ハ立会人タルコトヲ得ス但シ第三十条第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 未成年者

二 第十四条ニ掲ケタル者

三 自ラ署名スルコト能ハサル者

四 囑託事項ニ付利害ノ關係ヲ有スル者

五 囑託事項ニ付代理人若ハ輔佐人タル者又ハ代理人若ハ輔佐人タリシ者

六 公証人又ハ囑託人若ハ其ノ代理人ノ配偶者、四親等内ノ親族、法定代理人、保佐人、雇人又ハ同居人

七 公証人ノ書記

第三十五条【証書の内容】 公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ聴取シタル陳述、其ノ目撃シタル状況其ノ他自ラ実験シタル事実ヲ録取シ且其ノ実験ノ方法ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三十六条【証書記載事項】 公証人ノ作成スル証書ニハ其ノ本旨ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 証書ノ番号

二 囑託人ノ住所、職業、氏名及年齢若法人ナルトキハ其ノ名称及事務所

三 代理人ニ依リ囑託セラレタルトキハ其ノ旨並其ノ代理人ノ住所、職業、氏名及年齢

四 囑託人又ハ其ノ代理人ノ氏名ヲ知り且之ト面識アルトキハ其ノ旨

五 第三者ノ許可又ハ同意アリタルトキハ其ノ旨及其ノ事由並其ノ第三者ノ住所、職業、氏名及年齢若法人ナルトキハ其ノ名称及事務所

六 印鑑証明書ノ提出其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法ニ依リ人違ナキコトヲ証明セシメ又ハ印鑑若ハ署名ニ関スル証明書ヲ提出セシメテ証書ノ真正ナルコトヲ証明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由

七 第三十二条第二項但書ノ場合ハ其ノ旨及其ノ事由

八 急迫ナル場合ニ於テ人違ナキコトヲ証明セシメサリシトキハ其ノ旨

九 通事又ハ立会人ヲ立会ハシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由並其ノ通事又ハ立会人ノ住所、職業、氏名及年齢
十 作成ノ年月日及場所

第三十七条【証書作成方法】 公証人証書ヲ作成スルニハ普通平易ノ語ヲ用キ字画ヲ明瞭ナラシムヘシ

② 接続スヘキ字行ニ空白アルトキハ墨線ヲ以テ之ヲ接続セシムヘシ

③ 数量、年月日及番号ヲ記載スルニハ右式參拾ノ字ヲ用ウヘシ

第三十八条【文字の改ざん禁止、挿入、削除】 証書ノ文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス

② 証書ニ文字ヲ挿入スルトキハ其ノ字数及其ノ箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シ公証人及囑託人又ハ其ノ代理人之ニ捺印スルコトヲ要ス

③ 証書ノ文字ヲ削除スルトキハ其ノ文字ハ尚明ニ読得ヘキ為字体ヲ存シ削除シタル字数及箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シ公証人及囑託人又ハ其ノ代理人之ニ捺印スルコトヲ要ス

④ 前三項ノ規定ニ違反シテ為シタル訂正ハ其ノ効力ヲ有セス

第三十九条【証書作成手続】 公証人ハ其ノ作成シタル証書ヲ列席者ニ読聞カセ又ハ閱覽セシメ囑託人又ハ其ノ代理人ノ承認ヲ得且其ノ旨ヲ証書ニ記載スルコトヲ要ス

② 通事ヲ立会ハシメタル場合ニ於テハ前項ノ外通事ヲシテ証書ノ趣旨ヲ通訳セシメ且其ノ旨ヲ証書ニ記載スルコト

ヲ要ス

③ 前二項ノ記載ヲ為シタルトキハ公証人及列席者各自証書ニ署名捺印スルコトヲ要ス

④ 列席者ニシテ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ証書ニ記載シ公証人之ニ捺印スルコトヲ要ス

⑤ 証書数葉ニ涉ルトキハ公証人ハ每葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

第四十条【書面の引用】 公証人ノ作成スル証書ニ他ノ書面ヲ引用シ且之ヲ其ノ証書ニ添附スルトキハ公証人其ノ証書ト添附書面トノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

② 前三条ノ規定ハ前項ノ添附書面ニ之ヲ準用ス

③ 前二項ニ依ル添附書面ハ公証人ノ作成シタル証書ノ一部ト看做ス

第四十一条【附属書類の連続】 代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書、官公署ノ証明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書其ノ他ノ附属書類ハ公証人ノ作成シタル証書ニ之ヲ連続スヘシ但シ囑託人ヨリ附属書類ノ原本ノ還付ヲ請求シタルトキハ其ノ謄本ヲ原本ニ代ヘテ連続スルコトヲ得

② 公証人ハ証書ト其ノ附属書類トノ綴目及附属書類相互ノ綴目ニ契印ヲ為スヘシ

第四十二条【原本が滅失したときの措置】 証書ノ原本滅失シタルトキハ公証人ハ既ニ交付シタル証書ノ正本又ハ謄本ヲ徴シ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スルコトヲ要ス

② 前項ノ証書ニハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スル旨及其ノ認可ノ年月日ヲ記載シ公証人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第四十三条【印紙の貼用】 公証人ハ囑託人ヲシテ印紙税法ニ依リ証書ノ原本ニ印紙ヲ貼用セシムヘシ

第四十四条【原本の閲覧】 囑託人、其ノ承継人又ハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者ハ

証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

② 第二十八条第一項及第二項、第三十一条並第三十二条第一項ノ規定ハ前項ニ依リ公証人証書ノ原本ヲ閲覧セシムヘキ場合ニ之ヲ準用ス

③ 公証人囑託人ノ承継人ニ証書ノ原本ヲ閲覧セシムヘキ場合ニ於テハ承継人タルコトヲ証スヘキ証書ヲ提出セシム其ノ承継人タルコトヲ証明セシムヘシ

④ 検察官ハ何時ニテモ証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

第四十五条【証書原簿】 公証人ハ証書原簿ヲ調製スヘシ

第四十六条【証書原簿記入事項】 証書原簿ニハ証書ノ作成毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ

一 証書ノ番号及種類

二 囑託人ノ氏名若シテ法人ナルトキハ其ノ名称

三 作成ノ年月日

② 前項ノ規定ハ証書ノ作成ヲ記入スヘキ帳簿ニ関シ法令ニ別段ノ定アル場合ニ之ヲ適用セス

第四十七条【正本の交付】 囑託人又ハ其ノ承継人ハ証書ノ正本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

② 第二十八条第一項及第二項、第三十一条、第三十二条第一項及第二項並第四十四条第三項ノ規定ハ前項ニ依リ公証人証書ノ正本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

③ 第三十二条第二項ノ規定ハ囑託人ノ承継人カ証書ノ正本ノ交付ヲ請求スル場合ニ提出スヘキ証書ニ之ヲ準用ス
第四十八条【正本記載事項】 証書ノ正本ニハ左ノ事項ヲ記載シ公証人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

一 証書ノ全文

- 二 正本タルコト
- 三 交付ヲ請求シタル者ノ氏名
- 四 作成ノ年月日及場所

② 前項ノ規定ニ違反スルモノハ証書ノ正本タルノ効力ヲ有セス

第四十九条【抄録正本】 数事件ヲ列記スル証書又ハ数人各自ニ關係ヲ異ニスル証書ニ付テハ有用ノ部分及証書ノ方式ニ關スル記載ヲ抄録シテ其ノ正本ヲ作成スルコトヲ得

② 前項ノ正本ニハ抄録正本タルコトヲ記載シ前条第一項第二号ノ記載ニ代フルコトヲ要ス

第五十条【正本交付の旨の記入】 公証人証書ノ正本ヲ交付シタルトキハ其ノ証書ノ末尾ニ囑託人又ハ其ノ承継人何某ノ為正本ヲ交付シタル旨及其ノ交付ノ年月日ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

第五十一条【謄本の交付】 囑託人、其ノ承継人又ハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ証明シタル者ハ証書又ハ其ノ附属書類ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

② 第二十八条第一項及第二項、第三十一条、第三十二条第一項並第四十四条第三項ノ規定ハ前項ニ依リ公証人証書ノ謄本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第五十二条【謄本記載事項】 証書ノ謄本ニハ左ノ事項ヲ記載シ公証人之ニ署名捺印スヘシ

一 証書ノ全文

二 謄本タルコト

三 作成ノ年月日及場所

第五十三条【抄録謄本】 証書ノ謄本ハ其ノ一部ニ付之ヲ作成スルコトヲ得

② 前項ノ謄本ニハ抄録謄本タルコトヲ記載スヘシ

第五十四条【附属書類】 前二条ノ規定ハ証書ノ附属書類ノ謄本ノ作成ニ之ヲ準用ス

第五十五条【請求者の正本・謄本自作】 証書ノ正本若ハ謄本又ハ其ノ附属書類ノ謄本ヲ請求スル者ハ之ニ記載スヘキ事項ヲ自ら記載シ公証人ノ署名捺印ノミヲ請求スルコトヲ得

② 公証人前項ノ正本又ハ謄本ニ署名捺印シタルトキハ其ノ正本又ハ謄本ハ公証人自ラ之ヲ作成シタルト同一ノ効力ヲ有ス

第五十六条【正本・謄本作成方法】 証書ノ正本若ハ謄本又ハ其ノ附属書類ノ謄本教葉ニ涉ルトキハ公証人ハ每葉ノ綴目ニ契印ヲ為スヘシ

② 第三十七条及第三十八条ノ規定ハ証書ノ正本及謄本並其ノ附属書類ノ謄本ノ作成ニ之ヲ準用ス

第五十七条【遺言書・拒絶証書の作成の特則】 第十八条第二項ノ規定ハ公証人遺言書ヲ作成スル場合ニ、第二十八条乃至第三十二条ノ規定ハ公証人拒絶証書ヲ作成スル場合ニ之ヲ適用セス

第五十七条ノ二【債務名義である公正証書の送達】 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二号第五号ニ掲グル債務名義ニ付テハ其ノ正本若ハ謄本又ハ同法第二十九条後段ノ執行文及文書ノ謄本ノ送達ハ郵便又ハ最高裁判所規則ノ定ムル方法ニ依ル

② 郵便ニ依ル送達ハ申立ニ因リ公証人之ヲ為ス

③ 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第六十二条第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条、第六百六十八条、第六百六十九条、第七百七十一条乃至第七百七十三条及第七百七十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五章 認 証

第五十八條【認証の方法】 公証人私署証書ニ認証ヲ与フルニハ當事者其ノ面前ニ於テ証書ニ署名若ハ捺印シタルトキ又ハ証書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

② 私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与フルニハ証書ト対照シ其ノ符号スルコトヲ認メタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

③ 私署証書ニ文字ノ挿入、削除、改竄、欄外ノ記載其ノ他ノ訂正アルトキ又ハ破損若ハ外見上著ク疑フヘキ点アルトキハ其ノ状況ヲ認証文ニ記載スルコトヲ要ス

第五十九條【認証の方法】 認証ヲ与フヘキ証書ニハ登録番号、認証ノ年月日及其ノ場所ヲ記載シ公証人及立会人之ニ署名捺印シ且公証人其ノ証書ト認証簿トニ契印ヲ為スコトヲ要ス

第六十條【準用規定】 第二十六條乃至第三十四條、第三十七條、第三十八條及第三十九條第五項ノ規定ハ私署証書ニ認証ヲ与フル場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條【認証簿】 公証人ハ認証簿ヲ調製スヘシ

第六十二條【認証簿記載事項】 認証簿ニハ認証ヲ与フル毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ

- 一 登録番号
- 二 囑託人ノ住所及氏名若法人ナルトキハ其ノ名称及事務所
- 三 証書ノ種類及署名捺印者
- 四 認証ノ方法

五 立会人ノ住所及氏名

六 認証ノ年月日

第六十二條ノ二【定款認証の管轄】 商法第六十七條及其ノ準用規定ニ依ル定款ノ認証ノ事務ハ会社ノ本店ノ所在地ヲ管轄スル法務局又ハ地方法務局ノ所屬公証人之ヲ取扱フ

第六十二條ノ三【定款認証の手続】 前條ノ認証ノ囑託ハ定款ニ通ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

② 公証人前條ノ認証ヲ与フルニハ囑託人ヲシテ其ノ面前ニ於テ定款各通ニ付其ノ署名又ハ記名捺印ヲ自認セシメ其ノ旨ヲ之ニ記載スルコトヲ要ス

③ 公証人ハ前項ノ記載ヲ為シタル定款ノ中一通ヲ自ラ保存シ他ノ一通ヲ囑託人ニ還付スルコトヲ要ス

④ 第五十八條第三項及第五十九條乃至第六十二條ノ規定ハ第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二條ノ四【附屬書類の連綴】 代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書、官公署ノ証明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書其ノ他ノ附屬書類ハ前條第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款ニ之ヲ連綴スヘシ

② 第四十一條第一項但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二條ノ五【保存定款が滅失したときの措置】 第六十二條ノ三第三項ノ規定ニ依リテ保存スル定款滅失シタルトキハ公証人ハ囑託人ニ還付シタル定款ニ依リテ謄本ヲ作成シ又ハ既ニ交付シタル定款ノ謄本ヲ徴シ其ノ所屬スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ許可ヲ受ケ滅失シタル定款ニ代ヘテ之ヲ保存スルコトヲ要ス

② 第四十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二條ノ六【準用規定】 第四十四條及第五十一條乃至第五十六條ノ規定ハ公証人ノ保存スル定款及其ノ附屬書類ニ之ヲ準用ス

第六章 代理兼務及受継

第六十三条【代理の囑託】 公証人疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサルトキハ同一ノ法務局又ハ地方法務局ノ管轄区域内ノ公証人ニ代理ヲ囑託スルコトヲ得

② 公証人前項ニ依リ代理ヲ囑託シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ニ届出ツヘシ其ノ代理ヲ解キタルトキ亦同シ

第六十四条【代理命令】 公証人前条第一項ニ依リ代理ヲ囑託セス又ハ之ヲ囑託スルコト能ハサルトキハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ハ同一ノ法務局又ハ地方法務局ノ管轄区域内ノ公証人ニ代理ヲ命スルコトヲ得

② 公証人其ノ職務ヲ行フコトヲ得ルニ至リタルトキハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ハ前項ノ代理ヲ解クヘシ

第六十五条【代理公証人の役場、署名等】 公証人ノ代理者前二条ニ依リ其ノ職務ヲ行フノ役場ハ代理セラルル公証人ノ役場トス

② 公証人ノ代理者職務上署名スルトキハ代理セラルル公証人ノ職氏名、所属、役場所在地及其ノ代理者タルコトヲ記載スヘシ

③ 第二十二条ノ規定ハ代理セラルル公証人ノ外其ノ代理者ニモ之ヲ適用ス

第六十六条【役場の書類の封印】 公証人ノ死亡、免職、失職又ハ転属ノ場合ニ於テ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル官吏ヲシテ遅滞ナク役場ノ書類ニ封印ヲ為サシムヘシ

第六十七条【兼務命令】 公証人ノ死亡、免職、失職又ハ転属ノ場合ニ於テ直ニ後任者ノ任命セラレサルトキハ其ノ所

属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ハ同一ノ法務局又ハ地方法務局ノ管轄区域内ノ公証人ニ兼務ヲ命スルコトヲ得

② 後任者其ノ職務ヲ行フコトヲ得ルニ至リタルトキハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ハ前項ノ兼務ヲ解クヘシ

第六十八条【書類の引継】 公証人ノ免職、失職又ハ転属ノ場合ニ於テハ後任者又ハ兼務者ハ前任者ト立会ヒ遅滞ナク書類ノ授受ヲ為スヘシ

② 死亡其ノ他ノ事由ニ因リ書類ノ授受ヲ為スコト能ハサル場合ニ於テハ後任者又ハ兼務者ハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル官吏ノ立会ヲ以テ書類ヲ受取ルヘシ

③ 第六十六条ニ依ル書類ノ封印後ニ命セラレタル後任者又ハ兼務者ハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル官吏ノ立会ヲ以テ封印ヲ解キ書類ヲ受取ルヘシ

第六十九条【準用規定】 前条ノ規定ハ兼務者カ書類ヲ更ニ他ノ公証人ニ引渡スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第七十条【兼務者、後任者たることの記載】 兼務者職務上署名スルトキハ兼務者タルコトヲ記載スヘシ

② 前任者又ハ兼務者ノ作成シタル証書ニ依リ後任者カ其ノ正本又ハ謄本ヲ作成スル場合ニ於テ署名スルトキハ後任者タルコトヲ記載スヘシ

第七十一条【書類引継命令】 公証人ノ死亡、免職、失職又ハ転属ノ場合ニ於テ定員ノ改正ニ因リ後任者ヲ要セサルト

キハ法務大臣ハ同一ノ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域内ノ公証人ニ書類ノ引継ヲ命スヘシ

② 第六十八条及前条第二項ノ規定ハ前項ニ依リ書類ノ引継ヲ命セラレタル公証人ニ之ヲ準用ス

第七十二条【停職】 第六十六条、第六十七条、第六十八条第三項及第七十条第一項ノ規定ハ公証人ノ停職ノ場合ニ之ヲ準用ス

- ② 兼務者前項ニ依リ其ノ職務ヲ行フノ役場ハ停職者ノ役場トス
- 第七十三条【準用規定】 第六十八条及第六十九条ノ規定ハ法務事務官カ第八条ニ依リ公証人ノ職務ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第七章 監督及懲戒

第七十四条【監督機関】 公証人ハ法務大臣ノ監督ヲ受ク

- ② 法務大臣ハ其ノ定ムルトコロニ依リ法務局又ハ地方法務局ノ長ヲシテ其ノ管轄区域内ノ公証人ニ対スル監督事務ヲ取扱ハシム

第七十五条 削除

第七十六条【監督権の内容】 第七十四条ノ監督権ハ左ノ事項ヲ包含ス

- 一 公証人ノ不適當ニ取扱ヒタル職務ニ付其ノ注意ヲ促シ及適當ニ其ノ職務ヲ取扱フヘキコトヲ之ニ訓令スルコト
- 二 職務ノ内外ヲ問ハス公証人ノ地位ニ不相応ナル行状ニ付之ニ諭告スルコト但シ諭告ヲ為ス前其ノ公証人ヲシテ弁明ヲ為スコトヲ得セシムヘシ

第七十七条【書類の検閲】 監督官ハ公証人ノ保存スル書類ヲ検閲シ又ハ其ノ指定シタル官吏ヲシテ之ヲ検閲セシムルコトヲ得

第七十八条【異議の申出】 囑託人又ハ利害関係人ハ公証人ノ事務取扱ニ対シ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ヲ申出ルコトヲ得

- ② 前項ノ異議ニ付為シタル処分ニ対シ不服アル者ハ更ニ法務大臣ニ異議ヲ申出ルコトヲ得

第七十九条【懲戒事由】 公証人職務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行為アリタルトキハ懲戒ニ付ス

第八十条【懲戒の種類】 懲戒ハ左ノ五種トス

- 一 譴責
- 二 五万円以下ノ過料
- 三 一年以下ノ停職
- 四 転属
- 五 免職

第八十一条【懲戒機関】 過料、停職、転属及免職ハ第十三条ノ二ノ政令ヲ以テ定ムル審査会ノ議決ニ依リ法務大臣之ヲ行フ

- ② 譴責ハ法務大臣之ヲ行フ

第八十二条 削除

第八十三条【職務停止】 公証人勾留セラレ又ハ拘留ノ刑ニ処セラレタルトキハ釈放ニ至ルマテ当然其ノ職務ヲ停止セラル

- ② 法務大臣ハ懲戒事件停職、転属又ハ免職ニ該当スルモノト思料スルトキハ懲戒手続終了ニ至ルマテ公証人ノ職務ヲ停止スルコトヲ得

- ③ 公証人ノ停職ニ関スル規定ハ其ノ職務停止ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十四条【過料の執行】 過料ヲ完納セサルトキハ検察官ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス

- ② 前項ノ執行ニ付テハ非訟事件手続法第二百八条ノ規定ヲ準用ス

③ 公証人ノ納メタル身元保証金ハ第二十条第三項ノ場合ヲ除クノ外他ノ公課及債權ニ先チテ之ヲ過料ニ充ツ

附 則

第八十五条 削除

第八十六条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十二年勅令第百八十九号ヲ以テ同年八月十六日ヨリ施行ス）

第八十七条 公証人規則ハ之ヲ廃止ス

第八十八条 本法施行ノ際公証人タル者ハ別ニ任命ノ辞令書ヲ用キス本法ニ依ル公証人トシ其ノ役場所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ所属トス

第八十九条 公証人規則ニ依リ公証人ノ設ケタル役場ハ本法ニ依ル役場トス

第九十条 公証人規則ニ依リ差入レタル身元保証金ハ本法ニ依リ納メタル身元保証金トス

第九十一条 公証人規則ニ依リ囑託セラレタル代理者又ハ命セラレタル兼任者ハ本法ニ依リ代理者又ハ兼務者トス

第九十二条 本法施行前ニ著手シタル公証人ノ職務上ノ行為ハ本法ニ依リ之ヲ完結ス

第九十三条 本法施行前ニ著手シタル公証人規則第五十八条、第五十九条及第六十一条ノ手続ハ本法ニ依リ之ヲ完結ス

第九十四条 本法施行前ニ公証人ノ事務取扱ニ対シテ為シタル抗告ハ公証人規則ニ依リ之ヲ完結ス

第九十五条 本法施行前ニ為シタル公証人ノ行為ニシテ公証人規則ニ違反スルモノハ本法ニ依リ之ヲ懲戒ニ付ス但シ本法施行前ニ開始シタル懲罰手続ハ公証人規則ニ依リ之ヲ完結ス

附 則（昭和二十四年法律第一四一号）

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和二十七年法律第二六八号）

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年法律第一六一号）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年法律第五号）

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。
（経過措置）

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則（昭和五十八年法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定によ

り置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

公証人法施行規則 (昭和二十四年六月一日)

(法務府令第九号)

改正 昭和二七―省令七、省令三二、省令五五、昭和二八―省令八〇、昭和三五―省令四三、昭和四三―省令五三、昭和四七―省令二二、省令七七、昭和五―省令六一、昭和五八―省令二四、昭和六〇―省令四七

第一条〔公証人役場設置の認可、届出〕 公証人は、法務大臣の指定した地にその役場を設けようとするときは、その位置、建物の構造及び周囲の状況を記載した書面を添附して、その所属する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

2 公証人は、役場を設けたときは、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、役場を移転する場合に準用する。

第二条〔公証人役場の表札〕 公証人は、その役場に、公証人某役場と記載した表札を掲げなければならない。

第三条〔還付すべき身元保証金の権利申出公告〕 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二十条第一項の公告は、当該公証人の所属する法務局又は地方法務局の長が官報でする。

第四条〔公証人の職印〕 公証人の職印は、十八ミリメートル平方とし、公証人何某と彫刻しなければならない。

第五条〔書記の認可申請手続〕 書記の認可を申請するには、その申請書に本人自筆の履歴書及び戸籍抄本又は住民票の写しを添附しなければならない。

第六条〔書記の事件漏泄禁止の誓約〕 公証人は、あらかじめ書記に、その役場で取り扱う事務について、公証人が職務上漏らすことのできない事項を漏らさない旨を誓約させなければならない。

第七条〔書記の解雇、死亡の届出〕 公証人は、書記を解雇し、又は書記が死亡したときは、遅滞なくその旨をその所

属する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第八条【用紙の規格等】 公証人の作るべき証書その他の書面の用紙は、公証人役場と印刷した日本工業規格B列四番の丈夫な紙を用いなければならない。

第九条【公証人の執務時間】 公証人の執務時間は、法務省職員の勤務時間による。ただし、毎月の第二土曜日は、執務を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、公証人は、休日又は執務時間外でも嘱託に応じなければならない。

第十条【役場の揭示事項】 役場には、見やすい場所に、手数料、郵便料、日当及び旅費の標準額並びに執務時間及び急を要する場合には休日又は執務時間外でも嘱託に応ずる旨を揭示しなければならない。

第十一条【事務取扱の順序】 公証人は、特別の事情がない限り、嘱託の順序に従つて事務を取り扱わなければならない。

第十二条【嘱託を拒絶した場合の措置】 公証人は、嘱託を拒んだ場合に嘱託人の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

第十三条【公証人の釈明義務】 公証人は、法律行為につき証書を作成し、又は認証を与える場合に、その法律行為が有効であるかどうか、当事者が相当の考慮をしたかどうか又はその法律行為をする能力があるかどうかについて疑があるときは、関係人に注意をし、且つ、その者に必要な説明をさせなければならない。

2 公証人が法律行為でない事実について証書を作成する場合に、その事実により影響を受けるべき私権の関係について疑があるときも、前項と同様とする。

第十三条ノ二【代理嘱託の場合の本人通知】 公証人は、代理人の嘱託により証書を作成した場合には、証書を作成した日から三日以内に次の各号に掲げる事項を本人に通知しなければならない。ただし、代理人が本人の雇人又は同居者である場合にはこの限りでない。

一 証書の件名、番号及び証書作成の年月日

二 公証人の氏名及び役場

三 代理人及び相手方の住所及び氏名

四 債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述の記載の有無

第十四条【同時数箇の嘱託の場合の証明書】 同時に数箇の嘱託をする場合には、公証人法第二十八条第二項（第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第二項（第三十三条第二項、第六十条及び第六十二条ノ三第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出する印鑑その他に関する証明書は、一通で足りる。

2 前項の場合には、一の嘱託にその証明書をつづり、その他の嘱託には、その旨を記載した書面を作つてつづらなければならない。

第十五条【原本還付】 公証人法第四十一条第一項に掲げる附属書類の原本の還付を請求する場合には、嘱託人は、その原本とともに原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

2 公証人が附属書類の原本を還付するときは、その謄本に原本還付の旨を記載して印をおさなければならない。

第十六条【再度の正本交付】 法律行為についての証書の再度の正本の交付を請求する者がある場合に、その正本を要する事由について疑があるときは、公証人は、その者にその事由を証明させなければならぬ。

第十七条【領収証の交付】 公証人は、囑託人に手数料、郵便料、日当又は旅費の概算額を予納させたときは、領収証を交付しなければならない。

第十八条【役場の備付帳簿】 公証人役場には、証書原簿、認証簿、確定日附簿及び信託表示簿のほか、次の帳簿を備えて置かなければならない。

- 一 拒絶証書謄本綴込帳
- 二 抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳
- 三 送達関係書類綴込帳
- 四 計算簿

第十九条【証書原簿、認証簿、計算簿の様式等】 証書原簿、認証簿及び計算簿は、附録第一号から第三号までの様式により調製しなければならない。

2 証書原簿及び認証簿には、公証人においてその枚数を表紙の裏面に記載し、職氏名を著し、職印を押し、且つ毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

第二十条【計算書の様式】 公証人手数料規則（明治四十二年勅令第七十四号）第三十六条の規定により交付すべき計算書は、附録第三号の様式に準じて作らなければならない。

第二十一条【証明書によらない閲覧等請求者の確認】 公証人は、閲覧又は証書の正本若しくは謄本の交付の請求を受けた場合に、印鑑その他に関する証明書の提出によらないで人連でないことを証明させたときは、その旨及びその

事由を計算簿の備考欄に記載しなければならない。

第二十二条【事前認証】 公証人は、認証の付与の囑託を受けた場合に、前条に規定する証明をさせたときには、その旨及びその事由を認証簿の備考欄に記載しなければならない。

第二十三条【計算簿の記載事項】 公証人は、囑託人から手数料、郵便料、日当又は旅費を受領したときは、公正証書の作成又はその囑託と同時に囑託された正本、謄本若しくは附属書類の謄本の交付に関するものは、附録第三号様式の甲による計算簿に、その他に関するものは、同号様式の乙による計算簿に、当該手数料、郵便料、日当又は旅費の額その他の事項を記載しなければならない。ただし、相当と認めるときは、確定日附に関するものは、別に同号様式の丙による計算簿に記載することを妨げない。

2 公証人は、公証人手数料規則第三十四条の規定により手数料、郵便料、日当及び旅費の支払を仮に免除したときは、前項の場合に準ずる記載をするほか、その旨を計算簿の備考欄に記載しなければならない。

第二十四条【囑託人多数の場合の氏名等の記載】 証書原簿又は計算簿に囑託人の氏名を記載する場合に、囑託人が多数であるときは、証書原簿については当事者双方各一人だけの氏名及び他の人員を、計算簿については当事者中その一人だけの氏名及び他の人員を記載すれば足りる。

2 前項の規定は、定款の認証について認証簿に囑託人の氏名及び住所又は署名押印者の氏名を記載する場合に、それらの者が多数であるときに準用する。

3 定款の認証の囑託があつた場合には、認証簿の備考欄に会社の商号を記載しなければならない。

第二十五条【書類のつづり込み方法】 証書の原本又は公証人の保存する定款は、表紙を附け、証書の番号又は登簿番号の順序に従つてつづつて置かなければならない。

2 嘱託に関して提出した書類で原本に続けてつづるべきでないものは、表紙を付け、件名、受附の年月日及び証書の番号又は登録番号を記載し、事件処理の順序に従つてつづつて置かなければならない。

第二十六条【書類の保管及び滅失等の報告】 公証人は、その役場に附属する倉庫又は堅固な建物内に書類を保管して置かなければならない。

2 書類が滅失し、又は滅失の虞があるときは、遅滞なくその旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。事変を避けるため書類を役場外に持出したときも同様とする。

第二十七条【書類帳簿の保存期間】 公証人は、書類及び帳簿を次の区別に従つて保存しなければならない。ただし、証書の原本については、嘱託人の同意があるときは、その保存期間を五年を下らない期間に短縮することができる。

一 証書原簿 五十年

二 証書の原本、公証人の保存する定款、認証簿、信託表示簿 二十年

三 確定日附簿、第二十五条第二項の書類、計算簿、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳、送達関係書類綴込帳 十年

2 前項の書類の保存期間は、証書原簿、認証簿、信託表示簿、確定日附簿及び計算簿については、当該帳簿に最終の記載をした翌年から、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳及び送達関係書類綴込帳については、当該帳簿に最終のつづり込みをした翌年から、その他の書類については、当該年度の翌年から、起算する。

3 第一項但書の規定により、保存期間を短縮したときは、証書原簿の備考欄にその保存期間を記載し、嘱託人又はその代理人に押印させなければならない。

4 第一項の書類は、保存期間の満了した後でも特別の事由により保存の必要があるときは、その事由のある間保存

しなければならない。

第二十八条【書類の廃棄】 公証人が保存期間の満了した書類を廃棄しようとするときは、目録を作り、その所属する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

第二十九条【書類の引継手続】 公証人法第六十八条（第六十九条及び第七十一条から第七十三条までにおいて準用する場合を含む。）の規定により書類の授受をする場合には、目録を作り、その末尾に授受の事由及び年月日を記載し、授受者及び立会官吏がこれに署名し、印を押さなければならない。

2 前項の目録は、作成の日から一箇月内に、その謄本をその所属する法務局又は地方法務局の長に差し出さなければならない。

第三十条【法第六十七条の兼務者の事務を取扱う役場】 公証人法第六十七条第一項の兼務者は、自己の役場で前任者の事務を取り扱うことができる。

2 前項の場合には、遅滞なくその旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第三十一条【代理人、兼務者、後任者の掲示】 代理人又は公証人法第七十二条の兼務者は、その職務を行う役場の見やすい場所に、代理人某又は兼務者某である旨を掲示しなければならない。

2 後任者又は公証人法第六十七条第一項の兼務者は、その職務を行う役場の見やすい場所に、公証人某の後任者又は公証人某の取り扱った事務についての兼務者である旨を掲示しなければならない。但し、後任者のすべき掲示の期間は、一年とする。

第三十二条【後任者の作成する文書の番号】 後任者の作成する文書の番号は、前任者又は兼務者の作成した文書の番号の順序を追つて記載しなければならない。

第三十三条【職務執行不能の届出】 公証人は、疾病その他やむを得ない事由により職務を行うことができない場合に、他の公証人に代理を嘱託せず又はこれを嘱託することができないときは、遅滞なくその所属する法務局又は地方法務局の長にその旨を届け出なければならない。その職務を行うことができるに至つたときも同様とする。

第三十四条【住所氏名の変更、失職、死亡の届出】 公証人はその氏名若しくは住所を変更し、又は失職したときは、遅滞なくその旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、公証人が死亡した場合に、その四親等内の親族について準用する。

第三十五条【法務大臣への求指示】 公証人は、公証事務の取扱に關して疑義を生じたときは、法務大臣にその指示を求めることができる。

第三十六条【法務大臣への書面提出方法】 公証人が法務大臣に書面の提出をするには、その所属する法務局又は地方法務局の長を経由しなければならない。但し、急を要する場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合には、同時にその旨を法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第三十七条【公証人名簿】 法務局又は地方法務局の長は、公証人名簿を備え、これにその所属する公証人の氏名、住所、生年月日及び役場所所在地を記載して置かなければならない。

第三十八条【罷免、懲戒事由等の報告】 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に公証人法第十五条第一項第二号から第四号まで又は第七十九条に掲げる事由があると認めるときは、速かにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人がその氏名を変更し、又は死亡若しくは失職したときも同様とする。

第三十九条【役場検閲】 法務局又は地方法務局の長は、少くとも毎年一回当該法務局又は地方法務局に所属する公証人の役場に臨み、その保存する書類の検閲及び職務の状況の調査をし、又は当該法務局又は地方法務局に勤務する

法務事務官にこれをさせ、その結果を速かに法務大臣に報告しなければならない。

第四十条【監督上の報告】 法務局又は地方法務局の長は、その所属する公証人に対し注意を促し、且つ、訓令をしたとき、又は諭告をしたときは、速かにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。公証人法

第七十八条第一項の異議について処分をしたときも同様とする。

第四十条ノ二【事務負担の調整】 法務局又は地方法務局の長は、所属の公証人の間における事務の負担が著しく均衡を失し、公証人の事務の適正迅速な処理又は品位の保持を害する虞があると認めるときは、法務大臣の認可を受け、事務の負担を調整することができる。

第四十一条【法務省職員による監督】 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、法務局又は地方法務局の長の外、その都度法務省の職員に公証人に対する監督事務を取り扱わせるものとする。

第四十二条【印紙納付の方法】 公証人手数料規則第三十八条の規定によつて手数料、日当及び旅費を収入印紙で納付させる場合には、納付書に収入印紙をはつて差し出さなければならない。

第四十三条【公証人会】 公証人は、法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに公証人会を設立することができる。

2 公証人会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第四十四条【公証人会の会員】 公証人は、その所属する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された公証人会の会員となる。

第四十五条【公証人会の会則】 公証人会を設立しようとするときは、その会員となるべき公証人の過半数の同意を得て会則を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。

2 会則には、左の事項を定めなければならない。

- 一 名称及び事務所
- 二 役員に関する事項
- 三 会員に関する事項
- 四 会議に関する事項
- 五 会計に関する事項
- 六 その他必要な事項

3 公証人会は、会則を変更しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならない。

第四十六条【公証人会役員の出出】 公証人会は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を当該公証人会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に届け出なければならない。

第四十七条【公証人会の権能等】 公証人会は、公証事務に関し、当該公証人会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に建議し、又はその諮問に答申することができる。

2 法務局又は地方法務局の長は、前項の諮問をし、又は同項の建議若しくは答申があつたときは、速やかにその事情を具して、その旨を法務大臣に報告しなければならない。

第四十八条【非違行為の報告】 公証人会は、公証人に非違又は品位を害する行状があると認めるときは、その旨をその所属する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

第四十九条【日本公証人連合会】 全国の公証人会は、日本公証人連合会を設立することができる。

2 日本公証人連合会は、公証事務の改善及び統一並びに公証人の品位の保持を図るため、公証人会及び公証人の指

導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第五十条【日本公証人連合会の会員】 公証人会及び公証人は、日本公証人連合会の会員となる。

第五十一条【日本公証人連合会の会則】 日本公証人連合会を設立しようとするときは、その会員となるべき公証人会及び公証人の過半数の同意を得て会則を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。

第五十二条【日本公証人連合会の権能等】 日本公証人連合会は、公証事務に関し、法務大臣に建議し、又はその諮問に答申することができる。

第五十三条【準用規定】 第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の規定は、日本公証人連合会について準用する。この場合において、第四十六条中「当該公証人会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

第五十四条【公証人合同役場】 二人以上の公証人は、事務の合理化及び品位の向上を図るため必要があるときは、役場又は収支の全部若しくは一部を共にする合同役場を設けることができる。

第五十五条【合同役場の規約】 公証人は、合同役場を設けようとするときは、その規約を定め、あらかじめ法務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規約には、左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
- 二 役場の所在
- 三 構成員に関する事項
- 四 役員に関する事項
- 五 収入に関する事項

- 六 経費に関する事項
- 七 加入及び脱退に関する事項

3 規約を変更しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならない。

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 左の省令は、廃止する。

公証人法施行細則（明治四十二年司法省令第十四号）

公証人書類保存廃棄規定（昭和二十二年司法省令第六十一号）

3 この府令施行の際現に存する帳簿又は用紙に限り、この府令の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

4 従前の規定による受附簿は、この府令施行後でも、なお従前の例により保存しなければならない。

5 この府令施行の際現に存する公証人会は、この府令の規定によつて設立されたものとみなす。

6 前項の公証人会は、この府令施行の日から三箇月内に、更めて第四十五条の規定により会則を定め、法務総裁の認可を受けなければならない。

附 則（昭二七省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭二七省令第三二号）

1 この省令は、昭和二十七年十月十五日から施行する。

2 この省令施行の際役場又は収支の全部若しくは一部を共にする合同役場を設けている公証人は、この省令施行の

日から一箇月内に、更めて第四十九条の規定により規約を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。

附 則（昭二七省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭一八省令第八〇号）

この省令は、昭和二十八年十二月一日から施行する。

附 則（昭三五省令第四三号）

この省令は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附 則（昭四三省令第五三号）

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則（昭四七省令第二二号）

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭四七省令第七七号）

この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附 則（昭五五省令第六二号）

この省令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭五八省令第二四号）

この省令は、昭和五十八年五月一日から施行する。

附 則（昭六〇省令第四七号）

この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

紙数 表紙を除いて 枚

公証人

年度

証 書 原 簿

法務局（地方法務局）所属

公証人 役場

附録第一号様式（昭四七法省令七七・全改）

証書の番号	証書の種類	嘱託人の氏名	作成月日	備考		証書の番号	証書の種類	嘱託人の氏名	作成月日	備考
			月 日		証 書 原 簿				月 日	
			月 日						月 日	
			月 日						月 日	
			月 日						月 日	
			月 日						月 日	
			月 日						月 日	
			月 日						月 日	
			月 日						月 日	

附録第二号様式(昭四七法省令七七・全改)

紙数 表紙を除いて 枚

年度

認 証 簿

法務局(地方法務局)所属

公証人

公証人

役場

登簿番号	証書の種類 認証方法	自認 目撃本
囑託人の住所氏 名証書の署名押 印者		
契	印	認証月日 備考
	月日	
登簿番号	証書の種類 認証方法	自認 目撃本
囑託人の住所氏 名証書の署名押 印者		
契	印	認証月日 備考
	月日	
登簿番号	証書の種類 認証方法	自認 目撃本
囑託人の住所氏 名証書の署名押 印者		
契	印	認証月日 備考
	月日	

認 証 簿

登簿番号	証書の種類 認証方法	自認 目撃本
囑託人の住所氏 名証書の署名押 印者		
契	印	認証月日 備考
	月日	
登簿番号	証書の種類 認証方法	自認 目撃本
囑託人の住所氏 名証書の署名押 印者		
契	印	認証月日 備考
	月日	
登簿番号	証書の種類 認証方法	自認 目撃本
囑託人の住所氏 名証書の署名押 印者		
契	印	認証月日 備考
	月日	

乙

計 算 簿 (乙)

法務局 (地方法務局) 所属

公証人 役場

証書登録番号		証書の種類		昭和 年 月 日	
手数料・郵便料・ 日当・旅費額	種 別	数	目的価額	円	
円	認 証	通	目的価額	円	
円	定款認証	通	囑託人		
円	謄 本	枚 通			
円	拒絶証書	通			
円	日当(一日)	時迄	外 名		
円	車 賃 等	実 費 額	法務局 (地方法務局) 所属		
円	執 行 文	通			
円	正 本	枚 通			
円	閱 覧	件	公証人 役場		
円	不 完 結	時 分	備考		
円	確 定 日 附	件			
円	送 達	件			
円	送 達 証 明	件			
円	郵 便 料	実 費 額			
円	合 計				

計 算 簿 (甲)

法務局 (地方法務局) 所属

公証人 役場

証書番号		証書の種類		昭和 年 月 日	
目的の価額	円		昭 和 年 月 日		
手数料・日当・ 旅費額	種 別	数	囑託人		
円	原 本	行 為			
円	超 過 紙 数	枚			
円	正 本	枚 通	外 名		
円	謄 本	枚 通	法務局 (地方法務局) 所属		
円	附 属 書 類 謄 本	枚 通			
円	病 床 執 務 増 額				
円	日 当 (一 日)	時 迄	公 証 人	役 場	
円	車 賃 等	実 費 額	備考		
円					
円					
円					
円					
円	合 計				

登録番号 昭和 年 月 日 確定日附 手数料 円 嘱託人 公証人 役場	自由 件 円 法務局（地方法務局）所属 公証人 役場
計 算 簿 (丙) 法務局（地方法務局）所属 公証人 役場	

公証人手数料規則 (明治四十二年六月二十九日勅令 第四百七十四号)

第一条 公証人の受クヘキ手数料、郵便料、日当及旅費ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 法律行為ニ付テノ証書作成ノ手数料ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外左ノ區別ニ従フ

法律行為ノ目的ノ価額	手 数 料
百万円迄	四 千 円
二百万円迄	六 千 円
五百万円迄	九 千 円
千万円迄	一 万 二 千 円
五千万円迄	二 万 円
五千万円ヲ超過スルトキ	二万円ニ超過額五千万円迄毎ニ二万円ヲ加フ

第三条 法律行為ノ目的ノ価額ハ公証人カ証書ノ作成ニ着手シタル時ノ価額ニ依ル

第四条 当事者双方ノ嘱託ニ因リ証書ヲ作成スル場合ニ於テハ法律行為ノ目的ノ価額ハ各給付ノ価額ヲ合算シタル額ニ依ル但シ当事者ノ一方ノ給付ノミカ金錢ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ二倍ノ額ニ依ル

第五条 当事者ノ一方ノ嘱託ニ因リ証書ヲ作成スル場合ニ於テハ嘱託人ノ給付ノ価額ヲ以テ法律行為ノ目的ノ価額トス但シ相手方ノ給付カ金錢ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ額ニ依ル

第六条 主タル法律行為ト共ニ附随ノ法律行為ニ付證書ヲ作成スル場合ニ於テハ主タル法律行為ニ依リ手数料ヲ算定ス

第七条 債権ノ担保ノ価額ハ其ノ目的ノ価額ト債権ノ額トヲ比較シ其ノ少キ額ニ依ル

② 担保ノ移転ヲ目的トスル法律行為ニ付テハ担保ノ価額ト移転ニ因リテ担保ヲ付セラルヘキ債権ノ額トヲ比較シ其ノ少キ額ニ依ル

③ 担保ノ順位ノ移転ヲ目的トスル法律行為ニ付テハ其ノ移転ニ因リテ優先ノ順位ヲ取得スヘキ担保ノ価額ト之ヲ喪フヘキ担保ノ価額トヲ比較シ其ノ少キ額ニ依ル

第八条 地役ノ価額ハ地役ニ因リテ生スル要役地ノ増価額ト承役地ノ減価額トヲ比較シ其ノ多キ額ニ依ル

第九条 定時ノ給付ノ価額ハ全期間ノ給付ノ総価額ニ依ル但シ其ノ価額ハ動産ノ賃貸借及商工業ノ見習ヲ目的トセサル雇傭契約ニ付テハ五年、其ノ他ノ場合ニ於テハ十年分ノ給付ノ価額ニ超ユルコトヲ得ス

② 期間ノ定ナキ定時ノ給付ノ価額ハ前項但書ニ定ムル期間内ノ給付ノ総価額ニ依ル

③ 前二項ノ場合ニ於ケル相手方ノ給付ノ目的カ金錢ニ非サルトキハ其ノ価額ハ定時ノ給付ノ価額ト同一ト看做ス

(昭四九政二〇一・一部改正)

第十条 当事者一方ノ給付ノミノ価額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ其ノ給付ハ相手方ノ給付ト同一ノ価額ヲ有スルモノト看做ス

第十一条 果実、損害賠償及費用カ法律行為ノ附帯ノ目的ナルトキハ其ノ価額ハ之ヲ法律行為ノ目的ノ価額ニ算入セス

第十二条 法律行為ノ目的ノ価額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ其ノ目的ハ五百万円ノ価額ヲ有スルモノト看做ス但

シ其ノ最低価額五百万円ヲ超エ又ハ其ノ最高価額之ニ満たサルコト明カナルトキハ其ノ最低価額又ハ最高価額ヲ以テ法律行為ノ目的ノ価額トス

第十三条 左ニ掲クル事項ニ付證書ヲ作成スル場合ニ於テハ第二条ノ區別ニ従ヒ其ノ十分ノ五ノ割合ヲ以テ手数料ヲ受ク

- 一 承認、許可及同意
- 二 当事者双方ノ履行セサル契約ノ解除
- 三 遺言ノ全部又ハ一部ノ取消
- 四 同一ノ公証人役場ニ於テ證書ニ作成セラレタル法律行為ノ補充又ハ更正

第十三条ノ二 企業担保権ノ設定ヲ目的トスル契約ニ付テノ證書作成ノ手数料ハ五万円トス

② 企業担保権ノ変更ヲ目的トスル契約ニ付テノ證書作成ノ手数料ハ二万円トス

第十三条ノ三 附随ノ法律行為ガ企業担保権ノ設定ヲ目的トスル契約ナル場合ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ル證書作成ノ手数料ハ五万円ヲ限度トス

第十三条ノ四 建物ノ区分所有等ニ関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第三十二条ノ規定ニ依ル規約ノ設定ニ付テノ證書作成ノ手数料ハ専有部分ノ個数ニ応ジ左ニ依リ算定ス

専有部分ノ個数

手数料

十個迄ノ部分

二万円

十個ヲ超過シ五十個迄ノ部分

十個迄毎ニ一万円

五十個ヲ超過シ百個迄ノ部分

十個迄毎ニ八千円

- 百個ヲ超過スル部分 二十個迄毎ニ五千円
- ② 建物ノ区分所有等に関する法律第六十七条第二項ノ規定ニ依ル規約ノ設定ニ付テノ証書作成ノ手数料ハ同項ノ建物ノ棟数ニ応ジ左ニ依リ算定ス

建物ノ棟数

手数料

五棟迄ノ部分

二万円

五棟ヲ超過スル部分

五棟迄毎ニ一万円

- ③ 前二項ニ規定スルモノヲ除クノ外建物ノ区分所有等に関する法律ノ規定ニ依リ設定スル規約ニ付証書ヲ作成スル場合ニ於テハ其ノ手数料ハ第一項ノ例ニ依リ算定ス

- ④ 前項ノ規定ニ依リ一団地内ノ数棟ノ建物ニ付算定スル場合ニ於テ其ノ全部又ハ一部が専有部分ノ存スル建物以外ノ建物ナルトキハ其ノ建物ノ個数又ハ其ノ建物ノ個数ニ専有部分ノ個数ヲ加ヘタルモノヲ以テ専有部分ノ個数トス

- ⑤ 第一項乃至第三項ニ掲グル規約ノ変更ニ付テノ証書作成ノ手数料ハ其ノ設定ニ付テノ手数料ト同額トス但シ同一ノ公証人役場ニ於テ証書ニ作成セラレタル規約ニアリテハ其ノ十分ノ五ノ額(二万円ニ満たザルトキハ二万円)トス

- ⑥ 第一項乃至第三項ニ掲グル規約ノ廃止ニ付テノ証書作成ノ手数料ハ二万円トス

- 第十四条 法律行為ニ付テノ証書作成ノ手数料ハ証書ノ紙数四枚(法務大臣ノ定ムル横書ノ証書ニアリテハ三枚)ヲ超過スルトキハ超過シタル部分ニ付一枚毎ニ百五十円ヲ加フ

- ② 前項ノ紙数ハ一行二十字詰二十四行(法務大臣ノ定ムル横書ノ証書ニアリテハ半面一行二十字詰十六行ノ両面)ヲ以テ一枚トス但シ一枚ニ満たサルトキト雖之ヲ一枚トス

第十五条 法律行為ニ非サル事実ニ付テノ証書作成ノ手数料ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ事実ノ実験及

証書ノ作成ニ要シタル時間一時間ニ付六千円トス

- ② 前項ノ時間ハ一時間ニ満たサルトキト雖之ヲ一時間トス

第十六条 株主總會其ノ他ノ集會ノ決議ニ付証書ヲ作成スル場合ニ於テハ前条ノ例ニ依リ手数料ヲ受ク

第十七条 法律行為ト共ニ之ト牽連スル事実ニ付証書ヲ作成スル場合ニ於ケル手数料ハ第十五条ノ例ニ依ル但シ其ノ額カ法律行為ノミニ付テノ証書作成ノ手数料ノ額ヨリ少キトキハ其ノ多キ額ニ依ル

第十八条 数個ノ牽連セサル事実ニ付証書ヲ作成スル場合ニ於テハ手数料ノ額ハ各事実ニ付之ヲ算定ス

第十九条 秘密証書ニ依ル遺言書ノ方式ニ関スル記載ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ手数料ハ五千円トス

第二十条 委任状又ハ受取書ヲ作成スル場合ニ於テハ其ノ手数料ハ五千円トス

- ② 拒絶証書ヲ作成スル場合ニ於テハ其ノ手数料ハ五千円トス

- ③ 前二項ノ書面ノ作成ニ要シタル時間ガ一時間ヲ超過スルトキハ一時間毎ニ二千円ヲ加フ

- ④ 第十五条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一条 私署証書又ハ其ノ謄本ノ認証ノ手数料ハ証書作成ノ手数料ノ十分ノ五トス但シ外国語ヲ以テ記載シタル私署証書ノ場合ニ於テハ三千円ヲ加フ

- ② 株主總會其ノ他ノ集會ノ議事録ノ認証ノ手数料ハ二万円トス

- ③ 建物ノ区分所有等に関する法律第四十五条第一項(同法第六十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ書面ノ認証ノ手数料ハ二万円トス

第二十一条ノ二 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条及其ノ準用規定ニ依ル定款ノ認証ノ手数料ハ四

万円トス

第二十二條 私署証書ニ確定日附ヲ附スル場合ニ於テハ其ノ手数料ハ五百円トス

第二十三條 証書ノ正本ニ執行文ヲ付与スル場合ニ於テハ其ノ手数料ハ千円トス但シ民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十七條又ハ第二十八條第一項ノ規定ニ依リ執行文ヲ付与スル場合ニ於テハ千円ヲ加フ

第二十三條ノ二 証書ノ正本若ハ謄本又ハ民事執行法第二十九條後段ノ執行文及文書ノ謄本ノ送達ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ手数料ハ六百円トス公証人送達スベキ書類ヲ発送シタル後其ノ責ニ帰スベキ事由ニ因ラズシテ送達ヲ為スコト能ハザリシ場合ニ於テ亦同ジ

② 前項ノ送達ニ関スル証明ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ手数料ハ百円トス

第二十四條 証書ノ正本若ハ謄本、其ノ附属書類ノ謄本又ハ定款若ハ其ノ附属書類ノ謄本ノ交付ニ付テノ手数料ハ一枚ニ付百五十円トス

② 第十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 証書ノ原本及其ノ附属書類又ハ定款及其ノ附属書類ノ閲覧ニ付テハ手数料ハ一回ニ付百五十円トス

第二十六條 手数料ノ定ナキ事項ニ付テハ最類似スル事項ト同一ノ手数料ヲ受ク

第二十七條 公証人病床ニ就キ職務ヲ執行シタルトキハ其ノ手数料ハ各本條ニ定ムル額ニ其ノ十分ノ五ヲ加フ

第二十八條 公証人職務ノ執行ニ著手シタル後囑託人ノ請求ニ因リ之ヲ止メタルトキ又ハ囑託人若ハ列席者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リ之ヲ完結スルコト能ハサルトキハ第十五條ノ例ニ依リ手数料ヲ受ク但シ其ノ手数料ハ完結シタル場合ニ於テ受クヘキ手数料ノ額ニ超過スルコトヲ得ス

第二十八條ノ二 送達ニ付テハ実費額ノ郵便料ヲ受ク

第二十九條 公証人其ノ職務ヲ執行スル為出張シタルトキハ左ノ日当及旅費ヲ受ク但シ宿泊料ヲ受クルハ宿泊ヲ要シタルトキニ限ル

日当 一日ニ付 五千円但シ四時間以内ハ三千円

鉄道賃、船賃及車賃 実費額

宿泊料 一泊ニ付 特別区ノ存スル地、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及横浜市ニアリテハ九千九百円、

其ノ他ノ地ニアリテハ八千九百円

第三十條 公証人ハ手数料、郵便料、日当及旅費ノ額ヲ減スルコトヲ得ス

第三十一條 数人ノ囑託人アル場合ニ於テ公証人ノ受クヘキ手数料、郵便料、日当及旅費ハ各囑託人連帯シテ之ヲ支払フヘキ責ニ任ス

第三十二條 公証人ハ公正ノ効力ヲ有セサル文書ノ作成ニ付手数料、日当及旅費ヲ受クルコトヲ得ス但シ其ノ文書ノ作成ニ付公証人ニ過失ナカリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 公証人ハ囑託セラレタル事項ニ付其ノ職務ヲ完結シタル後ニ非サレハ手数料、郵便料、日当及旅費ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ス

第三十四條 囑託人市区町村長ノ証明書ヲ以テ支払ノ資力ナキコトヲ証明シタルトキハ公証人ハ手数料、郵便料日当及旅費ノ支払ヲ免除スルコトヲ得

第三十五條 公証人ハ囑託人ヲシテ手数料、郵便料、日当及旅費ノ概算額ヲ予納セシムルコトヲ得

② 囑託人ハ予納ニ代ヘテ前項ノ概算額ヲ供託スルコトヲ得

③ 囑託人概算額ノ予納又ハ供託ヲ為ササルトキハ公証人ハ其ノ囑託ヲ拒ムコトヲ得

第三十六条 公証人手数料、郵便料、日当及旅費ノ支払ヲ請求スルトキハ計算書ヲ交付スルコトヲ要ス
第三十七条 嘱託人手数料、郵便料、日当及旅費ノ支払ヲ為ササルトキハ公証人ハ嘱託セラレタル事項ニ付正本若ハ
謄本ノ交付、執行文ノ付与又ハ送達ノ証明ヲ拒絶スルコトヲ得

第三十八条 法務事務官カ公証人ノ職務ヲ行フ場合ニ於ケル手数料、日当及旅費ハ収入印紙ヲ以テ之ヲ納付セシムル
コトヲ得

附則

① 本令ハ公証人法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

② 本令施行ノ際未タ完結セサル事項ニ付テノ手数料、日当及旅費ハ公証人規則ニ依ル

附則

本令ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則

1 この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則

1 この政令は、昭和二十六年十月十日から施行する。

2 公証人ノ手数料等ノ増額に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百八十号）は、廃止する。

3 この政令の施行の際未だ完結していない事項についての手数料、日当及び旅費は、この政令の施行後もなお従前

の例による。

附則

この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則

1 この政令は、昭和三十一年五月十六日から施行する。

2 この政令の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附則

この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附則

1 この政令は、昭和三十六年八月一日から施行する。

2 この政令の施行の際まだ完結していない事項についての手数料は、この政令の施行後も、なお従前の例による。

附則

1 この政令は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

2 この政令の施行の際まだ完結していない事項についての手数料及び旅費は、この政令の施行後も、なお従前の例

による。

附則

1 この政令は、昭和四十年五月二十一日から施行する。

2 この政令の施行の際まだ完結していない事項について手数料は、この政令の施行後も、なお従前の例による。

附則

- 1 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の際まだ完結していない事項については手数料、日当及び旅費は、この政令の施行後も、なお従前の例による。

附則

- 1 この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の際まだ完結していない事項については手数料、日当及び旅費は、この政令の施行後も、なお従前の例による。

附則

- 1 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。
- 2 この政令の施行の際まだ完結していない事項については手数料、日当及び旅費は、この政令の施行後も、なお従前の例による。

附則

- 1 この政令は、昭和五十二年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の際まだ完結していない事項については手数料、日当及び旅費は、この政令の施行後も、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、民事執行法の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

附則

- 1 この政令は、昭和五十七年二月一日から施行する。
- 2 この政令の施行の際、まだ完結していない事項については手数料、日当及び旅費は、この政令の施行後も、なお従前の例による。

附則

- 1 この政令は、建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年一月一日)から施行する。
- 2 この政令の施行の際まだ完結していない事項については公証人が受けるべき手数料は、この政令の施行後も、なお従前の例による。

昭和三十三年法務省告示第三百三十八号（公証人法第八條の規定による法務事務官をして公証人の職務を行わせる法務局若しくは地方法務局又はその支局）

（昭和三十三年四月十日）
（法務省告示第三百三十八号）

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八條の規定により左に掲げる庁に勤務する法務事務官をして公証人の職務を行わせる。

長野地方法務局飯山支局
長野地方法務局大町支局
新潟地方法務局相川支局
福井地方法務局小浜支局
松江地方法務局西郷支局
長崎地方法務局壱岐支局
長崎地方法務局厳原支局
那覇地方法務局平良支局
那覇地方法務局石垣支局
仙台法務局気仙沼支局
秋田地方法務局本荘支局

秋田地方法務局横手支局
秋田地方法務局大曲支局
旭川地方法務局留萌支局
釧路地方法務局根室支局

改正文

昭和三十九年二月一日から施行する。

改正文

昭和四十年四月一日から施行する。

改正文

昭和四十年七月二十七日から施行する。

改正文

昭和四十七年五月十五日から施行する。

改正文

昭和五十八年四月二十一日から施行する。

改正文

昭和五十九年十月一日から施行する。

改正文

昭和六十年六月一日から施行する。

公証人身元保証金令

(昭和二十四年五月三十一日
政令第三百三十九号)

内閣は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十九条の規定に基き、及びこれを実施するため、この政令を制定する。

第一条 公証人の納むべき身元保証金の額は、次の区別に従う。

東京都の区にある区域又は大阪市に役場を設ける者 三万円

人口七万人以上の地に役場を設ける者 二万円

その他の地に役場を設ける者 一万円

第二条 身元保証金は、現金又は國債証券で納付しなければならない。

附則抄

1 この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

公証人審査会令

(昭和二十四年五月三十一日
政令第三百三十八号)

(組織)

第一条 公証人審査会（以下「審査会」という。）は、法務事務次官及び委員六人で組織する。

2 委員は、法務省の職員及び公証人のうちから、各三人ずつを法務大臣が任命する。

第二条 審査会に予備委員四人を置く。

2 予備委員は、前条第二項に掲げる者のうちから、各二人ずつを法務大臣が任命する。

第三条 委員及び予備委員の任期は二年とし、これに欠員が生じた場合の補欠の委員及び予備委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び予備委員は、非常勤とする。

第四条 法務事務次官は、審査会の会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第五条 委員中に事故があるとき、又は欠員があるときは、会長は、同種の資格を有する予備委員のうちから、代理を命ずる。

(議事)

第六条 審査会は、会長及び委員をあわせて五人以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第七条 会長、委員又は予備委員は、自己又はその親族に関する事件の会議に参与することができない。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、法務省民事局第一課において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 公証人懲戒委員会規則（明治四十二年勅令第百七十九号）は、廃止する。

附則

この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

公証人法第十三条ノ二の審査会を定める政令

(昭和五十九年六月二十七日
政令第二百二十二号)

公証人法第十三条ノ二の審査会を定める政令をここに公布する。

公証人法第十三条ノ二の審査会を定める政令

内閣は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十三条ノ二の規定に基づき、この政令を制定する。

公証人法第十三条ノ二の政令で定める審査会は、公証人審査会とする。

附則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

公証人定員規則

(昭和二十四年六月一日
法律府令第十号)

最終改正 昭和六〇—省令一九

公証人の定員は、別表のとおりとする。

附則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 公証人法第十条第二項による公証人定員の件（明治四十二年司法省令第十五号）は、廃止する。

別表

公証人定員表

横 浜	東 京	法務局又は地方法務局	定 員
相厚小横川横 模 田須 原木原賀崎浜	八東 王 子京	本局又は支局	二 八 一 七 〇 七 七

浦 和	千 葉	水 戸	宇 都 宮
秩東熊所川越大浦 松	船佐八館木松一佐千 日 更 市	下麻竜土太日水 ケ	足栃烏大真字 田 都
父山谷沢越谷宮和	橋原場山津戸宮倉業	妻生崎浦田立戸	利木山原岡宮
一一二二四二六	一四	三	三

神 戸	京 都	大 阪	新 潟
洲豊竜社加姫柏篠明尼伊神	福舞峯宮園字京	岸堺東大	相糸高六柏長村新三新
古	知	和 大	魚 日 発
本岡野 川路原山石崎丹戸	山鶴山津部治都田	阪 阪	川川田町崎岡上田条瀧
三 二 七 一 九	八 四 三 一 七	二	二 一 七

長 野	甲 府	静 岡	前 橋
伊飯諏大木松佐上飯長	都 鹹 甲	袋掛浜下富沼静	富中高桐太沼伊前
那田訪町曾本久田山野	留沢府	井川松田士津岡	岡条崎生田田崎橋
二	二	二 二 三	二 一 四

大分	長崎	佐賀	福岡
日豊中竹佐臼杵大 後高 田田津田伯杵築分	嚴福寺平佐島大長 世 原江岐戸保原村崎	唐伊武佐 万 津里雄賀	田行北八柳吉久直飯甘福 九留 川橋州女川井米方塚木岡
三	三三	三	三六三二

松江	鳥取	岡山	山口
西川益浜出木松 郷本田田雲次江	米倉鳥 子吉取	勝美津新高笠倉岡 山作山見梁岡敷山	宇下岩萩徳防山 部関国 山府口
三	二	四	三

盛岡	山形	福島	仙台
水一宮遠二花盛	酒鶴米新寒山 河	平若白郡相福	気登石古大塩仙 仙 河
沢関古野戸巻岡	田岡沢庄江形	松河山馬島	沼米巻川原竈台
-----二	-----	-----二	-----五

那覇	宮崎	鹿児島	熊本
石平名沖那	高延都日宮 千	名鹿川知加鹿 治児	天人八阿山御玉三熊
垣良護繩覇	穂岡城南崎	瀬屋内覧木島	草古代蘇鹿船名角本
-----三	-----二	-----四	-----五

旭	函	札	青	秋
川	館	幌	森	田
稚留名旭	寿江函	岩小浦苦室滝岩札	八鯨弘五む青	大湯横大本能秋
		小見	所 ヶ 川	
内萌寄川	都差館	内樽河牧蘭川沢幌	戸沢前原つ森	曲沢手館莊代田
-----二	-----二	-----三二一九	-----三	-----四

松	高	徳	高	釧
山	知	島	松	路
字今西八大松	中安須赤高	川脇阿鳴徳	観丸高	根北網帯釧
和 幡			音	
島治条浜洲山	村芸崎岡知	島町南門島	寺亀松	室見走広路
-----二	-----四	-----二	-----二	-----三

公証人手数料規則第十四条の横書の証書の様式を定める省令

(昭和四十六年三月二十七日)
法務省令第十三号)

公証人手数料規則(明治四十二年勅令第七十四号)第十四条の横書の証書は、日本工業規格B列四番の用紙を二つ折(半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル)にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。

附則

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

民法施行法(抄)

(明治三十一年六月二十一日)
法律第十一号)

第一条 民法施行前ニ生ジタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用セス

第二条 削除

第三条 削除

第四条 証書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者ニ対シ其作成ノ日ニ付キ完全ナル証拠力ヲ有セス

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日附アルモノトス

- 一 公正証書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス
- 二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日附アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス
- 三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス
- 四 確定日附アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日附トス
- 五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

第六条 私署証書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官又ハ公証人ハ確定日附簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其証書ニ登簿番号ヲ記入シ帳簿及ヒ証書ニ日附アル印章ヲ押捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト証書トニ割印ヲ為スコトヲ要ス

② 証書カ数紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ毎紙ノ綴目又ハ継目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス
第七条 削除

第八条 私署証書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス

確定日付手数料規則 (明治四十二年七月二十日 司法省令第十六号)

① 私署証書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所ニ請求スル者ハ每一件ニ付手数料五百円ヲ納ムヘシ
② 前項ノ手数料ハ収入印紙ヲ請求書ニ貼附シテ之ヲ納ムヘシ

附則

① 本令ハ明治四十二年八月十六日ヨリ之ヲ施行ス
② 明治三十一年司法省令第十一号ハ之ヲ廃止ス

附則

この省令は、昭和五十二年七月一日から施行する。

附則

1 この省令は、昭和六十年七月一日から施行する。
2 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)附則第八条の規定により手数料を収入印紙をもつて納付するときは、収入印紙を申請書又は請求書にはつて、納付しなければならない。

確定日附簿及び日附印章調製規則 (昭和二十四年六月一日 法務府令第十一号)

第一条 登記所及び公証人役場に備えるべき確定日附簿及び日附のある印章は、附録様式により調製しなければならない。
ない。

第二条 登記所に備えるべき確定日附簿には、法務局又は地方法務局長において、その枚数を表紙の裏面に記載し、職氏名を署し、職印を押し、且つ、毎葉のつづり目に職印で契印をしなければならない。

2 前項の規定は、公証人役場に備えるべき確定日附簿につき、当該公証人に準用する。

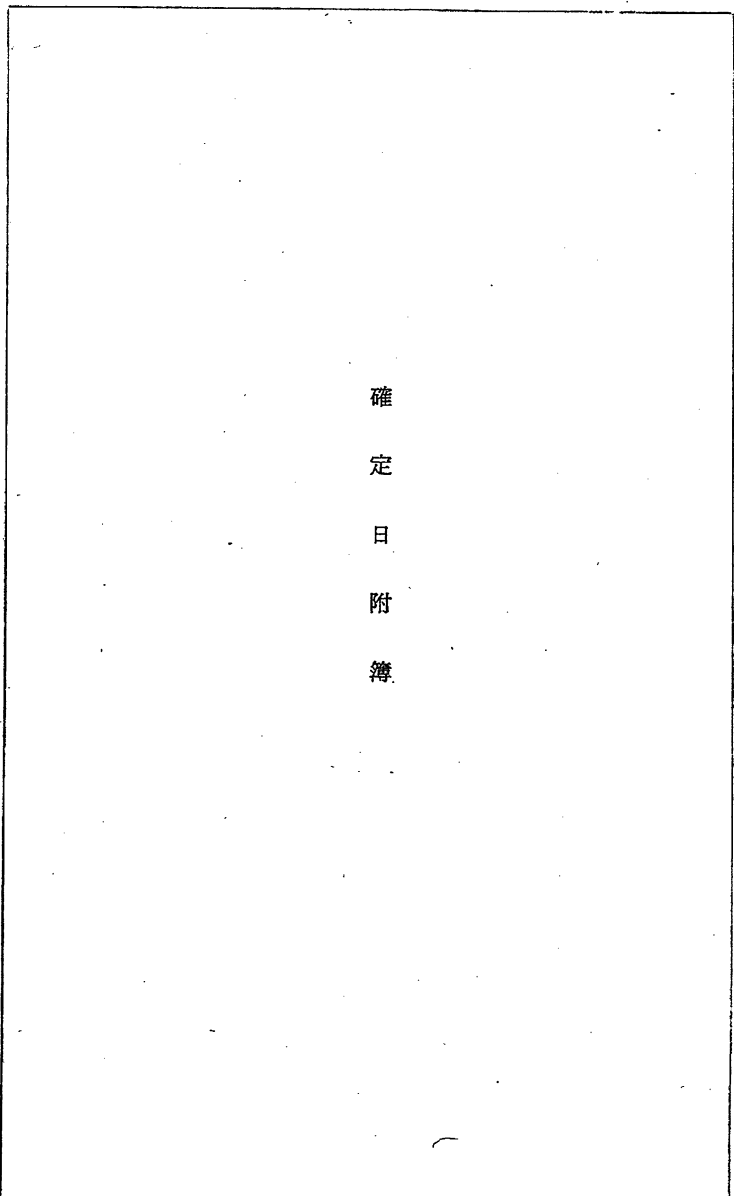
附則

1 この府令は、公布の日から施行する。
2 確定日附簿及び日附印章調製方(明治三十一年司法省令第七号)は、廃止する。
3 この府令施行の際現に存する帳簿又は印章に限り、この府令の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附録

確定日附簿の様式

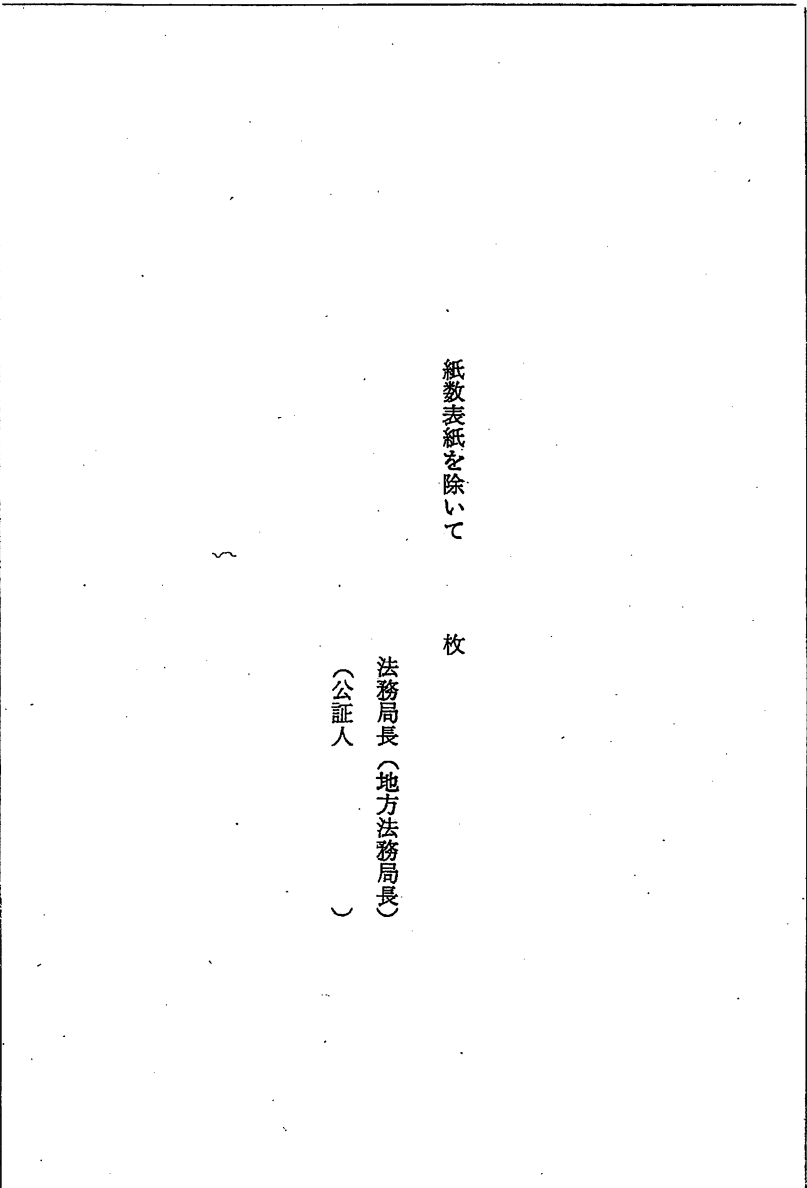
確定日附簿




紙数表紙を除いて

枚

法務局長（地方法務局長）
（公証人）

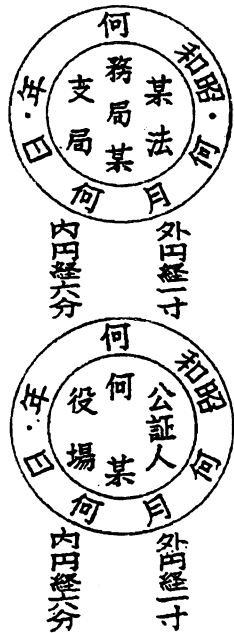


件名	署名者の氏名	番号	章印するあの附日	件名	署名者の氏名	番号
		第 号				第 号
		第 号				第 号
		第 号				第 号
		第 号				第 号

件名	署名者の氏名	番号	確定日附簿	章印
		第 号	確定日附簿	
		第 号		
		第 号		
		第 号		
		第 号		
		第 号		

件名	署名者の氏名	番号	章印するあの附日	件名	署名者の氏名	番号
		第 号				第 号
		第 号				第 号
		第 号				第 号
		第 号				第 号
		第 号				第 号

日附のある印章の様式



利息制限法

(昭和二十九年五月十五日
法律第百号)

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

- 元本が十万円未満の場合 年二割
- 元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本が百万円以上の場合

年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(利息の天引)

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(みなし利息)

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(賠償額予定の制限)

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。
3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

附則抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
2 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廃止する。

4 この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

国家賠償法（抄）（昭和二十二年十月二十七日法律第百二十五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。

第四条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。

附則（抄）

① この法律は、公布の日から、これを施行する。

⑥ この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。

建物の区分所有等に関する法律（昭和三七・四・四法律六九号）

改正 昭五八―法五一

第一章 建物の区分所有

第一節 総則

（建物の区分所有）

第一条 一棟の建物の構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有権の目的とすることができる。

（定義）

第二条 この法律において「区分所有権」とは、前条に規定する建物の部分（第四条第二項の規定により共用部分とされたものを除く。）を目的とする所有権をいう。

2 この法律において「区分所有者」とは、区分所有権を有する者をいう。

3 この法律において「専有部分」とは、区分所有権の目的たる建物の部分をいう。

- 4 この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物及び第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物をいう。
- 5 この法律において「建物の敷地」とは、建物が所在する土地及び第五条第一項の規定により建物の敷地とされた土地をいう。

6 この法律において「敷地利用権」とは、専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利をいう。
(区分所有者の団体)

第三条 区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかでない共用部分(以下「一部共用部分」という。)をそれらの区分所有者が管理するときも、同様とする。

(共用部分)

第四条 数個の専有部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一部の共用に供されるべき建物の部分は、区分所有権の目的にならないものとする。

2 第一条に規定する建物の部分及び附属の建物は、規約により共用部分とすることができる。この場合には、その旨の登記をしなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(規約による建物の敷地)

第五条 区分所有者が建物及び建物が所在する土地と一体として管理又は使用をする庭、通路その他の土地は、規約により建物の敷地とすることができる。

2 建物が所在する土地が建物の一部の滅失により建物が所在する土地以外の土地となつたときは、その土地は、前項の規定により規約で建物の敷地と定められたものとみなす。建物が所在する土地の一部が分割により建物が所在する土地以外の土地となつたときも、同様とする。

(区分所有者の権利義務等)

第六条 区分所有者は、建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。

2 区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用を請求することができる。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。

3 第一項の規定は、区分所有者以外の専有部分の占有者(以下「占有者」という。)に準用する。
(先取特権)

第七条 区分所有者は、共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対し有する債権又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して有する債権について、債務者の区分所有者(共用部分に関する権利及び敷地利用権を含む。)及び建物に備え付けた動産の上に先取特権を有する。管理者又は管理組合法人がその職務又は業務を行うにつき区分所有者に対して有する債権についても、同様とする。

2 前項の先取特権は、優先権の順位及び効力については、共益費用の先取特権とみなす。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

(特定承継人の責任)

第八条 前条第一項に規定する債権は、債務者たる区分所有者の特定承継人に対しても行うことができる。

(建物の設置又は保存の瑕疵に関する推定)

第九条 建物の設置又は保存に瑕疵があることにより他人に損害を生じたときは、その瑕疵は、共用部分の設置又は保存にあるものと推定する。

(区分所有権売渡請求権)

第一〇条 敷地利用権を有しない区分所有者があるときは、その専有部分の収去を請求する権利を有する者は、その区分所有者に対し、区分所有権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

第二節 共用部分等

(共用部分の共有関係)

第一一条 共用部分は、区分所有者全員の共有に属する。ただし、一部共用部分は、これを共用すべき区分所有者の共有に属する。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。ただし、第二十七条第一項の場合を除いて、区分所有者以外の者を共用部分の所有者と定めることはできない。

3 民法第七十七条の規定は、共用部分には適用しない。

第二二条 共用部分が区分所有者の全員又はその一部の共有に属する場合には、その共用部分の共有については、次条から第十九条までに定めるところによる。

(共用部分の使用)

第一三条 各共有者は、共用部分をその用方に従つて使用することができる。

(共用部分の持分の割合)

第一四条 各共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による。

2 前項の場合において、一部共用部分(附属の建物であるものを除く)で床面積を有するものがあるときは、その一部共用部分の床面積は、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

3 前二項の床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

4 前三項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

(共用部分の持分の処分)

第一五条 共有者の持分は、その有する専有部分の処分に従う。

2 共有者は、この法律に別段の定めがある場合を除いて、その有する専有部分と分離して持分を処分することができる。きない。

(一部共用部分の管理)

第一六条 一部共用部分の管理のうち、区分所有者全員の利害に係るもの又は第三十一条第二項の規約に定めがあるものは区分所有者全員で、その他のものはこれを共用すべき区分所有者のみで行う。

(共用部分の変更)

第一七条 共用部分の変更(改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く)は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。

2 前項の場合において、共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならない。

(共用部分の管理)

第一八条 共用部分の管理に関する事項は、前条の場合を除いて、集会の決議で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

3 前条第二項の規定は、第一項本文の場合に準用する。

4 共用部分につき損害保険契約をすることは、共用部分の管理に関する事項とみなす。

(共用部分の負担及び利益収取)

第一九条 各共有者は、規約に別段の定めがない限りその持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。

(管理所有者の権限)

第二〇条 第十一条第二項の規定により規約で共用部分の所有者と定められた区分所有者は、区分所有者全員(一部共用部分については、これを共用すべき区分所有者)のためにその共用部分を管理する義務を負う。この場合には、それらの区分所有者に対し、相当な管理費用を請求することができる。

2 前項の共用部分の所有者は、第十七条第一項に規定する共用部分の変更をすることができない。

(共用部分に関する規定の準用)

第二一条 建物の敷地又は共用部分以外の附属施設(これらに関する権利を含む。)が区分所有者の共有に属する場合

には、第十七条から第十九条までの規定は、その敷地又は附属施設に準用する。

第三節 敷地利用権

(分離処分禁止)

第二二条 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、区分所有者が数個の専有部分を所有するときは、各専有部分に係る敷地利用権の割合は、第十四条第一項から第三項までに定める割合による。ただし、規約でこの割合と異なる割合が定められているときは、その割合による。

3 前二項の規定は、建物の専有部分の全部を所有する者の敷地利用権が単独で有する所有権その他の権利である場合に準用する。

(分離処分の無効の主張の制限)

第二三条 前条第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する専有部分又は敷地利用権の処分については、その無効を善意の相手方に主張することができない。ただし、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の定めるところにより分離して処分することができない専有部分及び敷地利用権であることを登記した後、その処分がされたときは、この限りでない。

(民法第二百五十五条の適用除外)

第二四条 第二十二条第一項本文の場合には、民法第二百五十五条(同法第二百六十四条において準用する場合を含む)

む。の規定は、敷地利用権には適用しない。

第四節 管理者

(選任及び解任)

第二五条 区分所有者は、規約の別段の定めがない限り集会の決議によつて、管理者を選任し、又は解任することができる。

2 管理者に不正な行為その他その職務を行うに不適しい事情があるときは、各区分所有者は、その解任を裁判所に請求することができる。

(権限)

第二六条 管理者は、共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設を保存し、集会の決議を実行し、並びに規約で定めた行為をする権利を有し、義務を負う。

2 管理者は、その職務に関し、区分所有者を代理する。第十八条第四項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による損害保険契約に基づく保険金額の請求及び受領についても、同様とする。

3 管理者の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

4 管理者は、規約又は集会の決議により、その職務(第二項後段に規定する事項を含む。)に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。

5 管理者は、前項の規約により原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第三十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理所有)

第二七条 管理者は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分を所有することができる。

2 第六条第二項及び第二十条の規定は、前項の場合に準用する。

(委任の規定の準用)

第二八条 この法律及び規約に定めるもののほか、管理者の権利義務は、委任に関する規定に従う。

(区分所有者の責任等)

第二九条 管理者がその職務の範囲内において第三者との間にした行為につき区分所有者がその責めに任ずべき割合は、第十四条に定める割合と同一の割合とする。ただし、規約で建物並びにその敷地及び附属施設の管理に要する経費につき負担の割合が定められているときは、その割合による。

2 前項の行為により第三者が区分所有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行うことができる。

第五節 規約及び集会

(規約事項)

第三〇条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。

2 一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものは、区分所有者全員の規約に定めがある場合を除いて、これを共用すべき区分所有者の規約で定めることができる。

3 前二項の場合には、区分所有者以外の者の権利を害することができない。

(規約の設定、変更及び廃止)

第三一条 規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議によつて

する。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

- 2 前条第二項に規定する事項についての区分所有者全員の規約の設定、変更又は廃止は、当該一部共用部分を共用すべき区分所有者の四分の一を超える者又はその議決権の四分の一を超える議決権を有する者が反対したときは、することができない。

(公正証書による規約の設定)

- 3 第三条 最初に建物の専有部分の全部を所有する者は、公正証書により、第四条第二項、第五条第一項並びに第十二条第一項ただし書及び第二項ただし書（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規約を設定することができる。

(規約の保管及び閲覧)

- 3 第三条 規約は、管理者が保管しなければならない。ただし、管理者がないときは、建物を使用している区分所有者又はその代理人で規約又は集会の決議で定めるものが保管しなければならない。

- 2 前項の規定により規約を保管する者は、利害関係人の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、規約の閲覧を拒んではならない。

- 3 規約の保管場所は、建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(集会の招集)

- 3 第四条 集会は、管理者が招集する。

- 2 管理者は、少なくとも毎年一回集会を招集しなければならない。

- 3 区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するものは、管理者に対し、会議の目的たる事項を示し、集会の招集を請求することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。

- 4 前項の規定による請求がされた場合において、二週間以内はその請求の日から四週間以内の日を会日とする集会の招集の通知が発せられなかつたときは、その請求をした区分所有者は、集会を招集することができる。

- 5 管理者がないときは、区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。

(招集の通知)

- 3 第五条 集会の招集の通知は、会日より少なくとも一週間前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。

- 2 専有部分が数人の共有に属するときは、前項の通知は、第四十条の規定により定められた議決権を行使すべき者（その者がないときは、共有者の一人）にすれば足りる。

- 3 第一項の通知は、区分所有者が管理者に対して通知を受けるべき場所を通知したときはその場所に、これを通知しなかつたときは区分所有者の所有する専有部分が所在する場所にあててすれば足りる。この場合には、同項の通知は、通常それが到達すべき時に到達したものとみなす。

- 4 建物内に住所を有する区分所有者又は前項の通知を受けるべき場所を通知しない区分所有者に対する第一項の通知は、規約に特別の定めがあるときは、建物内の見やすい場所に掲示してすることができる。この場合には、同項の通知は、その掲示をした時に到達したものとみなす。

- 5 第一項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が第十七条第一項、第三十一条第一項、第六十一条第五

項、第六十二条第一項又は第六十八条第一項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

(招集手続の省略)

第三六条 集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(決議事項の制限)

第三七条 集会においては、第三十五条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議をすることができる。

2 前項の規定は、この法律に集会の決議につき特別の定数が定められている事項を除いて、規約で別段の定めをすることを妨げない。

3 前二項の規定は、前条の規定による集会には適用しない。

(議決権)

第三八条 各区分所有者の議決権は、規約に別段の定めがない限り、第十四条に定める割合による。

(議事)

第三九条 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決す。

2 議決権は、書面で、又は代理人によつて行使することができる。

(議決権行使者の指定)

第四〇条 専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、議決権を行使すべき一人を定めなければならない。

(議長)

第四一条 集会においては、規約に別段の定めがある場合及び別段の決議をした場合を除いて、管理者又は集會を招集した区分所有者の一人が議長となる。

(議事録)

第四二条 集会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び集會に出席した区分所有者の二人がこれに署名押印しなければならない。

3 第三十三条の規定は、議事録に準用する。

(事務の報告)

第四三条 管理者は、集會において、毎年一回一定の時期に、その事務に関する報告をしなければならない。

(占有者の意見陳述権)

第四四条 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、會議の目的たる事項につき利害関係を有する場合に、集會に出席して意見を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、集會を招集する者は、第三十五条の規定により招集の通知を發した後遅滞なく、集會の日時、場所及び會議の目的たる事項を建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(書面決議)

第四五条 この法律又は規約により集會において決議すべきものとされた事項については、区分所有者全員の書面による合意があつたときは、集會の決議があつたものとみなす。

2 第三十三条の規定は、前項の書面に準用する。

(規約及び集会の決議の効力)

- 第四六条 規約及び集会の決議は、区分所有者の特定承継人に対しても、その効力を生ずる。
- 2 占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、区分所有者が規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

第六節 管理組合法人

(成立等)

第四七条 第三条に規定する団体で区分所有者の数が三十人以上であるものは、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で法人となる旨並びにその名称及び事務所を定め、かつ、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて法人となる。

- 2 前項の規定による法人は、管理組合法人と称する。
- 3 この法律に規定するもののほか、管理組合法人の登記に関して必要な事項は、政令で定める。
- 4 管理組合法人に関して登記すべき事項は、登記した後でなければ、第三者に対抗することができない。
- 5 管理組合法人の成立前の集会の決議、規約及び管理者の職務の範囲内の行為は、管理組合法人につき効力を生ずる。
- 6 管理組合法人は、区分所有者を代理して、第十八条第四項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による損害保険契約に基づく保険金額を請求し、受領することができる。
- 7 民法第四十三条、第四十四条、第五十条及び第五十一条の規定は管理組合法人に、破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百二十七条第二項の規定は存立中の管理組合法人に準用する。

8 第四節及び第三十三条第一項ただし書(第四十二条第三項及び第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、管理組合法人には適用しない。

9 管理組合法人について、第三十三条第一項本文(第四十二条第三項及び第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用する場合には第三十三条第一項本文中「管理者が」とあるのは「理事が管理組合法人の事務所において」と、第三十四条第一項から第三項まで及び第五項、第三十五条第三項、第四十一条並びに第四十三条の規定を適用する場合にはこれらの規定中「管理者」とあるのは「理事」とする。

10 管理組合法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第三項及び第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(管理組合法人を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(管理組合法人を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(管理組合法人を除く。)」とする。

(名称)

第四八条 管理組合法人は、その名称中に管理組合法人という文字を用いなければならない。

2 管理組合法人でないものは、その名称中に管理組合法人という文字を用いてはならない。

(理事)

第四九条 管理組合法人には、理事を置かなければならない。

2 理事は、管理組合法人を代表する。

3 理事が数人あるときは、各自管理組合法人を代表する。

4 前項の規定は、規約若しくは集会の決議によつて管理組合法人を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して管理組合法人を代表すべきことを定め、又は規約の定めに基づき理事の互選によつて管理組合法人を代表すべき理事を定めることを妨げない。

5 理事の任期は、二年とする。ただし、規約で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

6 理事が欠けた場合又は規約で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なおその職務を行う。

7 第二十五条、民法第五十二条第二項及び第五十四条から第五十六条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項の規定は、理事に準用する。

（監事）

第五〇条 管理組合法人には、監事を置かなければならない。

2 監事は、理事又は管理組合法人の使用人と兼ねてはならない。

3 第二十五条並びに前条第五項及び第六項、民法第五十六条及び第五十九条並びに非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、監事に準用する。

（監事の代表権）

第五一条 管理組合法人と理事との利益が相反する事項については、監事が管理組合法人を代表する。

（事務の執行）

第五二条 管理組合法人の事務は、この法律に定めるもののほか、すべて集会の決議によつて行う。ただし、この法律に集会の決議につき特別の定数が定められている事項及び第五十七条第二項に規定する事項を除いて、規約で、

理事その他の役員が決するものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、保存行為は、理事が決することができる。

（区分所有者の責任）

第五三条 管理組合法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、区分所有者は、第十四条に定める割合と同一の割合で、その債務の弁済の責めに任ずる。ただし、第二十九条第一項ただし書に規定する負担の割合が定められているときは、その割合による。

2 管理組合法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、区分所有者が管理組合法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

（特定承継人の責任）

第五四条 区分所有者の特定承継人は、その承継前に生じた管理組合法人の債務についても、その区分所有者が前条の規定により負う責任と同一の責任を負う。

（解散）

第五五条 管理組合法人は、次の事由によつて解散する。

一 建物（一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分）の全部の滅失

二 建物の専有部分がなくなつたこと。

三 集会の決議

- 2 前項第三号の決議は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数とする。
- 3 民法第七十三条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第三十七条ノ二までの規定は、管理組合法人の解散及び清算に準用する。

(残余財産の帰属)

第五六条 解散した管理組合法人の財産は、規約に別段の定めがある場合を除いて、第十四条に定める割合と同一の割合で各区分所有者に帰属する。

第七節 義務違反者に対する措置

(共同の利益に反する行為の停止等の請求)

- 第五七条 区分所有者が第六条第一項に規定する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、区分所有者の共同の利益のため、その行為を停止し、その行為の結果を除去し、又はその行為を予防するため必要な措置を執ることを請求することができる。
- 2 前項の規定に基づき訴訟を提起するには、集会の決議によらなければならない。
 - 3 管理者又は集会において指定された区分所有者は、集会の決議により、第一項の他の区分所有者の全員のために、前項に規定する訴訟を提起することができる。
 - 4 前三項の規定は、占有者が第六条第三項において準用する同条第一項に規定する行為をした場合及びその行為をするおそれがある場合に準用する。

(使用禁止の請求)

第五八条 前条第一項に規定する場合において、第六条第一項に規定する行為による区分所有者の共同生活上の障害

が著しく、前条第一項に規定する請求によつてはその障害を除去して共用部分の利用の確保その他の区分所有者の共同生活の維持を図ることが困難であるときは、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつて、相当の期間の当該行為に係る区分所有者による専有部分の使用の禁止を請求することができる。

- 2 前項の決議は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数とする。
- 3 第一項の決議をするには、あらかじめ、当該区分所有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。
- 4 前条第三項の規定は、第一項の訴えの提起に準用する。

(区分所有権の競売の請求)

第五九条 第五十七条第一項に規定する場合において、第六条第一項に規定する行為による区分所有者の共同生活上の障害が著しく、他の方法によつてはその障害を除去して共用部分の利用の確保その他の区分所有者の共同生活の維持を図ることが困難であるときは、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつて、当該行為に係る区分所有者の区分所有権及び敷地利用権の競売を請求することができる。

- 2 第五十七条第三項の規定は前項の訴えの提起に、前条第二項及び第三項の規定は前項の決議に準用する。
- 3 第一項の規定による判決に基づく競売の申立ては、その判決が確定した日から六月を経過したときは、することができない。
- 4 前項の競売においては、競売を申し立てられた区分所有者又はその者の計算において買い受けようとする者は、買受けの申出をすることができない。

(占有者に対する引渡し請求)

第六〇条 第五十七条第四項に規定する場合において、第六条第三項において準用する同条第一項に規定する行為による区分所有者の共同生活上の障害が著しく、他の方法によつてはその障害を除去して共用部分の利用の確保その他の区分所有者の共同生活の維持を図ることが困難であるときは、区分所有者の全員又は管理組合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつて、当該行為に係る占有者が占有する専有部分の使用又は収益を目的とする契約の解除及びその専有部分の引渡しを請求することができる。

2 第五十七条第三項の規定は前項の訴えの提起に、第五十八条第二項及び第三項の規定は前項の決議に準用する。
3 第一項の規定による判決に基づき専有部分の引渡しを受けた者は、遅滞なく、その専有部分を占有する権原を有する者にこれを引き渡さなければならない。

第八節 復旧及び建替え

(建物の一部が滅失した場合の復旧等)

第六一条 建物の価格の二分の一以下に相当する部分が滅失したときは、各区分所有者は、滅失した共用部分及び自己の専有部分を復旧することができる。ただし、共用部分については、復旧の工事に着手するまでに第三項又は次条第一項の決議があつたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により共用部分を復旧した者は、他の区分所有者に対し、復旧に要した金額を第十四条に定める割合に応じて償還すべきことを請求することができる。
- 3 第一項本文に規定する場合には、集会において、滅失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる。
- 4 前三項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。
- 5 第一項本文に規定する場合を除いて、建物の一部が滅失したときは、集会において、区分所有者及び議決権の各

四分の三以上の多数で、滅失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる。

- 6 前項の決議をした集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載しなければならない。
- 7 第五項の決議があつたときは、その決議に賛成した区分所有者(その承継人を含む。)以外の区分所有者は、決議に賛成した区分所有者(その承継人を含む。)に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。
- 8 第五項に規定する場合において、建物の一部が滅失した日から六月以内に同項又は次条第一項の決議がないときは、各区分所有者は、他の区分所有者に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。

9 第二項及び前二項の場合には、裁判所は、償還又は買取りの請求を受けた区分所有者の請求により、償還金又は代金の支払につき相当の期限を許与することができる。

(建替え決議)

第六二条 老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価額その他の事情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至つたときは、集会において、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、建物の敷地に新たに主たる使用目的を同一とする建物を建築する旨の決議(以下「建替え決議」という。)をすることができる。

- 2 建替え決議においては、次の事項を定めなければならない。
 - 一 新たに建築する建物(以下「再建建物」という。)の設計の概要
 - 二 建物の取壊し及び再建建物の建築に要する費用の概算額

- 三 前号に規定する費用の分担に関する事項
- 四 再建建物の区分所有権の帰属に関する事項

3 前項第三号及び第四号の事項は、各区分所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

4 前条第六項の規定は、建替え決議をした集会の議事録に準用する。

(区分所有権の売渡し請求等)

第六三条 建替え決議があつたときは、集会を招集した者は、遅滞なく、建替え決議に賛成しなかつた区分所有者(その承継人を含む。)に対し、建替え決議の内容により建替えに参加するか否かを回答すべき旨を書面で催告しなければならない。

2 前項に規定する区分所有者は、同項の規定による催告を受けた日から二月以内に回答しなければならない。

3 前項の期間内に回答しなかつた第一項に規定する区分所有者は、建替えに参加しない旨を回答したものとみなす。

4 第二項の期間が経過したときは、建替え決議に賛成した各区分所有者若しくは建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者(これらの者の承継人を含む。)又はこれらの者の全員の合意により区分所有権及び敷地利用権を買い受けることができる者として指定された者(以下「買受指定者」という。)は、同項の期間の満了の日から二月以内に、建替えに参加しない旨を回答した区分所有者(その承継人を含む。)に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議があつた後にこの区分所有者から敷地利用権のみを取得した者(その承継人を含む。)の敷地利用権についても、同様とする。

5 前項の規定による請求があつた場合において、建替えに参加しない旨を回答した区分所有者が建物の明渡しによりその生活上著しい困難を生ずるおそれがあり、かつ、建替え決議の遂行に甚だしい影響を及ぼさないものと認めらるべき顕著な事由があるときは、裁判所は、その者の請求により、代金の支払又は提供の日から一年を超えない範囲内において、建物の明渡しにつき相当の期限を許与することができる。

6 建替え決議の日から二年以内に建物の取壊しの工事に着手しない場合には、第四項の規定により区分所有権又は敷地利用権を売り渡した者は、この期間の満了の日から六月以内に、買主が支払った代金に相当する金銭をその区分所有権又は敷地利用権を現在有する者に提供して、これらの権利を売り渡すべきことを請求することができる。ただし、建物の取壊しの工事に着手しなかつたことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

7 前項本文の規定は、同項ただし書に規定する場合において、建物の取壊しの工事の着手を妨げる理由がなくなつた日から六月以内にその着手をしないときに準用する。この場合において、同項本文中「この期間の満了の日から六月以内」とあるのは、「建物の取壊しの工事の着手を妨げる理由がなくなつたことを知つた日から六月又はその理由がなくなつた日から二年のいずれか早い時期まで」と読み替えるものとする。

(建替えに関する合意)

第六四条 建替え決議に賛成した各区分所有者、建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者及び区分所有権又は敷地利用権を買い受けた各買受指定者(これらの者の承継人を含む。)は、建替え決議の内容により建替えを行う旨の合意をしたものとみなす。

第二章 団 地

(団地建物所有者の団体)

第六五条 一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）がそれらの建物の所有者（専有部分のある建物にあつては、区分所有者）の共有に属する場合には、それらの所有者（以下「団地建物所有者」という。）は、全員で、その団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。

（建物の区分所有に関する規定の準用）

第六六条 第七條、第八條、第十七條から第十九條まで、第二十五條、第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項及び第三項、第三十一條第一項並びに第三十三條から第五十六條までの規定は、前條の場合に準用する。この場合において、これらの規定（第五十五條第一項第一号を除く。）中「区分所有者」とあるのは「第六十五條に規定する団地建物所有者」と、「管理組合法人」とあるのは「団地管理組合法人」と、第七條第一項中「共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設」とあるのは「第六十五條に規定する場合における当該土地若しくは附属施設（以下「土地等」という。）」と、「区分所有権」とあるのは「土地等に関する権利、建物又は区分所有権」と、第十七條、第十八條第一項及び第四項並びに第十九條中「共用部分」とあり、第二十六條第一項中「共用部分並びに第二十一條に規定する場合における建物の敷地及び附属施設」とあり、並びに第二十九條第一項中「建物並びにその敷地及び附属施設」とあるのは「土地等並びに第六十八條の規定による規約により管理

すべきものと定められた同條第一項第一号に掲げる土地及び附属施設並びに同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第十七條第二項、第三十五條第二項及び第三項、第四十條並びに第四十四條第一項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と、第二十九條第一項、第三十八條、第五十三條第一項及び第五十六條中「第十四條に定める」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の」と、第三十條第一項及び第四十六條第二項中「建物又はその敷地若しくは附属施設」とあるのは「土地等又は第六十八條第一項各号に掲げる物」と、第三十三條第三項、第三十五條第四項及び第四十四條第二項中「建物内」とあるのは「団地内」と、第四十六條第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有する者で第六十五條に規定する団地建物所有者でないもの」と、第四十七條第一項中「第三條」とあるのは「第六十五條」と、第五十五條第一項第一号中「建物（一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分）」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」と、同項第二号中「建物に専有部分が」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」と読み替えるものとする。

(団地共用部分)

第六七條 一団地内の附属施設たる建物（第一條に規定する建物の部分を含む。）は、前條において準用する第三十條第一項の規約により団地共用部分とすることができる。この場合においては、その旨の登記をしなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

2 一団地内の数棟の建物の全部を所有する者は、公正証書により、前項の規約を設定することができる。

3 第十一條第一項本文及び第三項並びに第十三條から第十五條までの規定は、団地共用部分に準用する。この場合において、第十一條第一項本文中「区分所有者」とあるのは「第六十五條に規定する団地建物所有者」と、第十四

条第一項及び第十五条中「専有部分」とあるのは、「建物又は専有部分」と読み替えるものとする。
(規約の設定の特例)

第六八条 次の物につき第六十六条において準用する第三十条第一項の規約を定めるには、第一号に掲げる土地又は附属施設にあつては当該土地の全部又は附属施設の全部につきそれぞれ共有者の四分の三以上でその持分の四分の三以上を有するものの同意、第二号に掲げる建物にあつてはその全部につきそれぞれ第三十四条の規定による集会における区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による決議があることを要する。

一 一団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内の一部の建物の所有者（専有部分のある建物にあつては、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地又は附属施設（専有部分のある建物以外の建物の所有者のみの共有に属するものを除く。）

二 当該団地内の専有部分のある建物

2 第三十一条第二項の規定は、前項第二号に掲げる建物の一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に係らないものについての同項の集会の決議に準用する。

第三章 罰 則

第六九条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした管理者、理事、規約を保管する者、議長又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第一項本文（第四十二条第三項及び第四十五条第二項（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）並びに第六十六条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）又は第四十七条第

九項（第六十六条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用される第三十三条第一項本文の規定に違反して、規約、議事録又は第四十五条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の書面の保管をしなかつたとき。

二 第三十三条第二項（第四十二条第三項及び第四十五条第二項（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）並びに第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、前号に規定する書類の閲覧を拒んだとき。

三 第四十二条第一項又は第二項（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、議事録を作成せず、又は議事録に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第四十三条（第四十七条第九項（第六十六条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用される場合及び第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四十七条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に定める登記を怠つたとき。

六 第四十七条第七項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、又は財産目録に不正の記載をしたとき。

七 理事若しくは監事が欠けた場合又は規約で定めたその員数が欠けた場合において、その選任手続を怠つたとき。

八 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

九 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠ったとき。

十 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項の規定による検査を妨げたとき。

第七〇条 第四十八条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 第十七条及び第二十四条から第三十四条まで（第三十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。ただし、昭和三十八年四月一日前においては、この法律中その他の規定の施行に伴う準備のため必要な範囲内においてのみ、適用があるものとする。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存する共用部分が区分所有者のみの所有に属する場合において、第四条第一項の規定に適合しないときは、その共用部分の所有者は、同条第二項の規定により規約でその共用部分の所有者と定められたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する共用部分が区分所有者の全員又はその一部の共有に属する場合において、各共有者の持分が第十条の規定に適合しないときは、その持分は、第八条ただし書の規定により規約で定められたものと

みなす。

3 この法律の施行の際現に存する共用部分の所有者が第四条第一項の規定の適用により損失を受けたときは、その者は、民法第七百三条の規定に従い、償金を請求することができる。

附 則（昭和五八・五・二一法律五一号建物区分所有法及び不動産登記法一部改正法）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年一月一日から施行する。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 第一条の規定による改正後の建物の区分所有等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除いて、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の建物の区分所有等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

（建物の設置又は保存の瑕疵に関する推定に関する経過措置）

第三条 新法第九条の規定は、この法律の施行前に建物の設置又は保存の瑕疵により損害が生じた場合における当該瑕疵については、適用しない。

（共用部分に関する合意等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に区分所有者が共用部分、新法第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地若しくは附属施設又は規約、議事録若しくは旧法第三十四条第一項の書面の保管者についてした合意又は決定（民法第二百五十一条又は第二百五十二条の規定によるものを含む。以下この条において同じ。）は、新法の規定により集会の決議で定められたものとみなす。この法律の施行前に新法第六十五条に規定する場合における当該土地又は附属

施設に係る同条の所有者がこれらの物又は規約、議事録若しくは旧法第三十六条において準用する旧法三十四条第一項の書面の保管者についてした合意又は決定も、同様とする。

(既存専有部分等に関する経過措置)

第五条 新法第二十二條から第二十四條までの規定は、この法律の施行の際現に存する専有部分及びその専有部分に係る敷地利用権（以下「既存専有部分等」という。）については、この法律の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から適用する。ただし、次条第一項の指定に係る建物の既存専有部分等については、同項に規定する適用開始日から適用する。

第六条 法務大臣は、専有部分の数、専有部分及び建物の敷地に関する権利の状況等を考慮して、前条本文の政令で定める日前に同条本文に規定する規定を適用する既存専有部分等に係る建物及びこれらの規定の適用を開始すべき日（以下「適用開始日」という。）を指定することができる。

2 法務大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、その旨を各区分所有者又は管理者若しくは管理組合法人の理事に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を発した日から一月内に四分の一を超える区分所有者又は四分の一を超える議決権を有する区分所有者が法務省令の定めるところにより異議の申出をしたときは、法務大臣は、第一項の指定をすることができない。

4 第一項の指定は、建物の表示及び適用開始日を告示して行う。

5 適用開始日は、前項の規定による告示の日から一月以上を経過した日でなければならない。

6 法務大臣は、区分所有者の四分の三以上で議決権の四分の三以上を有するものの請求があつたときは、第一項の

指定をしなければならない。この場合には、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第七条 法務大臣は、前条第四項の規定による告示をする場合において、区分所有者が数人で有する所有権、地上権又は賃借権に基づき建物及びその建物が所在する土地と一体として管理又は使用をしている土地があるときは、その土地の表示を併せて告示しなければならない。

2 前項の規定により告示された土地は、適用開始日に新法第五条第一項の規定により規約で建物の敷地と定められたものとみなす。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による告示について準用する。

第八条 附則第六条第一項の指定に係る建物以外の建物の既存専有部分等は、附則第五条本文の政令で定める日に、新法第二十二條第一項ただし書の規定により規約で分離して処分することができることと定められたものとみなす。

(規約に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に効力を有する規約は、新法第三十一条又は新法第六十六条において準用する新法第三十一条第一項及び新法第六十八条の規定により定められたものとみなす。

2 前項の規約で定められた事項で新法に抵触するものは、この法律の施行の日からその効力を失う。

(義務違反者に対する措置に関する経過措置)

第一〇条 この法律の施行前に区分所有者がした旧法第五条第一項に規定する行為に対する措置については、なお従前の例による。

(建物の一部滅失に関する経過措置)

第一条 新法第六十一条第五項及び第六十二条の規定は、この法律の施行前に旧法第三十五条第四項本文の規定による請求があつた建物については、適用しない。

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の不動産登記法第九十三条第三項ただし書、第九十三条ノ二、第九十三条ノ七、第百条第二項及び第百一条第四項から第六項までの規定は、この法律の施行の際現に存する一棟の建物を区分した建物については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 第一八条(他法改正)(省略)

信託法(抄)

(大正十一年四月二十二日
日法律第六十二号)

第一条 本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ

第二条 信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得

第三条 登記又ハ登録スヘキ財産権ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登録ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルトヲ得ス

② 有価証券ニ付テハ信託ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ証券ニ信託財産ナルコトヲ表示シ株券及社債券ニ付テハ尚株主名簿又ハ社債原簿ニ信託財産タル旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルトヲ得ス

有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル

金銭ノ管理ニ関スル件

(大正十一年十二月二十九日
勅令第五百十九号)

第一条 信託法第三条第二項ノ規定ニ依ル信託財産ナルコトノ表示ハ委託者又ハ受託者ノ請求ニ因リ公債、株式又ハ

社債ニ付テハ発行者又ハ公証人、其ノ他ノ有価証券ニ付テハ公証人之ヲ為ス但シ国債ニ付テハ日本銀行ヲシテ之ヲ為サシムルコトヲ得

第二条 公証人前条ノ請求ヲ受ケタルトキハ信託表示簿ニ証券ノ種類及番号並委託者受託者ノ氏名ヲ記載シ証券ニハ信託財産ナルコト及登簿番号ヲ記載シテ日附アル印章ヲ押捺シ尚其ノ印章ヲ以テ信託表示簿ト証券トニ割印ヲ為スヘシ

第三条 発行者又ハ日本銀行第一条ノ請求ヲ受ケタルトキハ証券ニ信託財産ナルコトヲ記載シ其ノ年月日ヲ附記シ記名捺印スヘシ

第四条 前三条ノ規定ハ受託者カ信託財産ナルコトノ表示ノ抹消ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

② 前項ニ規定スル表示ノ抹消ハ受益者モ亦之ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ証スル書面ヲ申請書ニ添附スルコトヲ要ス

第五条 信託財産ニ属スル金銭ノ運用ハ信託行為ヲ以テ別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外左ノ方法ニ依ルコトヲ要ス

一 公債及特別ノ法令ニ依リテ設立シタル会社ノ社債ノ応募、引受又ハ買入

二 国債其ノ他前号ノ有価証券ヲ担保トスル貸付

三 郵便貯金

四 銀行ヘノ預金

附則

本令ハ信託法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

1 この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則

1 この政令は、銀行法の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

信託表示簿及日附アル印章調製方（大正十一年十二月二十九日 司法省令第四十五号）

第一条 公証人役場ニ備フヘキ信託表示簿及日附アル印章ハ左記雛形ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二条 信託表示簿ニハ公証人其ノ枚数ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シ毎葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ契印ヲ為スコトヲ要ス

附則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則





1 この府令は、公布の日から施行する。

信託表示簿

法務局(地方法務局)所属
公証人 役場

紙数表紙ヲ除キ 枚

公証人

消 抹		号		第			
印割及章印ルア附日	請求人ノ氏名	印割及章印ルア附日	受託者ノ氏名	委 託 者		券 証 価 有	
				者ノ氏名	者ノ氏名	番 号	種 類
							
							
消 抹		号		第			
印割及章印ルア附日	請求人ノ氏名	印割及章印ルア附日	受託者ノ氏名	委 託 者		券 証 価 有	
				者ノ氏名	者ノ氏名	番 号	種 類

消 抹		号		第			
印割及章印ルア附日	請求人ノ氏名	印割及章印ルア附日	受託者ノ氏名	委 託 者		券 証 価 有	
				者ノ氏名	者ノ氏名	番 号	種 類
消 抹		号		第			
印割及章印ルア附日	請求人ノ氏名	印割及章印ルア附日	受託者ノ氏名	委 託 者		券 証 価 有	
				者ノ氏名	者ノ氏名	番 号	種 類

日附アル印章雛形



企業担保法

(昭和三十三年四月三十日
法律第百六十六号)

第一章 企業担保権

(企業担保権)

第一条 株式会社(以下「会社」という。)の総財産は、その会社の発行する社債を担保するため、一体として、企業担保権の目的とすることができる。

2 企業担保権は、物権とする。

(効力)

第二条 企業担保権者は、現に会社に属する総財産につき、他の債権者に先だつて、債権の弁済を受けることができ

る。

2 前項の規定は、会社の財産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売の場合には、適用しない。

(設定及び変更)

第三条 企業担保権の設定又は変更を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

抵当証券法

(昭和六年二月三十日
法律第十五号)

第二十七条 抵当証券ノ所持人ハ元本ノ弁済後一月内ニ債務者ニ対シテ支払ノ請求ヲ為スコトヲ要ス

② 前項ノ場合ニ於テ債務者ガ支払ヲ為サザルトキハ抵当証券ノ所持人ハ公証人又ハ執行官ニ其ノ支払ナキ旨ノ証明ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十八条 抵当証券ニ元本及利息ノ支払ノ場所ノ記載ナキ場合ニ於テ債務者ノ現時ノ住所ガ知レザルトキハ登記簿ニ記載シタル住所ニ於テ支払ノ請求ヲ為スヲ以テ足ル

商 法 (抄) (明治三十三年三月九日
法律第四十八号)

最終改正 昭和五六—法律七四

- 第百六十五条 株式会社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス
- 第百六十六条 發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス
 - 一 目的
 - 二 商号
 - 三 会社ガ発行スル株式ノ総数
 - 四 額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額
 - 五 削除
 - 六 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数並ニ額面無額面ノ別及数
 - 七 削除
 - 八 本店ノ所在地
 - 九 会社ガ公告ヲ為ス方法
 - 十 發起人ノ氏名及住所
- ② 会社ノ設立ニ際シテ発行スル額面株式ノ一株ノ金額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ

- ③ 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ハ会社が発行スル株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ
- ④ 会社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス
- 第百六十七条 定款ハ公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ
- 第百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ
 - 一 乃至三 削除
 - 四 發起人が受クベキ特別ノ利益及之ヲ受クベキ者ノ氏名
 - 五 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ対シテ与フル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数
 - 六 会社ノ成立後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名
 - 七 会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用及發起人が受クベキ報酬ノ額
- ② 現物出資ハ發起人ニ限り之ヲ為スコトヲ得
- 第百六十八条ノ二 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニ関スル左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム
 - 一 株式ノ種類及数
 - 二 株式ノ発行価額
 - 三 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

- 第百六十八条ノ三 会社ノ設立ニ際シテ発行スル無額面株式ノ発行価額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ
- 第百八十五条 創立總會ニ於テ第百六十八条第一項ニ掲グル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

- ② 第七十三條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第百八十八條 株式会社ノ設立ノ登記ハ發起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ第七十三條ノ手續終了ノ日、發起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ヲ引受ケザリントキハ創立總會終結ノ日又ハ第百八十五條若ハ前條第四項ノ手續終了ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス
- ② 前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
 - 一 第百六十六條第一項第一号乃至第四号及第九号ニ掲グル事項
 - 二 本店及支店
 - 三 第七十五條第二項第三号乃至第六号及第十二号ニ掲グル事項
 - 四 轉換株式ヲ発行スルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項
 - 五 発行済株式ノ總數並ニ種類及數
 - 六 資本ノ額
 - 七 取締役及監査役ノ氏名
 - 八 代表取締役ノ氏名及住所
 - 九 數人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定
- ③ 第六十四條第二項及第六十五條乃至六十七條ノ規定ハ株式会社ニ之ヲ準用ス
- 第百九十九條 会社ハ額面株式若ハ無額面株式又ハ其ノ双方ヲ発行スルコトヲ得
- 第二百二條 額面株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス
- ② 額面株式ノ発行価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ

- 第二百四條 株式ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ
- ② 株券ノ發行前ニ為シタル株式ノ讓渡ハ会社ニ對シ其ノ効力ヲ生ゼズ
- 第二百十二條 株式ハ資本減少ノ規定ニ從フニ非ザレバ之ヲ消却スルコトヲ得ズ但シ定款ノ規定ニ基キ株主ニ配當スベキ利益ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- ② 第二百九十三條ノ三ノ四第一項第二項及第三百七十七條第二項ノ規定ハ株式ヲ消却スル場合ニ之ヲ準用ス
- ② 第二百十三條 会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ其ノ発行シタル額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ得
 - ② 会社ガ額面株式及無額面株式ノ双方ヲ発行シタルトキハ株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ其ノ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得
 - ③ 資本ノ額ガ額面株式一株ノ金額ニ發行済株式ノ總數ヲ乗ジタル額ニ滿タザルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ得ズ
- 第二百二十二條 会社ハ利益若ハ利息ノ配當、残余財産ノ分配又ハ利益ヲ以テスル株式ノ消却ニ付内容ノ異ル數種ノ株式ヲ發行スルコトヲ得
 - ② 前項ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ各種ノ株式ノ内容及數ヲ定ムルコトヲ要ス
 - ③ 第一項ノ場合ニ於テハ定款ニ定ナキト雖モ新株ノ引受、株式ノ併合若ハ消却又ハ合併ニ因ル株式ノ割當ニ關シ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ為スコトヲ得
- 第二百二十二條ノ二 会社ガ數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ株主ガ其ノ引受ケタル株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ轉換スルコトヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ轉換ノ條件、轉換ニ因リテ発行スベキ株

式ノ内容及轉換ヲ請求シ得ベキ期間ヲ定ムルコトヲ要ス
 ② 前条第二項ノ規定ニ依リテ定ムル教種ノ株式ノ數ノ中轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ數ハ前項ノ期間内之ヲ留保スルコトヲ要ス

第二百二十二条ノ六 轉換ハ其ノ請求ヲ為シタル時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ但シ利益又ハ利息ノ配當ニ付テハ定款ヲ以テ其ノ請求ヲ為シタル時ノ属スル營業年度又ハ其ノ前營業年度ノ終ニ於テ轉換アリタルモノト看做スコトヲ得

第二百二十六条ノ二 株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ記名株式ニ付株券ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ發行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

②⑤ 略

第二百二十七条 無記名式ノ株券ハ定款ニ定アル場合ニ限り之ヲ發行スルコトヲ得

② 株主ハ何時ニテモ其ノ無記名式ノ株券ヲ記名式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

第二百三十三条 總會ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本店ノ所在地又ハ之ニ隣接スル地ニ之ヲ招集スルコトヲ

要ス

第二百三十七条ノ四 總會ノ議長ハ定款ニ定メザリシトキハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

②③ 略

第二百三十九条 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外發行済株式ノ總數ノ過半数ニ当ル株式ヲ

有スル株主出席シ其ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

②⑦ 略

第二百五十四条 取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

② 会社ハ定款ヲ以テスルモ取締役ガ株主タルコトヲ要スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得ズ

③ 会社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

第二百五十五条 取締役ハ三人以上タルコトヲ要ス

第二百五十六条 取締役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

② 最初ノ取締役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

③ 前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ妨グズ

第二百五十六条ノ二 取締役ノ選任決議ニ付テハ總會ニ出席ヲ要スル株主ノ有スベキ株式ノ數ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ發行済株式ノ總數ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ

第二百六十条ノ二 取締役ノ決議ハ取締役ノ過半数出席シ其ノ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ定款ヲ以テ此ノ要件ヲ加重スルコトヲ妨グズ

② 前項ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル取締役ハ決議ニ参加スルコトヲ得ズ

③ 前項ノ規定ニ依リテ決議ニ参加スルコトヲ得ザル取締役ノ數ハ第一項ノ取締役ノ數ニ之ヲ算入セズ

第二百六十三条 取締役ハ定款ヲ本店及支店ニ、株主名簿、端株原簿及社債原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス名義書換代理人ヲ置キタルトキハ株主名簿若ハ社債原簿若ハ其ノ複本又ハ端株原簿ヲ名義書換代理人ノ營業所ニ備置クコトヲ得

② 株主及会社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

③ 端株主ハ營業時間内何時ニテモ定款及端株原簿ノ閱覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第二百七十三条 監査役ノ任期ハ就任後二年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄トス
 ② 最初ノ監査役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ就任後一年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄トス
 ③ 前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期ノ満了前ニ退任シタル監査役ノ補欠トシテ選任セラレタル監査役ノ任期ヲ退任シタル監査役ノ任期ノ満了スベキ時迄ト為スコトヲ妨ゲズ

第二百九十三条ノ五 營業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一營業年度ニ付一回ニ限り營業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ対シ取締役会ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

②⑦ 略

第三百四十二条 定款ノ変更ヲ為スニハ株主總會ノ決議アルコトヲ要ス

② 定款ノ変更ニ関スル議案ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百四十三条 前条第一項ノ決議ハ発行済株式ノ総數ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

第三百四十七条 会社ガ発行スル株式ノ總數ハ発行済株式ノ總數ノ四倍ヲ超エテ之ヲ増加スルコトヲ得ズ

第三百四十八条 定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ拘ラズ株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

② 前項ノ決議ニ付テハ第二百四十二条第一項ノ株主モ亦議決權ヲ有ス

③ 転換社債ヲ発行シタル会社ハ転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間經過前、新株引受權附社債ヲ発行シタル会社ハ新株引受權ヲ行使シ得ベキ期間經過前ニ於テハ第一項ノ決議ヲ為スコトヲ得ズ

有限会社法 (抄)

(昭和十三年四月五日
法律第七十四号)

最終改正 昭和五六一法律七四

第二章 設立

第五条 有限会社ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス

② 商法第六十七条ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス

第六条 定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

一 目的

二 商号

三 資本ノ總額

四 出資一口ノ金額

五 社員ノ氏名住所

六 各社員ノ出資ノ口數

七 本店ノ所在地

第七条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一 削除

- 二 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格及之ニ対シテ与フル出資口数
 - 三 会社ノ成立ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名
 - 四 会社ノ負担ニ帰スベキ設立費用
- 第八条 社員ノ総数ハ五十人ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ裁判所ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 前項ノ規定ハ相続又ハ遺贈ニ因リ社員ノ数ニ変更ヲ生ズル場合ニハ之ヲ適用セズ

第九条 資本ノ総額ハ十万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第十条 出資一口ノ金額ハ均一トシ千円ヲ下ルコトヲ得ズ

第十一条 定款ヲ以テ取締役ヲ定メザルトキハ会社成立前社員総会ヲ開キ之ヲ選任スルコトヲ要ス

② 前項ノ社員総会ハ各社員之ヲ招集スルコトヲ得

第十二条 取締役ハ社員ヲシテ出資全額ノ払込又ハ現物出資ノ目的タル財産全部ノ給付ヲ為サシムルコトヲ要ス

② 商法第七十二条但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三条 有限会社ノ設立ノ登記ハ前条ノ払込又ハ給付アリタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

② 前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第六条第一号乃至第四号ニ掲グル事項

二 本店及支店

三 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

四 取締役ノ氏名及住所

五 取締役ニシテ会社ヲ代表セザル者アルトキハ会社ヲ代表スベキ者ノ氏名

六 数人ノ取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

七 監査役アルトキハ其ノ氏名及住所

③ 商法第九条乃至第十五条、第六十四条第二項及第六十五条乃至第六十七条ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス

第十四条 第七条第二号及第三号ノ財産ノ会社成立当時ニ於ケル実価ガ定款ニ定メタル価格ニ著シク不足スルトキハ会社成立当時ノ社員ハ会社ニ対シ連帯シテ其ノ不足額ヲ支払フ義務ヲ負フ

第十五条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル払込又ハ給付ノ未済ナル出資アルトキハ会社成立当時ノ取締役及社員ハ連帯シテ払込ヲ為シ又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

第十六条 前二条ニ定ムル社員ノ義務ハ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

② 前条ニ定ムル取締役ノ義務ハ総社員ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

信用金庫法 (抄) (昭和二十六年六月十五日 法律第二百三十八号)

第三章 設立及び事業免許の申請

(発起人)

第二十二条 信用金庫を設立するには、その会員にならうとする七人以上の者が発起人となることを要する。

2 信用金庫連合会を設立するには、その会員にならうとする十五以上の信用金庫が発起人となることを要する。

(定款)

第二十三条 発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の名称及び所在地
- 五 会員たる資格に関する規定
- 六 会員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及び会員の出資の最低限度額並びに出資の払込みの時期及び方法
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金の積立の方法
- 十 役員の設定及びその選任に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法
- 十三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、この期間又は事由
- 3 金庫の定款については、商法第六十七条(定款の認証)の規定を準用する。

手形法(抄)

(昭和七年七月十五日
法律第二十二号)

最終改正 昭和五六―法律六一

第七章 引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求

第四十三条 満期ニ於テ支払ナキトキハ所持人裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対シ其ノ遡求權ヲ行フコトヲ得左ノ

場合ニ於テハ満期前ト雖モ亦同ジ

- 一 引受ノ全部又ハ一部ノ拒絶アリタルトキ
- 二 引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ノ破産ノ場合、其ノ支払停止ノ場合又ハ其ノ財産ニ対スル強制執行ガ効ヲ奏セザル場合
- 三 引受ノ為ノ呈示ヲ禁ジタル手形ノ振出人ノ破産ノ場合

第四十四条 引受又ハ支払ノ拒絶ハ公正証書(引受拒絶証書又ハ支払拒絶証書)ニ依リ之ヲ証明スルコトヲ要ス

② 引受拒絶証書ハ引受ノ為ノ呈示期間内ニ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス第二十四条第一項ニ規定スル場合ニ於テ期間ノ末日ニ第一ノ呈示アリタルトキハ拒絶証書ハ其ノ翌日之ヲ作ラシムルコトヲ得

③ 確定日払、日附後定期払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ノ支払拒絶証書ハ為替手形ノ支払ヲ為スベキ日又ハ之ニ次グニ取引日内ニ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス一覽払ノ手形ノ支払拒絶証書ハ引受拒絶証書ノ作成ニ関シテ前項ニ規定スル条件ニ従ヒ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス

- ④ 引受拒絶証書アルトキハ支払ノ為ノ呈示及支払拒絶証書ヲ要セズ
- ⑤ 引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ガ支払ヲ停止シタル場合又ハ其ノ財産ニ対スル強制執行ガ効ヲ奏セザル場合ニ於テハ所持人ハ支払人ニ対シ手形ノ支払ノ為ノ呈示ヲ為シ且拒絶証書ヲ作ラシメタル後ニ非ザレバ其ノ遡求權ヲ行フコトヲ得ズ

⑥ 引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ガ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合又ハ引受ノ為ノ呈示ヲ禁シタル手形ノ振出人ガ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ所持人ガ其ノ遡求權ヲ行フニハ破産決定書ヲ提出スルヲ以テ足ル

第四十五条 所持人ハ拒絶証書作成ノ日ニ次グ又ハ無費用償還文句アル場合ニ於テ呈示ノ日ニ次グ四取引内ニ自己ノ裏書人及振出人ニ対シ引受拒絶又ハ支払拒絶アリタルコトヲ通知スルコトヲ要ス各裏書人ハ通知ヲ受ケタル日ニ次グ二取引日内ニ前ノ通知者全員ノ名称及宛所ヲ示シテ自己ノ受ケタル通知ヲ自己ノ裏書人ニ通知シ順次振出人ニ及ブモノトス此ノ期間ハ各其ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ進行ス

② 前項ノ規定ニ從ヒ為替手形ノ署名者ニ通知ヲ為ストキハ同一期間内ニ其ノ保証人ニ同一ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

③ 裏書人ガ其ノ宛所ヲ記載セズ又ハ其ノ記載ガ読ミ難キ場合ニ於テハ其ノ裏書人ノ直接ノ前者ニ通知スルヲ以テ足ル

④ 通知ヲ為スベキ者ハ如何ナル方法ニ依リテモ之ヲ為スコトヲ得単ニ為替手形ヲ返付スルニ依リテモ亦之ヲ為スコトヲ得

⑤ 通知ヲ為スベキ者ハ適法ノ期間内ニ通知ヲ為シタルコトヲ証明スルコトヲ要ス此ノ期間内ニ通知ヲ為ス書面ヲ郵便ニ付シタル場合ニ於テハ其ノ期間ヲ遵守シタルモノト看做ス

⑥ 前項ノ期間内ニ通知ヲ為サザル者ハ其ノ權利ヲ失フコトナシ但シ過失ニ因リテ生ジタル損害アルトキハ為替手形ノ金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ其ノ賠償ノ責ニ任ズ

第四十六条 振出人、裏書人又ハ保証人ハ証券ニ記載シ且署名シタル「無費用償還」、「拒絶証書不要」ノ文句其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ニ依リ所持人ニ対シ其ノ遡求權ヲ行フ為ノ引受拒絶証書又ハ支払拒絶証書ノ作成ヲ免除スルコトヲ得

② 前項ノ文言ハ所持人ニ対シ法定期間内ニ於ケル為替手形ノ呈示及通知ノ義務ヲ免除スルコトナシ期間ノ不遵守ハ所持人ニ対シ之ヲ援用スル者ニ於テ其ノ証明ヲ為スコトヲ要ス

③ 振出人ガ第一項ノ文言ヲ記載シタルトキハ一切ノ署名者ニ対シ其ノ効力ヲ裏書人又ハ保証人ガ之ヲ記載シタルトキハ其ノ裏書人又ハ保証人ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ振出人ガ此ノ文書ヲ記載シタルニ拘ラズ所持人ガ拒絶証書ヲ作ラシメタルトキハ其ノ費用ハ所持人之ヲ負担ス裏書人又ハ保証人ガ此ノ文言ヲ記載シタル場合ニ於テ拒絶証書ノ作成アリタルトキハ一切ノ署名者ヲシテ其ノ費用ヲ償還セシムルコトヲ得

第四十七条 為替手形ノ振出、引受、裏書又ハ保証ヲ為シタル者ハ所持人ニ対シ合同シテ其ノ責ニ任ズ

② 所持人ハ前項ノ債務ヲ負ヒタル順序ニ拘ラズ各別又ハ共同ニ請求ヲ為スコトヲ得

③ 為替手形ノ署名者ニシテ之ヲ受戻シタルモノモ同一ノ權利ヲ有ス

④ 債務者ノ一人ニ対スル請求ハ他ノ債務者ニ対スル請求ヲ妨グズ既ニ請求ヲ受ケタル者ノ後者ニ対シテモ亦同ジ

第四十八条 所持人ハ遡求ヲ受クル者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得

- 一 引受又ハ支払アラザリシ為替手形ノ金額及利息ノ記載アルトキハ其ノ利息
- 二 年六分ノ率ニ依ル満期以後ノ利息

三 拒絶証書ノ費用、通知ノ費用及其ノ他ノ費用

② 満期前ニ遡求權ヲ行フトキハ割引ニ依リ手形金額ヲ減ズ其ノ割引ハ所持人ノ住所地ニ於ケル遡求ノ日ノ公定割引

率（銀行率）ニ依リ之ヲ計算ス

第四十九条 為替手形ヲ受戻シタル者ハ其ノ前者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得

一 其ノ支払ヒタル総金額

二 前号ノ金額ニ対シ年六分ノ率ニ依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息

三 其ノ支出シタル費用

第五十条 遡求ヲ受ケタル又ハ受クベキ債務者ハ支払ト引換ニ拒絶証書、受取ヲ証スル記載ヲ為シタル計算書及為替手形ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

② 為替手形ヲ受戻シタル裏書人ハ自己及後者ノ裏書ヲ抹消スルコトヲ得

第五十一条 一部引受ノ後ニ遡求權ヲ行フ場合ニ於テ引受アラザリシ手形金額ノ支払ヲ為ス者ハ其ノ支払ノ旨ヲ手形ニ記載スルコト及受取証書ヲ交付スルコトヲ請求スルコトヲ得又所持人ハ爾後ノ遡求ヲ為スコトヲ得シムル為手形ノ証明謄本及拒絶証書ヲ交付スルコトヲ要ス

第五十二条 遡求權ヲ有スル者ハ反対ノ記載ナキ限り其ノ前者ノ一人ニ宛テ一覽払トシテ振出シ且其ノ者ノ住所ニ於テ支払フベキ新し手形（戻手形）ニ依リ遡求ヲ為スコトヲ得

② 戻手形ハ第四十八条及第四十九条ニ規定スル金額ノ外其ノ戻手形ノ仲立料及印紙税ヲ含ム

③ 所持人が戻手形ヲ振出ス場合ニ於テハ其ノ金額ハ本手形ノ支払地ヨリ前者ノ住所ニ宛テ振出ス一覽払ノ為替手形ノ相場ニ依リ之ヲ定ム裏書人が戻手形ヲ振出ス場合ニ於テハ其ノ金額ハ戻手形ノ振出人ガ其ノ住所ヨリ前者ノ住所ニ宛テ振出ス一覽払手形ノ相場ニ依リ之ヲ定ム

第五十三条 左ノ期間ガ経過シタルトキハ所持人ハ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対シ其ノ權利ヲ失フ但シ引受人

ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 一覽払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ノ呈示期間

二 引受拒絶証書又ハ支払拒絶証書ノ作成期間

三 無費用償還文句アル場合ニ於ケル支払ノ為ノ呈示期間

② 振出人ノ記載シタル期間内ニ引受ノ為ノ呈示ヲ為サザルトキハ所持人ハ支払拒絶及引受拒絶ニ因ル遡求權ヲ失フ但シ其ノ記載ノ文言ニ依リ振出人ガ引受ノ担保義務ノミヲ免レントスル意思ヲ有シタルコトヲ知り得ベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

③ 裏書ニ呈示期間ノ記載アルトキハ其ノ裏書人ニ限り之ヲ援用スルコトヲ得

第五十四条 法定ノ期間内ニ於ケル為替手形ノ呈示又ハ拒絶証書ノ作成ガ避クベカラザル障碍（国ノ法令ニ依ル禁制其ノ他ノ不可抗力）ニ因リテ妨ゲラレタルトキハ其ノ期間ヲ伸長ス

② 所持人ハ自己ノ裏書人ニ対シ遅滞ナク其ノ不可抗力ヲ通知シ且為替手形又ハ補箋ニ其ノ通知ヲ記載シ日附シテ之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ他ニ付テハ第四十五条ノ規定ヲ準用ス

③ 不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ遅滞ナク引受又ハ支払ノ為手形ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

④ 不可抗力ガ満期ヨリ三十日ヲ超エテ継続スルトキハ呈示又ハ拒絶証書ノ作成ヲ要セズシテ遡求權ヲ行フコトヲ得

⑤ 一覽払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ニ付テハ三十日ノ期間ハ呈示期間ノ経過前ト雖モ所持人ガ其ノ裏書人ニ不可抗力ノ通知ヲ為シタル日ヨリ進行ス一覽後定期払ノ為替手形ニ付テハ三十日ノ期間ニ為替手形ニ記載シタル一覽後ノ期間ヲ加フ

⑥ 所持人又ハ所持人ガ手形ノ呈示若ハ拒絕証書ノ作成ヲ委任シタル者ニ付テノ單純ナル人の事由ハ不可抗力ヲ構成スルモノト認メズ

小切手法（抄）

（昭和八年七月二十九日
法律第五十七号）

最終改正 昭和五六—法律六

第六章 支払拒絕ニ因ル遡求

第三十九条 適法ノ時期ニ呈示シタル小切手ノ支払ナキ場合ニ於テ左ノ何レカニ依リ支払拒絕ヲ証明スルトキハ所持人ハ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対シ其ノ遡求權ヲ行フコトヲ得

一 公正証書（拒絕証書）

二 小切手ニ呈示ノ日ヲ表示シテ記載シ且日附ヲ附シタル支払人ノ宣言

三 適法ノ時期ニ小切手ヲ呈示シタルモ其ノ支払ナカリシ旨ヲ証明シ且日附ヲ附シタル手形交換所ノ宣言

第四十条 拒絕証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ハ呈示期間經過前ニ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス

② 期間ノ末日ニ呈示アリタルトキハ拒絕証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ハ之ニ次グ第一ノ取引日ニ之ヲ作ラシムルコトヲ得

第四十一条 所持人ハ拒絕証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ノ日ニ次グ又ハ無費用償還文句アル場合ニ於テハ呈示ノ日ニ次グ四取引日内ニ自己ノ裏書人及振出人ニ対シ支払拒絕アリタルコトヲ通知スルコトヲ要ス各裏書

人ハ通知ヲ受ケタル日ニ次グ二取引日内ニ前ノ通知者全員ノ名称及宛所ヲ示シテ自己ノ受ケタル通知ヲ自己ノ裏書人ニ通知シ順次振出人ニ及ブモノトス此ノ期間ハ各其ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ進行ス

② 前項ノ規定ニ従ヒ小切手ノ署名者ニ通知ヲ為ストキハ同一期間内ニ其ノ保証人ニ同一ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

③ 裏書人が其ノ宛所ヲ記載セズ又ハ其ノ記載ガ読ミ難キ場合ニ於テハ其ノ裏書人ノ直接ノ前者ニ通知スルヲ以テ足ル

④ 通知ヲ為スベキ者ハ如何ナル方法ニ依リテモ之ヲ為スコトヲ得単ニ小切手ヲ返付スルニ依リテモ亦之ヲ為スコトヲ得

⑤ 通知ヲ為スベキ者ハ適法ノ期間内ニ通知ヲ為シタルコトヲ証明スルコトヲ要ス此ノ期間内ニ通知ヲ為ス書面ヲ郵便ニ付シタル場合ニ於テハ其ノ期間ヲ遵守シタルモノト看做ス

⑥ 前項ノ期間内ニ通知ヲ為サザル者ハ其ノ權利ヲ失フコトナシ但シ過失ニ因リテ生ジタル損害アルトキハ小切手ノ金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ其ノ賠償ノ責ニ任ズ

第四十二条 振出人、裏書人又ハ保証人ハ証券ニ記載シ且署名シタル「無費用償還」「拒絕証書不要」ノ文句其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ニ依リ所持人ニ対シ其ノ遡求權ヲ行フ為ノ拒絕証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ヲ免除スルコトヲ得

② 前項ノ文言ハ所持人ニ対シ法定期間内ニ於ケル小切手ノ呈示及通知ノ義務ヲ免除スルコトナシ期間ノ不遵守ハ所持人ニ対シ之ヲ援用スル者ニ於テ其ノ証明ヲ為スコトヲ要ス

③ 振出人ガ第一項ノ文言ヲ記載シタルトキハ一切ノ署名者ニ対シ其ノ効力ヲ生ズ裏書人又ハ保証人ガ之ヲ記載シタルトキハ其ノ裏書人又ハ保証人ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ振出人ガ此ノ文言ヲ記載シタルニ拘ラズ所持人ガ拒絕証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ作ラシメタルトキハ其ノ費用ハ所持人之ヲ負担ス裏書人又ハ保証人ガ此ノ

文言ヲ記載シタル場合ニ於テ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成アリタルトキハ一切ノ署名者ヲシテ其ノ費用ヲ償還セシムルコトヲ得

第四十三条 小切手上ノ各債務者ハ所持人ニ対シ合同シテ其ノ責ニ任ズ

② 所持人ハ前項ノ債務者ニ対シ其ノ債務ヲ負ヒタル順序ニ拘ラズ各別又ハ共同ニ請求ヲ為スコトヲ得

③ 小切手ノ署名者ニシテ之ヲ受戻シタルモノモ同一ノ権利ヲ有ス

④ 債務者ノ一人ニ対スル請求ハ他ノ債務者ニ対スル請求ヲ妨ゲズ既ニ請求ヲ受ケタル者ノ後者ニ対シテモ亦同ジ

第四十四条 所持人ハ遡求ヲ受クル者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得

一 支払アラザリシ小切手ノ金額

二 年六分ノ率ニ依ル呈示ノ日以後ノ利息

三 拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ費用、通知ノ費用及其ノ他ノ費用

第四十五条 小切手ヲ受戻シタル者ハ其ノ前者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得

一 其ノ支払ヒタル総金額

二 前号ノ金額ニ対シ年六分ノ率ニ依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息

三 其ノ支出シタル費用

第四十六条 遡求ヲ受ケタル又ハ受クベキ債務者ハ支払ト引換ニ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言、受取ヲ

証スル記載ヲ為シタル計算書及小切手ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

② 小切手ヲ受戻シタル裏書人ハ自己及後者ノ裏書ヲ抹消スルコトヲ得

第四十七条 法定ノ期間内ニ於ケル小切手ノ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ガ避クベカラ

ザル障碍(國ノ法令ニ依ル禁制其ノ他ノ不可抗力)ニ因リテ妨ゲラレタルトキハ其ノ期間ヲ伸長ス

② 所持人ハ自己ノ裏書人ニ対シ遡滞ナク其ノ不可抗力ヲ通知シ且小切手又ハ補箋ニ其ノ通知ヲ記載シ日附ヲ附シテ之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ他ニ付テハ第四十一条ノ規定ヲ準用ス

③ 不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ遡滞ナク支払ノ為小切手ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書又ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ作ラシムルコトヲ要ス

④ 不可抗力ガ所持人ニ於テ其ノ裏書人ニ不可抗力ノ通知ヲ為シタル日ヨリ十五日ヲ超エテ継続スルトキハ呈示期間經過前ニ其ノ通知ヲ為シタル場合ト雖モ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ヲ要セズシテ遡求權ヲ行フコトヲ得

⑤ 所持人又ハ所持人ガ小切手ノ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ヲ委任シタル者ニ付テノ單純ナル人的事由ハ不可抗力ヲ構成スルモノト認メズ

印紙税法(抄)

(昭和四十二年五月三十一日
法律第二十三号)

最終改正 昭和五九一法律八七

第一章 総則

第一条 (趣旨) この法律は、印紙税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、給付及び申告の手續その他印紙税

の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

第二条（課税物件） 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

第三条（納税義務者） 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書（以下「課税文書」という。）の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 一の課税文書を二以上の者が共同して作成した場合には、当該二以上の者は、その作成した課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。

第四条（課税文書の作成とみなす場合等） 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第十七号に掲げる委任状のうち、株式会社その他の政令で定める法人（以下「会社等」という。）の株主總會その他これに準ずる機関（以下「總會等」という。）における議決権の行使を委任するために作成されるもの又は同表第十九号に掲げる有価証券の譲渡に関する契約書に当該する文書のうち、新株を発行する会社と証券会社との特約により、当該証券会社が引き受ける株式を当該新株を発行する会社の株主に優先的に売り渡すこととされた場合に、当該株主により当該株式の買受けのために作成されるもの（当該買受けに係る株式の名義書換の請求の事務を当該証券会社に委任する旨が併記されているため同表第十七号に掲げる委任状になるものを含む。以下「新株買付契約書」という。）で、当該会社等又は証券会社が、政令で定めるところにより、当該委任状又は新株買付契約書に係る印紙税を納付することにつき、その本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長の承認を受け

て大蔵省で定める表示をしたものについては、当該承認を受けた者が、その委任をした者又は当該新株買付契約書により株式を買受ける者から当該委任状又は新株買付契約書を受け取った時に、これを作成したものとみなす。

3 別表第一第二十三号から第二十五号までの課税文書を一年以上にわたり継続して使用する場合には、当該課税文書を作成した日から一年を経過した日以後最初の付込みをした時に、当該課税文書を新たに作成したものとみなす。

4 一の文書（別表第一第三号から第七号まで、第十号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる文書を除く。）に、同表第一号から第二十二号までの課税文書（同表第三号から第七号まで及び第十号の課税文書を除く。）により証されるべき事項の追記をした場合又は同表第二十三号若しくは第二十四号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

5 別表第一第二十四号又は第二十五号の課税文書（以下この項において「通帳等」という。）に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額（同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。）が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該通帳等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があったものとみなす。

- 一 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項 十万円を超える金額
- 二 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項 百万円を超える金額
- 三 別表第一第二十二号の課税文書（物件名の欄1に掲げる受取書に限る。）により証されるべき事項 百万円を

超える金額

6 次条第二号に規定する者（以下この条において「国等」という。）と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとはみなし、国等以外の者（公証人を除く。）が保存するものは国等が作成したものとはみなす。

7 前項の規定は、次条第三号に規定する者その他の者（国等を除く。）とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

第五条（非課税文書） 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

第六条（納税地） 印紙税の納税地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

一 第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書 これらの承認をした税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

二 第九条第一項の請求に係る課税文書 当該請求を受けた税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

三 第十条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を挿す課税文書 当該印紙税納付計器の設置場所

四 前三号に掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされているもの 当該作成場所

五 第一号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていないもの 政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

第七条（課税標準及び税率） 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

第三章 納付、申告及び還付等

第八条（印紙による納付等） 課税文書の作成は、次条から第十三条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙（以下「相当印紙」という。）を当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書にはり付ける方法により、印紙税を納付しなければならない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。

別表第一 課税物件表（第一条―第五条、第七条、第十一条、第十二条関係）

課税物件表の適用に関する通則

1 この表における文書の所属の決定は、その表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所属を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。

2 一の文書でこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項又はこの表の一若しくは二以上の号に掲

ける文書により証されるべき事項とその他の事項とが併記され、又は混合して記載されているものその他一の文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項に該当するものは、当該各号に掲げる文書に該当する文書とする。

3 一の文書が2の規定によりこの表の各号のうち二以上の号に掲げる文書に該当することとなる場合には、次に定めるところによりその所屬を決定する。

イ 第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第二十二号までに掲げる文書とに該当する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書で契約金額の記載のないものと第八号に掲げる文書とに該当する文書は、同号に掲げる文書とし、第一号又は第二号に掲げる文書と第二十二号に掲げる文書とに該当する文書のうち、当該文書に売上代金(同号の定義の欄1に規定する売上代金をいう。以下この通則において同じ。)に係る受取金額(百万円を超えるものに限る。)の記載があるもので、当該受取金額が当該文書に記載された契約金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額)を超えるもの又は契約金額の記載のないものは、同号に掲げる文書とする。

ロ 第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に契約金額の記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより証されるべき事項ごとに区分することができる場合において、第一号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下このロにおいて同じ。)が第二号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額に満たないときは、同号に掲げる文書とする。

ハ 第三号から第二十二号までに掲げる文書のうち二以上の号に掲げる文書に該当する文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に売上代金に係る受取金額(百万円を超えるものに限る。)の記載があるときは、第二十二号に掲げる文書とする。

ニ ホに規定する場合を除くほか、第二十三号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書と第一号から第二十二号までに掲げる文書とに該当する文書は、第二十三号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書とする。

ホ 第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百万円を超えるもの、第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百万円を超えるもの又は第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第二十二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された売上代金に係る受取金額が百万円を超えるものは、それぞれ、第一号、第二号又は第二十二号に掲げる文書とする。

4 この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額その他当該文書により証されるべき事項に係る金額(以上この4において「契約金額等」という。)として当該文書に記載された金額(以下この4において「記載金額」という。)を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。

イ 当該文書に二以上の記載金額があり、かつ、これらの金額が同一の号に該当する文書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

ロ 当該文書が2の規定によりこの表の二以上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

(一) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいずれの号に掲げる文書に所属することとなるかに応じ、その所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該金額（当該金額のうち、当該文書が3の規定により証されるべき事項ごとくに区分するに属することとなる場合における当該所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。）を当該文書の記載金額とする。

ハ 当該文書が第二十二号に掲げる文書（3の規定により同号に掲げる文書となるものを含む。）のうち同号の物件名の欄1に掲げる受取書である場合には、税率の適用に関しては、イ又はロの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(一) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができるときは、売上代金に係る金額を当該受取書の記載金額とする。

(二) 当該受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額に区分することができないときは、当該記載金額（当該金額のうち売上代金に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。）を当該受取書の記載金額とする。

ニ 次の(一)から(四)までの規定に該当する文書の記載金額については、それぞれ(一)から(四)までに定めるところによる。

(一) 当該文書に記載されている単価及び数量、記号その他によりその契約金額等の計算をすることができるときは、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 第一号又は第二号に掲げる文書に当該文書に係る契約についての契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書（この表に掲げる文書を除く。）の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において当該契約についての契約金額が明らかであるとき又は当該契約についての契約金額の計算をすることができるときは、当該明らかである契約金額又は当該計算により算出した契約金額を当該第一号又は第二号に掲げる文書の記載金額とする。

(三) 第四号に掲げる文書について、その名称、番号、規格その他により、当該文書の券面金額に相当する当該文書と引換えに給付される物品の価額を明らかにすることができるときは、当該明らかにすることができる金額を当該文書の記載金額とする。

(四) 第二十二号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る有価証券の受取書に当該有価証券の発行者の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があること、又は同号に掲げる文書のうち売上代金として受け取る金銭若しくは有価証券の受取書に当該売上代金に係る受取金額の記載のある支払通知書、請求書その他これらに類する文書の名称、発行の日、記号その他の記載があることにより、当事者間において当該売上代金に係る受取金額が明らかであるときは、当該明らかである受取金額を当該受取書の記載金額とする。

ホ 当該文書の記載金額が外国通貨により表示されている場合には、当該文書を作成した日における外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項又は第二項（外国為替相場）の規定により大蔵大臣が定めた基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により当該記載金額を本邦通貨に換算した金額を

当該文書についての記載金額とする。

5 この表の第一号、第二号、第八号及び第十三号から第二十号までにおいて「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約（その予約を含む。以下同じ。）の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等」という。）を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。

6 1から5までに規定するもののほか、この表の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

番号	課税物件名	物件定義	課税標準及び税率	非課税物件
1	不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	1 不動産には、法律の規定により不動産とみなされるものほか、鉄道財団、軌道財団及び自動車交通事業財団を含むものとする。	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万元以下のもの 二百円 十万元を超え五十万元以下のもの 四百円 五十万元を超え百万円以下のもの 千円 百万円を超え五百万円以下のもの 二千円 五百万円を超え千万円以下のもの 一万円 千万円を超え五千万円以下のもの 二万円	1 契約金額の記載のある契約書（課税物件表の適用に関する通則3イの規定が適用されることによりこの号に掲げる文書となるものを除く。）のうち、当該契約金額が一万円未満のもの
2	地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書	2 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、商号及び著作権をいう。		
3	消費貸借に関する契約書	3 運送に関する契約書には、乗車券、乗船券、航空券及び運送状を含まないものとする。		
4	運送に関する契約書（用船契約書を含む。）	4 用船契約書には、航空機用の用船契約書を含むものとし、採用船契約書を含むものとする。		

番号	課税物件名	物件定義	課税標準及び税率	非課税物件
1	請負に関する契約書	1 請負には、職業野球の選手、映画俳優その他これらに類する者で政令で定めるものの役務の提供を約することを内容とする契約を含むものとする。	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 百万円以下のもの 二百円 百万円を超え二百万円以下のもの 四百円 二百万円を超え三百万円以下のもの 千円 三百万円を超え五百万円以下のもの 二千円 五百万円を超え千万円以下のもの 一万円 千万円を超え五千万円以下のもの 六万円 一億円を超え五億円以下のもの 十万円	1 契約金額の記載のある契約書（課税物件表の適用に関する通則3イの規定が適用されることによりこの号に掲げる文書となるものを除く。）のうち、当該契約金額が一万円未満のもの

三 約束手形又は為替手形

- 五億円を超え十億円以下のもの 二十万円
- 十億円を超え五十億円以下のもの 四十万円
- 五十億円を超えるもの 六十万円
- 2 契約金額の記載のない契約書一通につき 二百円

- 1 2に掲げる手形以外の手形 次に掲げる手形金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。
- 100万円以下のもの 二百円
- 100万円を超え200万円以下のもの 四百円
- 200万円を超え300万円以下のもの 六百円
- 300万円を超え500万円以下のもの 千円
- 500万円を超え千万円以下のもの 二千円
- 千万円を超え二千万円以下のもの 四千元
- 二千万円を超え三千万円以下のもの 六千元
- 三千万円を超え五千万円以下のもの 一万円
- 五千万円を超え一億円以下のもの 二万円
- 一億円を超え二億円以下のもの 四万円
- 1 手形金額が十万円未満の手形 2 手形金額の記載のない手形 3 手形の複本又は謄本

- 二億円を超え三億円以下のもの 六万円
- 三億円を超え五億円以下のもの 十万円
- 五億円を超え十億円以下のもの 十五万円
- 十億円を超えるもの 二十万円

2 次に掲げる手形

- 一通につき 二百円

イ 一覽払の手形（手形法（昭和七年法律第二十号）第三十四条第二項（一覽払の為替手形の呈示開始期日の定め）（同法第七十七条第一項第二号（約束手形への準用））において準用する場合を含む。）の定めをするものを除く。）

ロ 日本銀行又は銀行その他政令で定める金融機関を振出人及び受取人とする手形（振出人である銀行その他当該政令で定める金融機関を受取人とするものを除く。）

ハ 外国通貨により手形金額が表示される手形

ニ 外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第六号（定義）に

四 物品切手

1 物品切手とは、商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいう。

規定する非居住者の本邦にある同法第十一条(業務上の取極)に規定する外国為替公認銀行に対する本邦通貨をもつて表示される勘定を通ずる方法により決済される手形で政令で定めるもの

1 券面金額の記載のある物品切手のうち、当該券面金額が六百円未満のもの

1 券面金額の記載のある物品切手
次に掲げる券面金額(数通の物品切手を合わせて一冊又は一つづりとしているもの(課税物件表の適用に関する通則4ニ(ロ)の規定により券面金額の記載があることとされる物品切手のうち、当該物品切手と引換えに給付される物品の品名及び数量が特定されており、かつ、当該券面金額が六百円未満のもののみを合わせて一冊又は一つづりとしているものを除く。以下この号において「一つづり合せ物品切手」という。)にあつては、各通の券面金額の合計額。以下この号において同じ。)の区分に応じ、
一通(一つづり合せ物品切手にあつては、一冊又は一つづり)につき、次に掲げる税率とする。
三千円以下のもの 二百円
三千円を超えるもの 六十円
千円又はその端数ごとに

2 券面金額の記載のない物品切手
一通につき 二百円

五 株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券

1 株券には、端株券を含むものとする。
2 出資証券とは、相互会社(保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第三十二条(事業主体)の相互会社をいう。以下同じ。)の作成する基金証券及び法人の社員又は出資者たる地位を証する文書をいう。

次に掲げる券面金額(券面金額の記載のない証券で株数(端株券にあつては、端株の一株に対する割合。以下この号において同じ。)又は口数の記載のあるものにあつては、一株又は一口につき政令で定める金額に当該株数又は口数を乗じて計算した金額)の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。
五百万円以下のもの 二百円
五百万円を超え千万円以下のもの 千円
千万円を超え五千万円以下のもの 二千円
五千万円を超え一億円以下のもの 一万円
一億円を超えるもの 二万円
一通につき 四万円

1 日本銀行その他特別の法律により設立された法人で政令で定めるものの作成する出資証券
2 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条の二(証券投資信託とみなす信託)に規定する信託の受益証券で政令で定めるもの

六 合併契約書

1 合併契約書とは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百八条第一項(合併契約書の作成)(有限会社法(昭和十三

一通につき 四万円

	<p>年法律第七十四号)第六十三条(有限会社への準用)及び保険業法第七十三条(相互会社への準用)において準用する場合を含む。又は第四百十一条(合名会社又は合資会社の合併契約書)に規定する合併契約書を含む。</p>	一通につき	四万円	七 定款	<p>1 定款は、会社(相互会社を含む)の設立のときに作成される定款の原本に限るものとする。</p>	一通につき	<p>1 株式会社、有限会社又は相互会社の定款のうち、公証人法第六十二条ノ第三項(定款の認証手続)の規定により公証人の保存するもの以外のもの</p>
<p>八 継続的取引の基本となる契約書(契約期間の記載のあるものうち、当該契約期間が三月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。)</p>	<p>1 継続的取引の基本となる契約書とは、特約店契約書、代理店契約書、銀行取引約定書その他の契約書で、特定の相手方との間に継続的に生ずる取引の基本となるもののう</p>	一通につき	四千元	九 預貯金証書	<p>ち、政令で定めるものをいう。</p>	一通につき	<p>1 信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金証書で、記載された預入額が一万円未満のもの</p>

<p>九 預貯金証書</p>	<p>ち、政令で定めるものをいう。</p>	一通につき	<p>1 信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金証書で、記載された預入額が一万円未満のもの</p>	<p>十 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券</p>	<p>1 貨物引換証又は船荷証券には、商法第五百七十一条第二項(貨物引換証)の記載事項又は同法第七百六十九条(船荷証券)若しくは国際海上物品運送法(昭和三十三年法律第七十二号)第七十二条(船荷証券)の記載事項の一部を欠く証書で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとする。</p> <p>2 倉庫証券には、預証券、質入証券及び倉荷証券のほか、商法第五百九十九条(預証券等)の記載事項の一部を欠く証書</p>	一通につき	<p>二百円</p> <p>1 船荷証券の謄本</p>
--------------------	-----------------------	-------	---	-------------------------------	--	-------	-----------------------------

十一	保険証券	で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとし、農業倉庫証券及び連合農業倉庫証券を含まないものとする。	一通につき	二百円	
十二	信用状		一通につき	二百円	
十三	信託行為に関する契約書	1 信託行為に関する契約書には、信託証券を含むものとする。	一通につき	二百円	
十四	1 永小作権、地役権、質権、抵当権、租鉱権、採石権、漁業権又は入漁権の設定又は譲渡に関する契約書 2 無体財産権の実施権又は使用権の設定又は譲渡に関する契約書	1 無体財産権とは、第一号に掲げる無体財産権をいう。 2 無体財産権の使用権には、出版権を含むものとする。	一通につき	二百円	1 質屋又は公益質屋の作成する質札
十五	債務の保証に関する契約書 (主たる債務の契約書に併記するものを除く。)		一通につき	二百円	1 身元保証ニ関スル法律(昭和八年法律第四十二号)に定める身元保証に関する契約書

十六	賃貸借又は使用貸借に関する契約書		一通につき	二百円	
十七	委任状又は委任に関する契約書		一通につき	二百円	1 専ら金銭の受領を委任する委任状で、営業に関するもの
十八	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書		一通につき	二百円	
十九	物品又は有価証券の譲渡に関する契約書	1 物品の譲渡に関する契約書には、動植物その他通常物品とはいわない動産の譲渡に関する契約書及び電気供給に関する契約書を含むものとする。	一通につき	二百円	1 契約金額の記載のある契約書のうち、当該契約金額が一万円未満のもの
二十	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書		一通につき	二百円	1 契約金額の記載のある契約書のうち、当該契約金額が一万円未満のもの
二十一	配当金領収証又は配当金振込通知書	1 配当金領収証とは、配当金領収書その他名称のいかんを問わず、配当金の支払を受ける権利を表	一通につき	二百円	1 記載された配当金額が三千円未満の証書又は文書

彰する証券又は配当金の受領の事実を証するため
の証券をいう。

2 配当金振込通知書とは、配当金振込票その他名称のいかんを問わず、配当金が銀行その他の金融機関にある株主の預貯金口座その他の勘定に振込みである旨を株主に通知する文書をいう。

1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書とは、資産を譲渡し若しくは使用させること（当該資産に係る権利を設定することを含む。）又は役務を提供することによる対価（手付けを含み、有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）第二条（定義）に規定する有価証券の譲渡の対価、保険料その他政令で定めるものを除く。以下「売上代金」という。）として受

1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書で受取金額の記載のあるもの
次に掲げる受取金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。

百万円のもの	二百円
百万円を超え二百万円以下のもの	四百円
二百万円を超え三百万円以下のもの	六百円
三百万円を超え五百万円以下のもの	千円
五百万円を超え千万円以下のもの	二千円
千万円を超え二千万円以下のもの	四千円

1 記載された受取金額が三万円未満の受取書

2 営業（会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができるとなっているものが、その出資者以外の者に対して行う事業を含み、当該出資者がその出資を

二十二

1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書

2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの

け取る金銭又は有価証券の受取書をいい、次に掲げる受取書を含むものとする。

イ 当該受取書に記載されている受取金額の一部に売上代金が含まれている金銭又は有価証券の受取書及び当該受取金額の全部又は一部が売上代金であるかどうか当該受取書の記載事項により明らかにされていない金銭又は有価証券の受取書

ロ 他人の事務の委託を受けた者（以下この欄において「受託者」という。）が当該委託をした者（以下この欄において「委託者」という。）に代わつて売上代金を受け取る場合に作成する金銭又は有価証券の受取書（銀行その他の金融機関が作成する預

二千万円を超え三千万円以下のもの	六千円
三千万円を超え五千万円以下のもの	一万円
五千万円を超え一億円以下のもの	二万円
一億円を超え二億円以下のもの	四万円
二億円を超え三億円以下のもの	六万円
三億円を超え五億円以下のもの	十万円
五億円を超え十億円以下のもの	十五万円
十億円を超えるもの	二十万円

2 1に掲げる受取書以外の受取書一通につき 二百円

した法人に対して行う営業を除く。）
に關しない受取書

2 有価証券又は第九号、第十三号、第十八号若しくは前号に掲げる文書に追記した受取書

		<p>貯金口座への振込金の受取書その他これに類するもので政令で定めるものを除く。ニにおいて同じ。）</p> <p>ハ 受託者が委託者に代わつて受け取る売上代金の全部又は一部に相当する金額を委託者が受託者から受け取る場合に作成する金銭又は有価証券の受取書</p> <p>ニ 受託者が受託者に代わつて支払う売上代金の全部又は一部に相当する金額を委託者から受け取る場合に作成する金銭又は有価証券の受取書</p>	<p>一冊につき 二百円</p>	<p>1 信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金通帳</p> <p>2 所得税法第九条第一項第二号（非課税所得）に規定</p>
<p>二十三</p>	<p>預貯金通帳、信託行為に関する通帳、相互銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳</p>	<p>1 生命共済の掛金通帳とは、農業協同組合その他の法人が生命共済に係る契約に関し作成する掛金通帳で、政令で定めるものをいう。</p>	<p>一冊につき 二百円</p>	<p>1 信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金通帳</p> <p>2 所得税法第九条第一項第二号（非課税所得）に規定</p>

<p>二十四</p>	<p>第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもつて作成する通帳（前号に掲げる通帳を除く。）</p>		<p>一冊につき 四百円</p>	<p>する預貯金に係る預貯金通帳その他政令で定める普通貯金通帳</p>
<p>二十五</p>	<p>判取帳</p>	<p>1 判取帳とは、第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号に掲げる文書により証されるべき事項につき二以上の相手方から付込証明を受ける目的をもつて作成する帳簿をいう。</p>	<p>一冊につき 四千円</p>	

別表第二 非課税法人の表(第五条関係)

名 称	根 拠	法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)	
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)	
海外経済協力基金	海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)	
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)	
環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)	
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)	
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)	
空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)	
軽自動車検査協会	道路運送車両法(昭和二十六年法律百八十五号)	
高圧ガス保安協会	高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)	
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)	
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)	
公害防止事業団	公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)	
港務局	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	
小型船舶検査機構	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)	
国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)	
国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)	
国民生活センター	国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)	
国立教育会館	国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)	
国立競技場	国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)	
国立劇場	国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)	
雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)	
市街地再開発組合	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)	
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)	
社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)	
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)	
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五百十六号)	
住宅・都市整備公団	住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)	
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三百三十三号)	
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)	
新技術開発事業団	新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)	
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)	
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五号)	

信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
森林開発公団	森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
石炭鉱害事業団	石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）
石油公団	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）
繊維工業構造改善事業協会	繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）
船舶整備公団	船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
中央漁業信用基金	中小漁業融資保証法
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
中小企業事業団	中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）
帝都高速度交通営団	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）

土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合会	
土地改良事業団体連合会	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本開発銀行	日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八八号）
日本学校健康会	日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本国有鉄道	日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）
日本私学振興財団	日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）
日本消防検定協会	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五五号）
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法（昭和四十六年法律第九十四号）
日本貿易振興会	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）

日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)
日本労働協会	日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)
年金福祉事業団	年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)
農業共済基金	農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)
農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
農業信用保険協会	
農用地開発公団	農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
林業信用基金	林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百六十六号)

別表第三 非課税文書の表(第五条関係)

文	書	名	作	成	者
		国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書			日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者
		畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第三十八条第一項第五号(業務の範囲)の業務に関する文書	畜産振興事業団		
		日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)第二十条第一項第三号(業務の範囲)の業務に関する文書	日本学術振興会		
		清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)第三条第一号(中央会の事業の範囲の特例)の事業に関する文書	同法第二条第二項(定義)に規定する中央会		
		情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十八条第一項第四号及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書	情報処理振興事業協会		
		特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三十九条第一項第一号(業務)の業務に関する文書	特定産業信用基金		
		日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十一条第一項第一号(業務)の業務に関する文書	日本育英会、日本育英会の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者		
		社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第六号(定義)に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書	社会福祉法人その他当該資金を融通する者又は当該資金の融通を受ける者		
		公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十三年法律第六十五号)に定める公衆衛生修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書	当該修学資金の貸与を受ける者		

矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)に定める矯正医官修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書

母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に定める資金の貸付けに関する文書

自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)第三十一条第一項第三号及び第四号(業務)に規定する資金の貸付けに関する文書

私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十三号(福祉事業)の貸付け及び同条第三号(福祉事業)の事業に関する文書

国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十八号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第十二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書

社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書

厚生年金保険法(昭和三十一年法律第九十七号)に定めらるる自動車損害賠償責任保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書

当該修学資金の貸与を受ける者

当該資金の貸付けを受ける者

自動車事故対策センター又は当該資金の貸付けを受ける者

私立学校教職員共済組合又はその組合員

農林漁業団体職員共済組合又はその組合員

国家公務員等共済組合、国家公務員等共済組合連合会又は国家公務員等共済組合の組合員

地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合の組合員

社会保険診療報酬支払基金又は同法第一条(目的)に規定する保険者

厚生年金基金、厚生年金基金連合会、信託会社(信託業務を営む銀行を含む)又は生命保険会社

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険の業務運営に関する文書

国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会

同法第二条第六項(定義)に規定する共済契約者又は特定業種退職金共済組合から退職金共済証紙の受払に関する業務の委託を受けた金融機関

漁業共済組合若しくはその組合員又は漁業共済組合連合会

同法第二条第三号(定義)に規定する事業主

同法の規定による事業主又は同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合

農業者年金基金又は同法第二十条第一項第二号に規定する農業協同組合

自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)に定めらるる自動車損害賠償責任保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険の業務運営に関する文書

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七條第三項(退職金共済手帳の交付)の退職金共済手帳又は同法第七十六号第一項第二号(業務)の委託)の退職金共済証紙の受払に関する文書

漁業災害補償法(昭和三十一年法律第九十六号)第三号(業務)の委託に関する文書又は同法第九十六号の三第一号(業務)に定める資金の貸付け若しくは同条第二号(業務)に定める償借の保証に係る消費貸借に関する契約書(漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く)

港湾労働法(昭和四十年法律第二十号)に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書若しくは当該還付金を受領するための委任状又は同法第二十三号第一項(労働保険事務組合)の規定による労働保険事務の委託に関する文書

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第十九条第一項第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書

拒絶証書令

(昭和八年十二月十三日
勅令第三百十六号)

朕拒絶証書令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

拒絶証書令

第一条 手形(為替手形、約束手形)及小切手ノ拒絶証書ハ公証人又ハ執行官之ヲ作ル
第二条 拒絶証書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公証人又ハ執行官之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

一、拒絶者及被拒絶者ノ名称

二、拒絶者ニ対スル請求ノ趣旨及拒絶者ガ其ノ請求ニ応ゼザリシコト、拒絶者ニ面会スルコト能ハザリシコト又ハ請求ヲ為スベキ場所ガ知レザリシコト

三、請求ヲ為シ又ハ之ヲ為スコト能ハザリシ地及年月日

四、拒絶証書作成ノ場所及年月日

五、法定ノ場所外ニ於テ拒絶証書ヲ作ルトキハ拒絶者ガ之ヲ承諾シタルコト

② 支払人ガ手形法第二十四条第一項ノ規定ニ依リ第二ノ呈示ヲ為スベキコトヲ請求シタルトキハ拒絶証書ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三条 拒絶証書ノ作成ハ手形若ハ小切手又ハ附箋ニ依リテ之ヲ為ス

② 拒絶証書ハ手形又ハ小切手ノ裏面ニ記載シタル事項ニ接続シテ之ヲ作り附箋ニ依ル場合ニ於テハ公証人又ハ執行官其ノ接目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

官其ノ接目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

第四条 手形又ハ小切手ノ数通ノ複本又ハ原本及謄本ヲ呈示シタル場合ニ於テ拒絶証書ヲ作ルトキハ其ノ作成ハ一通ノ複本若ハ原本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ為スヲ以テ足ル

② 前項ノ規定ニ依リテ拒絶証書ヲ作りタルトキハ他ノ複本又ハ謄本ニ其ノ旨ヲ記載シ公証人又ハ執行官之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

③ 前条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五条 手形法第六十八条第二項(同法第七十七条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル拒絶証書ノ作成ハ手形ノ謄本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ為ス

② 引受ノ一部ノ拒絶ニ因ル拒絶証書ノ作成ハ公証人又ハ執行官ニ於テ手形ノ謄本ヲ作り其ノ謄本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ為ス

③ 第三条第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六条 数人ニ対スル請求又ハ同一人ニ対スル数回ノ請求ニ付テハ一通ノ拒絶証書ヲ作ラシムルヲ以テ足ル

第七条 拒絶証書ハ請求ヲ為シタル場所ニ於テ之作ルコトヲ要ス但シ拒絶者ノ承諾アルトキハ他ノ場所ニ於テ之作ルコトヲ妨ゲズ

② 請求ヲ為スベキ場所ガ知レザルトキハ拒絶証書ヲ作ルベキ公証人又ハ執行官ハ其ノ地ノ官署又ハ公署ニ問合ヲ為スコトヲ要ス若シ問合ヲ為スモ知レザルトキハ其ノ官署若ハ公署又ハ自己ノ役場若ハ勤務スル裁判所ニ於テ拒絶証書ヲ作ルコトヲ得

第八条 公証人又ハ執行官ガ拒絶証書ヲ作りタルトキハ其ノ謄本ニ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ其ノ役場又ハ勤務スル裁判

所ニ備フルコトヲ要ス

- 一 為替手形、約束手形又ハ小切手ノ別及番号アルトキハ其ノ番号
 - 二 金額
 - 三 振出人、支払人及支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者ノ名称
 - 四 振出ノ年月日及振出地
 - 五 満期及支払地
 - 六 支払ノ為指定セラレタル第三者、予備支払人又ハ参加引受人アルトキハ其ノ名称
- ② 拒絶証書ガ滅失シタル場合ニ於テ利害関係人ノ請求アリタルトキハ前項ノ記載ヲ為シタル謄本ニ依リテ謄本ヲ作リ之ヲ利害関係人ニ交付スルコトヲ要ス此ノ謄本ハ原本ト同一ノ効力ヲ有ス

附則

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

この政令は、執行官法（昭和四十一年法律第百一十一号）の施行の日（昭和四十一年十二月三十一日）から施行する。

相続税法（抄） （昭和二十五年三月三十一日 法律第七十三号）

最終改正 昭和六〇—法律四三

第六十条 1（略）

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定の納税義務者又は納税義務があると認められる者に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正書の原本のうち当該納税義務者又は当該納税義務があると認められる者に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。

3（略）

4 第一項及び第二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

国税徴収法（抄） （昭和二十四年四月二十日 法律第百四十七号）

最終改正 昭和五九—法律七二

第三節 国税と被担保債権との調整

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に掲げる日とし、当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に掲げる日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一 法定納期限後にその納付すべき額が確定した国税（過怠税を含む。）その更正通知書若しくは決定通知書又は納税告知書を発した日（申告納税方式による国税で申告により確定したものについては、その申告があつた日）
 二 法定納期限前に国税通則法第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求（以下「繰上請求」という。）がされた国税 当該請求に係る期限

三 第二期分の所得税（所得税法第百四条第一項（予定納税額の納付）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同項に規定する第一期において納付すべき所得税をいい、同法第百十五条（出国をする場合の予定納税額の納期限の特例）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税で同法第百四条第一項に規定する第一期において納付すべき所得税の納期限後に納付すべきものを含む。） 当該第一期において納付すべき所得税の納期限

四 相続税法第三十五条第二項（申告書の提出期限前の決定等）の規定による決定又は更正により納付すべき税額が確定した相続税又は贈与税 その決定通知書又は更正通知書を発した日

五 再評価税で確定した税額を二以上の納期において納付するものうち最初の納期後の納期において納付する再評価税 その再評価税の最初の納期限

五の二 国税通則法第十五条第三項第二号から第四号まで、第六号及び第七号（源泉徴収等による国税等）に掲げ

る国税（同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げるものについては、法定納期限以前に納付されたものを除く。）その納税告知書を発した日（納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日）

六 第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第百五十九条第三項（保全差押の金額の通知）（国税通則法第三十八条第四項（繰上保全差押））において準用する場合を含む。）の規定により告知し、又は通知した金額の国税 これらの規定による告知書又は通知書を発した日

七 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続）（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日前にその納付すべき税額が確定したもの（国税通則法第十五条第三項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる国税については、その日前に納税告知書を発したもの。以下次号において同じ。）に限る。）その相続があつた日

八 合併により消滅した法人（以下「被合併法人」という。）に属していた財産から徴収する合併後存続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の国税及び合併後存続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の国税（合併のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）その合併のあつた日

九 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税 第三十二条第一項（第二次納税義務者に対する納付通知）又は国税通則法第五十二条第二項（保証人に対する納付通知）の納付通知書を発した日

2 前項の規定は、登記（登録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。

一 公正証書

二 登記所又は公証人役場において日附のある印章が押されている私署証書

三 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十三条（内容証明）の規定により内容証明を受けた証書

3 前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法（明治三十一年法律第一号）第五条（確定日附がある証書）の規定により確定日附があるものとされた日に設定されたものとみなす。

4 第一項の質権を有する者は、第二項の証明をしなかつたため国税におくれる金額の範囲内においては、第一項の規定により国税に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。

（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）

第十六条 納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）

第十七条 納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

2 前項の規定は、登記をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

（質権及び抵当権の優先額の限度等）

第十八条 前三条の規定に基き国税に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は

抵当権者とその国税に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

2 質権又は抵当権により担保される債権額又は極度額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額又は極度額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一 不動産保存の先取特権

二 不動産工事の先取特権

三 立木の先取特権に関する法律（明治四十三年法律第五十六号）第一項（立木の先取権）の先取特権

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条（救助者の先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶債権者の先取特権）、国際海上物品運送法（昭和三十一年法律第七十二号）第十九条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十条第一項（船舶先取特権）の先取特権

五 国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保存した者の先取特権

2 前項第三号から第五号まで（同項第三号に掲げる先取特権で登記をしたものを除く。）の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対しその先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。

(法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先)

第二十条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上に国税の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一 不動産賃貸の先取特権その他質権と同一の順位又はこれらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権(前条第一項第三号から第五号までに掲げる先取特権を除く。)

二 不動産売買の先取特権

三 借地法(大正十年法律第四十九号)第十三条(土地所有者等の先取特権)、罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第八条(賃貸人等の先取特権)又は接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三十八号)第七条(賃貸人等の先取特権)に規定する先取特権

四 登記をした一般の先取特権

2 前条第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

(留置権の優先)

第二十一条 留置権が納税者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その国税は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徴収する。この場合において、その債権は、質権、抵当権、先取特権又は第二十三条第一項(法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先)に規定する担保のための仮登記により担保される債権に先立つて配当するものとする。

2 前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。

(担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収)

第二十二条 納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められるときに限り、その国税は、その質権者又は抵当権者から、これらの者がその譲渡に係る財産の強制換価手続において、その質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。

2 前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

一 前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額

二 前号の財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の国税の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額

3 税務署長は、第一項の規定により国税を徴収するため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

4 税務署長は、第一項の規定により国税を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

5 税務署長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収することができる金額の国税につき、執行機関に対し、交付要求をすることができる。

民事訴訟法（抄）（明治二十三年四月二十一日）
（法律第二十九号）

最終改正 昭和五十七—法律八三

第二百八十一条 左ノ場合ニ於テハ証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得

一 第二百七十二條乃至第二百七十四條ノ場合

二 医師、齒科醫師、薬剤師、藥種商、産婆、弁護士、弁理士、公証人、宗教又ハ禰祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者カ職務上知りタル事實ニシテ黙秘スヘキモノニ付訊問ヲ受クルトキ

三 技術又ハ職業ノ秘密ニ関スル事項ニ付訊問ヲ受クルトキ

② 前項ノ規定ハ証人カ黙秘ノ義務ヲ免セラレタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三百十四條 裁判所カ文書提出ノ申立ヲ理由アリト認メタルトキハ決定ヲ以テ文書ノ所持者ニ対シ其ノ提出ヲ命ス

② 第三者ニ対シ文書ノ提出ヲ命スル場合ニ於テハ其ノ第三者ヲ審訊スルコトヲ要ス

第三百十六條 当事者カ文書提出ノ命ニ従ハサルトキハ裁判所ハ文書ニ関スル相手方ノ主張ヲ真実ト認ムルコトヲ得

第三百二十二條 文書ノ提出又ハ送付ハ原本、正本又ハ認証アル謄本ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

② 裁判所ハ前項ノ規定ニ拘ラス原本ノ提出ヲ命シ又ハ送付ヲ為サシムルコトヲ得

③ 裁判所ハ当事者ヲシテ其ノ引用シタル文書ノ謄本又ハ抄本ヲ提出セシムルコトヲ得

第三百二十三條 文書ハ其ノ方式及趣旨ニ依リ官吏其ノ他ノ公務員カ職務上作成シタルモノト認ムヘキトキハ之ヲ真

正ナル公文書ト推定ス

② 公文書ノ真否ニ付疑アルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ当該官庁又ハ公署ニ問合ヲ為スコトヲ得

破産法（抄）（大正十一年四月二十五日）
（法律第七十一号）

最終改正 昭和四五—法律四八

第百八十六條 破産管財人必要ト認ムルトキハ裁判所書記官、執行官又ハ公証人ヲシテ破産財団ニ屬スル財産ニ封印

ヲ為サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ封印ヲ為シタル者ハ調書ヲ作ルコトヲ要ス

② 前項ノ規定ハ封印除去ノ場合ニ之ヲ準用ス

会社更生法（抄）（昭和二十七年六月七日）
（法律第七十二号）

最終改正 昭和五九—法律八八

第二百五十九條 第二百二十六條ノ規定により更生計画において更生債權者、更生担保權者又は株主に対し、あらた

に払込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立することを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所ノ認証を得た後設立ノ登記をした時に成立する。

- 2 前項の場合においては、新会社成立の時に於いて、計画の定により新会社に移転すべき会社の財産は、新会社に移転し、新会社の株式又は社債の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、株主又は社債権者となる。
- 3 第二百五十二条第一項、第二項、第四項、第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十七条の規定は、前二項の場合に準用する。
- 4 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、定款並びに計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方法を定めたときは、その選任又は選定に関する書類及び名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。
- 2 前項の場合においては、商法第六十五条（発起人の員数）、第六十七条（定款の認証）、第六十八条ノ二（設立に際しての株式発行事項の決定）、第六十九条（発起人の株式引受）、第七十条（発起設立における払込及び役員を選任）、第七十二条（検査役の調査及び裁判所の処分）、第七十五条第二項第九号（発起人の株式引受に関する株式申込証の記載）、第八十一条（検査役の調査）、第八十二条（創立総会における取締役及び監査役の選任）、第八十四条第二項、第三項（設立手続の調査及び報告）、第八十五条（変態設立事項の変更）、第八十六条（発起人に対する損害賠償の請求）、第九十二条（発起人の株式引受及び払込担保責任）、第九十三条（発起人の損害賠償責任）、第九十五条（取締役等の連帯責任）、第九十六条（発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟）、第九十八条（擬似発起人の責任）及び第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、適用しない。
- 3 第一項の場合においては、定款は、更生裁判所の認証を受けるものとし、商法第七十八条に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、同法第九十四条（会社不成立の場合の発起人の責任）に定める発起人の責任は、会社において負うものとする。
- 4 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせ、又はあらたに払込をさせないで社債を引き受けさせるときは、これらの権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。
- 5 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込若しくは現物出資をさせて株式を引き受けさせるときは、これらの者に對し発行すべき株式のうち引受のない株式については、商法第六十六条第二項（会社の設立に際して発行すべき株式の総数）の規定に反しない限り、さらに株主を募集せず、その株式数を新会社の設立に際して発行する株式の総数から控除することができる。
- 6 第二百五十二条第一項、第二項、第四項、第二百五十四条第三項、第二百五十五条第四項から第六項まで、第二百五十六条第三項及び第二百五十七条の規定は、前五項の場合に準用する。
- 7 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前条第四項に掲げる書類の外、株式の申込及び引受を証する書面、取締役及び監査役の調査報告書及びその附属書類、創立総会の議事録並びに払込を取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添附しなければならない。

刑 法 (抄) (明治四十年四月二十四日)
法律第四十五号

最終改正 昭和五五—法律三〇

第一章 法 例

第七条 本法ニ於テ公務員ト称スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ従事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ

② 公務所ト称スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪

第九十五条 公務員ノ職務ヲ執行スルニ当リ之ニ対シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

② 公務員ヲシテ或処分ヲ為サシメ若クハ為ササラシムル為メ又ハ其職ヲ辞セシムル為メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

第九十六条 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壊シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス

第九十六条ノ二 強制執行ヲ免ルル目的ヲ以テ財産ヲ隠匿、損壊若クハ仮装讓渡シ又ハ仮装ノ債務ヲ負担シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

第三百三十四条 医師、薬剤師、藥種商、産婆、弁護士、弁護人、公証人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

② 宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ

第十七章 文書偽造ノ罪

第一百五十五条 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ図画ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ図画ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

② 公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ図画ヲ変造シタル者亦同シ

③ 前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ図画ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作リタル文書若クハ図画ヲ変造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス

第一百五十六条 公務員其職務ニ関シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ図画ヲ作り又ハ文書若クハ図画ヲ変造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二条ノ例ニ依ル

第一百五十七条 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シ權利、義務ニ関スル公正証書ノ原本ニ不実ノ記載ヲ為サシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

- ② 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シ免状、鑑札又ハ旅券ニ不実ノ記載ヲ為サシメタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス
- ③ 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第百五十八条 前四条ニ記載シタル文書又ハ図画ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ図画ヲ偽造若クハ変造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ図画ヲ作り又ハ不実ノ記載ヲ為サシメタル者ト同一ノ刑ニ処ス
- ② 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第百五十九条 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ権利、義務又ハ事實証明ニ関スル文書若クハ図画ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ権利、義務又ハ事實証明ニ関スル文書若クハ図画ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス
- ② 他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル権利、義務又ハ事實証明ニ関スル文書若クハ図画ヲ変造シタル者亦同シ
- ③ 前二項ノ外権利、義務又ハ事實証明ニ関スル文書若クハ図画ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス
- 第百六十一条 前二条ニ記載シタル文書又ハ図画ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ図画ヲ偽造若クハ変造シ又ハ偽造ノ記載ヲ為シタル者ト同一ノ刑ニ処ス
- ② 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十九章 印章偽造ノ罪

- 第百六十五条 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス
- ② 公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ
- 第百六十六条 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記号ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス
- ② 公務所ノ記号ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記号ヲ使用シタル者亦同シ
- 第百六十七条 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス
- ② 他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ
- 第百六十八条 第百六十四条第二項、第百六十五条第二項、第百六十六条第二項及ヒ前条第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十章 毀棄及ヒ隠匿ノ罪

- 第百五十八条 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ処ス
- 第百五十九条 権利、義務ニ関スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

刑事訴訟法（抄）（昭和二十三年七月十日）
（法律第三百一十一号）

最終改正 昭和五十四年法律五

第百五条 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百四十九条 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

② 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百二十三条 前二条に掲げる書面以外の書面は、左のものに限り、これを証拠とすることができる。

一 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外国の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実につ

いてその公務員の作成した書面

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三 前二号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面